

令和 8 年第 2 回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和 8 年第 2 回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第 1 号 (6 月 2 日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状等伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○報告第 2 号～報告第 5 号及び議案第 3 2 号～議案第 4 1 号の一括上程、説明	10
○動議の提出	14
○日程の追加	14
○動議に対する質疑、討論、採決	15
○散会の宣告	24

第 2 号 (6 月 4 日)

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	27
○議会事務局職員	28
○開議の宣告	29
○諸般の報告	29
○一般質問	29

原子力災害時における広域避難先について……………	3 0
那珂市観光振興について……………	3 5
シニアボランティア活動について……………	4 1
1 0 番 富 山 豪 君	
那珂市が結ぶ様々な協定とその今後について……………	4 8
瓜連地区における都市計画と企業進出について……………	5 7
1 3 番 木 野 広 宣 君	
消防行政について……………	6 3
R S ウイルス感染症について……………	6 8
6 番 渡 邊 勝 巳 君	
家庭ゴミの排出について……………	7 2
歩行者の夜間の安全確保について……………	8 0
1 1 番 花 島 進 君	
ゴミ収集方法の変更について……………	8 5
デジタル教科書について……………	8 7
小中学校教師の勤務管理について……………	8 8
国民健康保険税について……………	8 9
道の駅関連の住民投票について……………	9 1
外国人労働者について……………	9 2
5 番 鈴 木 明 子 君	
酷暑期における安全な通学環境の確保について……………	9 4
子どもを暴力から守る支援体制の強化について……………	9 7
障がいのある人を支える「親亡き後」の対策について……………	1 0 8
○散会の宣告……………	1 1 2

第 3 号 （6月5日）

○議事日程……………	1 1 3
○本日の会議に付した事件……………	1 1 3
○出席議員……………	1 1 3
○欠席議員……………	1 1 3
○地方自治法第1 2 1 条第1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 3
○議会事務局職員……………	1 1 4
○開議の宣告……………	1 1 5
○諸般の報告……………	1 1 5
○一般質問……………	1 1 5

3 番 原 田 悠 嗣 君	
立ち止まるべきと考える道の駅計画について……………	1 1 6
人口減少対策について……………	1 2 4
市の副次核形成の推進について……………	1 2 7
農業の振興について……………	1 2 9
1 7 番 遠 藤 実 君	
道の駅について……………	1 3 3
1 5 番 笹 島 猛 君	
ふるさと納税の税収増を図る方策について……………	1 4 7
自主財源の拡充について……………	1 5 4
9 番 小 宅 清 史 君	
生活困窮家庭の子どもの現状と改善を……………	1 6 4
今、教育現場で起こっていることを問う……………	1 6 8
少子化対策！マッチング集会の再開を……………	1 7 6
道路の愛称を考えよう……………	1 7 9
8 番 小 池 正 夫 君	
人口減少社会の対応について……………	1 8 3
アグリビジネス戦略について……………	1 8 8
○散会の宣告……………	1 9 2

第 4 号 （6月8日）

○議事日程……………	1 9 3
○本日の会議に付した事件……………	1 9 3
○出席議員……………	1 9 3
○欠席議員……………	1 9 4
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 9 4
○議会事務局職員……………	1 9 4
○開議の宣告……………	1 9 5
○諸般の報告……………	1 9 5
○一般質問……………	1 9 5
2 番 桑 澤 直 亨 君	
こども誰でも通園制度を踏まえた子育て支援の再整理について……………	1 9 6
1 番 榊 原 一 和 君	
剛毅果断～水戸ホーリーホック本拠地移転という転機を地域力向上へつな	
ぐ那珂市の戦略～……………	2 0 9

○議案等の質疑	2 2 1
○議案の委員会付託	2 2 1
○散会の宣告	2 2 2

第 5 号 (6月19日)

○議事日程	2 2 3
○本日の会議に付した事件	2 2 3
○出席議員	2 2 3
○欠席議員	2 2 3
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	2 2 4
○議会事務局職員	2 2 4
○開議の宣告	2 2 5
○諸般の報告	2 2 5
○議案第32号～議案第41号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	2 2 5
○報告第6号の上程、説明、質疑	2 2 8
○委員会の閉会中の継続調査申出について	2 2 9
○閉会の宣告	2 2 9
○署名議員	2 3 1

那珂市告示第 9 6 号

令和 8 年第 2 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 8 年 6 月 2 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和8年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	6月2日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月3日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月4日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(寺門厚、富山、木野、渡邊、花島、鈴木)
第4日	6月5日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、遠藤、笹島、小宅、小池)
第5日	6月6日	土		休 会	
第6日	6月7日	日		休 会	
第7日	6月8日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問(桑澤、榊原) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第8日	6月9日	火		休 会	(議事整理)
第9日	6月10日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	6月11日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	6月12日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	6月13日	土		休 会	
第13日	6月14日	日		休 会	
第14日	6月15日	月	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第15日	6月16日	火		休 会	(議事整理)
第16日	6月17日	水		休 会	(議事整理)
第17日	6月18日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第18日	6月19日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	大和田 和 男 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	1 0 番	富 山 豪 君
1 1 番	花 島 進 君	1 2 番	寺 門 厚 君
1 3 番	木 野 広 宣 君	1 4 番	萩 谷 俊 行 君
1 5 番	笹 島 猛 君	1 6 番	君 嶋 寿 男 君
1 7 番	遠 藤 実 君	1 8 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和8年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月2日）

令和8年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月2日（火曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程・説明

報告第 2号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

報告第 3号 令和7年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 令和7年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 令和7年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について

議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）

議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）

議案第39号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ積載車購入）

議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）

議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第 1 原田悠嗣議員に対する辞職勧告決議の動議について

出席議員（18名）

1番 榊 原 一 和 君

3番 原 田 悠 嗣 君

5番 鈴 木 明 子 君

7番 寺 門 勲 君

2番 桑 澤 直 亨 君

4番 大和田 和 男 君

6番 渡 邊 勝 巳 君

8番 小 池 正 夫 君

9 番 小 宅 清 史 君
 1 1 番 花 島 進 君
 1 3 番 木 野 広 宣 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 遠 藤 実 君

1 0 番 富 山 豪 君
 1 2 番 寺 門 厚 君
 1 4 番 萩 谷 俊 行 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君
 1 8 番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	篠 原 広 明 君	市民生活部長	秋 山 光 広 君
保健福祉部長	萩野谷 智 通 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	会 沢 実 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄一郎 君	農 業 委 員 会 長	川 崎 慶 樹 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	石 井 宇 史 君		

議会事務局職員

事 務 局 長	横 山 明 子 君	次 長 補 佐 (総 括)	岡 本 奈織美 君
書 記	渡 邊 莊 一 君	書 記	田 村 栄 里 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和8年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 01 分

○副議長（小池正夫君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◎表彰状等伝達式

○副議長（小池正夫君） 会議に先立ちまして、全国及び茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功労に対し、表彰等がありましたので、伝達を行います。

このたび5名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰等を受けました。

誠におめでたく、心からお喜び申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前をお呼び申し上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰、10年以上在職議員として、議席番号11番、花島 進議員、議席番号10番、富山 豪議員。

茨城県市議会議長会表彰、8年以上在職議員として、議席番号9番、小宅清史議員、議席番号4番、大和田和男議員でございます。

また、茨城県市議会議長会より、感謝状が贈られております。議席番号13番、木野広宣議員。

前にお並びください。

それでは、伝達式を行います。

議席番号11番、花島 進議員。

あなたは、市議会議員として10年の市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会の表彰規定によって表彰いたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会 会長 丸子善弘

おめでとうございます。

議席番号10番、富山 豪議員。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

議席番号9番、小宅清史議員。

あなたは、市議会議員の職に当たること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上、振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和8年4月16日

茨城県市議会議長会 会長 袴塚孝雄

おめでとうございます。

議席番号4番、大和田和男議員。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

議席番号13番、木野広宣議員。

あなたは、本会の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は、誠に顕著であります。

よって、ここに感謝状を贈呈して、深甚な謝意を表します。

令和8年4月16日

茨城県市議会議長会 会長 袴塚孝雄

おめでとうございます。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、富山 豪議員より謝辞がございます。よろしくお願い申し上げます。

富山議員。

〔10番 富山 豪君 登壇〕

○10番（富山 豪君） 本日ここに、このような栄えある表彰をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

このような表彰をいただけるのも、ひとえに市民の皆様の深いご理解、ご支援、そしてここにおられます皆様方のご協力の賜物と感謝いたします。

これからも微力ではありますが、那珂市発展のため、尽力してまいりますので、これからもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが謝辞と変えさえて

いただきます。

本日は誠にありがとうございます。

○副議長（小池正夫君） 受賞されました各議員におかれましては、誠におめでとうございます。

これで、表彰伝達式を終わりにいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。

閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類及び監査委員から提出がありました令和8年3月から5月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照をください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、寺門 厚議員、13番、木野広

宣議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大和田和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月19日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から、同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第2号～報告第5号及び議案第32号～議案第41号の一括上程、 説明

○議長（大和田和男君） 日程第3、報告第2号から報告第5号及び議案第32号から議案第41号までの以上14件を一括して議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和8年第2回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より、議員各位には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

まず初めに、本定例会の冒頭、多年にわたる地方自治功労へのご功績が認められ、全国市議会議長会から花島 進議員、富山 豪議員が表彰されました。また、茨城県市議会議長会からは、小宅清史議員、大和田和男議員が表彰され、同議長会から木野広宣議員に感謝状が贈られ、その表彰伝達がございました。

表彰を受けられた皆様におかれましては、誠におめでとうございます。

この度の表彰は、市民の代表として誠心誠意その職務に精励してこられた結果であると深く敬意を表する次第でございます。

議会と行政は車の両輪に例えられますが、より良い市政の実現には、それぞれの立場から議論を尽くし、互いに尊重しながら共に歩みを進めていく必要がございます。

執行部といたしましては、様々な可能性を生かしながら各種施策を積極的に展開し、市政運営に邁進してまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き、市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。

それでは、令和8年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が4件、議案として専決処分に係るものが3件、条例の一部改正が2件、令和8年度補正予算が1件、その他が4件の計14件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第2号をお開き願います。

報告第2号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和8年2月25日午前9時20分頃、市立菅谷保育所駐車場内において、市の職員が運転する公用車が発車するため後退したところ、駐車していた相手方車両に接触し損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第3号をお開き願います。

報告第3号 令和7年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

管財事務費、戸籍住民基本台帳事務費、介護施設等整備事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、アグリビジネス戦略推進事業、特産品ブランド化推進事業、観光事務費、道路改良舗装事業、冠水対策推進事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業、菅谷飯田線道路整備事業、防災設備整備事業、小学校施設整備事業、教育用コンピューター管理事業、中学校施設整備事業、額田城跡整備事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第4号をお開き願います。

報告第4号 令和7年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第5号をお開き願います。

報告第5号 令和7年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

木崎地区地籍調査事業に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第32号をお開き願います。

議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、軽自動車税について、環境性能割の廃止に伴い軽自動車税種別割を軽自動車税と名称変更するものでございます。また、固定資産税の改修特別特例建築物に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加するとともに、バリアフリー改修の対象となる建物の種類を拡大するものでございます。

ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第33号をお開き願います。

議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、改修特別特例建築物に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加するとともに、バリアフリー改修の対象となる建物の種類を拡大するものでございます。

ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第34号をお開き願います。

議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額の新設及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額の見直し等について改正するものでございます。

続いて、議案第35号をお開き願います。

議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度介護保険料において、増額の影響を受ける被保険者に対し、増額分を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第36号をお開き願います。

議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和8年3月31日から令和10年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正をす

るものでございます。

続いて、議案第37号をお開き願います。

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算(第1号)。

予算総額に歳入歳出それぞれ3,390万5,000円を追加し、276億2,390万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、庁舎管理事業において庁舎空調設備に係る修繕料等を増額するものでございます。

民生費については、敬老事業において、敬老会開催自治会数の増加に伴い補助金等を増額するものでございます。

農林水産業費については、担い手育成支援事業において、経営改善のための農機用機械導入に係る補助金を増額するものでございます。

消防費については、自主防災組織育成事業において、自主防災組織の結成に係る補助金を増額するものでございます。

教育費については、給食センター施設管理事業において、食器類乾燥用の熱風送風機に係る修繕料等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、議案第38号をお開き願います。

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）。

消防団第4分団第1部配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第39号をお開き願います。

議案第39号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ積載車購入）。

消防団第8分団第3部配備の小型動力ポンプ積載車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第40号をお開き願います。

議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）。

国のGIGAスクール構想に基づき令和3年度に整備した小中学校の学習用タブレット端末について、配備から5年が経過し更新時期を迎えることから、端末の入替えを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第41号をお開き願います。

議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について。

菅谷市毛線街路整備事業に係る道路改良工事について、排水構造物の埋め戻し材の変更等が生じたことから、建設工事請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を、那珂市議会会議規則第14条の規定により提出させていただきます。

○議長（大和田和男君） ただいま、桑澤直亨議員から、原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議についての動議が提出され、所定10名の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（大和田和男君） お諮りいたします。本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） ご異議がありますので、起立による採決をいたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大和田和男君） 起立多数であります。

よって、この本動議を日程追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。ご着席ください。

暫時休憩いたします。

ただちに、議会運営委員会を開催いたしますので、関係者は第2委員会室にご参集願います。

また、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員各位は全員協議会室にご参集お願いいたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 11 時 50 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎動議に対する質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 追加日程第 1、原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題といたします。

ここで、地方自治法117条の規定により、原田悠嗣議員の退場を求めます。

〔3 番 原田悠嗣君 退場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 50 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

桑澤直亨議員、登壇願います。

〔2 番 桑澤直亨君 登壇〕

○2 番（桑澤直亨君） ただいま議題となりました原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議案について、提案理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険料の負担を回避したのではないかとの疑念を市民に抱かせる行為に関するものであり、市民から選ばれた市議会議員としての政治倫理と、説明責任が厳しく問われる事案であります。

初めに申し上げますが、本決議案は、法令違反の有無を議会として断定するものではありません。しかしながら、市議会議員は法令を遵守することはもとより、公的制度の主旨を尊重し、市民の疑惑を招かないよう高い倫理観を持って行動することが求められる立場にあります。

国民健康保険制度は、市民がそれぞれの負担能力に応じて保険料を負担し、互いに支え合う社会保障制度であります。その制度の公平性に疑念を抱かせる行為は、市民の制度への信頼だけでなく、議会及び議員に対する信頼を損なうものと言わざるを得ません。

本件については、令和8年5月26日に開催されました全員協議会において、本人から説明が行われ、各議員からの質疑が行われました。また、議長からは厳重注意が行われたところでもあります。

しかしながら、全員協議会における説明及び質疑応答を経ても、市民の疑念が十分に払拭されたとは言えません。また、議長における厳重注意は、議会内における一定の対応であると受け止めておりますが、それをもって議会として市民に対する責任ある意思表示が尽くされたとは言えないと考えます。

同種の事案については、他の地方議会においても市民の信頼を著しく損なうものとして、議員辞職勧告決議案が提出され、または可決されるなどの対応がとられております。那珂市議会としても、議会基本条例及び政治倫理に照らし、本件を看過することなく議会としての明確な意思を示す必要があります。

議員辞職勧告は、法的拘束力を有するものではありません。最終的に議員の職を辞するかどうかは本人の判断に委ねられるものであります。

しかし、だからこそ議会としては、市民から選ばれた議員に求められる倫理性、説明責任、そして議会全体への信頼を守る観点から、本件に対する厳正な意思を示す必要があります。

よって、原田悠嗣議員に対し、本件の重大性を厳粛に受け止め、市民の信頼を回復するため、自らその政治的、道義的責任を明らかにするとともに、速やかに那珂市議会議員を辞職することを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大和田和男君） これより本動議に対する質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島議員の発言を許します。

花島議員、登壇願います。

〔11番 花島 進君 登壇〕

○11番（花島 進君） 提案者にお伺いします。

この件につきましては、さきの全員協議会で、本人、それから議長から説明ありました。

それ以降、新しい事実なり、違法性についての事実関係、何が分かったのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 先ほど、提案理由のほうでも申し上げましたとおり、議会として法的な違法性を断定する目的で行うものでございせん。

あくまでも、政治的、道義的責任の方を今回問うためのものでございますので、そこに関しては、申し上げたとおり議会としての判断をするところではないと思っております。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 道義的責任という言葉だけではよく分からないですね。

どういう道義的責任なのか、もう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。

例えば、違法性がどれだけあるかというのは非常に重要な要素なんですが、その辺はどういう認識でしょうか。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 先ほどから申し上げております通り、法的責任の部分に関して断定するものではございませんので、そこに関しては議会として判断をするところではないと思っております。

道義的責任の部分に関してございますけれども、道義的責任と言えば、法令違反の有無、そういったものとは別に、公人として、また議員としての倫理やモラル、そういったものに照らして問われる責任であるかと思っております。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 道義的責任と言うときに考えたときに、例えばこの行為によって、原田氏がどれだけの利益を得たのかというのが非常に大きな要素になると思うのですが、その辺については、把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） どれだけの利益を得たというところに関しても、議会としてそこを判断できるかという、そこは判断する必要はないかと思っております。

事実として、そういった勤務実態のない法人に属し、正式な保険料負担を逃れていたという事実自体が問題であるかと思えます。

○議長（大和田和男君） 正午になりましたが、このまま議事を続けたいと思います。
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） それでは、議事を続けたいと思います。

以上で、通告1番、花島議員の質疑を終結いたします。

続きまして、通告2番、遠藤議員の発言を許します。

遠藤議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 提出者に質問させていただきます。

今回の議員辞職勧告決議に関しては、まずその原田議員が行った行為というのは、違法なのか、そしてまたこの辞職勧告まで出す必要性がどこまであったのかをお伺いします。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） こちらも先ほど提案理由でも申し上げた通りでございます。法的事実を最終的に断定するものではないと思っております。

さらに、重過ぎるのかというところですか。その点につきましては、市議会議員においては、法令違反でなければ、何をしてもよいということではないかと思えます。市民の疑惑を

招かない行動や、高い倫理観、そして説明責任が求められると思っております。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） もちろん、何をしてもいいなんてことは一言も言っておりません。

今回の原田議員の行動に関しては、やはり十分に反省をしていただく必要があるだろうと、私自身は思っております。

そのため、この間の全員協議会でヒアリングをして、その状況でこれは公人としてはふさわしくないだろうというようなことで、議長からは嚴重注意が出ました。

そういうふうな事案だとは思いますが、辞職勧告ですよ、辞職勧告。この重みをどう捉えていらっしゃるかなんですが、私もちょっと調べました、全国でいわゆる市区町村議会で辞職勧告というのはどういったものに対して出されるのか、皆さんも当然調べていらっしゃると思うのですが、例えば、個人名も議会名も伏せますが、飲酒運転、農地違反転用、数年間にわたるセクハラ行為、労働基準法違反などによる書類送検、議場でのスマホゲームの操作、選挙区内の有権者に菓子を手渡した、請願書の偽造、等々です。確かにこういった案件なのかなというふうに思いますけれども、いわゆる法令違反が主であって、また議員の活動の実態として非常によろしくない、そういう案件が一応他の事例としては、辞職勧告決議を受けているという案件でございました。

なので、今回の件は、違法なのか、そこが大事なのです。

今回の件は、議員活動の一環ではないから、そうすると議員活動の一環でなければ、じゃ、違法なのかどうかすごく大事なんです。私の今までのほかの事例で見ると違法ですから、違法だからこういったものを出されても仕方ないと私自身は判断をしています。

この決議案に書かれているのは、根拠のようなものは、議会基本条例で品位の保持に努め云々とあります。これは、議員活動に対して書かれている誓言であります。議員活動に関して書かれている誓言。だから、今回の原田議員の案件はまた別ではないかと。

那珂市政治倫理条例に関しては、議員の政治倫理の確立を計るということを書かれてあります。これ文言としては書かれておりますが、非常に抽象的です。ですから、どこまで拡大解釈をすべきかという疑念がある訳ですが、いわゆる議長による重大な、これやめなさいと、今後はやめなさいと出ているにも関わらず、議員辞職勧告までする必要があるのか、もう一度お聞きします。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） はい、議長による嚴重注意、勿論先ほど、提案理由の中でも申し上げました。議会内における一定の対応であると私も受け止めております。

しかしながら、本件は議会内だけの問題ではなく、市民の信頼に関わる問題であるかと思っております。嚴重注意だけでは、議会としての市民に対してどのような意思を示すのが、十分ではないと考えます。

本決議案は、議長の注意とは別に、議会全体としての意思を明確にするために提出させて

いただきました。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） こういうことは、議会議員活動の中におけることでない場合は、まず法令に照らして違法かどうかはまず大きな判断基準です。それじゃないものもありますが、これは慎重にも慎重を重ねてやるべきなんです。辞職勧告決議ですから、この重み皆さんお分かりでしょうか。

これは議決された場合、市民に対して議員のいわゆる立場を生殺与奪するものですから、なんでそこまで必要だったのかと聞かれます。法令に反してはいないのでありますから、よっぽどの案件でないと、これは市民の目が厳しいと思います。

我々は市民から投票されてその立場があるので、投票の立場を奪うという権利ですから、議会として。これは違法ではないのに奪うのですから。

そういうふうな重みをどう感じていらっしゃるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 私は、法令違反なのか、法令違反であると、そういったものは話はしておりません。あくまでも、そこは議会として断定するものではないと申し上げておりますけれども、さきほど、遠藤議員がお調べいただいた部分に関して言えば、その他の議会でもこの案件について、議員辞職勧告決議案が可決されている議会もございます。そういった意味で、この案件についてどれだけ重大さをもっているのか、どう考えているのか、議員辞職の重み、勿論わかります。

ただ、この制度に対し、本来であれば、我々公人が率先してその制度の維持、普及、そういったものに対して関わっていくべきものであるものに対し、ある種裏切るような行為をしていること自体は、大変重い案件だと私は思っております。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、遠藤議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告によります本動議の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議の動議につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、本動議につきましては、議員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

また、討論の発言に際しましては、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により、議長より指名いたします。

討論の通告がありましたので、本動議について花島議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○11番（花島 進君） 議案について反対の意見を述べます。

まず、原田議員の国保税逃れは、不当とは考えています。

ですが、今の時点でその違法性、またそれによって原田議員が得た利益の程度は全くと言っていいほど明らかではありません。もし、辞職勧告をするのであれば、もっと事実関係が明らかになってからでよいと私は考えています。

先ほど、市民に対するアピールのような答弁がありましたが、そういう感情的な話だけで物事を進めるべきではないと私は考えています。もしも、きちんとした形で辞職勧告を議論するであれば、もっと事実関係を調査した上で、勧告案を出すべきかと私は思っています。

ということで、先ほど言いましたように、少なくとも現時点で辞職を求めることは妥当とは考えていません、また勧告が出ても、本人が辞めなければよいという話がありますが、辞職勧告というのは、そういう安易なものではないと私は考えています。

多くの議員が、あんたは議員の資格がないと言っているのです。その重みから見ても、現時点での辞職勧告は妥当ではないと考えています、ですから反対です。

以上。

○議長（大和田和男君） 続いて、小宅議員に発言を許します。

自席でお願いいたします。

○9番（小宅清史君） 原田悠嗣議員に対する辞職勧告決議案に対して、賛成の立場から討論いたします。

今回のいわゆる国保逃れと言う事件を私は報道で知ったわけですが、当初、これは個人の事情さまざまであり、社会保険制度そのものの欠陥を利用した、グレーではあるものの、合法的な制度利用であると理解しておりました。

日本維新の会所属議員、次いで参政党所属議員が同様の手法を用いていたというような報道もあり、制度上可能な行為である以上、その是非は国において議論されるべき課題であるとも考えておりました。

しかしながら、その後の経緯や市民の受け止め方、そして議員として負うべき責任の重さを考えますと、本件は単なる制度利用の問題ではなく、市民からの信頼そのものに係る問題であるとせざるを得ないとの考えに至りました。

議員は市民の代表であり、税金や保険料の使い方を決める立場にあります。今回は、市民が納めるべき税金や保険料の上に成り立つ制度について、その負担を避けることを目的としたのではないかと疑念を持たれば、それだけで市民との信頼関係は大きく損なわれます。

私はこの討論を行うことに、決して喜びを感じているわけではありません。むしろ同じ議会に身を置くものとして、大変残念であり、心苦しく感じております。

しかし、ここで思い起こされるのが、中国三国時代の蜀の軍師であり、宰相であった諸葛

孔明の孔明涙をふるいて馬謖を斬るという故事であります。

孔明は自らが高く評価し、自分の後継者として期待を寄せていた馬謖を重用しました。しかし、馬謖は軍令に背いて大敗を招き、多くの犠牲を出してしまいました。孔明はその才能を惜しみ、深い情を抱いていたにも関わらず、軍の規律と組織への信頼を守るため、涙を流しながらも馬謖を処断したと伝えられております。

この故事が今日まで語り繋がれているのは、組織を預かる者には私情よりも、公の責任を優先しなければならない場面があることを示しているからです。

今回の辞職勧告決議も同様です。原田議員個人に対する好き嫌いや感情論ではありません。むしろ、できれば仲間として守ってあげたい気持ちも多分にあります。ですが、議会に対する市民の信頼を守るため、そして議員には高い倫理観が求められるという姿勢を明確に示すためには、こう判断せざるを得ません。

むしろ、私たちが合法だから問題ない、説明が不十分でも構わないと看過してしまったならば、この先市民は我々の議会に対して、何を期待できるでしょうか。議員が自らに甘い判断を下したという印象だけが残し、那珂市議会全体の信頼失墜につながりかねません。

今、私たちに求められているのは、1人の議員を守る事ではなく、市民から託された議会の信頼を守る事です。そのためには、本当に苦渋の決断ではありますが、厳しい意思表示を行わなければなりません。諸葛孔明が涙を流しながらも馬謖を斬ったように、私たちもまた私情を捨て公の責任を果たさなければなりません。

以上の理由により、大変遺憾ではありますが、本決議案には賛成せざるを得ません。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大和田和男君） 続きまして、笹島議員に発言を許します。

笹島議員、自席でお願いいたします。

○15番（笹島 猛君） 原田議員に対する議員辞職勧告案に対して、反対の立場から討論を行います。

議員に議案提出権があるからと言って、何でも提案してよいものではありません。

この1つが、議員辞職勧告決議です。

当該議員が議員として適当か、不適当かは選挙した住民が判断すべきことです。選挙された議員が同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権限はありません。それは4年毎に行われる選挙で住民が判断すべきことです。

当選1期の議員の中には、議員になれば何でも発言できている人がいます。

言論の自由があるのが議会だから、そう思うのは当然のことかもしれませんが、議会外で活動していた時には制約がなく、発言した人に限って、議員になれば言論の自由がうんとあると錯覚する、実際には制約のほうが多いです。不祥事を起こした議員は自ら住民代表の議員として適、不適のいずれかであるかを判断をする必要があります。

いわゆる政治的責任をどういう方法でとるかは、当該議員が決めることであり、議会や同

僚議員が辞職勧告決議で議員に強要することではありません。議員辞職勧告決議の取り扱いを巡って、議員間が対立し、議会本来の使命である議案の審議が停滞する事例も見られます。これでは、議会の住民の信頼を失うことになりかねません。

議員の任期4年は法律で保障されております。よって原田議員の議員辞職の決議案には反対いたします。

○議長（大和田和男君） 続きまして、渡邊議員に発言を許します。

渡邊議員、自席でお願いいたします。

○6番（渡邊勝巳君） 原田悠嗣議員に対する辞職勧告決議案について、賛成の立場から討論をいたします。

初めに、那珂市議会基本条例と本件との関係についてですが、本条例前文では、市民に開かれた議会、存在感のある信頼される議会を目指すとしております。また、第1条では、市民の付託に応えることを目的としております。

今回の件で、市民が納得できる説明があったか、信頼を損なっていないかが論点になると考えております。

次に、第3条では、議会は市政の監視を行う重要な責務を担うとされております。そのために、市政に法令遵守や説明責任を求める立場の議員自身についても同様の説明責任が求められるのではないかという整理が可能となります。

また、那珂市政治倫理条例との関係につきましては、政治倫理の確立、公正で民主的な市政の発展を目的とし、第2条では、議員は市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるということを求めています。

今回の件では、違法性が最終確定しているかとは別に、制度の主旨に沿った行動だったか、市民から理解を得られる行動であったかが、倫理上の争点になると考えます。

本件に関しましては、5月26日に開催されました、那珂市議会全員協議会において原田議員から議員全員に対し、違法との認識はなかったとの説明がなされていますが、所属党からなぜ処分を受けたのか、その理由を理解をしていないとのことでした。さらに、原田議員は、教育厚生常任委員会に所属しており、国民健康保険に関し、市政の監視を行う立場であったことから、制度については理解をしていなければならなかったはずであったと考えております。

一方で、当議会として検討すべき事項は、原田議員自身の認識のみならず、実際の行為が制度の主旨や法令に適合していたかどうか、市民の信頼にどのような影響を与えたかという点にあります。さらに、市議会議員は、市民の付託を受けた公職にあり、高い倫理性と説明責任が求められます。すなわち私たち市議会議員は、市民から市民の代表者として、公的な権限と責任の遂行を任され、信頼して託されたものです。

ですから、私たち市議会議員は、その市民からの付託に応えるべく、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、品位を保持し、公正で誠実な言動をすることと私たち議員

自らが定めたのではないのでしょうか。となれば、今回の件は、那珂市議会議員のあるべき姿を定めた那珂市議会基本条例及び那珂市政治倫理条例に照らしても、何ら問題がないとは言えないと考えております。

よって、本議案にある原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成するもやむを得ないと私は考えております。

原田議員におかれましては、自信を律していただき、改めて市民の付託を得ていただきますようお願いするとともに、議員各位には、議員自ら定めた那珂市議会基本条例及び那珂市政治倫理条例の主旨と市民に開かれた議会、存在感のある信頼された議会、市民の付託に応える議会を堅持するため、ご判断をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（大和田和男君） 続きまして、遠藤議員に発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いいたします。

○17番（遠藤 実君） 原田議員に対する辞職勧告決議案について、反対の立場から討論します。

このたびの決議案については、原田議員の政治活動以外の問題に対して出されています。

本件については、違法ではないものの、脱法的手法が世間的に問題視されており、決して見過ごすことはできません。

国保税を真面目に払っている市民からの感情からすれば、原田議員は議員個人としてしっかり市民に説明するべきですし、私たち那珂市議会としては、今後、二度とこのようなことのないよう猛省を促すべきであります。

そして、それは先日、全員協議会において議長よりその旨の話があり、その場で厳重注意がなされました。

私は、ここまででよいのではないかと現時点では考えております。

そもそも、議会として議員の責任を問う度合いとして、厳重にいさめることは必要であります。本人も深く反省しているというのであれば、あとはその経緯を見守るということで、現時点では十分ではないでしょうか。

なお、参政党の処分についての評価もいろいろあるようですが、それはあくまで党の判断ですから、那珂市議会の判断とは全く関係ありません。

さて、那珂市議会としてどう考えるかではありますが、辞職勧告となると、実質的に議員の生殺与奪の権利であります。その権利が果たして今回の案件にふさわしい事なののでしょうか。議会として議員に罰を与えるとすれば、議員活動として許されないことをした重大なる瑕疵があったということであれば、やむを得ないと思います。しかし、今回の案件はそもそも議員活動以外の話であり、それが個人としてふさわしくないという判断に至るのであれば、それは議員本人が市民に対して、説明、弁明することであり、責任はひとえに市民に対して尽くされることです。

それを議会全体として、今回の案件をもって議員を辞めろというのは、少し違うのではな

いでしょうか。議員には投票してくれた有権者がいます。その有権者がその議員に対して抱いた希望や願望を議会が奪うことはできるのでしょうか。奪えたとすれば、それはそれなりに有権者の期待を裏切った議員活動をしたこと、もしくは期待どおりの議員活動しない議員に対してこそ対象となるべきでしょう。

今回の案件のように、議員の個人的な件で、辞職勧告決議までなされた、これが違法ではなく、色々なハラスメントではないという前例が残ると、今後さまざまな案件にまで、軽々に踏襲される恐れも出てきます。政治活動以外の案件で、安易に辞職勧告決議などするべきではなく、慎重の上にも慎重に考えなければなりません。

いずれにしても、今回の案件は、原田議員に期待した有権者の想いを抜本的に消し去る行為とも思えず、議会全体として議員を辞めろとまで言える案件とも思えないため、今回の辞職勧告決議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 以上で、本動議の討論を終結いたします。

これより原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を採決いたします。

本案は、起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案を可決することに賛成の諸君の規律を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大和田和男君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、原田悠嗣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決することに決定をいたしました。

原田悠嗣議員の入場を許可いたします。

〔3番 原田悠嗣君 入場〕

○議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 26 分

再開 午後 零時 27 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

おつかれさまでした。

散会 午後 零時 27 分

令和8年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月4日）

令和8年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月4日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	大和田 和 男 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	富 山 豪 君
11 番	花 島 進 君	12 番	寺 門 厚 君
13 番	木 野 広 宣 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	篠 原 広 明 君	市民生活部長	秋 山 光 広 君
保健福祉部長	萩野谷 智 通 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	会 沢 実 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄一郎 君	農 業 委 員 会 長	川 崎 慶 樹 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	石 井 宇 史 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局 長	横山 明子 君	次長 補佐 (総括)	岡本 奈織美 君
書 記	渡邊 莊一 君	書 記	田村 栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

昨日の台風6号がありましたが、市内では倒木と家屋の被害がございました。幸い人的被害はなかったということでよかったと思いますが、被災された方々にお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、早速、ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（大和田和男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりでございます。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に、一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から11番までの議員が行います。来週月曜日は、通告12番及び13番の議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださ

いますようお願いいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（大和田和男君） 通告1番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 原子力災害時における広域避難先について。 2. 那珂市観光振興について。
3. シニアボランティア活動について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔12番 寺門 厚君 登壇〕

○12番（寺門 厚君） 議席番号12番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問に先立ちまして、台風6号、今日も余波が残っておりますけれども、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

今日はトップバッターということで、3回目かなということで記憶をしておりますが、いつこの壇に立ちましても緊張はするもので、今日も執行部におかれましては、簡潔明瞭なる答弁をよろしく願いをしておきます。

では、質問に入りたいと思います。

最初の質問は、原子力災害時における広域避難についてであります。

今年3月30日に東海第二原子力発電所での原子力災害時に備え、栃木県日光市及び塩谷町との3者間で原子力災害時における那珂市民の県外広域避難先に関する協定が締結されました。

この協定により、本市の避難先未決定者数約2万人の避難先は確保されたのかどうか、伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

原子力災害時の広域避難におきましては、令和5年1月に1人当たり2平米から3平米に避難所の必要面積が見直され、本市においては約2万人分が不足となりました。

この不足分につきましては、県の調整の下、令和8年3月30日、本市、栃木県日光市、塩谷町との3者間において、原子力災害時における那珂市民の県外広域避難に関する協定を締結いたしました。これにより全市民の避難先を確保できました。

さらには、大規模災害に備え、円滑な相互応援を行うための災害時における相互応援に関する協定を両市町と同日に締結いたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

〔12番 寺門 厚君 登壇〕

○12番（寺門 厚君） 市として、全市民分の避難先が確保されたとのことでもあります。まずはこの点を評価いたします。

しかしながら、避難は行き先があるだけでは不十分であります。

熊本地震や能登半島地震でも明らかになったように、避難環境の質こそが命を守る最後のとりでとなります。そこで、新たな広域避難先の避難環境についてですけれども、避難先の1人当たり占有面積はどれくらいなのか、パーテーションメントの利用はあるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

避難所の1人当たり面積については3平米になります。

また、避難所内ではプライバシー等に配慮するため、パーテーションメントなどを活用いたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 分かりました。

パーテーションメントは、全避難者分を確実に準備できるのか、県受入れ自治体との費用負担の整理は進んでいるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

パーテーションメントにつきましては、現在、全面緊急事態時に即時避難が必要となる原子力施設から5キロ以内の本米崎住民分を、本市及び県において確保する予定としております。

また、そのほかの住民分については、国、他県からの支援により確保する予定です。避難先となる自治体におきましては、避難をした際に必要とするパーテーションメントなどの防災資機材については貸与されることになっております。

そのほか広域避難に要した費用は、協定において本市が負担することとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 分かりました。

本米崎、PAZ住民分ですね。これは確保できているのかなというふうに理解できます。

それ以外5キロ以上、UPZ住民分については、国や他県の応援頼みということでございます。原子力災害は応援が間に合わない可能性を常に想定すべきであります。PAZ以外の住民についても、那珂市として確実にパーテーションメントを確保する手だてを講じていただきたいと思います。

次は、避難所となる公共施設の詳細、体育館、コミュニティセンター別、空調のありなし、受入れ人数等について、どのようになっているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

避難所につきましては、令和8年4月時点になりますが、筑西市が55施設で2万2,337人、桜川市が28施設で9,755人、日光市が43施設で1万3,658人、塩谷町が19施設で1万958人、合計で145施設5万6,708人になります。

また、避難施設の空調設備につきましては、未設置の施設もあります。空調設備も含め、各自治体の避難施設の状況につきましては、年1回の確認をしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 避難所は筑西市、桜川市、新たに日光市、塩谷町の計145施設ということですね。人員的には約5万6,000人分は確保できたということであります。

また、空調設置状況は未設置施設もあるとのことであります。

災害は季節や時間、天候に関係なく発生をいたします。避難所の空調設備のあるなしが、避難所の生死に大きく影響をします。ついては、空調未設置施設の割合、今後の整備計画について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

空調設備の設置状況につきましては、令和8年4月時点になりますが、筑西市が55施設中42施設で約8割、桜川市が28施設中4施設で約1割となっております。また、日光市と塩谷町についても、整備計画の有無も含め今後確認してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 避難所の空調設置状況は今答弁にありましたように、自治体間で差があり過ぎるというふうに思います。

今後、全施設の空調状況把握と整備計画の確認をしっかりと行っていただきたいと思います。

では、避難ルートと避難方法はどのようになるのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

避難ルートにつきましては、主要避難経路及び代替の避難経路の選定整理をしているところ です。

避難方法につきましては、渋滞軽減のため乗り合わせによる自家用車での避難を基本とし、自家用車での避難ができない場合は、指定の一時集合場所からのバス避難としております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 避難ルートの選定は渋滞予測、避難開始タイミングとセットで検討しなければ意味がないというふうに思います。渋滞予測のシミュレーション、避難開始タイミングはどこまで検討が進んでいるのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

渋滞予測につきましては、現在県においてどの程度の時間で避難や一時移転が完了するかをシミュレーションしております。

また、避難開始のタイミングについては、原子力災害対策指針に基づき、原子力施設の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、国が避難等の必要性を判断し、避難指示を発令いたします。住民への周知は県と市が行います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 県がシミュレーション中ということであります。市としても、県の結果を踏まえ、独自の渋滞対策を検討すべきだというふうに考えます。

次は、避難行動要支援者の避難についてどのようになるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

避難行動要支援者の避難になりますが、施設入所者につきましては、事前に施設間で調整し、計画を策定しております。

また、ご自宅にお住まいの要支援者におきましては、避難行動要支援者支援プランにより、県が主となって確保するバスや福祉車両により福祉避難所や避難所に避難いたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 要支援者の避難は県が主体となって、バス、福祉車両を確保ということではありますが、実際に誰が迎えにいくのか、市としての責任分担が明確ではありません。

市としての個別支援計画の作成率はどれくらいなのか。運用面の責任分担はどうするのかについて伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

原子力災害に係る避難支援等関係者の役割を含め、避難行動要支援者支援プランにつきましては、地域の皆様のご協力をいただきながら作成を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 支援プランは今後作成を進めていくということであります。しかし、原子力災害時の避難は一刻を争います。迎えにいく主体を明確化にし、実働できる体制を整えていただきたいと思います。

以前配布された原子力災害時の避難マップでは、私の地元、芳野地区は桜川市の真壁地区へ自治会単位での避難ということになっていました。

今後については、広域避難先の地区別見直しはどのようなになるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

平成29年に全世帯に配布いたしました原子力災害に備えた避難ガイドマップにおいては、地区ごとに避難所を示しておりました。

しかし、1人当たりの避難面積変更により避難先及び避難所が増えたことから、見直しをしているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 避難ガイドマップの見直しを検討中ということでございます。

住民への周知開始時期、地区ごとにどこへ行くのかという最も重要な情報の提示方法、この2点について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

避難ガイドマップにつきましては、現在策定を進めております広域避難計画の一部を反映させて作成するため、計画の策定後、速やかに着手し、完成次第、市内の全世帯へ配布する予定です。

そのほかには、市ホームページやSNS、広報紙等を活用し、情報発信と周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 広域避難計画が未定では、避難ガイドマップも作成できません。住民への周知は最低でも1年が必要と考えます。

以前、周知した避難方法との違いや避難先がどこになるのか、住民へ避難骨子をいつ示すかなど、逆算してスケジュールをしっかりと示してほしいと思います。

現在、本市の広域避難計画について策定途中ではありますが、広域避難計画策定の課題と対策について伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の広域避難計画におきましては、現在策定に必要な避難ルートや検査場所の選定を含めた課題の整理と避難方法を、県や関係自治体と協議を重ねながら進めております。

なお、策定の時期につきましては未定となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 計画策定の時期は未定ということ。避難ルート、検査場所、要支援者対応、安定ヨウ素剤配布体制など、課題は多岐にわたっております。

課題整理の優先順位、県との協議の進捗状況、市としていつまでに骨子を示すのか。この3点を明確にしていきたいのですが、いかがですか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

広域避難計画の課題及び県との協議につきましては、在宅の避難行動要支援者への対応、安定ヨウ素剤の緊急配布体制の構築、計画策定に不可欠な避難ルートの精査や検査場所の選定など、具体的な整備を進めているところです。

これらの具体的な整備、調整が整いましたら、お示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 市として整備を整え次第、示していくということでありました。

しかしながら、原子力災害時の避難計画は市民の命を守る最後のとりでであります。未定や把握していないが許される分野ではありません。

市民の命を守る計画として、那珂市が主体的にスピード感を持って、市民一人一人が迷わず避難できる計画づくりに、引き続き取り組んでいただくよう強く要望しまして、この項の質問を終わります。

次は、観光についてです。那珂市観光振興についてであります。

最初は市内観光拠点への誘客戦略についてです。

昨年から現在までの本市の観光状況を考えてみますと、茨城県植物園林音の来場者が、リニューアルオープン以来9万5,000人という予想超えとなっています。

道の駅開業が令和10年秋の予定、バードラインの4車線化、国道118号線の4車線化などのビッグプロジェクトは展開され、水戸ホーリーホックJ1昇格による来訪者増も見込まれ、歴史上、最も観光ポテンシャルが高い時期となっています。

しかしながら、現状は林音の来場者9万5,000人の市内回遊のデータは取られていない、いい那珂フェスティバル、来場者1万6,000人、こちらの来訪者の属性もデータはありません。

デジタル政策は構想段階、体験型コンテンツは未着手となっており、追い風の波及効果を市内に落とし込めておりません。

この課題解決のためには、観光客が来て終わりではなく、回って使って、また来る仕組みが必要であります。この仕組みをどういうふうにつくればいいのかについてお聞きしたいと思います。

初めに、現在進めている誘客戦略の策定状況、また重点的に強化しようとしている観光拠点について伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

昨年11月に県植物園がザ ボタニカルリゾート 林音としてリニューアルオープンしたことで、今年3月末までに約9万5,000人にも及ぶ来場者があったと報告を受けております。

このペースは当初の予想を上回るものであり、本市といたしましても非常に喜ばしいことと捉えております。

今後の道の駅開業も見据え、本市に訪れる観光客による経済効果を市内の飲食業や小売業など、市内産業の振興に結びつけていくことが重要であると考えております。

このため、今年度から国の交付金を活用し、新規事業であるいい那珂観光活性化事業において、まずは市内観光資源やニーズ調査を行い、新たな観光コンテンツの造成など、具体的な取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 林音の来場者9万5,000人、これは那珂市にとって最大の宝だというふうに思います。しかし、来場者が市内のどこを回り、どこにお金を落としているのか、現状ではつかみ切れておりません。

今年度の観光資源ニーズ調査は、道の駅開業に向けた最終の準備期間だと私は考えています。

そこで、いい那珂観光活性化事業において観光資源やニーズ調査を行うとありますが、具体的にどういった取組を行うのか伺います。

また、昨年6月に私は一般質問で提案しておりますが、体験型コンテンツ、デジタルスタンプラリー、いい那珂街歩きパスポートについての検討状況はどのようになっているのか、併せて伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

当該業務につきましては、専門的な知見と実績を持つ事業者に委託するため、現在プロポーザル方式による業者選定を進めているところでございます。

今年度の調査内容につきましては、観光動向及び観光資源の現況調査、観光コンテンツの開発等に資する先行事例調査、観光に対する認知及びニーズに関するアンケート調査を予定しており、その具体的な実施手法については、事業者からの提案を受けた中で進めてまいり

ます。

また、以前に議員からご提案いただいた内容の検討状況とのことでございますが、具体的なコンテンツ内容につきましても、今年度の事業の中で検討していく予定でございますが、デジタル技術を活用した何らかの取組について、具体化していければと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 昨年提案しましたいくつかのスタビリティーも具体的に取組を検討していただいているということでございます。

那珂市の観光は、今まさに先ほど申し上げましたように追い風のど真ん中にいると思います。このビッグチャンスを生かし、市内観光拠点へ誘客を図り、那珂市の観光を産業に変えるためには、本市への観光客が来て終わりではなく、回って使ってまた来る仕組みづくりが必要であります。使った部分については、他自治体の例を見ても、地域通貨やポイント制度を活用して、成功事例が数多く見られます。

そこで、地域通貨ポイント制度活用による観光誘客について、本市として地域通貨やポイント制度を観光誘客に活用する考えがあるのかどうかを伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

地域通貨やポイント制度などは、特にデジタル技術を活用することで効果がある取組の一つであると認識しております。

一方、先進事例等を調査した中では、ランニングコストの負担等、運営における課題も多いことから慎重に対応する必要があるものと考えております。

なお、今年度、国の物価高騰対策の交付金事業として実施する那珂市生活支援商品券配布事業において、QRコードやアプリなどのデジタル技術を活用したシステムにより、商品券配布事業を展開する予定であり、その中で市民の皆様の反応を把握しつつ、今後の取組に生かしてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 地域通貨はランニングコストが課題ということでありました。しかし、令和8年度の生活支援商品券でデジタルリリースを活用するのであれば、そのデータを観光誘客に転用しない手はありません。

そこで、いい那珂観光アプリ（仮称）ですけれども、あるいは、いい那珂観光ボランティアポイント制度（仮称）を策定し、市民も観光客も使える那珂市デジタル商品券、こちらも作成して、これらを統合し那珂市経済圏作成の提案をします。

観光、商工、農業、福祉をつなぐ仕組みとして、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次は、いい那珂フェスティバルについてであります。

令和7年度のいい那珂フェスティバルは、3部構成での初の開催につき、参加者の動向はどうだったのか、主役のひまわりは気に入っていただけたのか、那珂市の魅力発信は十分だったのかなどの気になる点がありました。

市として、令和7年度開催の総括と課題認識を伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

昨年度は、いい那珂フェスティバルとして、3部構成のイベントを開催しました。

第一部のひまわり畑は、なかLucky FM公園周辺で、7月20日から8月8日まで実施し、観覧者は約5,000人でした。

第2部のメインイベントは、宮の池公園グラウンド及び宮の池公園通りで10月26日に開催し、来場者は約6,000人でした。

第3部の花火大会は、なかLucky FM公園で11月22日に開催し、来場者は約5,300人でした。

なお、第2部のメインイベントにつきましては、天候不良により想定よりも来場者数は少ない結果となりましたが、市の特産品であるカボチャを使ったスイーツの販売や、JR水郡線の利用活性化のためのイベントなども実施することにより、来ていただいた方々にはおおむね好評だったと感じております。

また、課題に関しましては、実行委員会において初めてのイベントだったこともあり、PR方法の改善や花火大会の開催時期などについての意見を頂いております。

これらの課題については、今年度の開催に際し、実行委員会においてイベントの定着や来場者数の増加が図れるよう改善に向け、協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 課題としてはPR方法の改善、花火大会の開催時期の検討、来場者数の増加などがあったということでもあります。

さらに、駐車場交通の動線、出店者のバランス、ステージ企画の多様性、来訪者データの不足など、これらの改善の余地も明確になったと私は考えています。課題については、実行委員会にて改善に向けしっかりと協議をしていただきたいと思います。

課題として挙げられた中で、PR方法の改善について、具体的には何をどのように改善していくのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

イベント告知等に際しましては、発信力が弱いなどのご指摘をいただいているところであり、今年度からインスタグラム等のSNSによる発信力を強化していくべく取り組んでいる

ところでございます。

4月に開催した八重桜まつりにおいて、集英社週刊少年ジャンプの人気作品「ワンピース」のメンバーであるチョッパーがイベントに出演したことにより、チョッパーズのインスタグラムで八重桜まつりの投稿閲覧数が、5月下旬の時点で27万件を超える状況となっております。

また、昨年リニューアルオープンした県植物園林音につきましても、県としてインフルエンサープロモーションとしてPRを強化していることから、市といたしましてもこうした取組と連携をより強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） SNS強化だけでなく、林音のインフルエンサープロモーションとの連携も効果的だと思います。

今後はターゲット設定、広告戦略、データ分析を組み合わせ、狙って集めるPRを期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

今年、令和8年度のいい那珂フェスティバルについては、なかLucky FM公園周辺でのひまわり畑の栽培、上菅谷駅周辺及び宮の池公園でのイベントを秋に開催というふうにあります。今後の開催方針とより魅力あるイベントにするための方向性を伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

昨年度の課題として、花火大会については、夏に実施したほうがよいなどの意見も頂いておりますので、猛暑である昼間のイベントを避け、夜間のみのイベントとして花火大会については8月22日の土曜日に開催する方向で調整しております。

あわせて、ひまわり畑の開催時期や県植物園林音と連携した内容となるよう進めていければと考えております。

また、メインイベントにつきましては、10月25日の日曜日の開催を予定しており、イベントの内容等を含めた開催方針につきましては、引き続き実行委員会の中で協議していくこととなりますが、那珂市らしさあふれる催しとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 花火大会の開催に当たっては、8月22日ということで夜の開催だというふうに思いますので、できれば夜に開催をお願いしたいと思います。

それから、県植物園林音と連携するなどして、花火大会については、花火の打ち上げ数、数を増やしてみるのはいかがでしょうか。

また、会場周辺のひまわり畑について、昨年は天候不順で大変でしたけれども、今後は畑作りから種まき、収穫、ひまわり絞りまでも体験できる「ひまわり畑一坪オーナー制度」の

展開を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

花火大会の内容は、実行委員会において予算も見据え、協議してまいりますが、県植物園林音との連携につきましては、花火大会の開催に際し連携協力していくことになり、現在どのようなイベントができるか実施に向け協議しているところでございます。

議員ご提案のひまわり畑一坪オーナー制度につきましては、興味深いものでございます。その一方で、ひまわり畑に関しましては、日常管理のほか猛暑での適切な雑草管理なども含めた様々な課題がございます。

課題解決も含めた中で、先進地市町村の参考事例調査等を進め、ひまわり畑の認知と広報に向けた活用について、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

〔 1 2 番 寺門 厚君 登壇 〕

○ 1 2 番（寺門 厚君） 県植物園林音との積極的な連携を含め、駐車場の確保、開催時期等をよく勘案して、那珂市花火大会は、いいね那珂と言われるような規模の花火大会になるよう、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

また、ひまわり畑オーナー制度を導入した場合の費用対効果等を観賞用のひまわり畑、那珂市ブランド品ひまわりオイルのひまわり畑を分けて作るなど、先進事例調査を実施の上、企業版ふるさと納税やC S R参画を検討するよう強く要望をしておきます。

いい那珂フェスティバルを今後継続するだけでなく、発展させていくためにも、地域通貨やポイント制度をいい那珂フェスティバルに組み込むことで、市内回遊客増加促進など観光戦略との連動をした取組を勘案実行されるよう、よろしくお願いをいたします。

昨年に続き、今回も那珂市の観光振興についていろいろと提案をさせていただきました。今まさに那珂市観光振興拡大をし、那珂市経済の活性化への絶好の機会が訪れております。

市長としてこの好機を捉え、那珂市観光振興発展にどう生かしていくのか、見解をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

観光振興に向かつての大きな波が今寄せているという観点から、様々なご提案いただいたと受け止めました。ありがとうございます。

答弁をさせていただきます。

昨年11月に県植物園がザ ボタニカルリゾート 林音としてリニューアルオープンし、先月のゴールデンウィークにおいても休日は宿泊施設が満室となるなど多くの来場者があり、市内雇用も61名と聞いております。

また、水戸ホーリーホックのＪ１昇格に伴い、笠松運動公園にある陸上競技場、水戸信用金庫スタジアムがホームスタジアムとして使用されることなど、今後ますます本市に多くの人々が訪れていただけることになるものと実感をいたしております。

加えて道の駅も、令和10年に開設予定でございます。先ほど産業部長からの答弁にもありましたように、市といたしましても集客効果を市内に広く波及させるべく、各種取組を進めておりますことから、引き続き市民の皆様と共に観光のみならず、商工業や農業などの市内産業を活性化させ、雇用を生み出し経済を回す、そしてそこから得られた活力を福祉や教育などに還元していくことで、活力あふれる那珂市の実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

〔１２番 寺門 厚君 登壇〕

○１２番（寺門 厚君） ありがとうございます。

那珂市の観光は今がまさに勝負の時であります。来て終わりから回って使って、また来るへの観光施策展開が急務であります。道の駅開業までの２年間で那珂市の未来を決めます。

那珂市観光発展はもちろんのこと、活力ある那珂市の実現に向け、市が主体的に攻めの姿勢で取り組むことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次は、シニアボランティア活動についてであります。

本市の地域コミュニティを支え、福祉を支えているのはまさにシニア世代の皆さんであります。人口減少が進む中、その活躍はこれまで以上に重要性を増しております。

初めに、本市のシニアボランティアはどんなものがあるのか、活動の現状について伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

シニアボランティアは定年退職後の世代などが、仕事や人生で培った知識や技術を生かし、社会貢献を行う活動とされております。

本市の現状といたしましては、那珂市シルバーリハビリ体操指導士会による介護予防活動、おもちゃ病院においてのおもちゃの修理活動、傾聴ひだまりによる施設などでの傾聴活動、高齢者クラブによる社会奉仕活動などがございます。

高齢者世代が、ボランティア活動に参加することで定年後の生きがいづくりや健康寿命の延伸、地域社会とのつながりを持てることなどが期待されているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

〔１２番 寺門 厚君 登壇〕

○１２番（寺門 厚君） 今答弁をいただきました内容については、一部、議長に伺いまして、資料を用意させていただいております。

資料1をご覧いただきたいと思います。こちらは介護長寿課で作っていただきました、ボランティア活動の状況ということで「身近な暮らしの出前講座」登録者数と活動分野であります。

活動分野については先ほどご答弁いただきましたので、登録者数については、資料のような人数になっておりまして、個人と団体があるんですけども、令和5年から比べても減少しているということが言えます。

いずれにしても、高齢者の皆様方にはこういった活動分野において、地域を支える重要な役割を担っていただいております。

しかし、このシニアボランティアの参加率や満足度などの基礎データは十分に把握されていない現状であります。そういった状況で資料を提出ということでお願いしたときに、これしかないということでしたのでご覧をいただいております。

実際、この出前講座を受講されている方、活用されている方からは活動団体の高齢化、新規参加者の伸び悩み、活動内容の固定化といった声が上がっております。そこで活動団体の高齢化や担い手不足をどの程度課題として認識しているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

現在、高齢者雇用安定法の改定により70歳までの定年引上げや継続雇用制度などが努力義務とされ、少子高齢化が進む社会で高齢者が意欲と能力を持って働き続けられる環境が整備されました。

これにより、ボランティア活動を始める時期が遅くなり、その結果ボランティア活動団体の高齢化、新たな担い手の確保が困難となっていることが課題であると認識しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 定年延長によるボランティア活動開始が遅くなったということ、結果として団体の高齢化と担い手不足が進んでいるということでもあります。これは今後の地域力の維持に直結する構造的な課題であります。

では、改善に向けた分析など対策として、どのような取組を考えているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

市社会福祉協議会に委託しております介護予防生活支援サービス推進協議会におきまして、令和2年度に地域参加を促すための検討の場として、活動促進部会を立ち上げました。

この部会の中で調査しました結果、何か活動をしたいけれども何をすればよいのか分からない、どこでどのような活動をしているのか分からないなど、何か活動したいと考えているが一步踏み出せていない方たちがいることが分かりました。

これにより、分野別などの情報が整備されていて、活動希望者が必要なときに必要な情報

を検索することができる取組が必要であるとの結論に至りました。

このことから、現在、市社会福祉協議会におきまして市内で生き生きと活動、活躍している方の声や各種相談窓口を紹介する冊子「セカンドライフなか」を作成し、全戸に配布しております。

また、地域の身近な支え合い、助け合いの活動を、身近な地域のお宝探しとしてまとめ、ホームページなどで情報の発信に努めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

〔12番 寺門 厚君 登壇〕

○12番（寺門 厚君） ボランティア活動の開始の一步が踏み出せないという方への活動事例や相談窓口の紹介など、情報提供の取組は理解いたしました。

しかしながら、情報を届けたからと言いまして、どれほどの人が実際に参加してくれるのかは未知数であります。那珂市の地域力を支えているのはシニアの皆さんです。シニアの皆さんがボランティア活動への一步を踏み出しやすい仕組みづくりが、今求められているのではないのでしょうか。

資料を先ほど1から読んで、次が2番目の資料をご覧いただきたいと思います。

こちらは、広島県廿日市市で行われております「廿らっプラチナボランティア制度」ということで、「はつぽ」というチラシでございます。

こちらはシニア限定ということで、いずれも介護支援活動やら健康活動、いろんな取組がされていると。これはポイント制でありまして100ポイント100円ということで年間5,000円が金額にして限度でありますということであります。ペイペイ等ポイントに交換ができるということでございます。これもポイントがすぐに使えるということで非常に好評であります。

次が、資料4を見ていただきたいと思います。資料4をお願いいたします。

ちょっとアップをしていただければと思います。

資料4は、青森市のボランティアポイント制度であります。こちらにつきましては、65歳以上のシニア限定ということではなくて満18歳以上の方どなたでも活動できると、これは地域福祉に貢献していただくということでございます。

高齢者介護やら、それから障がい者支援、子育て支援、ここは青森市は雪害が雪の問題が大変でございますので、雪対策についても一応ポイントの中に入っているということでございます。

こちらでも年間5,000円が限度ということで、市民の方に取り組んでいただいているという事例でございます。

もう一点、資料5をご覧いただきたいと思います。

こちらについては、春日部市のシニアボランティアポイント事業のチラシでございます。こちらは介護支援に特化して健康増進、それから介護等いろいろなお手伝いをやりますとボ

イントがついて、こちらも限度額が年間5,000円分ということで、市内の商品券等に交換できるという仕組みであります。

以上、3市の状況をご覧いただきましたけれども、全国では健康ポイントや地域通貨と連動したシニアの社会参加促進制度が広がっております。

これらのポイント事業はいずれも参加意欲の向上、健康増進、地域経済の循環を同時に実現し成果を上げているものであります。

本市でもこのボランティアポイント制度を取り入れてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

ボランティア活動ポイント制度は高齢者の皆様がボランティア活動を通じて積極的に社会参加をした際に、ポイントを付与する制度です。

ポイントという形で地域の支え合い活動を可視化することにより、付与されたポイントを活用して商品購入の際に割引を受けることやサービスを利用するときに使うことなどができます。

先ほど答弁いたしました介護予防生活支援サービス推進協議会活動促進部会におきまして、ボランティア活動ポイント制度の導入も検討を行いました。

検討の結果といたしましては、メリットとして継続的に活動してもらえる強い動機づけになることなどが挙げられましたが、デメリットとしてポイントを得て活用するまでに時間がかかり動機づけとしては弱いこと、ポイントの管理が難しいことなどが挙げられ、ボランティア活動ポイント制度の導入ではなく、活動希望者が必要な情報を得られ、活動者を増やす取組に努めているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 以前にボランティアポイント制度については検討を行ったがメリットが即使用えない、動機づけが弱い、管理が難しいとデメリットのほうが多いよということで、ボランティア活動そのものの周知や参加者増を図ることに注力をしてきたということであります。

それからは時間も経過しておりますし、ボランティア活動環境や介護福祉分野の活動需要の変化、ボランティア参加者が横ばいであること、取組団体の後継者不足など、これらは構造的な課題だというふうに思います。市が戦略的に取り組む必要があるというふうに考えます。

ポイント制度は参加意欲を引き出す有効な仕組みでもあります。もう一度状況を把握して、ボランティア活動ポイント制度について検討していく予定はありますでしょうか、伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、本市におきましては、市社会福祉協議会に委託しております介護予防生活支援サービス推進協議会活動促進部会におきまして、令和２年度に導入を検討した経緯があり、様々なご意見を集約した上で、ボランティア活動ポイント制度の導入ではなく、活動希望者が必要な情報を得られるよう、現在も推進しているところです。

また、ボランティアはあくまで自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為であり、自主性を育むべきとのご意見もございました。このことから今すぐのボランティア活動ポイント制度導入の検討の予定はございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○１２番（寺門 厚君） 状況は現状は大きく変わっているというふうに思います。団体の高齢化はさらにまた進行していますし、介護福祉分野の活動需要は増加している。参加者数は減っていく一方で、後継者不足は深刻化しています。もうこれでは自然増を待つ段階でなく、市が戦略的に参加を促す段階に入っているというふうに考えます。

ぜひともこのポイント制度を使って、高齢者の参加意欲の向上、健康増進、地域活性化につながりますので、改めて再度状況を把握していただいて、今後ぜひとも検討のほどよろしくお願いをしておきます。

では、改めてお聞きしますが、シニアボランティア活動によって期待されているものは何か伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

シニアボランティア活動は高齢者自身の健康寿命の延伸と生きがいの創出、また少子高齢化が進む社会において、高齢者が支えられる側から支える側へ役割をシフトすることで地域社会を持続可能とすることが期待されています。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○１２番（寺門 厚君） 答弁にもありましたように、那珂市の地域力を支えているのは間違いなくシニアの皆さんです。

シニアの皆さんは、様々な分野にわたり豊富な経験に裏打ちされた職業経験、資格、趣味など、多様なスキルを持っています。これらを見える化し、学校支援、子育て支援、観光案内、デジタル支援、介護支援などに生かすことで、もっともっと地域力の底上げが期待できます。

本市としてシニアのスキル登録制度を導入して、活用したい方が活用する仕組みをつくってはいかがか伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

現在、市社会福祉協議会におきまして、シニア世代がこれまでの経験や特技を講師として活動していただくために、講師登録を受け付け、身近な暮らしの出前講座を設けており、市民の皆様に活用いただいております。

令和8年4月1日現在63講座の登録があり、そのうち講師は個人の方が21人、団体が21団体登録されております。

令和7年度の実績としましては34講座で延べ83回の開催があり、参加者は延べ2,250人でした。活用団体としましては、自治会、子ども会、敬老会、PTA、高齢者サロンなどがございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 答弁いただきましたけれども、社会福祉協議会で対応しているよと、既存制度で十分であると、力を入れていると、さらに力を入れていくということであります。

参加者が増えていないことや後継者不足が続いているのは、現状の仕組みで限界があるのではないのでしょうか。スキルの見える化とデジタル登録マッチングシステムの導入を検討していただけないのでしょうか、伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり周知活動に限界があることは感じております。

情報発信側がいくら発信しても、受け取る側で情報が多過ぎて気づけなかったり、関心が薄かったりなどにより情報が届かない、または行動が変えられないことなどが考えられます。

このため情報を発信する際は、分野別に情報を整理し、活動希望者が必要なときに必要な情報を得ることができるよう周知の工夫を図っております。

また、スキルの見える化につきましては、市社会福祉協議会のホームページの身近な暮らしの出前講座におきまして、講師のスキルを紹介しております。スキルを持っている方のデジタル登録、マッチング登録については、現在ボランティアを活用したいという利用者からも要望はなく、今すぐの導入については考えておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） 情報発信の限界は市も認識していますが、今は利用者の要望がないので導入は考えていないということでありました。

今は高齢者のデジタル活用が非常に進んでおります。スマホを使ったマッチング登録は十分可能だというふうに思います。スキルのデジタル登録、ニーズとの自動マッチング、活動履歴の蓄積など、次の段階にスパイラルアップする時期に来ているというふうに考えます。

人口減少が進む中、シニアの活躍は地域の持続可能性に直結をします。今後は活動の多様化、参加しやすい環境整備、デジタル活用によるマッチング、健康づくりとの連動など総合

的な戦略が必要です。

シニアボランティア活動を今後どのように充実させていくのか伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、シニアボランティア活動は、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を図るとともに高齢者自身の健康増進にもつながり、非常に大切なことであると考えております。

そのためにも、シニアボランティア活動につなげていくセカンドライフなか、身近な地域のお宝探しの情報を随時更新して、市民の皆様提供させていただいております。よりよい情報の発信を行っていくことで1人でも多くの方にシニアボランティア活動に興味を持っていただき、活動に参加していただければと考えております。

併せて、身近な暮らしの出前講座の周知啓発も行い、講師の充実や利用者の増加を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） シニアの社会参加は、健康寿命延伸にも直結します。健康増進計画との整合をどのように図っていくのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市の健康増進計画第4章の健康づくりの具体的取組におきまして、ライフコースに応じた一人一人が取り組むべき行動を示しております。

その中で、65歳以上の方が取り組むべき行動として、地域活動に参加するなど意識して身体を動かす、積極的に外出するなど位置づけております。

今後も健康増進計画だけでなく、高齢者保健福祉計画などの計画とも整合を図りながら、高齢者が自立し安心して暮らせるまち、地域の高齢者が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせるまちの実現に向け、シニアボランティア活動の推進にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 寺門議員。

○12番（寺門 厚君） シニアの社会参加は、健康寿命延伸、地域力の維持、介護予防に直結します。健康増進計画とも整合を図りながら、総合的な戦略として進めることを強く求めておきます。

シニアの皆さんの力は、那珂市の未来を支える最大の資源であります。その力を最大限に発揮できる環境づくりこそ、今、行政が果たすべき責務であります。本市のシニアボランティア活動充実推進にしっかりと取り組まれるよう切に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告1番、寺門 厚議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（大和田和男君） 通告2番、富山 豪議員。

質問事項 1. 那珂市が結ぶ様々な協定とその今後について。2. 瓜連地区における都市計画と企業進出について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔10番 富山 豪君 登壇〕

○10番（富山 豪君） 議席番号10番、富山 豪。

通告に従いまして、今回は2つの題目について質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様方のご存じのとおり、本市では現在、姉妹都市協定や友好都市協定などを締結し、海外を含めました自治体と様々な交流を行っております。

このような交流は、文化や教育、観光や経済など幅広い分野で相互理解を深めることにより、地域の魅力向上や人材育成につながります大切な取組であると考えております。

そして今後、この協定によります交流事業を市民の皆様の理解や協力を得ながら地域の活性化につなげるため、どのように進めてどのように発展させていくのか、大変に重要であると考えております。

そこで今回は、姉妹都市、友好都市協定を中心に、本市が結びます各協定の現状と今後の方向性について伺っていきたく思います。

まず現在、本市はどのような都市と姉妹友好都市協定を結んでいるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市では、平成2年にアメリカ合衆国テネシー州オークリッジ市と国際親善姉妹都市盟約を、平成16年に秋田県横手市と友好都市協定を、令和6年に台湾台南市と友好交流協定を締

結しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 現在、那珂市はアメリカオクリッジ市と国際親善姉妹都市盟約を、秋田県横手市とは友好都市協定を、そして台湾台南市とは友好交流協定を締結しているとのことであります。

それぞれに表現の違いがあるので調べてみますと、いずれも文化交流や親善を通じて相互理解と友好関係を深めていくことを目的としており、その趣旨は共通しているものと感じております。

このような取組を古くは平成2年、36年前の旧那珂町時代から始まり、それが今現在もしっかりと継続されていることは大変にすばらしいことであると、率直に思うところであります。

そこで、さらに詳しく伺ってきたいと思います。

まずは、アメリカオクリッジ市との姉妹都市協定を結びました経過とその協定締結後、どのようなことを行い、その成果と効果をどのように分析されているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

オクリッジ市との姉妹都市協定を結んだ経緯といたしましては、現那珂フュージョン科学技術研究所とオクリッジ国立研究所との交流が契機となり締結をしております。

以降は、中学生交換交流事業を継続しており、異文化への理解を深め、国際感覚やグローバルな視点を養うなどの成果が得られているものと認識しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） オクリッジ市との姉妹都市協定は、那珂フュージョン科学技術研究所とオクリッジ国立研究所との交流を契機として結ばれたもので、核融合という科学技術の分野でのつながりを、市民間での国際交流へと発展させてきたことは大変に意義深いものであると感じております。

そして、中学生の皆様にとりましては、交換交流事業と事業のホームステイなどを通じて異文化への理解を深め、国際感覚を養う貴重な機会となっているものと認識するところであります。

そこで、姉妹都市協定による中心的な事業であります中学生交換交流事業、いわゆるホームステイのこれまでの実績と、現在どのような状況下にあるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

姉妹都市中学生交換交流事業の実績につきましては、平成3年から令和7年までの35年間

で、本市からは248名が参加しております。

今年度につきましては、3名の参加予定となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 姉妹都市中学生交換交流事業、いわゆるホームステイは、平成3年から開始されており、昨年の令和7年までの35年間で248名もの生徒が参加されており、長年にわたり着実に交流が続けられてきたことは、冒頭にも申し上げましたが、大変に素晴らしいことであると感じております。

一方で、過去の実績から見るができますおよそ各年で平均七、八名ぐらいになるのではという参加者が、今年度は3名であるという点に、やや少ない印象を感じますとともに、今後についても強く心配するところであります。

そこで、本市はこの参加者が減少している状況をどのように考えているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

中学生交換交流事業の参加者につきましては、開始当初は定員を超える応募がありました。が、近年は減少傾向になっています。

減少の要因としては、ホームステイの受入れへの懸念や自己負担額が高額になっていることが主な要因と考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 開始当初は定員を超える応募があったが、近年では減少傾向にあるとのことで、その要因としてホームステイ受入れへの不安に加え、高額となる渡航費用などの自己負担が主な原因として考えられるとのことであります。

今後も、この中学生交換交流事業を継続していくのであれば、より多くの生徒が参加できるよう、経済負担の軽減は大変に重要であると考えます。

そこで、現在の社会情勢や物価変動等を踏まえながら、実情に応じた補助金制度の充実が必要であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

中学生交換交流事業への自己負担額につきましては、近年の物価や航空運賃の高騰などにより高額になっております。

また、軽減策につきましては、参加募集内容や交流人数の見直しなどにより自己負担を抑えられればと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） その策として、参加募集内容や交流人数の見直しなどを行い、負担軽減を図っていくとのことであります。そこには一定の理解はいたしますが、その策が交換交流事業の縮小とならないよう気をつけていただきますよう、お願いしておきたいと思えます。

また、交換交流事業は中学生にとりましては、極めて貴重な国際交流の機会であり、経済的な理由により諦めなければならないという状況が生じることは、避けなければならないとも考えております。

ぜひとも、より多くの子供たちが参加できるよう間口を広げていただき、さらなる負担軽減に向けた補助金制度の充実について、前向きに検討していただきますよう再度お願いしておきたいと思えます。

次に、台南市との友好交流協定について伺います。

オークリッジ市と同様に、どのような経緯で友好交流協定の締結に至ったのか、また現在、どのような交流事業を行い、それをどのような成果として捉えているのか、また今後、台南市との友好交流をどのように進めていくのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

台湾台南市との友好交流協定締結の経緯でございますが、太平洋戦争で亡くなった日本海軍の航空隊員の杉浦茂峰氏が台南市内に祭られており、母親が菅谷地区の出身であったことが縁となり、令和6年5月に友好交流協定を締結しております。

締結後の交流といたしましては、訪問した際の両市長、議員同士の交流をはじめ、台南市台日文化友好交流基金会と国際姉妹会覚書を締結している本市の国際交流協会と連携協力し、台南市で本市のPR活動を実施しました。

また、本年5月には議員も参加していただいておりますが、市長、議員、小学生を含む市民30人が台南市で毎年開催されている環境保護や水資源をテーマとしたサイクルイベントに参加しております。

成果といたしましては、PR活動により少しずつ台南市民に本市を知っていただくきっかけができたことや、サイクルイベントの参加者から「また参加したい」や「とても楽しかった」などの有意義な意見をいただいております、両市における交流は着実に進展しているものと考えております。

引き続き、市民交流を継続しつつ、文化、教育、スポーツ及び経済など幅広い分野においても両市の交流を深めたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） サイクルイベントを通じて、少しずつではありますが、本市の認知度向上につながってきており、参加者から好評を得るなど交流事業の成果が表れてきており、

引き続き幅広い分野での交流を進めていくとの答えであると理解いたします。ぜひともそのようにお願いしたいと思います。

またもう一方で、今回実施されました市民参加の台南市訪問事業につきましては、市民の皆様への関心が高く、多くの応募があり大好評であったと伺っております。

そこで、今後このような市民参加型の交流事業をどのようにしていくのか伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

今年度実施したサイクリイベントにつきましては、台南市海佃国民小学校から、かつて日本人の八田興一氏が、不毛の地とされていた台湾・嘉南平原に建設した烏山頭ダムまで台南市市民とともに、水資源の重要性及び環境保護について学びながら、1日かけて自転車で約70キロを往復するイベントで、参加された方々からは好評を得ております。

次年度につきましても、同様の事業を実施できればと考えております。その後も様々な市民交流を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 私自身も今回往復約70キロメートルというサイクリイベントに参加させていただきました。

市長もそして部長も参加されておられたので、ご承知のとおり大変暑い中での開催であり、途中リタイアされた方や軽い怪我をされた方もおられるなど様々な出来事がありました。

また、思わず笑ってしまうようなトラブルもあり、大変ではありましたが、それらを含めまして大変思い出深い交流となりました。

また、サイクリイベントに加えて、環境保護や水資源をテーマとしたイベントを通じて市民間が直接交流を図ることができたことも大変意義深く、こうした積み重ねが相互理解を深め、両市の友好関係をさらに発展させていくものと強く感じたところであります。

今回は、台南市への訪問事業ということでありましたが、当然ながら訪問があれば来訪があり、それを同じように歓迎するというのが交流事業の基本であるのかなと考えるところであります。

そこで、ぜひとも台南市の方々が来訪する際には、台南市でのイベントと同様に本市の自然や景観に触れてもらうサイクリイベントの開催を考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

議員ご提案の那珂市におけるサイクリイベントの実施につきましては、台南市政府や関係者との調整に加え、参加者の安全確保や交通ルールを遵守したイベント運営など様々な課題をまずは整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 今回体験いたしましたサイクルイベントなどのスポーツを通じたイベントは、言葉や文化の違いを超えて相互理解を深めるために、なおも適したイベントであると考えます。

様々な課題をまずは整理してとの答弁でありましたので、課題は多いと思いますが、一つ一つ整理していただき、ぜひとも前向きに実現に向け進めていただきたいと思います。

ここにおられる皆様方をご承知のとおり、昨年台南市において本市との友好の証として市内に新設された道路を那珂街と命名していただきました。また本市もそれに呼応する形で、新設いたします道の駅の街路を台南通りと命名したところであります。

実際に那珂街を訪れた方はご存じかと思いますが、その道路脇には小さな公園が整備されております。

そこで、さらなる相互理解と友好を深めるため、本市のシンボルでありますひまわりや八重桜を寄贈し、その公園に植栽してもらうよう働きかけてはどうかと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

議員からご提案ありました台南市に命名していただいた市街地の道路、那珂街に隣接する公園へ、那珂市のシンボルであるひまわりや八重桜が植栽されることは、両市の交流促進に大きく寄与するご提案と考えます。

しかしながら、日本から台湾へ植物を輸送する際には極めて厳格な検疫条件があります。

また、台南市の気候条件にひまわりや八重桜が対応できるかなど、調査し実現ができればと考えます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 那珂街に隣接する公園に、本市のシンボルであるひまわりや八重桜の植栽を働きかけるという提案を、両市の交流促進に寄与する提案であると前向きなご理解をいただき、大変うれしく感じております。

確かにおっしゃるとおり、植物の輸送に伴います検疫や台南市の気候への適応など解決すべき課題はあるものと理解しております。

また、もう一方で、こうした取組は単なる記念事業にとどまらず、両市の友好関係を形として将来につなぎますとても意義ある交流になるものと感じております。ぜひとも、これまで進めてこられた市民交流や文化交流と併せ、今後も両市の絆がさらに深まりますよう前向きな検討を進めていただきますようお願いいたします。

海外の友好都市と着実に交流が深まる一方で、本市には国内唯一の友好都市である秋田県

横手市との交流があります。皆様方には改めて言わないでもご存じであろうと思いますが、横手市と本市は佐竹氏の歴史的な縁を契機に友好都市協定を締結しており、行政間の交流にとどまらず文化、教育、観光などの幅広い分野で相互理解と親睦を深める取組を積み重ねてまいりました。こうした長年にわたる交流を通じて、両市の間には、確かな強い信頼関係が築かれているものと認識しております。

そこで、現在、横手市とはどのような交流事業を行い実施しているのか、それをどのような成果として捉えているのか、本市のお考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

那珂市と横手市は平成16年に友好都市協定を締結し、野球などのスポーツ少年団交流、本市のいい那珂フェスティバルや旧ひまわりフェスティバル、横手市の全国線香花火大会などのイベントへ相互参加、職員の人事交流など、様々な交流事業を継続して実施しています。

さらに、市民団体による交流活動への支援も行っており、市民間での交流の活性化を推進しております。

これまでの取組により、両市民の相互理解や親睦が深まり、継続的な交流が築かれていることを一定の成果と捉えております。

また、青少年育成、地域文化の振興などの効果が得られていると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） スポーツ少年団の交流、イベントの相互参加、そして職員の人事交流と、様々な分野において締結から22年過ぎました今現在もしっかりと継続されており、私の認識どおり確かな信頼関係が構築されていることを改めて感じたところであります。

また、市民交流の活性化や青少年育成など、市民主体の活動にもその広がりを見せていることは、意義深く大変評価できることと感じております。

その一方で、交流事業は長く続くと、どうしてもその事業内容が固定化してしまう傾向があると感じております。今後も両市の交流をさらに盛り上げ、発展を目指すためには、新たな取組も必要ではと感じますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

今後につきましては、引き続き市民交流を基本としつつ、両市の特色や強みを生かし地域活性化につながるよう、例えば令和10年秋に開業する道の駅において、友好都市等の紹介や特産品の販売など新たな取組により、さらなる交流の充実が図れるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） これまでの交流を継続するだけではなく、令和10年に開業予定の道

の駅を活用し、友好都市等の紹介や、特産品の販売など新たな取組を進めていくとのことで、大変前向きな答弁であると感じております。

特に道の駅は多くの市民や来訪者が集う新たな交流拠点となることが期待されております。そのような場所で友好都市とのつながりを発信することは、市民の皆様へ交流への理解を深めていただくとともに、地域活性化にもつながるすばらしい取組になるものと考えます。

ぜひとも一過性のものとすることなく、両市の特色や強みを生かした継続的な取組として発展させ、より多くの市民の皆様が交流の成果を実感できるように努めていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、これまで伺いました友好都市協定とは少し角度を変えまして、包括連携協定について伺います。

本市は、現在大学や企業をはじめ様々な団体と包括連携協定を締結しております。こうした協定の締結が増えること自体は大変にすばらしいことであると考えております。

しかし、一方で締結後の具体的な活動内容や事業の進捗が見えにくく、場合によっては協定を締結すること自体が目的となっているように受け取られてしまうケースもあるのではないかと感じております。

そこで、協定締結後、その相手方とは定期的な情報共有や意思疎通はしっかりと図られているのか、またその後の事業の成果や効果の検証は行っているのか、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

包括連携協定につきましては、企業や大学等と幅広い分野において、相互に協力し、地域の課題解決や住民サービスの向上、地域の活性化などを目指すことを目的に締結しているものです。

議員ご指摘のとおり、包括連携協定の締結自体が目的となることのないよう留意する必要があります。

このことから、事業の成果や効果の検証は、包括連携協定の相手方と連携事業に係る課、室双方から毎年度、事業実績の報告を受けることにより行っております。

また、昨年度からは「官民連携アイデアピッチ」と題し、包括連携協定の相手方と本市の各課、室の管理職が一堂に会して、連携協定の内容や本市における取組内容や他市町村との取組事例について紹介いただき、官民連携の新たな契機とする機会を設け、意思疎通を図っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 協定を結ぶこと自体を目的にするのではなく、事業に対する実績確認や官民連携、アイデアピッチなどを通じ、毎年、しっかりと成果の検証や意思疎通を図っている点は、大変によい取組であると感じました。

ぜひとも締結後も継続して関係を深めながら、さらなる連携の可能性を探っていただき、今後もこのような連携協定が形だけのものにならないように、成果と課題を確認しながら実効性のある取組につなげていただきますようお願い申し上げます。

最後に、この項のまとめとしまして、各友好都市と結びます交流協定と防災などを含めました様々な分野における包括連携協定との今後について、市長のご所見を伺います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

議員ご自身も議員団の代表として台南に行ってくださいました。そういった経験も含めて、また、防災については昨日も台風6号の対応で非常に対応大変だったわけですが、そういったものも含めて、様々なご提案をいただいたと思っております。ありがとうございます。

答弁を申し上げます。

本市が海外の都市や他の自治体等と締結している主な協定については、締結に至った背景や経緯、また交流の現状などはただいま担当部長より答弁をさせていただきました。

いずれの協定につきましても、多くの市民や関係者のご理解とご尽力のたまものであり、改めて感謝の意を表するところでございます。

今回、富山議員よりいくつかのご提案をいただきましたが、私も交流事業については、多くの市民にとって魅力的なものとなるよう、見直しを含めて充実させることが重要だと考えております。

これらの幅広い分野での交流により、人と人との交流や体験を通じて本市の自然、歴史、文化の価値を再発見していただき、市民の皆様は郷土愛をさらに深めていただくことが大切であると思っております。

幅広い分野で連携する包括連携協定や、万が一に備えた災害関連の協定についても推進して、安全安心なまちづくりをさらに進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ありがとうございます。

ご存じのとおり、交流や連携の成果はすぐに目に見える形で現れるものばかりではありません。しかしながら、市長からありましたように、このような交流を通じて、人と人とのつながりを深め、郷土愛を育むことは、本市の未来にとって極めて重要なことであると考えます。

ぜひとも本市においては、協定締結そのものを目的とするのではなく、その先にあります交流や連携を通じて市民サービスの向上や地域の活性化につなげていくことの大切さをしっかりと認識しながら、取組を進めていただきたいと思います。

そして、根気強く一步一步と幅広い分野において友好都市や関係団体との交流を積み重ね、

相互の信頼と絆を深めながら、本市との関係がより一層発展していくことを心よりご期待申し上げます。この項の質問を終わります。

続いての質問は、私の地元であります瓜連地区における都市計画と企業進出について伺います。

これまで、瓜連地区の国道118号線と主要地方道路日立笠間線が交差する大型商業施設周辺について、その高い交通利便性を生かした土地利用の必要性を繰り返し提言してまいりました。

令和4年には国道118号線4車線化が西消防署付近まで完成し、市内外からのアクセス環境は大きく向上いたしました。

また、現在、本市北部では那珂インターチェンジ周辺における道の駅整備計画が具体的に動き出し、さらに近隣の茨城県植物園は、ザボタニカルリゾート林音として、リニューアルオープンし、多くの来訪者でにぎわいを見せております。

このように、本市北西部地域を取り巻く環境は数年前に質問させていただいた当時と比較して、大きく変化しており交通の利便性の向上や新たな交流拠点の整備により人やものの流れを呼び込む絶好の機会を迎えていると考えます。

一方で、瓜連地区を含みます本市北西部地域では、急激に進む人口減少に歯止めがかかっておらず、地域の活力維持とその向上は喫緊の課題となっております。

こうした状況の中で雇用創出や定住促進、さらには税収確保につながる民間投資を呼び込むための環境整備は、これまで以上に重要性が増してきていると感じております。

また、こうした地域を取り巻く環境の変化を踏まえますと、本市の土地利用の基本方針である都市計画が現在の実情に即したものになっているのかを改めて確認する必要があると考えております。

そこで、現在本市の土地利用の基本となる都市計画と区域区分、いわゆるその線引きはいつ行われたのか伺います。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現行の都市計画法は昭和44年に施行され、本市では昭和46年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分の都市計画決定を、いわゆる線引きをいたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、本市における市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きは昭和46年に決定されたとのことです。

昭和46年といえど今から55年前であり、くしくも私も昭和46年生まれであります。今年で55歳となりますので、現在の土地利用の大きな枠組みは、約半世紀以上前の私が生まれた頃につくられた計画を基本として運用されていることとなります。

もちろんのことながら、都市計画には継続性や安定性が必要であることは十分に理解しております。しかしながら、この55年の間に、社会情勢や地域を取り巻く実情は大きく変化をいたしました。人口構造が変わり産業構造も変わり、道路交通網も大きな発展を見せております。

そして、冒頭でも申し上げましたが、本市の北西部地域においては、国道118号線の4車線化や那珂インターチェンジ周辺開発によります道の駅計画、林音のオープンなど、当時は想定もしなかった大きな環境の変化が生じております。

そこで、これまで瓜連地区において、都市計画における区域区分の用途変更は過去どれくらい行われてきたのか伺います。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

瓜連地区内の都市計画決定の変更については6回行っております。

主な変更点としては、昭和60年に中里地区の一部と古徳地区の一部を、平成23年に中里地区の一部を市街化区域から市街化調整区域にそれぞれ都市計画の変更を、いわゆる逆線引きをいたしました。

また、平成20年に瓜連駅への都市計画道路西室家中道線の開通において、国道118号の4車線化も見据えた上で、主に住宅のみの建築が可能であった用途から一定規模の店舗など建築可能となる用途に緩和しているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ただいまの答弁によりますと、瓜連地区においてこれまでに6回の都市計画変更が行われ、平成20年には国道118号線の4車線化を見据えた用途地域の見直しも行われたとのことでした。

しかしながら、都市計画や用途地域の変更はそれ自体が目的ではなく、地域振興や企業誘致、雇用創出などの成果につながって初めて意味をなすものと考えます。

そこで、現在の都市計画の枠組みの下で、これまで瓜連地区における国道118号線沿線4車線化完了後に、どの程度の企業進出や商業施設等の立地が実現したのか伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

瓜連地区における国道118号4車線化の完了後、本市税務課へ法人設立の届出をしている企業はございません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） いただきました答弁では、瓜連地区における国道118号線4車線化完了後、その沿線で市税務課に法人設立の届出をした企業は存在しないということでありま

す。

つまり、現時点では企業進出はゼロという状況にあります。

その要因の一つとして、国道118号線沿線には、農振農用地が多く存在しており、現在の土地利用の中では、企業進出がしづらい環境にあることが考えられます。

これまでの一般質問において、執行部からは具体的な企業進出の見込みがあれば用途変更に協力するとの趣旨の答弁をいただいております。しかし企業誘致を進めるためには企業が進出しやすい土地の利用の環境を整えることも必要でないかと考えます。

そこで、具体的な進出企業の姿が見えていない状況で農振農用地の除外はできないのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

農業振興地域内の農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律により農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域で、宅地の造成、また建物の設置などの開発行為は法令で厳しく制限されております。

このため、農用地区域内の除外を行う場合は、実現性のある具体の開発計画がある場合において、市の上位計画との整合性を踏まえた中で、関係機関との調整が必要となることから、進出企業が定まっていない段階で除外することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ただいまの答弁では、具体的な進出企業の姿が見えていない現状では農振農用地の除外は難しいとのことであります。

農用地区域の除外には、具体的な開発計画や関係機関との調整が必要であり、現段階での対応が困難であることは理解するところであります。

しかし一方で、企業は将来的な土地利用の方向性や受入れ環境が見えなければ進出を検討しにくく、企業進出がないから土地利用の見直しが進まない、土地利用の方向性が示されないから企業進出も生まれないという堂々巡りに陥る可能性があります。

だからこそ、個別の開発計画を待つだけではなく、行政が将来を見据えた土地利用の方向性を示すことが重要であると考えます。

瓜連地区では、これまで6回の都市計画の変更が行われてきたとのことでしたが、その多くは軽微な限定的な見直しにとどまっており、地域全体の土地利用の方向性を大きく転換するものではなかったと受け止めております。

また平成20年の国道118号線4車線化を見据えた用途変更後も、本市北西部地域の人口減少の波は大きなまま続いており、交通インフラの整備だけでは企業進出や定住促進にはつながらず、結果として地域活性化の効果も限定的であったと考えられます。

加えて、国道118号線4車線化などの交通基盤や道の駅や林音などの地域拠点が整備され、

地域を取り巻く環境は大きく変化しており、それに併せて土地利用の在り方についても新たな視点から検討していく必要があると考えております。

このような状況を踏まえますと、現在飛び地となる瓜連地区と平野地区の市街化区域を連担させ、一体的に捉えた大胆な区域区分や用途の変更が、将来的な企業誘致やそれに伴う地域活性化に大きくつながると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご指摘の場所となる都市計画道路平野杉本線沿線の区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域となっていることや、現在の瓜連地区の市街化区域の土地利用状況から現時点において区域区分や用途地域の変更を行う予定はございません。

今後、民間企業の進出など具体性、現実性のある開発計画などを契機に、まちづくりの観点での整合性を踏まえた上で、必要に応じて都市計画制度を活用してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） 現時点において区域区分や用途地域の変更を行う予定はなく、具体的な開発計画が示された段階での検討とのことで、市の考え方は分かる部分もありますが、前回同様の答弁と理解し、誠に残念であると感じております。

しかし、道路インフラや道の駅など様々な整備によるそのポテンシャルの向上やまた本市北西部地域の人口減少を考えれば、土地利用の見直しについては、引き続きの検討が必要であると考えます。

なかなか難しい問題ではあると思いますが、なかなか難しい問題でありますのは十分理解しておりますが、ぜひとも地域の活力維持とさらにその向上のためにも、様々な角度から可能性を探っていただき、再考していただけたら幸いと思います。

あわせて、企業進出の促進には土地利用の見直しに加え、企業が進出しやすい環境も重要であると考えます。企業に有利な減免措置や補助制度の充実、街路等の基盤整備など市が積極的に推進することが有効な施策であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業進出を促進する主な取組としまして、それぞれ一定の要件はあるものの固定資産税を3年度間減免する措置や、設備投資等に伴い那珂市民を正規社員として新たに雇用をした事業者に対する補助などを行っております。

これらの優遇措置や市内に整備された街路など、立地条件が整った場所などを積極的にアピールすることにより企業誘致に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） もう既に固定資産税の減免や新規雇用への補助など企業誘致に向けた取組を進めていると理解いたしました。

皆様方もご存じのとおり企業誘致は地域経済の活性化や雇用の創出、また人口減少対策にもつながります重要な施策であります。

○議長（大和田和男君） 正午になりましたが、一般質問を続けます。

富山議員。

○10番（富山 豪君） 既存制度に加え、新たな発想も取り入れながら本市への企業進出を促進します積極的な取組を期待いたします。

これまで都市計画や土地利用、企業誘致について質問してまいりましたが、瓜連地区を含みます本市北西部地域の将来を考えますと、さらなる交通環境の向上や既存の地域資源、そして新たな交流拠点の道の駅を生かしたまちづくりに大きな可能性を感じております。

そこで、最後に市長にお伺いいたします。

人口減少が大きく進む那珂市北西部地域の活性化には、従来の取組の延長線上にとどまらない、大胆で強い政治判断が必要であると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

かねてより富山議員さんにはこの那珂市の北西部の活性化、併せて瓜連地区のということのご質問、そして様々なご提案をいただいております。

自らも様々な実際にも動いていただいております。感謝を申し上げる次第であります。なかなか有効な答えが出ないのが非常に私自身ももどかしいわけでありますけれども、答弁を申し上げます。

本市の北西部地区の活性化へのご質問ありがとうございます。

人口減少が進む中、本市北西部地区の活性化を推進する必要があるというのはまさにそのとおりでございます。この地区においては昨年11月には県植物園が新たにザ ボタニカルリゾート 林音としてリニューアルオープンしました。

茨城県が県北地域の活性化のため大規模な投資をしていただき、国道118号の拡幅も進めていただいております。

また、市としては、令和10年秋の道の駅の開業により産業の振興、新たな雇用の道を開くほか、商品開発などを通じた人材の育成や人的ネットワークの構築を図り、さらには林音と道の駅の相乗効果により生み出されるにぎわいを国道118号や菅谷飯田線の拡幅により、瓜連地区を含む本市の北西部地区、さらには本市全体の発展に寄与できるよう事業を進めているところでございます。

現在の土地利用の規制や民間進出の需要など、決して易しい状況にないことは理解をいたしております。しかしながら、まずは先ほど答弁しました2つの施設の経済効果に加え、道の駅といえば那珂市というような認知度、さらには魅力度の向上を図ってまいります。

その効果により民間商業施設や市民ニーズの高い医療機関などの進出意欲を高めることが可能となることから、より具体的な民間施設の立地計画につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 富山議員。

○10番（富山 豪君） ありがとうございます。

市長より本市北西部地域の活性化に対する力強い思いを伺い、大変うれしく思います。

特に林音や道の駅を核とした地域振興、そしてそれらの効果を、瓜連地区を含む北西部地域全体の発展につなげていきたいとの考えには、大いに期待するところであります。

私も今まさに本市北西部地域は道の駅や林音、さらに国道118号線の4車線化の延長整備などにより大きな転換期を迎えていると考えております。

この好機を確実に地域の発展につなげていくためには、企業誘致や雇用創出、さらには将来を見据えた土地利用の検討を継続していくことが重要であると考えます。

今回の質問では、都市計画や土地利用について地域の実情を踏まえ、私なりの考えを述べさせていただきましたが、目指します方向性は本市と同じく、人口減少に歯止めをかけ、瓜連地区を含む本市北西部地域を元気にしたいという思いであります。

ぜひとも、今後も民間活力を最大限に生かしながら、一つでも多くの企業立地や新たな投資につながりますよう積極的な取組をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時59分

○副議長（小池正夫君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 木 野 広 宣 君

○副議長（小池正夫君） 通告3番、木野広宣議員。

質問事項 1. 消防行政について。 2. R S ウイルス感染症について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔13番 木野広宣君 登壇〕

○13番（木野広宣君） 議席番号13番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、消防行政についての質問になります。

1点目は、地震による火災についてであります。

近年、全国各地で大規模地震が発生しており、今後も首都直下型地震や南海トラフ地震などの発生が懸念されております。阪神・淡路大震災から早いもので30年を迎えました。この震災では、死者6,434人の多くの貴い命が失われました。死亡された人の死因の一番は、倒壊した木造家屋の転倒や圧死や窒息死と言われております。改めて、住宅の耐震性が生死を分けるとの認識をしました。

耐震化の取組は、1980年以前に建築された住宅、いわゆる旧耐震基準の住宅であります。阪神・淡路大震災における被害を受け、1981年から2000年に建築された木造住宅について、2000年に新たに耐力型の配置バランスや接合部の金具の使用基準が示され、それ以前の建物は耐震性のほうが不足している可能性があり、新耐震グレーゾーンとも言われております。

今後は、旧耐震基準の住宅の耐震診断だけではなく、同期間に建てられた住宅への支援も検討する必要があると考えております。耐震改修においては、昨今の資材や人件費の高騰もあり、従来の耐震改修の補助の上乗せも必要と考えます。

また、地震時の火災防止への取組も大変重要であります。石川県輪島市の大規模火災は電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられております。電気火災は過去の地震でも多発しております。注意が欠かせません。建築された地震による被害は、建物の倒壊だけではなく、地震後に発生する火災によって、被害が拡大するケースも少なくありません。特に、電気が原因となる通電火災は、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも大きな課題となりました。地震に伴う電気機器等からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効であります。

総務省消防庁は、昨年、感震ブレーカーの普及推進に向けた検討会を開始しました。この会議において、国は能登半島地震で起きた輪島市の大規模火災を教訓に、感震ブレーカーを住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針であります。

東京都では、一部の木造住宅に感震ブレーカーを無償で配布し、首都直下地震などへの備えを行っております。茨城県においても、購入・設置にかかる費用を、市町村を通じて補助すると、2026年予算に計上しました。補助率は市町村が負担する額の3分の2で、上限は1件当たり3万5,000円、ただ県内の市町村では24年度に設置を補助していたのは、結城市のみの1市でありました。県でもほかの自治体にも補助の創設を呼びかけております。

このような中、地震の揺れを感知し自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが注目されておりますが、市民の認知度はまだ高いとは言えない状況にあると感じております。3月議会で那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の中にも、震災時の電気火災対策として、感震

ブレーカーの普及促進が必要であるとされました。第29条の7第1項第1号に住宅における火災の予防の推進をするための施策に、感震ブレーカーを加えるとありました。

そこで、感震ブレーカーの設置状況と認知度についてお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

大規模な地震では、地震による被害にとどまらず、その後に発生する火災により、大きな被害に広がる例が多く見られます。

その火災の原因は、電気を起因とする通電火災とされております。

一般の漏電ブレーカーでは通電火災を防げないため、国や県では感震ブレーカーの普及を推進しております。

感震ブレーカーには、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなどがあり、設置環境や目的により異なりますが、いずれも地震の揺れを感知すると、電気を遮断するものであり、通電火災のリスクを大きく減らすことができます。

感震ブレーカーの認知度につきましては、まだまだ低い水準であり、2025年、内閣府の調査によりますと、設置率は全国平均約6％という現状です。

本市の設置率についても、低い状況であると思われるため普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ただいまのご答弁で感震ブレーカーが通電火災の予防に有効である一方、全国的にも設置率や認知度が低い状況にあることが分かりました。

ただ、5月11日の広報なかの表紙に、写真とともに電気火災に備える感震ブレーカーと大々的にアピールされたことはよかったと思います。また、回覧としてカラー印刷で「感震ブレーカーをつけましょう 対策は感震ブレーカーで」とのチラシも大変分かりやすかったと思います。

そうした中、特に高齢者世帯などは、自ら購入や設置を行うことが難しい場合も考えられます。災害時に被害を受けやすい方々への支援は、重要であると考えます。高齢者世帯など災害時に配慮が必要な世帯への支援についてお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

本市では、65歳以上の高齢者や障がいのある方などの世帯を対象に、申請に基づき職員が直接自宅を訪問し、感震ブレーカーと住宅用火災警報器の取付け・交換の支援を行っております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 職員が直接訪問し、感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置支援を行っていることで、大変意義のある取組を感じました。地震対策と火災予防と同時に進めることができるため、今後も継続的な支援をお願いしたいと思います。

次に、感震ブレーカーは通電火災を防ぐ有効な手段ですが、費用負担が設置をためらう要因の一つになっていると思います。全国でも補助制度を導入する自治体が増えており、さらなる普及のためには行政による後押しも必要ではなかと考えられます。

そこで、感震ブレーカー設置に対する補助制度について、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

感震ブレーカー設置の補助制度につきまして、県内消防本部にアンケート調査を実施したところ、23本部中8本部が実施する方向で検討中という結果でした。

感震ブレーカーにつきましては、設置が義務ではなく、あくまでも個人が任意で取り付けるものと考えております。

しかし、本市としましては、普及促進の観点から、県の補助制度を活用し、本市独自の補助制度の導入を視野に、感震ブレーカーの認知度や普及促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 感震ブレーカーは義務ではないものの、市民の生命や財産を守るためには、普及促進が重要であります。最初の質問でも広報なかと回覧で周知したと述べさせていただきましたように、本市独自の補助制度についても検討していただけることを、今後も真剣に期待したいと思っております。

次に、感震ブレーカーの効果を最大限に発揮するためには、まず、市民にその存在を知っていただくことが重要であります。認知度が低い現状を考えると、様々な機会を捉えた積極的な周知啓発が必要と考えます。

そこで、感震ブレーカーの住民への周知啓発をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

市民に対しましては、認知度を高めるために、まず、関心を持っていただく必要があると考えております。

引き続きホームページ・広報紙・SNSなどを活用し周知するとともに、地域防災の一環として、女性防火クラブと合同でリーフレットの配布活動、また、自主防災訓練などの機会を使い、感震ブレーカーの重要性を説明し、啓発活動に努めてまいります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ただいまの答弁にありましたように、啓発活動に努めていただきたいと思います。

感震ブレーカーは、地震発生後の通電火災を防ぐ有効な手段であり、市民の生命や財産を守る上で大変重要な設備であると改めて認識いたしました。

また、高齢者世帯等への支援や補助制度の検討、さらには周知啓発に取り組んでいくことで、今後の普及促進に期待しております。地震はいつ発生するか分かりません。だからこそ、平時からの備えが重要であります。市民の防災意識向上と感震ブレーカーの普及に引き続き取り組んでいただくことを要望し、この質問を終わります。

次に、L i v e 119映像配信通報システムについてお伺いいたします。

全国の消防本部を所管する総務省消防庁によると、全国の720本部のうち45％に当たる324本部、消防本部が映像システム、いわゆるライブ映像システムを導入しております。友好都市である秋田県横手市でもホームページに導入しているとありました。

2025年4月1日時点になりますが、その後も増えており、栃木県小山市や野木町を所管する小山市消防本部は、今年4月からライブ映像システムを導入し、独自にプラスビジョン119と銘打ち、実際に活用されております。

通報を受けた指令センター員が必要と判断した場合、通報者のスマホにショートメッセージでURLを送信、事前登録やアプリのダウンロードは不要で、通報者が同意した場合、同URLから映像を送れる通報場所は、GPSによってすぐに特定できます。口頭では伝えにくい状況でも指令センター員が、映像で現状を把握でき迅速かつ的確な応急対応につながります。通報者の映像は現場に急行する救急隊員など、許可された端末からも閲覧可能になります。通報者のスマホが現場の目となり、指導する隊員が初動対応を事前に頭の中で組み立てられ、救助のスピードアップにもつながるとのことです。

また、心肺蘇生などが必要な緊急時には、指令センター員が映像を確認しながら、応急手当の方法を助言したり、説明動画を送信することも可能であります。通報者に対して心臓マッサージの正しい位置などを指導することもでき、救命率の向上などが期待されております。実際に接続が成功して、自動体外式除細動器A E Dの使用について、アドバイスもできたケースもあるそうです。

私も救命講習を受けましたが、いざその場になってできるか心配ではありますが、この対応をしていただければ、かなり心強いと思います。この映像システムについては、市民の命を守る体制強化に大変価値あることだと思います。先ほどから述べておりますが、近年スマートフォンの普及により映像をリアルタイムで共有できる環境が整っております。消防や救急の現場においても、この技術を活用したL i v e 119映像通報システムが導入されておりますが、市民の認知度はまだ十分ではないように感じております。

そこで、L i v e 119映像通報システムの運用状況について、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

L i v e 119とは、119番通報者が、現場の状況をスマートフォンで撮影し、消防指令センターへリアルタイムに映像を送信するシステムです。

映像送信にかかる通信料は、通報者負担にはなりますが、その映像から現場の詳しい状況を確認し、音声による通報だけでは把握が難しい視覚的な情報を収集することができます。

さらに、災害現場へ向かう消防隊や救急隊へ、その映像を転送し、共有できるシステムとなっております。

なお、いばらき消防指令センターにおいては、令和3年10月からこのシステムを運用開始しております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ただいまのご答弁にありましたように、現場の映像を消防指令センターや出動する隊員が共有できる仕組みであることが分かりました。災害や救急の現場では、限られた時間の中で、正確な情報を把握することが重要であります。

そこで、L i v e 119の活用による効果について、伺いたいします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

本市におけるL i v e 119の運用実績につきましては、令和5年が火災5件、救助4件、救急6件、その他1件、令和6年が火災4件、救助3件、救急1件、令和7年が火災5件となっております。

具体的な活用事例としましては、救急の場合、映像を確認しながら心臓マッサージの正しいやり方や、A E Dの使用方を口頭で指導する事例があります。

交通事故などの場合も現場到着前に、現場の状況を映像で確認することにより、到着後の活動が円滑に開始できます。

また、火災の場合でも通報時の火災の様相が分かることにより、火災原因調査の観点からも有用であります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 救急現場での応急手当の指導や火災、交通事故現場での状況把握など、多くの場面で活用されているのが分かりました。特に、救急事案では、救急隊到着前の対応が人命救助につながるため、大変有効なシステムだと感じております。

一方で、映像を活用するシステムであることから、個人情報の管理について、市民の関心も高いものと思います。安心して利用していただくために、適切な情報管理が必要です。

そこで、L i v e 119で撮影された映像や個人情報は、どのように管理されているのか、

お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

通報に使用された映像の管理につきましては、いばらき消防指令センターの専用サーバーにて、30日間保存され、その後破棄されることになっております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 適切に期間保存し、その後は破棄されるとのことで、プライバシーの配慮がなされていることが確認できました。

L i v e 119は有効なシステムですが、市民の皆様に知られていなければ、十分な活用につながりません。実際の119番通報時には、慌ててしまうことも考えられますが、平常時から制度を知っていただくことは、重要であると考えます。

そこで、L i v e 119映像通報システムについて、市民への周知啓発をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 消防長。

○消防長（寺門 薫君） お答えします。

市民への周知につきましては、引き続きホームページ・広報紙・SNSなどに掲載し、広報をするとともに、普通救命講習会や自主防災訓練などにおいて、L i v e 119についての説明を実施してまいります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ありがとうございました。

L i v e 119映像システムについては、消防や救助活動による迅速かつ的確に行うための有効な手段であり、市民の命を守る重要な仕組みであると認識いたしました。

今後も市民への周知を進め、多くの方に活用していただけるよう取り組んでいただくことを改めて要望し、この項の質問を終わりたいと思います。

次に、RSウイルス感染症についてお伺いいたします。

近年、子育て世代の間でRSウイルス感染症という言葉を目にする機会が増えております。特に、乳幼児の保護者の方々からは、普通の風邪と何が違うのか、重症化するとどうなるのかといった不安の声も聞かれます。

また、高齢者や基礎疾患のある方への影響も指摘されており、市民の健康を守る観点からも、正しい知識の普及が重要であると考えております。

厚生労働省の専門部会は、4月30日、RSウイルス感染症の予防効果がある抗体製剤について、ワクチンと同様予防接種に使用可能とする提言を取りまとめました。厚労省は改正予防接種法案を今国会に提出し、新生児を対象に同剤の速やかな定期接種化を目指すとして

した。予防接種に使用できる医薬品の範囲が初めてとなります。

R S ウイルスは、乳幼児の大半が感染し、風邪のような症状で重症化することがあります。厚労省は、4月から妊婦への接種で、ここに予防効果が表れる母子免疫ワクチンを用いた定期接種を開始しております。新生児に用いる抗体製剤も効果が認められておりますが、現行法では予防できないとあります。このため、専門部会が検討を急ぎました。

提言ではワクチンに準じた公衆衛生学的な性質の抗体製剤に限り、予防接種の対象に含めることが妥当と判断されました。早期に定期接種で同剤を使用できる環境が整備されることに具現し、健康被害救済制度の対象とするべきとなりました。厚労省はワクチンに準じて長期間効果がある抗体製剤について、定期接種に用いることを想定しました。

この経緯を踏まえて質問をさせていただきます。

まず、R S ウイルス感染症とは、どのような感染症なのか伺いたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

R S ウイルス感染症は、R S ウイルスによって引き起こされる呼吸器の感染症です。特徴といたしましては生涯のうちに何度も感染と発病を繰り返すことが挙げられております。

具体的には、生後1歳までに約半数以上が、2歳までにほぼ全てのお子さんが少なくとも一度は感染するとされており、極めて一般的な感染症です。

感染いたしますと、4日から6日の潜伏期間を経て、せき、発熱、鼻汁などの軽い風邪のような症状が見られるようになります。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに症状が和らぎますが、約3割はせきが悪化し、呼吸困難や気管支炎の症状が見られるなど、重症化することがあります。

現在のところ、本感染症に対する有効な治療薬はなく、基本的には症状に応じた対症療法が行われます。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ただいまのご答弁で、多くの子供が2歳までに感染する非常に身近な感染症であること、また、一部では重症化する可能性があることが分かりました。特に、小さなお子さんを持つ保護者にとっては、どのような方が重症化しやすいのかが、大きな関心であると思います。

そこで、R S ウイルス感染症の重症化リスクについて、どのような年代や状態の方が重症化しやすいのか、伺いたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本感染症は、多くの方は軽症で回復しますが、乳幼児、特に体内の免疫機能が未熟な生後6か月未満の乳児や基礎疾患のある高齢者では、重篤な症状になることがあります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 重症化しやすい方について、理解することは早期受診や適切な対応につながる重要な情報であると考えます。特に、生後間もない乳児や高齢者が重症化しやすいとのことですが、実際に重症化した場合には、どのような治療や対応が必要なのでしょう。

そこで、重症化した場合にはどのような対応が必要なのか、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本感染症により重症化した場合、呼吸困難や気管支炎、肺炎などの症状を引き起こすこともあります。呼吸症状が悪化している場合、呼吸管理のために酸素投与や人工呼吸器を使用するケースもあり、入院治療が必要となります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） R S ウイルス感染症については、これまで有効な予防手段が限られておりましたが、近年はワクチン開発が進み、乳児の重症化予防に大きな期待が寄せられています。

そうした中、本年4月から予防接種が定期接種化されると伺っております。

R S ウイルス感染症予防接種について、4月1日から定期化され、概要と母子免疫ワクチンとはどのようなものか、お伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和8年4月1日からR S ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンが、定期接種化されました。

定期接種の対象者は、接種時点で妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦の方となります。

また、母子免疫ワクチンについてですが、妊婦にワクチンを接種することで、妊婦の体内でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から数か月間、R S ウイルスに対する予防効果を得ることができるものです。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 妊婦への接種によって、生まれてくる赤ちゃんに抗体を届けることができる仕組みは、大変有効な感染症対策であると感じております。

一方で、市民の皆様が接種を判断する際には、どの程度の予防効果が期待できるのかを知ることが重要です。

そこで、このワクチンの予防効果について伺います。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本ワクチンは、R S ウイルス感染による肺炎や気管支炎などの感染症に予防効果があり、生後約 3 か月以内の乳児では 8 割程度、生後約 6 か月以内の乳児で 7 割程度の重症化予防に効果があると言われております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ワクチンの有効性が確認されていても、接種費用が高額であれば利用をためらう方も少なくありません。特に、妊娠や出産には様々な経済的負担が伴うことから、公的支援の内容は市民の関心が高い部分と考えられます。

そこで、R S ウイルス感染症予防接種の接種費用について、定期接種化に伴いどのような公的支援が行われるのか、また、市民負担はどのようなになるのか、伺います。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられており、全額公費負担で実施しますので、対象となる妊婦の方は無料でワクチン接種を受けることができます。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） 確かに、今、答弁にありましたように、全額公費負担による無料で接種を受けられるとのことですが、対象となる妊婦の方々にとっても大変心強い制度であると考えます。経済的な負担を理由に接種をためらうことなく、必要な方が適切に接種できる環境整備は非常に重要であります。

R S ウイルス感染症に限らず、感染症対策について、正しい知識の普及と予防構造の促進は欠かせません。特に、今回の母子免疫ワクチンは新たに定期接種化された制度であることから、対象となる妊婦の方々へ確実に情報を届けることが重要だと考えます。

また、近年は情報が多様化しており、正確な情報が届かないケースやワクチンに対する不安を持つ方も少なくありません。

そこで、R S ウイルス感染症予防接種が定期接種化されたことに伴い、本市における感染症予防に対する取組について、特に妊婦や乳幼児を含む市民に対して、感染症予防や予防接種についての情報提供をどのように進めていくのか、伺います。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

R S ウイルス感染症に限らず、感染症全般について、市民への周知・啓発が大変重要であると認識しており、感染症流行情報や予防接種に関する最新情報につきましては、市ホーム

ページやSNSなどを利用し、随時発信しております。

また、母子保健事業におきましては、母子健康手帳交付や乳児家庭訪問、乳幼児健診の機会を活用し、RSウイルス感染症を含む感染症予防対策や予防接種についての個別の情報提供及び保健指導を実施しております。

RSウイルス感染症予防接種につきましては、開始されて間もないことから、対象となる妊婦の方に対して、ワクチンの安全性や有効性について、情報提供と適切な接種勧奨を行ってまいります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 木野議員。

○13番（木野広宣君） ありがとうございました。

RSウイルス感染症は、多くの子供が感染する身近な感染症である一方で、生後間もない乳児や高齢者などにおいては、重症化のリスクがあることを改めて認識いたしました。

また、定期接種化された母子免疫ワクチンは、出生直後から乳幼児を守ることができる有効な予防手段であり、さらに、全額公費負担によって接種しやすい環境が整えられていることも理解できました。

今後も市民の皆様が安心して子供を生み育てられるよう、分かりやすい情報発信や適切な接種勧奨に努めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（小池正夫君） 以上で、通告3番、木野広宣議員の質問を終わりにします。

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○副議長（小池正夫君） 続きまして、通告4番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 家庭ゴミの排出について。2. 歩行者の夜間の安全確保について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

渡邊議員。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は家庭ごみの排出についてと歩行者の夜間の安全確保についての2つのテーマでご質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初のテーマである家庭ごみの排出についてですが、本市では本年4月からプラスチック製容器包装の分別収集が始まりました。これには、可燃ごみの排出量を減らし、現在、大規模改修を進めている大宮地方環境整備組合の焼却炉を長く使用できるようにすること、それと、資源ごみであるプラスチック製容器包装を可燃ごみと分別し、再利用していくことが大

きな目的であると理解をしております。

それに合わせまして、指定袋も変わりました。市民の皆様にとって長年慣れ親しんだごみの出し方を変えるということは大きな変化であり、その負担も大きなものであったと感じております。

しかしながら、先ほども申したとおり、ごみ処理、特に可燃物の処理にかかる費用を少なくさせるのには、可燃物そのものを減らす必要があります。そして、可燃ごみの量が減れば焼却炉にかかる負担も減り、結果的に次の大規模改修やその先の改築までの期間を延ばし、延命することも可能となります。ですので、市民の皆様には、まず、燃やすしかないごみとプラスチック製容器包装の分別にご協力をお願いしたいと思います。

さて、このプラスチック製容器包装の分別収集が始まり、2か月が経過しました。私が目にするごみ集積所ですと、プラスチック製容器包装として分別し、排出されているごみが非常に少なく感じております。実際に我が家では、可燃ごみとして排出するごみの量が、重さではなく体積で比べますと、その見た目は半分程度に減っている感じがいたします。にもかかわらず、集積所に集まるプラスチック製容器包装が少ないので、依然として可燃ごみの袋の中にプラスチック製容器包装が混入し、分別が進んでいないのではないかと感じております。

そこで、この現状を確認し今後の分別の推進に向けた市の取組を確認していきたいと思っております。

まず、初めに、本年4月のプラスチックごみの回収量と、可燃ごみの排出量の変化についてお尋ねいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年4月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。

市民の皆様からは分別したら、想像していたよりもプラスチック製容器包装の量が多いとの声もいただいております。

本市が4月に収集したプラスチック製容器包装は、23.7トンで家庭から出た、燃やすしかないごみは793.1トンとなっております。昨年の令和7年4月の可燃ごみの収集量825.4トンと比較しますと、32.3トン減少しております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

分別をなされた市民の方々は、思った以上にプラスチック製容器包装の量が多かったことに驚かされていたのかと思います。先ほども申しましたが、私自身、その量の多さに驚き、現在では、分別が楽しくなってきました。その結果、燃やすしかないごみの量が減少しているような状況です。これについて、那珂市全体で本年4月、1か月分のプラスチック製包

装容器の収集重量は、23.7トンであり、また、燃やすしかないごみ、いわゆる可燃ごみについては、昨年と比較をすると32.7トン減少しているとのことでした。

お聞きしておきながら言うのも何なんですが、正直言って見た目のごみの量である体積ではなく、重さでの比較であったことから、排出された量は多かったのか、少なかったのか私自身、ちょっとよく分かっていないところとなりました。そもそも、プラスチック製容器包装は体積、要は見た目の量の割に軽いものなので、なかなかぴんとこなかったのが、ちょっとした事実です。

ですので、聞き方をちょっと変えてみたいと思います。プラスチック製包装容器の回収量と、燃やすしかないごみの排出量について、当初想定していた量と比べて、どうであったか。想定値とその差について伺います。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

大宮地方環境整備組合が実施しているプラスチック製容器包装のリサイクル事業での収集量につきましては、1日当たり3トンと想定しており、4月の収集実績になりますが、1日平均で約1.4トンと想定よりも少なくなっております。

なお、燃やすしかないごみについては、減量の想定はしてはしておりましたが、想定値については設けておりませんでした。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

プラスチック製容器包装は、1日当たり3トンの収集量を見込んでいて、4月は1日当たりの収集量は1.4トンであったとのこと。事業を始めた最初の月で分別の方法など、戸惑う点も多い中、目標の約半分の量を達成したことは、市民の方々の分別する意識が結構高かったのかなと感じております。

しかし、冒頭に申し上げたとおり、私が目にする集積所においては、思うように排出されていないと感じていました。

そこで、今年度から新たな取組であるので、分別の方法や排出前の処理に戸惑う市民があるかと思っております。ですので、今後も継続した周知や分別に関する説明会を実施していく考えがあるのかと、分別の方法に関する周知の方法をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年4月から開始されたプラスチック製容器包装分別につきましては、令和8年1月から2月にかけて、市民説明会を市内5か所で開催しました。

今後、改めて説明会の予定はございませんが、市民の皆様への周知方法の一つとして、こ

れまでも実施している各種団体、グループからのご依頼によりプラスチック製容器包装分別に関する出前講座を引き続き行ってまいります。

また、個人からの分別に関するお問合せについても、引き続き対応してまいります。

そのほかにも、市ホームページ、SNS、広報紙などを活用し、繰り返し周知をしてまいります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに、一堂に集まって行う説明会より、必要とされる団体やグループに対して行うのは、よい案だと私も思います。疑問等のある方に対し、個別に対応するのも丁寧でありがたい対応だと思いました。

さて、プラスチック製容器包装の分別収集が始まったことにより、ごみの減量化に対する意識の変化があったと感じております。ごみの減量化には、生ごみの量を減らすのが有効であると思います。

そこで、市では生ごみ処理機の購入に補助を行っておりますが、この補助の内容と近年の実績をお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

生ごみ処理機器購入設置補助につきましては、3種類の補助がございます。

1つは、電動式生ごみ処理機器の購入に対して、限度額1万5,000円で購入額の3分の1に相当する額の補助。2つ目は材料を購入して製作した生ごみ処理機器に対して、限度額1万円で材料購入額の4分の3に相当する額の補助。3つ目はコンポストや手動式生ごみ処理機器などの購入に対して、限度額1万5,000円で購入額の4分の3に相当する額を補助しております。

また、過去3年間の補助制度の利用状況につきましては、令和5年度は34件で、37万7,600円、令和6年度は28件で33万800円、令和7年度は42件で43万円となっております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

本市では、電動式生ごみ処理機、手動式生ごみ処理機、そして、材料を購入して作成した生ごみ処理機、これは手づくりした生ごみ処理機の方法費も補助の対象であるとのことでした。手づくり製の材料費の補助があるというのは県内でも珍しく、那珂市のごみ問題に対する意識の高さが感じられます。

また、令和7年度は予算額満額の補助金を交付していることとなりますので、市民の皆様が生ごみを自宅で処理をしようとする意識の高さの表れだと感じております。

なお、補助金を希望した方が多く、希望者全員に交付ができたかどうかをお聞きしておりますが、仮にそのようなことがあるのであれば、来年度は予算の額を増額をお願いしたいと思っております。

燃やすしかないごみをさらに減量するには、自宅で生ごみを処理していただくのが最善の方法であると考えますので、この制度のさらなる周知と補助額の増額の検討をお願いいたします。

続きまして、同じくごみ問題として、ごみ出しが困難な高齢者等への対応について、お伺いをしたいと思います。

那珂市においても、高齢化が急速に進んでおります。体の不自由な高齢者が重いごみ袋を持って、ごみの集積所まで運ぶのは大変な苦勞と危険性を伴います。特に、介護や支援の必要な高齢者のみの世帯は、ごみを出すこと自体が生活上の大きな課題となっているケースが少なくありません。この実態を確認するとともに、今後の対応についてお伺いをしていきたいと思っております。

初めに、令和5年第2回定例会において、ごみ出し支援の対象となる方は、令和4年度の調査ですと116名とのご答弁がありました。そこで、調査当時、令和4年度末と令和7年度末の要介護者等の認定者数をお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） 答えいたします。

県に報告しております、介護保険事業状況報告において、65歳以上の第1号被保険者数と、40歳から64歳までの第2号被保険者数を合わせた人数で申しますと、令和5年3月末現在では、要支援1・2の方が631名、要介護1から5の方が2,142名、合計で2,773名となっております。

また、令和8年3月末現在では、要支援1・2の方が826名、要介護1から5の方が2,256名、合計で3,082名となっております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

要支援の方が631名から826名に、約1.3倍の195名の増となっております。また、要介護の方が2,142名から2,256名に、約1.05倍の114名増となっているとのことでした。

仮に、ごみ出し支援の対象者が要支援の方の増加率と同様とすると、令和4年当時、116名のごみ出し支援の対象者は、約1.3倍の150名程度にまで増加している可能性があることになります。

次に、令和6年度から開始した助け合い型ごみ出しモデル事業の支援を受けている人数及び世帯数は、どの程度あるのでしょうか。

また、この事業の内容を併せて簡単にご説明をお願いいたします。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

助け合い型ごみ出しモデル事業は、家庭系ごみや粗大ごみを自らごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者などに代わって、実施団体に所属する支援員が、ごみステーションまで運ぶ活動に対して、市が助成を行います。

実施団体については、自治会、地区まちづくり委員会などの住民組織、ボランティア団体としております。また、助成金については、実施団体に対して1日につき1世帯当たり100円をお支払いします。

支援を受けることができる方は、おおむね75歳以上の高齢者や、障害者手帳をお持ちの重度の方で、かつ親族による支援が受けられない方となります。

現在、助け合い型ごみ出しモデル事業の実施団体については、1自治会に登録していただいておりますが、現在、支援体制が整っていないため、支援を受けている方もおりません。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

助け合い型ごみ出しモデル事業は、家庭系ごみや粗大ごみを自らごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者などに代わって、運んでくれるという活動を支援する事業であることなので、ごみ出しが困難な高齢者にとっては、とてもありがたい制度だと思います。

しかしながら、現状では支援体制が整っておらず、支援は受けられていないとのことですが、せっかくの制度に対し支援体制が整わないとのことですが、こういった課題があるのか伺いたいと思います。

○副議長（小池正夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

課題といたしましては、支援を行う方がいない、支援を受けることができる方の把握が難しい、申請書など提出書類が多いなどが挙げられます。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

本制度の実施団体は、自治会やボランティア団体とのことですが、単純に計算して150名を市内の収集エリア、4ブロックに分けると1ブロック当たり約38名が対象となります。その対象者の自宅を訪問し、朝8時までにごみの集積所にごみを出すとなると、人的な手配がなかなか難しいと感じますし、それがボランティアに近い体制となると、ほぼ不可能に近いと感じてしまいます。

本支援制度は理想的な制度だとは思いますが、現実的にはほぼ不可能に近い制度だと言わざるを得ないと感じますし、これに代わる制度を検討しなければならないと思います。例え

ば助け合い型ごみ出しモデル事業に代わる支援としまして、自宅前などに戸別集積は考えられないでしょうか。県内では日立市やつくば市など既に実施している団体があります。

そこで、これらの各団体について制度の概要と個人の負担の有無、財源等について伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

県内における助け合い型ごみ出しモデル事業に代わる支援方法としては、日立市とつくば市の状況では、高齢や障がいなどの理由により、ごみ集積所へ可燃ごみなどを出すことが困難な世帯で、親族や近隣在住者等の協力が得られない場合に、戸別収集を行うものです。

日立市では、日立市ふれあい戸別収集事業として、令和3年1月から、つくば市では高齢者ごみ出し支援事業として、令和7年6月から事業が開始されております。

これらは、市が委託したシルバー人材センターや市環境協会が行っており、利用する世帯の費用負担はなく、事業費は一般財源となっております。

また、筑西市や大洗町なども利用する世帯の費用負担なし、鉾田市や行方市などは費用負担ありで同様の事業を実施しております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

私もちょっとこの制度について調べさせていただきました。日立市で行われている日立ふれあい戸別収集事業は、要介護2以上の認定など一定の要件が必要で、利用承認がされれば自宅、玄関先などに市が設置した専用容器から分別された家庭系ごみと、小型の粗大ごみを週に1回指定された曜日、また時間に無料で収集するシステムということです。

また、つくば市で行われている高齢者ごみ出し支援事業は、要支援2、または要介護の認定など一定の要件が必要で利用承認がされれば、自宅玄関先などに自身が用意し設置した蓋つきの容器から、分別された粗大ごみ以外の家庭系ごみを決められた曜日に、週1回無料で収集するシステムとなっているそうです。

筑西市の高齢者ごみ出し支援戸別収集は、要支援または要介護の認定など、一定の要件が必要で利用承認がされれば、自宅玄関先に市が設置する専用の容器から、分別された粗大ごみ以外の家庭系のごみを決められた曜日に、週1回無料で収集するシステムとなっております。

さらに、鉾田市では高齢者等ごみ出し支援事業として、要支援や要介護の認定など一定の要件が必要で、利用承認がされれば自宅玄関先などに自身が用意し設置した蓋つきの容器から、分別された粗大ごみ以外の家庭系のごみを決められた曜日に、週1回月額500円で収集するシステムということでした。

ざっくりとした概要ですが、大別すると有料か無料か、容器は個人が用意するのか、それ

とも市が用意するのか、さらに使用の承認の要件に違いや収集別の違いも見られました。また、収集なんですけれども、週1回の収集はどこもほぼ同じでした。

なお、この事業に要する財源は一般財源とのことですので、本市が実施した場合、どの程度の事業費になるのかが気になるところです。

そこで、現在、市が実施している家庭ごみや資源ごみの収集委託料は、どの程度かかっているのでしょうか。また、市内のごみステーションは何か所あるのか、お尋ねいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和8年度の家庭系可燃ごみ収集委託料については、1億9,826万4,000円で本年4月から開始したプラスチック製容器包装の収集委託料は9,240万円となっております。

また、市内ごみステーション数は、令和8年3月31日時点で2,826か所です。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

家庭系可燃ごみの収集に要する費用は、1億9,826万4,000円とのことですので、週2回の収集で1ステーション当たり、約7万円になるかと思います。単純に収集委託料をステーション数で割っただけなので、実際は住宅の密集度や作業時間等を加味する必要があるとは思いますが、参考値としていただければと思っております。

同じように、プラスチック製容器包装の収集に要する費用は、9,240万円なので1ステーション当たり、約3万3,000円程度になるかと思います。

概算になりますが、参考値として1ステーション当たり週1回の収集で、約3万5,000円程度と仮定した場合、先ほど150人を収集対象とすると、525万円の費用が必要になるかと思います。毎年525万円を一般財源から支出し続け、また毎年増額する可能性がある事業を新規に行うのは、なかなか難しいもの、厳しいものだと感じております。

ですので、何らかの財源を確保する必要があるとは、理解をしております。

そこで、ごみ袋の年間販売枚数と販売収入額はいくらになるのか、お尋ねいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

旧ごみ指定袋の年間販売数と販売による歳入額につきましては、令和7年度の販売数はいずれも1袋10枚入りになりますが、可燃用ごみ指定袋45リットルサイズは21万2,150袋、同じく20リットルサイズでは6,500袋、資源用ごみ指定袋は9,350袋で、歳入額の合計は3,238万9,500円です。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

令和7年度の数値ですが、10枚入り45リットルで21万2,150袋、20リットルで6,500袋が販売されているとのこと。ちょっと乱暴な計算で申し訳ないんですが、可燃ごみの袋10枚入りが45リットルと20リットルを合わせると、年間約21万8,000袋なので、先ほどの年間約500万円の財源を確保するのに、1袋当たりの約23円、これを負担していただければ、1枚当たりにしますと、2円30銭の負担となるんですが、これを市民の皆様にお願ひできれば、戸別収集の事業化も十分可能かなと考えております。

しかしながら、現実のところ本年度に可燃ごみ指定袋を変更し、大幅な値上げを行ったところですので、新規事業の提案はとても厳しいのは、重々理解をしております。ちなみに、今年度、値上げした分の中から1袋23円を新規事業に、充当はできないものなのかなと考えております。ちょっと可能性があるような気はするのですが、いずれにしましても、令和6年度からモデル事業として始めた、助け合い型ごみ出しモデル事業の本格導入が、現在、厳しい状況である以上、新たな手法の一つとしてご検討いただければと思います、今回お話をさせていただきました。

以上をもちまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、歩行者の夜間安全確保について質問をさせていただきます。

歩行者の通行量が多い市道に対する歩行者の夜間の安全確保についてですが、令和7年度第4回の定例会の一般質問において、市道6-005号線、すなわち後台駅から茨城県立水戸農業高等学校までの区間の防犯灯整備について、要望させていただいたところ、市道6-005号線は駅や複数の学校が隣接しており、朝夕には通勤や通学に通う児童・生徒のほか、近隣住民の方が通行する道路であり、歩行者が他の市道と比較しても多い状況は理解をしています。

しかし、現地には防犯灯と道路照明が主要な交差点や、一定の間隔で設置をしてあることから、新たな整備については考えておりませんとご答弁をいただきました。

この道路は後台駅に隣接する水戸農業高校と那珂高校、そして、茨城女子短期大学、さらに、地元の小・中学生も利用する通学路であり、平日1日の歩行者数が1,000人を超える、市内でも有数の歩行者の通行の多い道路でございます。

そして、夜間、この道路を歩く高校生や短大生が暗くて怖いと感じている声を受け、今回私も改めて、この問題を取り上げさせていただきたいと思います。

初めに、前回答弁にあった一定間隔で設置してあるとは、那珂市防犯灯設置補助金交付要綱にある原則として50メートル以上とするがベースになっていたと思います。

それを踏まえまして、那珂市における防犯灯の補助基準である50メートルの根拠は何なのかをお尋ねいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の防犯灯の補助基準の離隔距離については、多くの事例において20メートルから50メートルの距離で設置されており、また、東電柱の設置距離が、市街地では約30メーター、

郊外では約40メートルとなっていることから、50メートルとしております。

また、周辺自治体の設置基準については、基準を設けていないが1件、30メートル以上が1件、50メートル以上が3件、家屋連担区域内は電柱1本置き、家屋連担区域外は環境等を勘案するが1件、70メートル以上が1件となります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

多くの事例においてというのは、那珂市自身の整備件数なのか、近隣の自治体なのか、それとも県内の自治体なのかは分かりませんが、数多くの防犯灯がそのような基準で整備されていることであろうと理解をいたします。

その基準によって、自治会から申請を受け、自治会が整備した防犯灯に対し、その設置費用の相当額程度を補助しているということだと理解をしております。

つまり、道路照明のように具体的な明るさの数値基準ではなく、防犯灯の設置間隔は距離で決まり、それは、ほぼ東電柱1本置きの整備となるように、定められているという基準と感じてしまいました。

そこで、防犯灯に関しては公益法人日本防犯設備協会により、防犯灯の照度基準が示されています。また、警察庁の安全・安心なまちづくり推進要綱においても、照度の基準が示されております。

これらの基準と那珂市の基準は、乖離をしていると思いますが、これについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の防犯灯設置補助交付要綱での設置基準におきましては、公益法人日本防犯設備協会が定める、約4メートル先の歩行者が見える防犯灯の照度基準や、警察庁の安全・安心・まちづくり推進要綱に、4メートル先の人が認識できる、おおむね3ルクス以上必要と示されているような、照度基準の規定はしておりません。

防犯灯の選定につきましては、各自治会が地域の実情や設置場所の状況、維持管理費用を踏まえ、設置業者と相談の上、設置しているものと認識しております。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

防犯灯の選定は各自治会が地域の実情や設置の場所の状況、維持管理費を踏まえ、設置業者と相談の上、設置をしているものと認識をしているとのことでした。ただ、自治会では那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱に原則として、50メートル以上とすると定められていることから、そもそも東電柱1本置きでなければ補助金が交付されないと認識しているのではな

いでしょうか。確かに、交付要綱の設置基準には、ただし書で特別な事情がある場合の例外規定も存在しております。

しかしながら、前回の一般質問の答弁であったように、児童・生徒のほか、地域住民が他の市道と比較して多い状況は理解をしているが、現地には一定の間隔で設置してあることから、新たな整備については考えていないと市は考えているわけでした。

となれば、自治会は要望を控えるでしょうし、そこを通る子供たちが暗くて危険だと訴えても、それは特別な事情に当てはまらなくなってしまうわけです。これでは、犯罪や事故が発生した場所とならない限り、この道路にこれ以上の防犯灯の整備は、自治会が自らの費用を負担し、整備する以外、整備の方法がないと理解することしかないと感じます。

そして、先ほど答弁の中で私の認識とちょっと違うところがあったんですけれども、日本防犯設備協会が定める4メートル先の歩行者が見えるとありました。4メートル先の人の向きや挙動姿勢が分かる明るさというふうに、示されていたのではないかなと私は認識しております。

これは、4メートル先で犬の頭をなでている人がいるよと認識できる明るさとなります。これは、平均水平面照度3ルクスの明るさであり、現在、新規で取り付けているLED防犯灯の蛍光灯HFP32型相当品となるわけです。この防犯灯を使用し、おおむね東電柱ごとに設置となりますけれども、30メートル間隔ごとに防犯灯を設置すれば、日本防犯設備協会が定める基準に合致し、電柱と電柱の間で約1ルクスの明るさが確保できることになります。

ちなみに、1ルクスというのは、顔の概要が分かる明るさでして、0.3から0.5ルクスですと人がいること、または人の動作が分かる明るさ、そして、0.1ルクスは満月のときの明るさであると言われております。

相手との距離や電柱の間隔、木の枝などの障害物の有無によって変化はあると思いますが、イメージとして理解していただければよろしいかと思います。

さて、話を戻しますが、本道路は小学生、中学生、2校の高校生、短大生が通学路として利用していることから、平日1日の歩行者数は1,000人を超える道路となっております。そして、日没後の若年者の通行人が他の市道よりも多いことから、高校生や短大生に対する犯罪や事故を未然に防ぐため、特例を認める余地がある市道かと考えております。

これについて、改めて市の見解をお伺いいたします。

○副議長（小池正夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

本市の防犯灯設置費補助につきましては、交付要綱の定義で、夜間における犯罪の抑止や通行の安全確保を目的とし、一定の設置基準を設け運用しているところであります。

議員ご提案の特例を設けることは、現時点においては考えておりませんが、設置基準の50メートル以内に既設の防犯灯があることを理由に、設置申請を認めていないわけではございません。

照らす道路位置や歩行者の通行に影響がある場合など、現地の状況により、判断しております。

引き続き、自治会からの防犯灯設置については、安全確保の観点から地域の実情や必要に応じて対応してまいります。

以上です。

○副議長（小池正夫君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

特例は考えていないが、50メートル以内に既設の防犯灯があっても申請を認めないわけではなく、歩行者や通行に影響がある場合など、現地の状況によって判断をするのご答弁だったと理解をいたします。

これは、前回の一般質問にいただいた、現地には防犯灯と道路照明が主要な交差点や一定間隔で設置してあることから、新たな整備については考えておりませんとの答弁から大きく前進していただきました。設置される間隔が50メートル以内であっても、歩行者の通行に影響がある場合、現地の状況によって、設置を認めていただける可能性が出てきたこととなります。市長をはじめ執行部の皆様のご理解に感謝を申し上げます。

しかしながら、問題が解決したわけではございません。大きな問題は自治会が申請し、設置が認められた場合でも、その設置費用は一時的に自治会が負担しなければならないことです。前回の一般質問でも申し上げましたが、この市道の場合、今後必要と思われる防犯灯のうち、電柱に直接つけられる箇所が22か所、柱を立てる必要があるであろうと思われる箇所は11か所ありました。

これを整備するには、約150万円の費用がかかると思われるのご説明をさせていただきました。この費用を地元自治会が一時的に負担しなければなりません。また、柱を立てる場合、市からの補助金以上の費用がかかるため、さらなる負担を地元自治会に求めることになります。この点について、まだ納得できる答弁がいただけていないなと感じているところです。防犯灯の担当部署におきましては、市全体の均衡を考えた上で、最大限の答弁であったと理解はしております。

しかしながら、この道路の安全整備を求めたのが那珂市に通う高校生たちです。市のイベントや道の駅の商品開発など、多くの場面で那珂市のために力を貸してくれている若者たちです。彼らの多くは那珂市の住民ではございません。

しかしながら、毎日この道を通り、この那珂市で貴重な3年間を過ごしています。この若者たちの安全を守ることに、住民か否かは関係がないかなと私は考えております。彼らが求めているのは、通学の際の安全です。犯罪の被害者にならないよう、暗い夜道を明るくしてほしいだけです。

ですので、彼らは決して防犯灯に限定した整備を望んでいるわけではないと思います。ただ、私自身が付度をしてしまい、市の費用負担が少なく短時間で整備ができることから、

質問が防犯灯を中心となってしまうことも事実です。ただ、この道路を通る歩行者の安全が確保されれば、整備される手法については問う必要がないのかなと思っております。

防災課が担当している防犯灯や土木課が担当している道路照明、これらの整備については、おのおのの基準があり整備が難しいのも十分に理解をしております。ですので、前回の一般質問において、この２つの手法以外の方法で、児童・生徒の多く通行する市道の安全確保、照明灯の整備ができるのではないかと検討してほしいとお願いをいたしました。

これは、担当部署を超える問題だと理解をしておりますので、本来であれば担当部長ではなく、市としての見解を市長にお聞きしなければならないのかもしれないかもしれません。

しかしながら、今回は通告を行っておりませんし、これまでのご答弁以上の内容はお答えにくいと思っておりますので、半年後、第４回定例会において改めてお伺いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今回のご答弁にて、現在の防犯灯に関する市の見解は十分理解いたしました。誠に感謝申し上げます。また、道路の連続照明の整備には多額の費用がかかることも理解をしております。しかしながら、ひとたび犯罪や事故が起こってしまえば、費用だけの問題ではなく社会的責任も問題になるのかなと思います。

以前から申し上げておりますが、既存の電柱に防犯灯と同等の照明を取り付けるだけで、子供たちの帰り道は大きく変わります。ただ、その整備費の費用の一部を地元自治会が負担することに私は納得できず、どうしても筋が通らないなと感じてしまいます。この案件につきましては、市が主体となって整備すべき案件であると、私は強く確信しております。

今回の質問では、執行部から防犯灯の設置補助について、現地の状況より判断をすると答弁をいただきました。これは本当にありがたく、大きく前進したものだと思っております。

そして、次回は主として全体的な解決策、地元の自治会負担のないようなことがもしあれば、お示しいただけるようお願いを申し上げます。未来ある若者たちが安心して夜道を歩ける那珂市、子供たちに誇れる那珂市を実現していただくため、市長をはじめ執行部の皆様方に前向きな対応を強くご期待申し上げます、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小池正夫君） 以上で、通告４番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を２時半といたします。

休憩 午後 ２時１６分

再開 午後 ２時３０分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（大和田和男君） 通告５番、花島 進議員。

質問事項 １．ゴミ収集方法の変更について。２．デジタル教科書について。３．小中学校教師の勤務管理について。４．国民健康保険税について。５．道の駅関連の住民投票について。６．外国人労働者について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔１１番 花島 進君 登壇〕

○１１番（花島 進君） 早速質問に入らせていただきます。

まず、ゴミ収集の方法についてです。

先ほど前の議員が最初の質問、全く同じなのでダブるかと思いますが、確認のためにお願いします。

まず、収集の方法が変わりましたが、４月に市が収集した状況はどうでしょうか。プラスチックごみの量と燃やすごみの量についてお答え願います。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和８年４月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。市民の皆様からは、分別したら想像していたよりも、プラスチック製容器包装の量が多いとの声をいただいております。

本市が４月に収集したプラスチック製容器包装は23.7トンで、家庭から出た燃やすしかないごみは793.1トンとなっております。昨年の令和７年４月の可燃ごみの収集量825.4トンと比較しますと、32.3トン減少しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○１１番（花島 進君） 我が家の実感では、確かに、特に容積がプラスチックごみが非常に増えたという気がします。最近は何のごみ箱が必要かなというふうに思っていますが、市全体としては先ほどの回答かと思います。

もう一つの問題は、燃やすごみの処分費用、資源化するごみの処分費用が変わるだろうということです。それについては、どのような見込みでしょうか。あるいは実際はどうでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

プラスチック製容器包装の分別収集が開始されて間もないことから、現時点では燃やしやすいごみの処分費用や、資源化するごみの処理費用の変化については、把握できておりませんが、新たにプラスチック製容器包装の収集により、収集に関わる人件費やリサイクル事業者へ引き渡すための輸送費など、新たな費用が必要となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 世間では結構誤解する方がいて、資源化するごみだったら、かえってもうかるんじゃないかと思うんだけど、ほとんどそういうことはないんですよね。ただ、社会全体のことを考えたら資源化しようということだし、目に見えるコスト以外に大事なものがあるかと思いますので、どのくらい負担がかかるかなと思って聞いたかったんですが、今のところデータが不十分ということだと思います。本当ですかと思うんですけども。次の質問です。

旧形式のごみ袋の使用期限を急に12月まで延長されたということなんですが、その経緯をお伺いしたいと思います。

また、新しいごみ袋が欠品になることを心配なさっているようですが、新ごみ袋を再販売する場合は、価格はどのように設定するのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

旧指定袋につきましては、令和8年3月の販売終了後の在庫は、1袋10枚入りの45リットルサイズで6万5,000袋あります。

旧指定袋の使用可能期限を12月30日まで延長した経緯につきましては、ごみ指定袋の値上げに伴う買占め防止から使用可能期限を5月31日としておりましたが、昨今の中東情勢の影響により6月末以降の新しいごみ指定袋の納品見通しが立たないことから、使用可能期限を延長したものです。

旧指定袋の再販につきましては、今後の状況になりますが、再販する場合には現在の価格300円で販売をいたします。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 実は、あまりいいことじゃないと思っているんですよ。要するに買占めは後になって許すというようなことになりかねない。ただ、中東情勢のことは日本で普通に思われてるより今後厳しい可能性があるんで、若干やむを得ないと思います。

また、新たに再販売する場合には、現在のものの価格と一緒にすることなので、それについては、了解しました。

ただ一言申し上げますと、このごみ収集の方法の変化については、変更の説明でこうしたいというのが多くて、このように考えて、このようになる見込みなので、こうしたいと説明

がちよつと足らなかったなと思います。そうすれば、市民の了解は早かっただろうと思います。今後の参考にさせていただきたいと思います。

次の大項目の質問に移ります。

デジタル教科書の利用率などについてお伺いします。

私、一般質問でデジタル教科書と言ったんですが、実際に文部科学省が認定した教科書だけでなく、教材全体のことだと考えてください。

まず、IT機器やデジタル教科書の利用率は、各学年でどういう実態でしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

まず、児童・生徒のタブレット端末の利用状況につきましては、正確な利用率を把握しているものではございませんが、教科によって使用頻度に差があるものの、1授業当たりおおむね1割程度であると考えております。

また、デジタル教科書につきましては、英語では小学5年生から中学3年生までの全児童・生徒を対象に、国から給与され活用しており、算数及び数学につきましては、一部の小中学校において給与され活用しております。

デジタル教科書を使用している教科でのタブレット端末の利用頻度につきましては、授業の状況により異なるため、数値として出すことはできませんが、全体平均よりは高いと認識しております。

さらに、電子黒板につきましては、全ての普通教室及び一部の特別教室に配備しており、授業における板書やデジタル教材の掲示などに活用しております。利用状況としては、ほぼ全ての授業で使用されているものと認識しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） IT機器の多用については、情報検索などに非常に有利だと思うんですけども、一方で目の健康が第一、それからじっくり考える態度などに影響すると考えるんですが、どのように見えていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えいたします。

令和7年度茨城県学校保健統計調査結果によりますと、本市の児童・生徒における裸眼視力1.0以上の者の割合は、小学校で67.4%、中学校で45.8%となっており、前年度と比較すると、小学校が0.5ポイント、中学校が2.6ポイントそれぞれ上昇しておりますが、小学校から中学校にかけて視力が悪化している子供が増えています。目の健康については、本市の児童・生徒だけでなく、全国の子供たちに関わる重要な健康課題であると認識しております。

なお、それ以外の目に関する調査は行ってはおりません。

本市では、年度初めに児童・生徒向けにiPad活用のルールを示し、正しい姿勢で画面

に近づき過ぎないようにする、30分に一度は目を休ませる、寝る時間の1時間前は使用しないなど、目の健康を守るためのルールを周知しております。

また、I T機器の活用が児童・生徒の思考力や学習態度に与える影響につきましては、様々な研究や見解があるものと認識しております。

本市といたしましては、I T機器は学習効果を高める有効な手段である一方、児童・生徒が自らじっくり考える機会の確保も重要であると考えております。そのため、検索や閲覧等に偏ることなく、対話や記述、熟考の時間を取り入れながら、I T機器と従来の学習方法を適切に組み合わせた授業づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 教材のデジタル技術は先ほども言いましたように、よい面と懸念される面があります。

一方で、デジタル化で先進した外国で、紙に戻る動きがあるようです。今後も単純にデジタル化がよいとは思えないでいただきたいと思います。ちなみに、私も今、急に思い出したんですけれども、ほぼ50年前くらいに大学で、それまでずっとアナログ処理でやったことをデジタル処理する、リアルタイムでやることを研究しまして、論文にしました。そのときに、これからどんどんいろんなことがデジタル化されると思っていましたが、いいことばかりじゃないんですよね。ぜひそういう今の認識を維持していただきたいと思います。

次に、小中学校教師の勤務管理について、お伺いします。

まず、茨城県は小・中学校教師の非正規雇用を減らし、正規雇用を増やそうとしていることが報道されています。1,600人ぐらいと言っていましたかね、4年間で。

正規雇用を増やすことは賛成です。それによって、教育現場は何が変わると予想されるか。また、非正規雇用には任せられない仕事は、正規雇用の教員がこなしてきたと思うんですが、今後正規雇用を増やすことで、各教員の負担は軽減されると考えていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

正規雇用の教員が増加することで、教育活動の継続性が高まることが予想されます。同じ教職員が長期的に学校に関わることで、児童・生徒との信頼関係を築きやすくなり、学習指導や生徒指導の向上につながるものと考えます。

次に、欠員対応の改善にも寄与し、教職員の精神的負担の軽減にも資するものと考えます。現在は、正規職員に欠員が生じた際、市町村が代替えの教職員の確保に相当の労力を要している状況ですが、正規職員の配置が充実することで、こうした対応負担の軽減も期待されます。

一方で、教職員の中には家庭の事情からフルタイム勤務は難しいが、非常勤として一定時間働きたいといった働き方へのニーズもございます。正規化を進めるに当たっては、こうし

た多様な働き方とバランスにも配慮していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 欠員が生じた場合に、市町村が代替職員の確保に苦勞するというのは初めて聞いたので、ちょっと驚きました。

おおむね正規雇用が増えることは賛成という話ですね。

次の質問ですが、部活動の地域移行が一方で進んでいます。これと正規職員の割合が増えることは、関係するのでしょうか、その考えは。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

部活動の地域移行は、少子化により学校単体では、これまでの活動が維持できないといった課題や、教職員の働き方改革による負担軽減の観点などから進められているところでございます。

正規雇用の教職員が増えることによる影響としては、顧問の分担や拘束時間の減少につながる可能性は考えられます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 分かりました。

部活動の地域移行というのは、よく見えないことなんですけど、また、見えるようになってから質問したいと思います。

次に、国民健康保険税について伺います。

今年の4月に国民健康保険税の税率が変更されました。それについては、若干大幅なアップだったので、来年度は少なくとも変えないで済むのではないかなという気持ちで見えていますけど、その辺の事情を聞きたいと思います。来年度以降の見込みはどうでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

まず、令和8年度の国民健康保険税につきましては、4月に税率改正等を行い、令和7年中の所得情報を基に、6月中旬以降に本算定を実施する予定です。本算定においては、令和8年度の税収で事業費納付金が賄えるか、確認を行います。

令和9年度の税率改正等の見込みにつきましては、11月下旬に県から示されます次年度事業費納付金の仮算定額を確認し、被保険者数や医療費の動向を分析した上で、次年度の税率改正等の必要性を判断していく予定としております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） なかなかどうなっているのか、よく見えないのですが、次の質問に

移ります。

国は課税率の県内統一をさせようとしています、その実施計画については、県ごとに違いがあると聞いています。それについては、県で一律というのは、私は非常に違和感がありまして、例えば高度医療などのそういうものに、アクセスできる可能性というのは、地域によって大分違いますよね。特に、茨城県などは一部の病院を集約化しようという動きがありますので、なおさらですね。

そうすると、県内で例えば水戸市、それから、大子町等と比較すると、大分事情が違うと思うんです。その中で、一律の税率にすると、本当にいいんですかというふうに思うわけです。単純に言えば、負担率の恩恵を受ける率の関係で、地域差も大きくなるということが予想されます。

茨城県の方針と那珂市のお考えはどうでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

保険税水準の統一につきましては、高額な医療費の発生等による年度間の保険税の変動を抑制することが可能なことから、国の方針として、統一することを目指すとされています。

国では、令和12年度までに各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない納付金ベースの統一を目指し、令和18年度までに県内で同一所得・同一世帯構成なら同じ保険税とする完全統一を目指しております。

茨城県では、この国の方針を踏まえた上で、令和8年度から保険税水準の統一に向けた議論を開始しております。今後、市町村との協議が進められる予定です。

本市といたしましては、医療費の増加が見込まれる中で、保険税水準統一による被保険者の負担を最小限にとどめるため、他市町村や県と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 先ほど言いました県のことなんですが、税率の統一を目指すということですが、県は事務的なことしか考えていないように思います。年度ごとの変動を抑えるという意味では、今、基本的に県が会計責任を持っているので、別に統一水準にしないこともできるはずなんですよ。

先ほど述べたように税率を統一すると、医療機関、特に高度な医療にアクセスする便がある地域と、そうではない地域の間で、負担と利用の公平が著しく損なわれるおそれがあると思っています。

それについては、どういうふうに考えているのか、市の見解を伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

保険税水準を統一することで、特定の市町村で急激な医療費の上昇が生じても地域間で調整することが可能となりますが、県内各市町村の医療機関や医療費の状況などには課題がございます。

医療費水準に影響を与える入院医療費と病床数の間には、都道府県単位では相関関係が認められることが知られておりますが、市町村単位では、必ずしも直接の関係があるとは言えず、例えば令和6年度の国民健康保険の1人当たり療養諸費費用額の上位1位から4位までは県北の市町村が占めております。

このため、議論に先立ち各市町村担当者を対象に、県が実施した意見照会におきまして、保険税水準統一の議論に際しては、各市町村の保険税だけでなく、医療費水準自体の格差是正などの検討についても、進めていく必要があると回答したところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 事情は若干分かりました。那珂市の姿勢も聞きました。

1人当たりの医療費が多いのは、高萩市、大子町、北茨城市ですか。ちょっと驚きました、常陸太田市も。これについては、一つは、いろんな要因を考えなければいけないと思うんですけれども、重症化してから医療にかかる例が増えているんじゃないかというおそれもありますね。そういうことも考えて、いろいろな次の統一水準に向けて考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今、那珂市を騒がしている道の駅建設に関して、住民投票請求の署名が提出されました。その署名が求めているのは何で、市長はどのように対応するか、お考えでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

私個人の思いとしては、住民投票の直接請求の手續に至っているということについては、残念な思いがあるところでございます。市としての考えを答弁申し上げます。

今回の直接請求の署名は、本市が進める道の駅の整備について、市民の意思を問うことを求めるものと認識いたしております。

現在、署名の有効性の審査を終えて、縦覧を実施しているところであり、法令に基づく手續を経て、議会へ条例案を提出することとなります。

これまでも道の駅整備について説明を重ねてきたところですが、議会で審議される場面においては、市民の皆様の思いをしっかりと受け止めた上で、道の駅整備の必要性を含め、改めて市長の責任として私の意見を申し上げる所存でございます。

その際には、慎重なるご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 臨時議会で議案の提出と、意見書も出すんですよね、多分。それも見させていただきたいと思います。よく考えて臨時議会などの対応をしていただきたいと思います。

次に、最後の大項目です。

外国人労働者について伺います。

今、茨城県は外国人の不法就労について、報奨金を出すとしています。ちょっとこれはよく分からないんですね。要するに、いろんな不法行為について、報奨金が出ているわけじゃないのに、何でこれだけあげるのかと、ちょっとよく分からないんですが、疑問に思っています。

それは別にして、那珂市内の外国人就労についてお聞きします。

市内の外国人労働者の数、そして分野ごとの分布は、どのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

外国人労働者の雇用や職業紹介、労働条件に関する専門的な相談・支援につきましては、国の機関である茨城労働局が主に担っており、市といたしましては、具体的な現状については把握できておりません。

このため、茨城労働局に市内の外国人労働者数を確認したところ、令和7年10月末時点で264人とのことです。

また、業種別の内訳につきましては、製造業が61人、医療・福祉が52人、卸売業・小売業が15人、農業・林業が14人、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業、サービス業につきましては、いずれも10人未満となっており、その他は103人でございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 外国人就労者からの生活上の困りごとの相談は受けていますでしょうか。その家族も含めてですけれども、よろしく。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

外国人からの相談内容といたしましては、僅かですが、生活する上で必要な日本語を学べる場所がないの相談があります。

その際には、日本語を母国語としない外国人を対象とした日本語教室を開催している「なか日本語くらぶ」を紹介しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 日本語というのは、世界の言語の中でもかなり特殊な少数派なので、学ぶのは難しいと聞いています。あと韓国語とかフィンランドとか、あっちのほうの方に似ているらしいです。英語とか中国語とか全然違う要素があると思います。

そういう中で、日本語がこなせない人が市役所の窓口に来ることはあるのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

本市においても、市内にお住まいの外国人の方が、窓口にお越しになることがございます。

そのような場面において、ご自身が日本語をお話しになるか、あるいは日本語ができる方と一緒にいらっしゃる場合が多い傾向にあります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） そういった際に、日本語が話せる方がびっちりついていればいいのですが、そうでない場合もゼロじゃないかと思うし、日本語が話せるといっても、いろんな程度がありますよね。

そんな中で、市役所窓口の外国語対応能力の現状はどうでしょうか。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

本市では、会計年度任用職員も含めて英語ができる職員がおり、英語であれば、その職員の応援の下に対応することができます。

過去において、日本語は上手に話せないが、英語での会話ができる方が窓口にお越しになった際に、国際協力員であり英語が堪能である市民協働課に所属する会計年度任用職員に窓口対応のお手伝いをいただいた事例があります。

また、電子機器についても、翻訳機能を搭載した機器を市民協働課に1台、こども課に1台、学校教育課に2台配置しており、その機器を必要に応じて使用し、窓口対応を行っております。

また、翻訳アプリをインストールしたタブレットを、社会福祉課、介護長寿課、市民課及び総務課の窓口に備え、即時に対応できるようにしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 花島議員。

○11番（花島 進君） 一定の対応能力があると見ました。特に、最近は自動翻訳アプリとか、言葉を文字に変換するものも外国語も増えたので、いろいろ便利かと思います。

今、外国の方がいる意味労働力を担っているというのは日本全体の傾向です。処遇などの問題で多くの日本人が就きたくない仕事の担い手になっている例が多いと思うんですが、使うだけではなくて、彼らのことも考えるようにしなきゃいけないと思いますので、那珂市の市役所の対応もよろしくお願いいたしますと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告5番、花島進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 鈴木明子君

○議長（大和田和男君） 通告6番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 酷暑期における安全な通学環境の確保について。2. 子どもを暴力から守る支援体制の強化について。3. 障がいのある人を支える「親亡き後」の対策について。

鈴木明子議員、登壇願います。

鈴木議員。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、立憲民主党の鈴木明子です。

通告に従いまして質問いたします。

1日目のラストになります。皆さんお疲れかと存じますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、酷暑期における安全な通学環境の確保についてでございます。

ここ数年の夏は暑いではなく、もはや危険な暑さと言われるレベルが当たり前になってきました。日本各地で熱中症による救急搬送者数は、毎年のように増え続け、登下校や部活動中に倒れたというニュースが、もはや珍しくなくなっています。那珂市としても学校ごとに様々な工夫をいただいていることは承知していますが、気候そのものが、これだけ変わってしまった今、改めて熱中症対策を考える時期にきていると考えます。

まず、1点目に熱中症対策のガイドラインについて伺います。

どのような熱中症対策のガイドラインを各小・中学校に示しておりますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢実君） お答えします。

各学校においては、文部科学省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きや環境省の熱中症環境保健マニュアル等を参照し、熱中症対策に関する内容を危機管理マニユア

ルに掲載しております。

あわせて、環境省の熱中症予防情報サイトなども適宜活用し、熱中症対策に努めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、国のガイドラインを踏まえつつ、那珂市として各小・中学校に対してどの程度まで、具体的な熱中症対策の指針や基準を示しておりますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

環境省等の指針を踏まえ、暑さ指数が28以上の場合、全ての生活活動で熱中症が起こる危険性があるとされており、体温が上昇しやすい激しい運動は避けることになっております。

また、気温が35度以上、または暑さ指数が31以上の場合は、運動は原則中止することとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 子供の安全に直結する場面として、登下校時の対応がございます。

登下校時における熱中症警戒アラート発令時の行動基準については、どの程度明確にされておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

登下校時に限定した行動基準はございませんが、環境省の熱中症予防情報サイトなどを参考に、熱中症警戒アラートの発令時には小まめな休憩や水分補給に加え、体調不良を申告しやすい環境づくりとして、身近な人による見守りの実施などの熱中症対策を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 登下校時に限定した行動基準はなく、休憩や水分補給、見守りなど一般的な対策を行っているとのことですが、しかし、登下校は多くの子供たちにとって、1日に一番長く屋外にいる時間であり、しかも教師の直接の目が届かない時間帯です。ここにこそ、具体的な行動基準が必要なのではないのでしょうか。

どの程度まで柔軟な規制緩和を行っているのか、現状をお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

児童・生徒が安全・安心に登下校できるよう、ヘルメットに代えて学童帽の使用、日傘及びネッククーラーなど暑さ対策用品の使用について、柔軟に対応をしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 暑さの強さだけでなく、負荷を減らすということも熱中症対策には非常に重要です。リュック通学や置き勉を強く周知していくことはいかがですか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

通学用のかばんにつきましては、就学前の学校説明会において、両手が空くかばんを使用することを周知しており、各家庭の判断でランドセルより軽量なリュックサックなどでの通学が可能としております。

また、置き勉につきましては、持ち運びの負担を減らすため、各学校の指導の下、宿題や家庭学習で使わない教科書や副教材を学校に置いて帰る対応も行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ご答弁のとおり、現在は各家庭の判断で軽量なリュックサックなどの使用が可能という位置づけになっており、置き勉についても対応を行っているという段階にとどまっていると理解しました。ただ、子供の体への負担軽減や熱中症、転倒リスクの低減という観点からすると、可能にとどめるのではなく、学校として積極的に推奨する方向へ進めていただきたいと要望いたします。

次に、熱中症対策としての傘差し登下校について伺います。

ここで言う傘とは、日傘だけでなく、新たに購入しなくても、今現在、ご家庭で使っている雨傘も十分有効であると言われております。環境省や各自治体の検証では、日傘や雨傘で直射日光を遮ることで、暑さ指数がひなたに比べて、おおむね1度から3度低下し、体感温度も数度下がることが記されております。日影を持ち歩く有効な対策として位置づけられております。

また、頭部の表面温度が直射日光の下では55度前後まで上がるのに対し、日傘を使用すると40度前後まで下がるというデータもあり、熱ストレスの軽減に大きな効果があると報告されております。

そして、帽子のみの場合と比べ汗の量が17%から20%減少し、心拍数の上昇も有意に抑えられるなど、体への負担を確実に減らせることが記されております。

こうした科学的な知見を踏まえ、晴れの日にも雨傘や日傘を活用することは、子供の命を守るための現実的かつ効果的な手段の一つだと考えます。

そこで、提案を込めて伺います。

熱中症対策として、晴れの日も雨傘を使った傘差し登下校を本市として積極的に推奨していくことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

近年の猛暑を踏まえ、晴天時における傘の活用は、熱中症対策として一定の効果があると認識しております。通学路の安全確保にも十分配慮しながら学校現場の実情を踏まえ、帽子や水分補給等も含めた他の熱中症対策とともに、児童・生徒と保護者へ周知してまいります。以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 児童・生徒や保護者へご周知いただけること、ありがとうございます。ぜひ安全面に配慮しながら、強い日差しの中を歩かざるを得ない登下校において、傘は単なるオプションではなく、命を守るための有効なツールの一つであることなど、積極的な周知をお願いいたします。

最後に、通学路上での涼み処づくりと地域との連携について伺います。

通学路における日陰づくりやベンチ休憩所の整備、さらには、こども110番の家とも連携した官民一体の取組をぜひ進めていただきたいと考えますが、本市としてどのような対策を行っているのか、また、こども110番の家の市報での募集の際には、熱中症対策の視点を加えた周知を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

通学路における子供たちの熱中症対策につきましては、まず、熱中症警戒アラートが発令された際には、暑さを避けて休憩等を取ることができる施設として、市役所や各地区のコミュニティセンター、商業施設等のクーリングシェルターを利用できるようになっております。

また、地域の皆様には、日頃より立哨指導や見守り活動を通じて、児童・生徒の登下校時の安全確保に多大なるご協力をいただいております。

さらに、子供たちが危険を感じた際に、助けを求めることができる「こどもを守る110番の家」については、登下校中に体調不良となった場合にも利用できるよう、協力依頼をしております。「こどもを守る110番の家」の市報による募集の際、その内容も併せて周知してまいります。

今後におきましても、引き続き地域の皆様のお力添えをいただきながら、子供たちの安全・安心な登下校環境の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 市報へのご掲載ありがとうございます。

酷暑が毎年の異常ではなく、これからの通常になりつつある今、子供の命と健康を最優先に据えて、柔軟に見直していく必要があります。どうか那珂市が暑さを我慢させるまちではなく、工夫と配慮で子供たちを守るまちであり続けられるように学校現場と地域、そして行政が一体となった実効性のある熱中症対策の強化を強く求めて、最初の質問を終わります。

続きまして、子供を暴力から守る支援体制の強化について、質問いたします。

私は、これまで子供の命と権利を守るという観点から、様々な質問をさせていただきました。暴力というと、殴る、蹴るといったものを思い浮かべがちですが、実際には言葉による傷つけ、無視、仲間外れ、家の中での面前DV、過度な叱責や期待の押しつけ、子供が親の世話を担わざるを得ないヤングケアラーなど、目に見えにくい形で、子供の心と体をすり減らしていく暴力が私たちの身近にたくさん存在します。行政と学校、福祉、医療、警察、そして地域の大人たちが、手を取り合って子供たちが暴力から守られるまちを、本気でつくっていく必要があります。

最初の質問になります。昨年度、市内の小・中学校におけるいじめの認知件数はいかがですか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

令和7年度の市内の小・中学校のいじめの認知件数については、小学校で384件、中学校で87件、合計471件となっております。

これは、いじめ防止対策推進法の定義に従って、初期段階から積極的に認知している成果と考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 一見すると件数が多いと感じる方もいるかもしれませんが、私もこの多さを決してマイナスとは受け止めておりません。むしろ、見て見ぬふりをしない、軽微な段階からしっかり記録するという姿勢の表れとして評価すべき側面があると考えています。

他方で、子供が言葉にできないまま抱え込んでいるものが、相当数あるのではないかという不安も拭えません。

次に、極端に認知件数が少ない学校はあるのでしょうか。また、あるとすれば、どのような指導をしておりますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

昨年度の報告状況から申し上げますと、他校と比べ極端に認知件数が少ない学校はございませんでした。

仮に、そのような状況が発生した場合は、その学校のいじめ認知状況について、調査を行い、いじめと認知されるべき事案が見過ごされていなかったかどうかを検証を行います。

その上で、いじめを適切に認知する体制や認知後に行うべき対応等についての指導を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 単に認知件数が少ない学校はなく、仮にそのような状況があった場合、

調査・指導を行うということですね。

そして、那珂市として認知件数が少ないイコールいじめが少ないと、安易に評価するのではなく、本当に把握できているかを点検し続けるよう、引き続きお願いいたします。

次に、いじめについて。

正式な認知には至っていないものの、今後の経過を丁寧に見守る必要がある事例は、どのように把握しておりますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

日常的に子供たちに声をかけ、相談しやすい関係づくりに努めることに加え、定期的に実施する生活アンケートを分析し、心配な事例には、教育相談を実施しております。

担任をはじめとする教職員は、様々な場面において子供たちの様子を確認し、欠席や保健室使用の頻度の変化など、気になることがあれば、関係する教職員間で情報共有を行い、子供たちの僅かな変化を見逃さないよう、複数の教職員で見守りを行っております。

あわせて、1人1台のタブレット端末を用いたオンライン相談窓口を全校で設置し、どんなことでも相談しやすい環境を整えております。

基本的には、いじめの被害を訴えてきた場合は、たとえ軽微なものであっても、いじめの認知を行っております。

また、本人がいじめでないと申し出ていても、周りから見ればいじめに当たるような事案が起きている場合には、いじめとして認知し、対応に当たっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 子供たちの小さな変化や声を丁寧に拾い上げる体制づくりに、取り組んでいただいていることは、大変心強いと感じています。

一方で、こうした取組を学校内で継続的かつ組織的に機能させていくためには、個々の教職員の努力だけでなく、学校として、あるいは市として、いじめ対策の組織的な枠組みが欠かせません。

いじめ対策に関して、学校内あるいは市教育委員会として、どのような組織や会議体を設けているのか、その体制について教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

本市においては、子供や人権に関する団体、関係行政機関、警察、学校等の代表で組織するいじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止等の対策を推進するために必要な連絡や協議などを行っております。

また、各学校には、いじめの未然防止に関する取組や、早期発見・認知・重大事態への対応などを担ういじめ対策委員会が設置されております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） こうした体制の下で、各学校において、日頃から具体的にどのようないじめ防止の取組を行っているのか、未然防止や早期発見につながる実績内容について、お聞かせください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

各学校においては、毎年、いじめ防止基本方針を策定し、「いじめを許さない」「どの子にも起こり得る」という理念の下、早期発見・早期対応や被害児童・生徒を守ることなどを確認しております。

その方針に従い、道徳や人権教育、よりよい人間関係づくりのためのトレーニングや情報モラル教育などを行っております。

また、いじめゼロフォーラムなど、児童・生徒が主体となって取り組む活動も行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、放課後のSNS上で起きるトラブルについて、学校としてどのように情報を把握し予防啓発を行っているのか、教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

児童・生徒が1人1台所有しておりますタブレットにおいては、チャットなどで子供同士が直接やり取りすることはできません。

個人が所有するスマホなどから起こるSNSトラブルについては、児童・生徒本人や保護者等からの相談により把握し、状況を調査し必要な対応を行っております。

また、学校において情報モラルに関する教育を実施しており、その中で個人情報の取り扱いやSNSでの情報発信における注意事項等について指導を行い、トラブルに巻き込まれないよう啓発を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在、全国的にもかつてなかった形の暴力が、子供たちの生活の中に入り込んでいます。特にオンラインでの暴力は大人目から見えにくく、家庭の中、夜間に起きることが多いため、学校だけで抱え込むことは困難です。だからこそ、学校、家庭、警察、専門機関が共通の認識と連携体制を持つことが不可欠だと考えます。

情報モラル教育の内容については、マナーを守りましょうという一般論にとどめず、警察署や外部の専門家などと連携したSNSいじめ、トラブルに特化した研修などを、引き続き

計画的に実施していただければと存じます。

次に、こども家庭センターを中心とした虐待、養育困難家庭への支援体制について、質問します。

こども家庭センターの設置から、これまでの相談件数の推移と主な相談傾向の状況について、教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

こども家庭センターは、母子保健に関する相談を担う、子育て世代包括支援センターと児童福祉に関する相談を担う、子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、令和6年4月に設置いたしました。センターには、保健師、助産師、子育てコンシェルジュ、子ども家庭支援員を配置しまして、全ての妊産婦や子育て世帯、子供に対し、切れ目のない包括的な相談支援が行える機関となっております。

母子保健に関する相談については、保健師、助産師及び子育てコンシェルジュが対応しており、令和6年度は延べ1,700件、令和7年度は延べ1,717件の相談に応じています。相談内容としましては、妊娠中は出産準備に関する相談、出産後は授乳や子育てに関する相談が多い状況となっております。

また、児童福祉に関する相談については、子ども家庭支援員が対応しており、令和6年度は延べ166件、令和7年度は延べ274件の相談に応じています。主な相談内容としましては、児童虐待に関する相談のほか、子供の養育に関する相談となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） こども家庭センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う重要な拠点です。私は相談件数の増加を単に問題が増えたと捉えるのではなく、相談につながる間口が広がったという側面としても評価したいと考えています。

こども家庭センターへの虐待相談、養育相談の件数増加や傾向などについて、どのように分析しているか伺います。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

母子保健に関する相談の対象者は、出産・子育てを迎える全ての妊産婦、子育て家庭としております。その中でも、少子化や核家族化を背景に初めての出産や子育てへの不安、また出産後の子育て協力者が十分でないケースなどの不安も見受けられておりますので、周産期や育児期など、その時期ごとに合った保健福祉サービスに関する情報を提供していくほか、保健師や助産師などの専門職が、その方の悩みに寄り添いながら、サポートを行っております。

児童福祉に関しましては、児童虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレク

トがありますが、虐待相談全体としての件数は、20年前に比べ約3倍に増えております。

増加の背景としましては、親が子供へ怒鳴ることや子供の前での夫婦喧嘩、いわゆる面前DVが心理的虐待として社会的に認知されたことが挙げられます。

本市におきまして、虐待相談のうち、心理的虐待が占める割合は、全体の6割と多い傾向にあります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 虐待相談全体としての件数は、20年前に比べ約3倍に増えているとのことですが、虐待相談の対応におけるこども家庭センターでの職員の体制について教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

こども家庭センターの職員体制は、センター長兼統括支援員として1名、母子保健担当として、保健師3名、助産師1名、子育てコンシェルジュ1名、事務職員1名の計6名を、また児童福祉担当として、保育士1名、子ども家庭支援員2名の計3名、全体といたしまして10名を配置しており、妊娠、出産期から子育て期までのあらゆる相談に対して、切れ目のない対応が可能となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 相談件数の増加や相談内容もより複雑、長期化する傾向が指摘されていると考えますが、そうした状況を踏まえると、本市の職員体制が本当に現在のニーズに合った十分な規模、配置になっているのかどうか、改めて検証していく必要があるのではないかと考えています。

現場の負担が過度になれば、早期発見や継続的な支援に必要な丁寧な関わりが難しくなるおそれもあることから、量的な体制だけではなく、質的なサポートや他職種との連携の在り方も含めて、今後、さらに強化を検討していただければと存じます。

また、虐待や深刻な養育困難は、こども家庭センターや児童相談所だけで抱えきれものではありません。様々な立場の人たちが、それぞれの専門性を持ち寄って、チームとして関わっていくことが、不可欠だと考えます。

そこで、伺います。

他職種連携の実情について教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

虐待の相談・通告は、本市のこども家庭センター、または県の児童相談所において受理されます。その後、関係機関において虐待の事実確認を行うとともに、子供の状況や生活状況

などについて、早急に情報収集するよう努めております。

また、把握した情報につきましては、こども家庭センター内で共有し、事態の危険度や緊急度の判断をした後、一時保護などの緊急の対応が必要な場合には、児童相談所に通告いたします。

このように、虐待の相談・通告により把握したケースにつきましては、迅速に支援できるよう努めているほか、関係機関と十分に連携を図りながら対応しております。

具体的には、要保護児童対策地域協議会を設置し、保育施設や学校、警察、児童相談所などの関係機関で情報を共有し、連携した支援を行います。これにより、従来よりも早期に子供の安全確認や支援体制の構築が可能となり、迅速な対応につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 相談・通告後に危険度や緊急度を見極めて、一時保護などにつなげていく、現在の流れ自体は一定の仕組みとして機能しているものと理解しています。

一方で迅速な対応といっても、子供の安全確保の観点からは、実際にどの程度のスピード感で動いているのかが、非常に重要なポイントになります。

そこで、虐待の相談・通告を受けた後の迅速な対応について、具体的な動きや時間の目安について教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

児童虐待への対応におきましては、猶予を許さない緊急な対応が必要となることから、国の子ども虐待対応の手引きに基づき、虐待の通告を受けた後は、こども家庭センターもしくは、児童相談所の職員が48時間以内に子供の安全確認のために直接目視を実施いたします。その後、子供の安全確保を行い、虐待が生じた背景について家庭環境等の把握に努め、児童相談所や関係機関との連携の下、迅速な対応に当たります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 初動対応として大変重要な取組を行っていただいていると感じます。

次の質問は飛ばさせていただきます。

小・中学校の教職員や保育所の保育士、職員の皆さんは子供たちの表情や態度の変化に日々触れている、一番近くにいたる大人です。虐待や深刻ないじめは必ずしも一度に突然重篤な形で表れるわけではなく、最近元気がない、服装や持ち物がいつもと違う、ささいなことで過度におびえるといった小さなサインの積み重ねとして表れることも少なくありません。

しかし、こうしたサインを見抜く目は、自然に身につくものではなく、知識や経験、学びを通じて継続的に磨き続けていく必要があります。小・中学校の教職員及び保育所の保育士

や職員に対して、本市では現在、具体的にどのような虐待防止研修を実施しているのか、教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

本市の各学校では、生徒指導主事や養護教諭を中心に、教職員間の校内研修などにおいて、虐待対応における学校の役割や児童相談所、市こども課との連携などについて、確認・研修を行っております。

具体的な研修内容の例としましては、児童虐待の早期発見と通報体制、児童相談所や市こども課との連携方法、虐待が疑われる場合の対応手順などが挙げられます。

また、保育所では、年1回から2回、市内保育所の所長などが集まる施設長会議において、虐待防止に関する情報の共有や相談先となるこども家庭センターの機能などについて、再確認を行っております。

保育士などに対しては、不適切保育に関する専門の先生を招き、保育の現場における様々な場面での適切な関わり方や保護者との信頼関係の築き方などについて、研修を実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 定期的な研修を継続して実施していただいていることは、教職員や保育士の皆さんを支える上で、非常に心強い取組だと受け止めています。

今回ご説明いただいた研修を今後も継続的かつ計画的に実施していただきたいと思います。

あわせて、より実践的な内容を取り入れながら、教職員や保育士の皆さんが、一人で抱え込まず、チームで支え合えるような研修として、さらに充実させていただくことを強くお願い申し上げます。

次に、子供の虐待や深刻な養育困難は、通告があった家庭だけで起きているわけではありません。潜在的なリスクを抱えた家庭は少なくありません。潜在的な虐待、ヤングケアラーや孤立世帯など表に出にくいケースを早期に見つけるために、本市として現在、どのような仕組みや工夫を行っておりますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

ヤングケアラーの実態把握、早期発見が困難である主な理由としましては2点ございまして、子供がケア自体を当たり前と捉えていて自覚がないこと、家庭が事情を隠したがる傾向にあることが挙げられます。

茨城県におきましては、令和8年3月に茨城県ケアラー支援推進計画・第2期を策定し、学校におけるヤングケアラーの実態や課題、支援についてまとめ、その中で学校等における認知度の向上と理解促進の取組を掲げています。

また、こども家庭センターでは、ヤングケアラーに関する認知度の向上と正しい理解促進を図ることを目的に、市内小・中学校にヤングケアラーのポスター掲示を依頼したり、市内小・中学生や高校生のいる家庭にリーフレットを配布、SNSによる配信なども行っております。

そのほか、介護職や民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施するなど、ケアラー支援に関する正しい知識の普及や必要性についての理解の促進を図ってまいります。

引き続き、身近な相談窓口である、こども家庭センターの周知を強化するとともに、関係機関との連携を深めることで、早期発見から早期相談へとつながる体制整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 制度だけでは解決し切れない難しさがあることは十分理解しています。だからこそ、困難さを理由に仕方がないで終わらせるのではなく、今後も引き続きヤングケアラーや孤立世帯の実態にしっかりと目を向け、見えにくいところで負担を抱えている子供たちを取りこぼすことのないよう、今後とも継続的な注視と実効性のある対応をお願い申し上げます。

ご答弁にもありましたように、子供たちは困りごとや不安を抱えていても、自分から助けてと言葉にすることは、決して簡単ではありません。子供がこの人だったら話せると思えるような相談体制が本市の学校現場で、現在、どのように整えられているか、伺います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

学校においては、担任のみならず、学年の先生や養護教諭、心の教室相談員やスクールカウンセラーなど、多様な教職員が対応できる相談体制を整えるとともに、子供にとって話しやすいと感じられるような雰囲気づくりを心がけております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ぜひ今後もさらなる充実を図りながら、継続していただきたいと思います。

また、子供たちが対面では相談しづらいことも含め、もう一步SOSを出しやすくするためには、デジタルの仕組みを活用した相談窓口も重要になってくると思います。

令和7年の第4回定例会において、提案させていただいた相談窓口の情報を1人1台のタブレットに入れていただけたこと、感謝いたします。

そこで、児童・生徒が端末を活用して学校を経由せずに、あるいは必要に応じて直接相談機関へアクセスできるような仕組みや相談窓口は、本市ではどのように整備されているか教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

児童・生徒のタブレットのデスクトップ上には、茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターへのホームページに直接アクセスできるアイコンを設置しており、いじめなどの相談ができる、「いじめなくそう！ネット目安箱」にアクセスできるようになっております。

このページには、相談先のメールアドレスのリンクやQRコードが表示されているほか、相談内容を直接入力できる相談フォームが設置されておりますので、児童・生徒がタブレットから直接相談できる体制が整備されております。

なお、セキュリティーやトラブルの未然防止のため、児童・生徒のタブレットから直接SNSへのアクセスはできないように設定されております。

また、スマートフォンを個人で所有している割合も高まっていることから、様々な相談窓口のカードを配布し、QRコードでの相談や24時間対応の相談窓口につながるよう周知しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 子供たちが自分の端末から相談しやすい環境整備が進められていることは、大変心強い取組だと受け止めています。

しかし、これはあくまで、県の相談窓口であり、以前質問させていただいたように、個々の相談内容について、市としてどこまで把握できているのか、また本市の支援や学校現場の対応に、どのように生かされているのかという点には、今なお、課題が残っていると感じています。

市として、児童・生徒の心や体調の変化をいち早くキャッチし、早期発見・早期支援につなげていくための仕組みづくりが、今後ますます重要になると考えます。

そこで、児童・生徒一人一人のタブレットを使って、どのように心や体調の変化を把握し、早期発見・早期支援につなげる取組を行っているのか、教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

児童・生徒自身が日々の変化を1人1台端末等を活用し、気軽に入力することで、心や体調の変化を把握し、早期発見・早期支援につなげる心の健康観察の実施を推進しております。

本市においては、県が無料で配布している入力システム、心の健康観察や学校独自のシステムなどを導入し、朝の会で現在の状態を晴れや雨のマークで入力し、担任を中心に観察をしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 児童・生徒自身が自分の心や体調の状態を振り返り、可視化できる心

の健康観察を活用した取組は、変化の早期発見・早期支援につながる非常に有効な仕組みであると評価しています。ぜひ今後も、この入力システムの活用を一層進めていただくとともに、得られたデータをきっかけにした、声かけや個別支援につなげるなど、運用面の充実も図りながら、子供たちのメンタルヘルスをきめ細かく支えていただきたいと要望いたします。

これまでの取組により、子供のメンタルヘルスや安全を守るための仕組みは、着実に進んでいると理解しました。しかし、市として子供たちから寄せられている相談内容をどこまで把握できているのかについては、疑問が残る部分もありました。他市ではフォームやクラスルームの機能を組み合わせ、学校の教職員ではなく、教育委員会が直接入力内容を受信し、専門の相談員が対応するといった予算を大きくかけずに、実施できる工夫も見られます。

こうした仕組みを活用することで、市として子供たちが今、どのようなことで悩み、心を痛め、助けを求めているのかを、より直接的に把握し、その上で必要な対応策を検討していくことが可能になると考えます。もちろん、情報管理の在り方や人的体制の確保など、クリティカルな課題があることは承知しておりますが、それでもなお、先行事例等を研究し検討を進めていただきたい重要なテーマです。

そして、全国的に見てもいじめや不登校、自死に関する痛ましいニュースは後を絶たず、まだまだ子供の命と成長を支えるために、那珂市としてできることは多く残されていると思います。一人一人の子供が心の不調を抱えたときにも、安心して頼れる環境をつくることは行政の重要な責務の一つです。だからこそ、本市としても現状に甘んじることなく、相談体制の質やアクセスのしやすさをさらに高めていく必要があると考えます。

その上で、市長にお伺いいたします。

相談体制の質とアクセスをどのように高めていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございました。

自らライフワークとおっしゃって子供をどう守っていくか、支援していくか、支えていくかという観点でご質問、そしてご提言をいただいたと思っております。ありがとうございます。

総括的な答弁になりますけれども、申し上げます。

本市といたしましては、児童・生徒が安心して学校生活を送るためには、一人一人が安心して相談できる環境を整備することが重要であると認識をいたしております。

そのため、学校における相談支援をはじめ、心の教室相談員やスクールカウンセラーなど専門的人材の活用、教育支援センターにおける相談支援など、現在の取組のさらなる充実を図るとともに、タブレット端末等を活用した相談手段の研究を進め、児童・生徒一人一人に寄り添った相談体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

市長から現在の取組のさらなる充実やタブレット端末等を活用した、相談手段の研究を進めていくとのご答弁をいただき、大変心強く思っております。どうか、このお言葉を方針にとどめることなく、現場の声を丁寧に拾っていきながら、実際の仕組みや体制へと着実に反映させていただきたいと切に願っております。

一人でも多くの子供が、このまちで安心して暮らしていけると感じられる環境づくりのために、今後とも継続的な取組と一層の充実を重ねてお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

障がいのある人を支える「親亡き後」の対策について。

障がいのある子供や人をめぐっては、医療や福祉サービスの充実により、地域で暮らし続ける期間が長くなり、家族、とりわけ親の高齢化が確実に進んでおります。国の調査でも療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、その中には、親と同居しながら生活している方が数多く含まれていることが示されております。障がいのある人を支える「親亡き後」の備えは、もはや一部の家庭の問題ではなく、自治体として計画的に向き合うべき重要なテーマだと考えます。

本市における現状を把握するために伺います。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の人数と年代ごとの人数を、それぞれ教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

まず、本市における療育手帳の取得状況ですが、令和8年3月31日現在、18歳未満は117名、18歳以上75歳未満は417名、75歳以上は17名、合計で551名となっております。

次に、精神障害者保健福祉手帳の取得状況ですが、令和8年3月31日現在、18歳未満は13名、18歳以上75歳未満は493名、75歳以上は25名、合計531名となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 人数に関して年々増加傾向にあると、私は認識しておりますが、親亡き後に不安を感じる方、ご家族に対して、現在、どのような支援を行っていますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

障がいのある方の親亡き後の問題につきましては、その本人や家族にとって切実な課題の一つとなっております。

本市におきましては、このような不安や課題を抱える方への相談体制を充実させるため、障害福祉サービスを利用している方一人一人に計画相談支援専門員を配置し、相談に応じております。

また、障害者基幹相談支援センターにおける事業の一環としまして、地域生活支援拠点事業を実施しており、障害福祉サービスを利用していない方や、その家族に対しまして、不安や課題に寄り添いながら、必要なサービスにつなげる取組を進めております。

その他の支援といたしましては、本人や家族のライフステージに合わせた切れ目のない支援を実施するため、小学校入学時や特別支援学校を含む高校卒業時など、関係する施設や公的サービスが連携・連動して支援できるよう、連携体制の強化に取り組んでいるほか、成年後見制度利用者への支援など、様々な事業を実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 多面的な取組を進めていただいていることが分かります。一方で、親亡き後に対する不安を地域の中でどのように受け止め、具体的な支援につなげていくかという点は、今後ますます重要性が高まっています。その中核的な役割を担うとされているのが、地域生活支援拠点事業だと理解しておりますが、本市においては、この事業として具体的にどのような内容を実施していますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

障害者基幹相談支援センターにおいて実施している、地域生活支援拠点事業における居住支援のための機能といたしましては、障がい者などからの相談に応じる機能、緊急時の受入れや医療機関への連絡など必要な対応を行う機能、地域生活への移行や継続に向けた体験の機会や場を提供する機能、専門的な対応の体制の確保や専門的な人材の養成を行う機能、多様なニーズに対応できる地域の体制整備などを行う機能、これら5つの機能を備えており、適宜、相談やアウトリーチによる個別訪問や市内の登録障害福祉サービス事業所との連絡会などを実施しております。

また、公的サービスを利用していない障害者手帳所持者のうち、18歳から64歳の方を対象に、地域生活支援拠点事業の周知や登録勧奨を実施するなど、本人や家族が孤立しないよう、日頃から関係機関との情報共有や連携を図り、緊急時に備えた支援体制の構築に努めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 地域生活支援拠点事業について、支援につながる裾野が徐々にではありますが、確実に広がってきていることが分かります。

また、将来への不安や緊急時に備えた体制づくりに、一定の効果が出ていることも大変意義のある取組だと思っております。

では、緊急時の受入れや体験の機会や場の提供ができるということですが、実績はどのようなようになっておりますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

緊急時の受入れにつきましては、現時点において実績はありませんが、地域生活支援拠点事業におきまして、市内の短期入所を行っている9か所の事業所のうち、4か所の事業所において障がい者の状態の変化があった場合や介護者の急病時に、緊急的に入所できる体制を整えております。

また、体験の機会や場の提供につきましても、現時点において実績はありませんが、地域生活支援拠点事業におきまして、市内の生活介護や生活訓練、就労支援や共同生活援助を行っている24か所の事業所のうち、7か所の事業所において体験の機会や場を提供できる体制を整えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ご説明のとおり、緊急受入れや体験の機会そのものの実績は、まだないものの、いざというときに備えた受入れ体制や体験の場を提供できる事業所の確保が進められているということですね。

しかし、親亡き後への不安を抱えるご本人やご家族にとっては、体制があるだけでなく、実際に利用された事例が積み重なっていくことが、安心感につながる重要なポイントになります。今後は、この整えられた体制を必要とする方々にしっかりと周知し、実際の利用につながるよう関係機関との連携や情報提供を一層進めていただきたいと思います。私も今後も注視させていただきます。

今後、事業をさらに実効性の高いものとしていくためには、現場で見えてきた課題を丁寧に整理し、改善につなげていくことが重要です。

そこで、伺います。

地域生活支援拠点事業の現在の課題と、今後どのような取組を進めていこうとされているのかお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

地域生活支援拠点事業につきましては、本人や家族以外にも民生委員・児童委員、市内の居宅介護支援事業所、医療機関、金融機関などに対し、広く周知してきたところです。

サービスを利用していない方からの相談実績などを確認いたしますと、個別通知に返信がなかった方、返信があっても登録に至らなかった方など、いまだ支援につながっていない方が多くおります。

こういった状況から、引き続き関係機関へのさらなる周知を徹底するとともに、個別通知から一定期間を経過しても相談のない本人や家族、判断能力が不十分な方への再通知など、少しでも多くの方が必要な支援につながるよう事業を展開してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 取組の強化ありがとうございます。

単に制度を用意するだけでなく、実際に届いて使われているかという観点から事業を検証しながら、一人でも多くの方が安心して地域で暮らし続けられるよう、取組の充実をぜひ今後も進めてください。

また、親亡き後への不安に対する具体的な支援策の一つとして、ライフプランノートの積極的な活用を提案したいと考えます。本市ではライフプランノートを作成していただいているのですが、ぜひ今後はこの手帳の活用を一層進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市では、自立支援協議会におきまして、ライフプランノートとして、ひまわり手帳を作成しております。

このひまわり手帳は、障がいに関する記録ばかりでなく、乳幼児期から成人期に至るまでの成長の記録、医療的な記録などを掲載しておくことで、ライフステージごとの一貫した支援の実施や関係機関がスムーズに連携できるよう作成した手帳となります。

引き続き、親亡き後を含め、将来に対する不安への対応の一つの施策として、ひまわり手帳の活用を本人や家族に呼びかけるとともに、相談支援を行う際にも活用できるよう、関係機関に対して周知したいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ライフプランノートの積極的な活用のお考えを示していただきましたこと、ありがとうございます。ぜひ作成されているだけの冊子にとどまらず、親亡き後への不安を少しでも和らげ、関係機関が共通の情報を基に支え合うための実践的なツールとして、今後一層活用されていくことを期待しております。

誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができるまちを実現するために、子供も大人も、そして障がいの有無や置かれた環境にかかわらず、一人一人がここで生きていてよかったと心から思える社会を決して諦めることなく、目指していかなければならないと強く思っております。そのためにも、私自身も市民の皆様の声、現場で日々奮闘されている方々の思いをしっかりと受け止めながら、一つ一つの課題に真正面から挑み、未来を変えていく覚悟で全力で取り組んでまいり所存であります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。ご清聴いただき誠にありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告6番、鈴木明子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日6月5日金曜日及び来週の6月8日月曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時07分

令和8年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月5日）

令和8年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月5日（金曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	大和田 和 男 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	富 山 豪 君
11 番	花 島 進 君	12 番	寺 門 厚 君
13 番	木 野 広 宣 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	篠 原 広 明 君	市民生活部長	秋 山 光 広 君
保健福祉部長	萩野谷 智 通 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	会 沢 実 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄一郎 君	農 業 委 員 会 長	川 崎 慶 樹 君
選挙管理委員会 書記長 （総務課長）	石 井 宇 史 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局 長	横山 明子 君	次長 補佐 (総括)	岡本 奈織美 君
書 記	渡邊 荘一 君	書 記	田村 栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参
照ください。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（大和田和男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。
拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（大和田和男君） 通告7番、原田悠嗣議員。

質問事項 1. 立ち止まるべきと考える道の駅計画について。 2. 人口減少対策について。
3. 市の副次核形成の推進について。 4. 農業の振興について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 議席番号3番、原田悠嗣です。

まず一般質問の前の冒頭に、報道等でもあるように、このたびは市民の皆様に不安な思いを抱かせ、また、議会への信頼を損なってしまい、大変申し訳ありませんでした。

経緯を簡潔に説明させていただきますと、今回除名された党幹部の方からの勧誘を受け、令和6年7月から一般社団法人の役員となり、毎月会費を支払い、社会保険に加入していました。そして令和7年12月に、維新の会が、私と似たような状況で社会保険に加入している議員を処分したという報道を見まして、同月中に役員を辞めたという次第です。

これに関して、先月5月に、参政党本部の調査にて、こういった経緯がありましたということをお知らせいたしまして、党本部からの離党勧告処分を受け、離党するという運びとなりました。私の未熟さゆえ、また公人という自覚不足による判断の過ちによりまして、市民の皆様への信頼を欠くこととなり、大変申し訳なく思います。本当に申し訳ありませんでした。

また先日、那珂市議会のほうでも、議員辞職勧告決議が可決されましたが、私としては、今回のことを猛省しまして、信頼を回復するよう努めた上で、市民の皆様への声を行政に届けるということ、引き続き行っていくということで、議員としての責任を果たしていく所存です。

今回のことで、市民の皆様には、不安な気持ちになられた方や、また失望された方などいらっしゃるかと思います。今後の行動で払拭できるよう精進してまいりますので、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、道の駅推進事業に関して質問させていただきます。

昨今、世界情勢が不安定であり、特に中東情勢の不安定さは、ナフサ不足等、日本にも影響をもたらしています。市としては、現在の中東情勢が、道の駅事業にどのような影響を与えていると考えているか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の上昇や物流における輸送ルートの変更により、建設資材の高騰や納期の遅れなど、非常に不透明な社会情勢にあると認識しております。

引き続き、事業推進に際し、国際情勢や市場価格の推移に注視するとともに、コスト変動による影響を最小限に抑え、市財政への負担抑制や工期設定の柔軟化を図りながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 今、やはり先が読めない状態ですので、市場価格の推移等を注視していくということは、非常に重要だと思います。

しかし、コスト変動による影響を最小限に抑えとのことですが、一自治体の努力で抑えられるものには限界があると思います。令和6年第4回定例会のほうの一般質問にて、私は、道の駅の総工費は基本計画に示されている26億円を上限として、その後の計画を進めるべきだと考えるが、市の考えはどうかと、そういった趣旨の質問をいたしました。それに対しての答弁では、総工費に上限を設けるかどうか明確な回答がなく、結果、現在は概算事業費が43.2億円と、当時の約1.6倍以上に膨れ上がってしまっています。

このまま総工費に上限を設けずにいると、ずるずると事業費が際限なく上がっていき、市の財政をさらに圧迫することになりかねません。世界情勢を注視し、影響を最小限に抑える努力をすることも大切かと思いますが、これ以上コストがかかるならばやらないと、びしっと判断する基準を設けることは必須だと思います。市政の責任者として、市長にはぜひこの道の駅の事業費の上限をはっきりと決めていただくよう、強く要望いたします。

そして、私の考えとしては、この基本計画の概算事業費は26億円というふうに示されていましたが、これは物価高騰の影響も考慮した上で、26億円というふうに設定されているというふうに執行部から伺っております。今の43億円というのは、そこから考えると、やはり異常に高過ぎるということですね。ですので、私は、道の駅の事業費の上限は、30億円ぐらいに抑えるべきじゃないかなというふうに思っております。

ただ、もう実施計画とか出てしまっていますので、百歩譲って、総工費が今示されている43.2億円を超えてしまう場合は、さすがに道の駅計画も立ち止まるべきだと考えます。ぜひこの上限というものを決めていただきたいということを改めて要望いたします。

次に、道の駅予測利用者数95万人ということに関しまして質問いたします。

道の駅の予測利用者数は、基本計画の77万人から95万人と、約23.1%増加となりました。こちらの23.1%の内訳とそれぞれ増加すると言える根拠をお伺いします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における需要予測におきましては、前面道路の交通量を基に算出し、基本計画時の想定利用者数に対して、3つの増加要因を加算し、予定レジ通過者数として約95万人を試算しております。

その内訳と根拠といたしましては、1つ目に、観光物産やフードホール、カフェやスイーツ等の製造販売部門において、営業時間を延長することによる集客増加分として、6.71%の増を見込んでおります。

2つ目に、国土交通省の交通量センサスに基づく、新規道の駅設置による交通量増加分として、11.5%の増を見込んでおります。

3つ目に、建築そのものが目的地化するデスティネーション化の観点から、高いデザイン

性と話題性を兼ね備えた藤森建築による集客効果分として、4.84%の増を見込んでいます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 内訳について分かりました。

また、今いただいた答弁以外でも、内訳についての詳細の資料もメールのほうで頂きました。藤森建築により、建築そのものが目的地化するデスティネーション化の観点から、4.84%増えるとのことですが、ここについて、私としては懸念があります。

建築そのものが目的とのことですので、それは、つまり、建物を見に来る人が増えるということかと思います。確かにそういった人は一定数いるかと思いますが、藤森建築の集客効果によって、来場者は4.84%増えるかもしれません。しかし、その人たちは、あくまでも建物を見ることが目的ですので、それによって、レジ通過者数も同じように4.84%増えるというのは、因果関係が薄いのかなと私個人は思ってしまいます。

ただ、来場者の増加に比例して、レジ通過者も増えるというふうに言われてしまうと、それはそれまでかなと思いますが、そのように単純に比例するものではないのかなというふうに、私個人としては思います。

また、建築物による集客は、確かに初めの頃は一定の効果があるかもしれませんが、やはり時間が経つにつれ、それは薄れていき、継続的に効果が期待できるものではないと思います。それにもかかわらず、藤森建築の効果で道の駅利用者が永続的に4.84%増加するという見込みは、少し甘いんじゃないかなというふうに思います。

この後の通告にある純利益に関する質問については、割愛させていただきますが、営業利益から法人税等を支払った純利益も見積もっておくことは重要だと思います。今の時点ではちょっと出せないということだったんですけれども、また純利益が出た場合の使途も、しっかりと決めておくべきだと思います。

執行部とお話した中で出てきた方策の一つとして、仮に株主への配当とするとしたら、そうすると、道の駅の建物に関していずれかかってくる補修費や改築費は、じゃ、どこから捻出するのかななどの問題にも関わってきますので、これは早急に行政主導で決めていくべきだと思います。

さて、現在の計画ですと、道の駅事業において、運営開始から15年間は、全天候プレイゾーンのランニングコスト年間約2,000万円、トイレや緑地等の公益部門運営として、年間約1,800万円、市債の償還、建築費のですね、市債の償還として、年間約7,800万円を合わせた約1億1,600万円を、市が予算で計上することとなると思いますが、それは間違いないでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

実施設計時における収支計画及び財政シミュレーションにおきましては、議員ご指摘のように、試算しているところでございますが、地域子育て支援センターつぼみの統廃合なども踏まえて、予算額については、可能な限り市財政の負担抑制を念頭に、引き続き精査してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 道の駅事業に関して、今の実実施設計時の計画ですと、15年間は、毎年1億1,600万円を市が予算として計上するということの確認ができました。

可能な限り、つぼみとかの兼ね合いで、市財政の負担抑制が図れるよう精査していくとのことですが、現実問題として、こちらの予算、ここからさらに増えることも多分に考えられると思います。それは、やはり今の資材の高騰によって道の駅の建設費が増加すれば、市債の償還金7,800万円というところはさらに増加するでしょうし、人件費の高騰とも考えると、全天候プレイゾーンや公益部門のランニングコストも増加するということは、容易に予測できます。現実的に、今の社会情勢を考えると、市の財政負担は今後増加する可能性のほうが高いのではないかなと思います。頑張って市の財政負担を減らしていこうという気持ちは分かりました。ただ気持ちではどうすることもできずに、市の財政負担が増えてしまった場合、どうするのかということも考えていただきたいです。

さて、道の駅事業に関して、15年間は、1億1,600万円を市が予算で計上していくことの確認が取れましたが、第三セクターから納付金として、毎年売上げ9.6億円の1%が、納付金として市に納められることになっています。理想どおりに9.6億円の売上げが上がり、納付金として、毎年約1,000万円が市に入ってくるとしても、道の駅事業により、15年間、毎年約1億円、市の財政が圧迫されることになると思いますが、これについてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅建設に限らず、施設の建設等に係る市債の元利償還金や運営経費につきましては、後年度の財政負担となることを踏まえ、引き続き、市として持続可能な財政運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） それはそのとおりだと思います。

ただ今回は、道の駅事業による継続的な市の財政負担に関して、絞ってお聞きしたいと思っております。

道の駅事業により、毎年約1億円、市の財政を圧迫するわけですから、その分市民サービスが低下するのではないかということ、これが私はずっと一番懸念していることでございま

す。やはり先ほどの答弁から、市財政の負担抑制を図れるようさらなる精査をしていくとか、持続可能な財政運営に取り組んでいかなければならないと考えているということとか、そういった気持ち面といいますか、これからこういうふうにやっていきますという、そういった答弁は、まさにそのとおりだなと思うんですけども、ただ、今までの答弁とかからもあるように、現実問題として、道の駅事業によって、少なくとも毎年1億円の財政負担が発生することが濃厚な状況であります。

ここからさらに建設費が高騰したらどうするのか。道の駅の運営が理想どおりにいかずに、赤字運営になったらどうするのか。そもそも今の世界情勢や人口減少、少子高齢化が加速度的に進んでいくであろう今後の社会において、大きなリスクを背負ってまで、道の駅建設事業を行うべきなのか。もっと優先的にやるべきことがあるのではないかな。そういったことを、市政運営のかじ取りをしている市長には、改めて考えていただきたいです。

今回、道の駅建設に関する住民投票条例制定を求める署名が、およそ3,700も集まっています。こちら法定署名数の4倍以上が集まったというこの結果は、多くの市民の不安や不満が、形となって表出したものであると私は思います。市長をはじめ執行部の皆さんには、今回の結果を重く受け止めていただきたいです。

次に、ちょっと話は変わりまして、令和8年度予算書のワークショップ運営業務費について質問いたします。

令和8年度に、建築アドバイザー藤森氏の講演会を行うといった話があったと思いますが、こちらを開催することとなった経緯について教えてください。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

藤森氏は、これまで設計に携わった建築物において、建築木材の皮むきや外壁材の焼杉づくり、内装のしっくい塗や照明づくりといったワークショップを開催し、各地で大変好評を博しております。

市道の駅建設準備委員会において、開催を求める声も多かったことなども踏まえ、市民参加型のワークショップや建設に関する催しを開催し、市民に道の駅建設の一部に携わってもらうことにより、市民が愛着を持てる道の駅を目指してまいりたいと考えております。

このような趣旨の下、今年度は、今後予定しているワークショップの実施に先立ち、市民の皆様の理解を深め、事業に対する機運の醸成を図ることを目的として、藤森氏による講演会の開催を予定しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） お話から、ワークショップの開催については、まだ分かれるといいますか、理解できるのですが、それに先立って講演会を行うという意味が、正直私としては全く分らないです。わざわざそれ行う必要があるんですかということですね。この講演会によ

って、市民に何かメリットがあるのかということが、甚だ疑問です。私は、市で予算を組んでまで、ワークショップに先立った講演会を行う必要はないと思います。ただこちらは、既に予算案のほうが通ってしまっていますので、この予算について伺いたいと思います。

令和８年度予算書のワークショップ運営業務費として計上されている約199万円の内訳をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年度に実施しますワークショップ運営業務費につきましては、先ほど答弁いたしました藤森氏による講演会の開催に係る費用となっております。

なお、本事業の財源として、国の地域未来交付金を活用してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○３番（原田悠嗣君） 講演会開催に係る費用であるということは、重々承知しております。

その内訳について答弁いただきましたんですけども、こちらは資料のほうを頂いておりまして、ちょっとそちらのほうを読み上げさせていただきます。

頂いた資料によりますと、199万円の内訳として、まず、講師謝礼が50万円、ファシリテーター謝礼が10万円、事前準備・打合せ18万円、講演会補助作業8万円、その他みたいな感じで、広報費、通信費、パソコン・Wi-Fi・コピー機等の使用機器関連費、光熱費、保険料、車両費、交通費含め約95万円。これら全部を合計して、およそ199万円というふうに資料のほうで頂きました。

正直、全体的に思うことは、そんなにかかりますかということです。講師謝礼が50万円というのも、この講演会が道の駅事業の一環というふうに考えれば、そんなに要らないんじゃないかなというふうに思いますし、あと、いろいろ疑問があるんですけども、講演会でのファシリテーターってどういった役割なのかなと思います。

あまり講演会でファシリテーターって聞かないなと思うんですけども、司会者的な役割なのかなと思いますと、司会者でいきますと、テレビ等に出演している著名司会者の相場が5万円から10万円ということですので、このファシリテーターへの謝礼というのが10万円というのも、ちょっとどうなのかなと思います。

あと事前準備・打合せの18万円、これも何に使うんだろうと思いますし、ミーティングとかだったら、別にZoomとかでもできるわけですし、講演会ですからね。あと講演会補助作業8万円、これも何に使うんだろうというのが、ちょっと理解できないところですね。

あとは、細かい内訳が分からないんですけども、その他の広報費や通信費、パソコンとかWi-Fiとかの使用機器関連費、光熱費、保険、車両費、交通費。これで95万円もかかるというのも、あまり理解できないところです。

というのも、もし私が、仮に那珂市内で100人以上の規模の講演会を企画するとしても、

そこでかかってくる経費としましては、チラシ作成等の広報費、これが大体10万円ぐらいですかね、プラス会場費数千円、那珂市内非常に会場安いので、で開催することができると思います。ここに講師謝礼が発生するとしたら、上乗せで経費がかかってくるというふうに、私だったら計算するなと思います。

まして市が主導でやるとなれば、広報費だって、広報の中に宣伝載せたりだとか、市のホームページに載せるだけで、世界的に有名な藤森氏の講演会であれば、十分人が集まると思いますので、広報費は、実質無料に近い形でできるんじゃないかなと思います。

会場も、やはり那珂市は非常に優れているなと思ひまして、特にふれあいセンターすがやなんかは新しいですし、プロジェクターとか、Wi-Fiが若干弱いなというところはあるかもしれませんが、そういった設備も整っていますので、那珂市内で講演会行うのに、どうやったら199万円使えるのかというのが、正直私としてはイメージが湧かないところです。

答弁の中にありました地域未来交付金が財源だということですが、それは道の駅事業費の補助金として見込んでいる地域未来交付金10億円の中から捻出するという事なのかなというふうに、私としては推察しております。おそらくそうかなというふうに思うんですが、そうだとしたら、建設費等に充てるはずの199万円を、講演会費に充てることになるのかなというふうに疑問に思っています。とにかく、やはりそこが、この講演会に係る費用199万円というのは高過ぎると思いますし、そもそも講演会行う必要があるのかなというのが私としての思いであります。

次に、ちょっと通告のほうに、建築アドバイザーとの随意契約の経緯についての質問というふうにも書かれているんですが、そこも割愛させていただくんですが、1個気になることがあります。それとしましては、こちらインスタグラムの投稿なんですけれども、筑西市の市長の、2025年12月11日のインスタグラムの投稿をちょっと抜粋させていただくんですが、ちょっと読ませていただくと、「那珂市の先崎市長から、新しい道の駅のデザインについてお話を伺いました。世界的に有名な藤森照信先生を口説いて、お引き受けくださったことをお聞きしました。このようにすばらしい先生の作品を、プロポーザルで点数をつける自体がおこがましいことから、地方自治法の特例を適用して、随意契約したと話されてました」といった投稿があるわけですね。これは先崎市長が直接書いている文章というわけではないので、内容の信憑性が100%とは私も全然思っていないんですが、ただ筑西市長が公開している文章ですので、ある程度信憑性もあるのかなというふうにも思っていますし、そういうふうにも思われる市民の方もいらっしゃると思います。ちなみにこのインスタグラムの投稿は、市民の方から教えていただいたんですけれども。

今回、随意契約をされている理由として、地方自治法施行令第167条の2の2「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するからということで、藤森氏との随意契約を締結していると理解して

おります。この、契約の性質または目的が競争入札に適しないものという文章自体が、非常にあやふやな条文だなというふうには思いますが、もしもですよ、仮にこの筑西市長のインスタグラムの投稿のように、すばらしい先生の作品をプロポーザルで点数をつける自体がおこがましいことから、地方自治法の特例を適用して随意契約をしたということが本当だったとしたら、それは随意契約を結ぶ理由として適切なのかなということは、私としては甚だ疑問であります。この文章、もう公開されてしまっているんで、その辺ちょっとやっぱり公平性、透明性について疑問を抱いてしまうところではあります。

私は、以前から何度も、公平性や透明性を確保できない随意契約ではなく、プロポーザルを行うべきだったのではないかということ、こちらで意見述べさせていただきました。今回のこのインスタグラム投稿を見てしまうと、藤森照信氏のネームバリューに押されて、公平性や透明性が確保できていない契約を結んでしまっているんじゃないかということ、そう思った思いはより強くなってしまいます。

現時点で、建築アドバイザーの藤森氏との随意契約の公平性や透明性は、議会では説明されていると言われるかもしれませんが、市民の皆さんにしっかりと説明されていないと思います。改めて道の駅の説明、今回事業費もかなり大幅に上がっておりますので、道の駅の説明も含めて、こちらの随意契約の公平性、透明性とかもしっかりと説明する場を設けることを強く要望いたします。

あと道の駅に関して、最後に、住民投票についての質問も入れてあるんですけども、こちら、昨日花島議員の質問でお答えいただいておりますので、割愛させていただきますが、今回、道の駅事業の賛否を問う住民投票条例制定を求める約3,700名の署名が提出されました。これは道の駅事業の計画に対しての多くの市民の不安や不満が表出し、私たちの意見を聞いてほしいという市民の強い思いが、行動として表れた結果だと思います。この市民の思いや行動、多くの署名が集まったという現実に向き合い、重く受け止め、誠実な対応をするべきだと思います。

7月6日の臨時議会で、住民投票条例については議会のほうで採決が取られますが、それとは別に、市長や執行部も対応するべきだと思います。令和6年第1回定例会にて、私は改めて道の駅事業に関する市民へのアンケートを実施する必要があるのではないかといい、そういった旨の質問をいたしました。それに対する回答は、現時点では市民アンケートの実施は考えていないとのことでした。当時ですね。

しかし、今はどうでしょうかね。これだけの署名が集まった今であれば、市民アンケートはするべきではないかと私は思います。もし私が執行部の立場だったら、間違いなく市民アンケートを実施します。市民の方々の気持ちを想像していただきたいんですね、皆様。当初の計画とはどんどんと変わっていき、それに対する説明も、一度されましたけれども、十分にはされていない。新しく実施設計変わりましたからね。しかも事業費は大幅に増えていく。建築アドバイザーとの随意契約の公平性、透明性の説明もされない。経営が赤字になったら、

市の財政で補填されるのかもしれない。経営が理想どおりにいったとしても、毎年1億円ずつ市の予算から計上される。そして、造ってしまったら、この先数十年建物が残っていく。そのような大事なものを、5年以上前に取られたアンケートを根拠に、市民が道の駅を望んでいるというふうに判断はしてほしくない。今の私たちの意見を聞いてほしいと、これが今回署名された市民の方々の思いだと思います。

私自身、今の市民の多くが、この実施設計で示された道の駅を望んでいるのならば、計画を進めていくということは、それはいいと思います。しかし、市民の皆さんが、今どういうふうに考えているか分からないわけですね。仮にこの住民投票が成立したとしても、賛成が多くなるか、反対が多くなるかも分からないです。ですので、市民の皆さんの考えを知るために、住民投票どうこうにかかわらず、執行部主導のもうちょっと細かいアンケートの実施は必須だと思います。

市長には、ぜひ市民の皆さんの思いを真摯に受け止め、市民の皆様の声を聞くために、リーダーシップを持って、早急に道の駅の賛否も含めた市民アンケートを実施されることを要望いたしまして、道の駅に関する質問は終了させていただきます。

○議長（大和田和男君） 静粛をお願いします。

○3番（原田悠嗣君） 続いて、人口減少対策について質問させていただきます。

人口減少対策と少子化対策は全国的な課題です。特に少子化は加速度的に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に予測したものよりも、約15年早いペースで進んでいると言われています。これは深刻な問題で、このまま人口減少や少子化が加速度的に進行していけば、経済の低迷、産業の空洞化、地域の空洞化、または外国人受入れ数の増加による総人口における日本人の割合の減少等、様々な問題が深刻化していくことが予測されます。

これに対して、他地域からの人口流入を増やすことは、根本的な解決にはならず、やはり出生率を高め、子供を増やしていくことが日本全体の課題であると考えます。

そこで質問なんですが、那珂市の合計特殊出生率は、2018年から2022年で、1.33人となっていると思いますが、人口減少や少子化を抑えるため、何年までに合計特殊出生率を何人にするといった数値目標があれば教えてください。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

合計特殊出生率目標値につきましては、本市独自の具体的な数値目標は設定しておりません。

市が策定する総合戦略の人口ビジョンでは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の数値目標を活用しております。

国の長期ビジョンでは、合計特殊出生率目標値として、令和12年までに、若い世代が持っている結婚・出産・子育てに対する希望が実現すると、1.80程度に向上すること。また令和22年頃に2.07まで回復すれば、人口減少に歯止めがかかり、令和42年頃に1億人程度の

人口が確保されるとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市として合計特殊出生率の目標値は設定していないということを理解いたしました。

ほかの自治体も、あまりここは設定していないんじゃないかなというふうに思います。ただこれに関しては、やはり目標値を設定して、そこに向けて施策を講じるということが必要であると考えます。

少子化対策や人口減少対策は、危機感を持って優先的に取り組むべき課題です。今お伺いした国のビジョンは、少し非現実的に感じますので、那珂市として、実現可能性の高い、市独自の目標数値を設定していただきたいなと思います。

令和8年第1回定例会の答弁にて、本市の人口減少は若年女性層の減少による出生数の低下が主な要因であるといった旨の答弁をいただきました。このことから、本市の人口減少対策、少子化対策を講じる上で、若年女性層の定住を図り、出生数や出生率が向上するような環境整備や支援が重要であることが考えられます。

そこで、質問です。

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略には、「妊娠・出産・子育てに関する経済的支援が充実している」と、アンケートにですね、こちらに回答する人の割合について、令和5年度の現状値20%のところを、令和7年度から令和11年度は、各年50%にするという目標値を掲げられていますが、そのための施策は何か、お伺いします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

妊娠・出産・子育てに関する経済的支援につきましては、国・県・市が連携した総合的な施策を実施しております。

まず、県制度である医療福祉費支給制度、通称マル福がありますが、本市独自の取組として、妊産婦及び小児マル福における所得制限の撤廃、また小児マル福における外来の助成対象を18歳まで拡大しております。

また、国による経済的支援となりますが、令和6年10月分から実施された児童手当の抜本的な拡充により、所得制限が撤廃されたほか、支給期間を中学生から高校生年代まで延長、第3子以降の支給月額が1万5,000円から3万円に増額されました。

このほかにも、妊娠期から出産・子育てまでの一体的支援を目的とした、妊婦のための支援給付などがあります。

引き続き本市独自の施策を継続するとともに、国・県が実施する経済的支援事業に、適正かつ速やかに対応し、目標値に向上させることができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ぜひアンケートの目標値達成に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

答弁の中でありましたが、本市の出産・子育て応援給付金は、令和7年度から、妊婦のための支援給付と名称が変わったかと思いますが、これはどのような制度なのかお伺いします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本事業は、国において、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行うため、子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付と、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業が創設されたことにより、経済的支援と相談支援を一体的に実施するものです。

経済的支援である妊婦のための支援給付につきましては、妊娠時と出産後の2回に分けて支給しており、1回目は、妊娠届出時の保健師等との面談後に5万円、2回目は、出産後の乳児家庭全戸訪問時の保健師等との面談後に、胎児1人につき5万円を支給しております。

また、妊婦等包括相談支援事業では、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産や育児の見通しを立てるための面談、継続的な情報提供、相談支援などを行い、必要な支援につなげております。

引き続き、経済的支援と相談支援を一体的に実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 経済的、精神的に安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりは、非常に重要だと思いますので、さらに手厚くしていただきたいと思います。と思っています。

先月、行方市の誕生祝い金に関する記事がありました。こちらによりますと、これまで新生児1人当たり10万円だったものを、出産時の祝い金10万円はそのままに、1歳から3歳の各誕生日にも祝い金を支給し、第1子は合計25万円、第2子は合計35万円、第3子以降は合計50万円支給されることが書いてありました。これに、さらに県の過疎地域出産祝い金補助事業が合わると、行方市においては、第1子は最大50万円、第2子は最大70万円、第3子以降は最大100万円を受給できるとのことです。

県の補助事業が入っているとはいえ、本市の、5万円と5万円合わせて10万円と比べると、大きなインパクトがあります。那珂市でも、ぜひ子育てに関して目玉となるような、インパクトのある少子化対策の事業を打ち出していただきたいと思います。

そのために必要になってくるのは、予算だと思います。市政として、人口減少対策、少子化対策は、最も優先して、力を入れて、予算をかけて行っていくべきものであると考えます。それは、もちろん道の駅建設よりも優先すべきものだと私は思います。なぜなら、人口減少と少子化が深刻化すれば、将来の那珂市の存続にも関わってくるからです。今優先して予

算をかけて、対策を講じるべきだと思います。市長には、道の駅事業よりも優先して、人口減少対策、少子化対策に予算をかけて、インパクトのある子育て支援施策を実行していただくよう強く要望いたします。

続いて、市の副次核形成の推進について質問させていただきます。

令和8年第1回定例会で、市長から、定住人口の拡大、人口対策で瓜連地区の活性化が必要であり、市も全力を挙げて取り組んでいくという旨の答弁をいただきました。これを受け、瓜連地域の方々からは多くの喜びの声と期待の声を賜っております。これについて、具体的にどのような取組を考えていらっしゃるのか、市長のお考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

この質問については、昨日富山議員さんからいただきまして、同様の、同等の回答していますけれども、せっかくですので回答させていただきます。

前回の定例会で、原田議員から副次核形成についての発言があったことに対して、私も同感で全力を挙げて取り組むといった趣旨の発言をさせていただきました。

私としては、那珂市全体の持続可能な発展を考えた際、菅谷地区を中心核としながらも、瓜連地区を副次核として位置づけることは、市民の皆様の生活利便性を維持し、バランスの取れた発展を目指す上で重要と考えております。

具体的には、那珂インターチェンジから北西部は、ボタニカルリゾート林音、令和10年秋道の駅開業により、本市の産業振興、新たな雇用の創出のほか、関係人口・交流人口の増加を図り、瓜連地区を含む市北西部はもとより、市全域、県北地域の活性化に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 私もちよっときつい話になってしまうかもしれないんですけども、やっぱり瓜連地区の活性化に全力で取り組んでいくという前回の発言だったかなというふうに、私は受け止めておりますので、結局道の駅ということにつながってしまうというのは、正直残念だなというふうに思っています。

やっぱり道の駅建設予定地は瓜連地区ではないですし、瓜連地区を副次核としてということだと、道の駅はそこにあまりひもづかないのかなというふうに思います。

市長おっしゃっていたとおり、私はやはり昨日の富山議員がおっしゃっていたこと、こういったことに取り組んでいくのが、瓜連地区の副次核としてですね、活性化していくということにつながるんじゃないかなと思います。昨日の富山議員の言葉は、非常に瓜連愛を感じる意見だったなというふうに、私は聞いていて思いましたので、ぜひそこをやっていただきたいなと思います。

あと私からは、あわせて、今年度から策定作業に入る第3次那珂市総合計画において、こ

ちらで瓜連地区を那珂市の副次核として形成する旨を明示し、位置づけるとともに、具体的な計画を作成していくことが重要であると考えますので、ぜひそちらのほうもご検討お願いいたします。

さて、瓜連地区の活性化という観点から、都市計画道路西室家中道線が整備されれば、そこ通学路としても非常に機能するかなということと、あと住宅の整備も促進されて、地域の活性化にもつながると思います。都市計画道路西室家中道線の整備を早急に進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

都市計画道路西室家中道線については、まずは市街化区域の道路を整備しました。未整備箇所につきましては、市街化区域に隣接しておりますが、多くが市街化調整区域であり、沿道の開発には一定の制限がございます。

また当該道路は、補助幹線道路に位置づけており、現在、市内の既に着手している都市計画道路の整備が優先となっているところでございます。整備時期については、現時点において決まっておりませんが、都市計画道路としての機能や市内の都市計画道路の整備状況や、限りある財源における投資効果を踏まえて、進めたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 現在は、そこよりも優先して進めるべき都市計画道路があるということを理解いたしました。

ちなみに、こちらの西室家中道線は、都市計画道路としての最終決定日が平成9年4月28日と、約30年前であります。整備率が39.7%となっております。ただ、市内各所にこのような未整備の都市計画道路が多数存在しているというのが、今の現状です。限りある財源においての投資効果とのことですが、私個人の意見としては、道の駅予定地前のバードラインの4車線化よりも、こういった都市計画道路の整備と併せて、区域区分の変更等を進めるほうが投資効果は大きいと思っております。各都市計画道路の整備を積極的に進めていただきたいなと思っております。

また次の質問に移らせていただきまして、市として瓜連地区の活性化を図るためには、瓜連支所庁舎はしっかりと残した上で、商業施設などの民間企業誘致も戦略的に進めていくべきと考えますが、そちらについて、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

現在市では、瓜連支所庁舎及び分庁舎の利活用について、地域住民や有識者、各種団体、公募委員等で構成する瓜連支所利活用検討委員会を設置し、市民ワークショップ、民間事業者へのヒアリングなどを通じて、令和12年4月以降の利活用の方向性を検討しております。

これまでの検討では、多世代交流、子育て・教育支援、郵便局機能を含む生活利便機能の維持、飲食・サービス機能など、地域のにぎわいにつながる複合的な利活用を求める意見が出されております。特に官民連携につきましては、持続可能な運営や新たなサービスの創出を図る上で、重要な方向性の一つとして整理をされております。

一方で、施設の老朽化、市街化調整区域における土地利用上の制約、民間事業としての成立可能性などの課題もあります。検討委員会の中でも、現時点で、庁舎の存続や特定の商業施設の誘致を、方針として決定しているものではありませんが、民間事業者が参入しやすい条件整備も含め、活用の可能性を検討してまいります。

市といたしましては、検討委員会で取りまとめていただく利活用方針案を踏まえ、地域のにぎわい創出と財政負担軽減につながる利活用となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） こちら、ちょっと何となくの印象なんですけれども、答弁の内容が、以前よりも瓜連庁舎を残しての利活用の方向に、少しちょっと具体的に向いているように私としては感じております。

瓜連地区の方々からは、やはり瓜連庁舎を残してほしいという声をたくさんいただいておりますし、瓜連地区の活性化に取り組んでいくにおきましては、地域のシンボルである瓜連庁舎を残していくことは、非常に重要であると思います。ぜひ瓜連庁舎を残した上で、活性化につながる利活用方法を、今後も継続して検討していただきたいです。

続いて、那珂市の農業の実情と活性化について質問させていただきます。

那珂市の農業経営体数の推移はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

農林水産省が、5年ごとに実施する、全国一斉の基幹統計調査である農林業センサスにおける本市の農業経営体数は、2015年が1,291経営体、2020年が1,007経営体となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） やはりかなり減っているなという印象です。

ちなみに2010年の数も、執行部のほうから教えていただいたんですけれども、2010年は1,818経営体ということで、2010年から2020年の10年で、45%ほど減ってしまったということです。かなり深刻な状況かなと思いますし、現在はさらに減っているんじゃないかということが予測されます。

それでは、現在の那珂市の生産者平均年齢は何歳くらいでしょうか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

2020年の農林業センサスにおける本市の農業従事者の平均年齢は、65.8歳となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） こちらも、ほかのことも執行部のほうから伺っておりまして、2015年の那珂市の生産者の平均年齢は、70.4歳ということですから、2020年は、そこは5歳近く若返っているんですね、平均年齢に関しては。ただ平均年齢が下がったことを手放しに喜べるという状況ではないということですね。

執行部との話の中でもありましたけれども、平均年齢下がった主な要因としては、高齢となった生産者の方の離農があるとのことなんです。ですので、高齢となって、農業を続けていられなくなって辞めた方が多いから、結果、平均年齢が下がったということがありますので、やはりあまり楽観視できるものではないかなというふうに思っております。

私は、人口減少対策、少子化対策と併せて、農業の活性化ということも、最優先で取り組むべきであるというふうに考えております。というのも、世界情勢の影響もあって、今年4月の原油輸入量は、前年度同月の34.3%とのことで、それによって、やはり国内ではナフサ不足等も叫ばれています。まだ備蓄等があるので、表面上は、私たちの意見、物すごく深刻な影響を及ぼしているわけではないですが、国内で使われる原油のほとんどを海外に依存している身としては、先行きが不安な状況です。

原油と同様に、海外からの輸入に依存している食料に関しても、同じことが言えると思います。日本の食料自給率は、カロリーベースで、38%と言われています。しかし、東京大学大学院特任教授の鈴木宣弘先生によりますと、肥料や種子、飼料等のほとんどを輸入に頼っている現状を踏まえると、実質的な食料自給率は、10%未満ではないかというふうにも言われています。

今回は世界情勢には、原油の輸入に影響が出ましたが、もしもこれが食料や肥料、種子といったものの輸入に影響が出たらどうでしょう。自国で国民のための十分な食料を生産できていない日本においては、今回の原油不足、ナフサ不足などよりも深刻な影響が発生してしまうのではないのでしょうか。食料安全保障は、国民の命を守ることです。本市においても、市民や国民の命を守るため、農業の活性化に最優先で取り組んでいただきたいと思います。

その一つとして、以前から提唱している有機栽培の推進についてお伺いしていきます。

有機栽培は、化学肥料や化学農薬を使わずに行う栽培で、江戸時代などは当たり前に行われていました。化学肥料や化学農薬を使わない有機栽培であれば、世界情勢の変化により、肥料や農薬が海外から入ってこなくなったとしても、一定量を生産できるため、リスク管理

にもつながります。

本市におきましては、道の駅の基本設計に、有機栽培に取り組む出荷者の必要人数として、10人から13人と記載されています。これに向けて、慣行栽培から有機栽培に移行する方や新規就農で有機栽培を始める方を集めているところかと思いますが、本市における有機農業の進捗状況はいかがか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

本市の状況といたしましては、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、令和8年3月に策定した第2期那珂市アグリビジネス戦略においても、3つの基本目標の一つである、持続可能な農業の推進に基づき、有機農業についての支援等の取組を進めております。

現在、本市の有機JAS認証を取得している農業経営体は、3経営体となっており、道の駅開設を見据えた中で、今後取り組まれる経営体を増やしてまいりたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、環境に優しい農業の推進に向け、市内生産者及び関係機関等が連携し、協議する場として、那珂市有機農業推進協議会を今年2月に設立したところです。

当該協議会を推進母体とし、施策の展開を図るとともに、国の交付金を活用し、栽培技術研修会の開催など、生産者への支援等を進めてまいります。

また令和7年度から、JA常陸や市内生産者の協力の下、試験的な有機米の栽培に取り組んでおり、試験栽培されたお米につきましては、普及啓発の一環として、昨年12月22日に、市内の全小中学校の学校給食への提供も行っており、今年度も同様の取組を行う予定でございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市内小中学校の学校給食に試験的な有機米を出す等、積極的な取組をされていて、非常にうれしく思います。

これをきっかけに、少しずつオーガニック給食への取組も進めていただきたいと思います。お隣の常陸大宮市は、全国的に見ても、有機栽培やオーガニック給食を先進的に進めている自治体です。ぜひ常陸大宮市と連携して、食料安全保障という観点から、有機栽培やオーガニック給食も推進していただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので、最後の質問は割愛させていただきます。地場産食材を給食に使ってほしいということなんですけれども、これも、市内の農業の活性化とかにつなげるために、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。と思っています。

最後に、今回一般質問において様々な話題を取り上げましたが、私が訴えたいことは、少子化や人口減少をこのまま放っておいたら、日本の未来はどうなるのか。不安定な世界情勢の中で、自国でしっかりと食料を生産できなければ、万が一食料の輸入が途絶えたらどうな

るのか。そういった危機意識を持って、市政運営に当たっていただきたいということです。そういうことに備えて、市民や国民の安全を守ることが、行政や政治の重要な役割であると思っております。

今、多額の予算を投じて取り組むべき事業が、本当に道の駅でいいのか。日本の現状や世界情勢に目を向けて、ほかに力とお金を注ぐべきではないのか。ここを、今不安定な世界情勢でありますから、改めて市長には考えていただきたいです。

また、再度ご要望として申し上げますが、先ほども述べましたとおり、今回、住民投票条例制定を求める署名が3,700も集まったということは、ぜひ重く受け止めていただきまして、執行部としても、道の駅に関する市民の声を聞くための市民アンケートの実施を行っていただくことを改めて要望いたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告7番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（大和田和男君） 質問の前に、傍聴人に申し上げます。

開かれた議会を目指す我々にとって、このように多くの傍聴人の皆様がいらっしゃることは大変喜ばしいことですが、先ほど拍手等もありました。拍手も含め、静粛にお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命ずる場合もございますので、念のため申し上げます。

通告8番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 道の駅について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

今回も通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

時間が惜しいため、早速やります。

今回は、道の駅についてのみ、きっちりと質問をさせていただきます。

道の駅計画については、3年前に基本計画が策定される実は以前から、市民の方々より様々な不安の声をたくさん拝聴してまいりました。道の駅はもう遅いと。常陸太田、常陸大宮に乗って、二番煎じ、三番煎じだと。本当にそれだけ人が来るのか。那珂市の道の駅で何を売るのか。採算が取れるのか。思ったような売上げがなければ赤字だが、それは市民が補填するのか。この責任者は誰なんだ。誰が責任を取るんだ。こういった様々な声をお聞きしながら、市執行部にこれまで一つ一つ質問してまいりました。

そうかなるほどと、うなずけるものもありましたが、そうかなと、余計に不安に思うものもありました。ただそれらも、今後執行部内で検討が進めば、納得できる回答も増えてくるかと期待しておりましたが、それからずっと、なかなか私自身、市執行部からの答弁に納得できるものが少ないですね。

そうしているうちに、予定地には重機が入り、土砂が搬入されています。このまま本当に進んでしまってよいのか。今だけじゃない将来の那珂市民の皆さんのためにも、本当に進めてしまってよいのか、毎日これを考えております。

今回も質問させていただきますが、本当に進めてよいのか、その的確な回答が得られるのか、しっかりお聞きをしてまいります。

まず、市民の声として、一番と言っているほど多いのは、本当にそれだけ人が来るのかということ。この不安にどう答えるでしょうか。これまで、どのくらいの来場者が道の駅の敷地に入っただけ、その中でどの程度の方がレジを通過して買物をしてくださるか、どう試算しているかを繰り返し質問してまいりました。

これまでの市執行部の答弁としては、令和6年3月の全員協議会において、議員のおっしゃるとおり、立ち寄った方が全員レジ通過というふうになっておりますという課長の答弁があり、今年3月定例会の本会議においても、総来場者数とレジ通過者数は同数として見ております。それが95万人でございますという部長の答弁もありました。その後、部長は訂正しますとおっしゃいましたが、それはレジ通過者数として95万人と算出しておりますと、片方のみを繰り返しただけで、では総来場者数、いわゆる敷地に入ってくる方の数はという疑問が残ったままでした。

この混乱を受けて、4月の全員協議会で、再びこの議論があり、いろんな質疑がありましたが、最終的に、一体どのくらいの方が敷地に入ってくるのかという私の問いに、副市長は、総来場者数は分からない、しかしレジ通過者数は95万人という、まさしく意味不明の答弁をされて、終わってしまいました。計画を立てる段階で、本当にこういう認識でよいのか疑問であります。

再度はつきりお聞きします。

総来場者数、いわゆる敷地に入ってくる方とレジ通過者数は、それぞれ何万人なのか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計における需要予測におきましては、道の駅の予定レジ通過者数として、約95万人を試算しております。

令和8年4月の全員協議会においてもご説明いたしましたとおり、トイレのみ利用する方などを含めた総来場者数の算出方法は、現在確立されておらず、一般財団法人地域活性化センターの調査報告によりますと、レジ通過者数の約1.4倍程度が、総来場者数になると推察されます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 同じ答弁なんですよ。

総来場者数は、そういう確立された方式がないから分からない。でもレジ通過者数は95万人と言うんです。ちなみにレジ通過者数が95万人ということは、地域活性化センターの調査報告書によると、その1.4倍を掛け合わせて、約133万人が敷地に入ってくるという答弁ね、もう以前にされています。

今回も議長に許可をいただきまして、資料を配付をさせていただいております。議場の皆さんにはタブレット、また傍聴者の皆さんには、こういった紙であると思いますが、これ、この4月の全員協議会のときにお示しをした、ほぼ同じ資料なんです。

これは何かというと、例えば、山形県、道の駅村山に関しては、敷地に入ってくる客数は年間200万人と想定している。そのうちの4割がレジを通過をして、なので、二四が80万人がレジを通過をして、単価がこれで、売上げ、こうと、こういうふうな計算なんですね。ですから、最近の道の駅の計算の仕方として、敷地に入ってくる人数、その割合がいくら、なのでレジ通過いくら、こんな形できっちり計画入っているものもありますので、そういうふうに分かりやすくやったらいいんじゃないですかねという話を、前からしていたわけですが、那珂市の場合は、そういった意味で、敷地に入ってくる客数は分からないんですよ。

ただ、この95万人ってどこで出てきたかという、ここにあるように、根拠は、計画交通量、立ち寄り率、乗車率を掛け合わせたものがそうなんですね。当時、3年前は77万人だったんですが、ほかの道の駅も、この交通量と立ち寄り率と乗車人数を掛け合わせたものが、敷地に入ってくる人数だというふうな計算をしているということなのね。今の答弁、95万人がレジ通過ということは、逆算すると、1.4倍で、133万人が那珂市の道の駅に来るんだよ、こういうふうな答弁であるんですが、じゃこの133万人が那珂市の道の駅に入ってくるんですけれども、これ一体どれぐらいの規模感か、これちょっと調べました。

どれぐらいの人数、どれぐらいの施設なんだろうかなと思ったら、ご存じですかね、北海

道の旭川市の旭山動物園、非常に有名な人気の高い動物園です。この動物園の昨年度の来場者数が、ちょうど年間133万人なんです。また、世界遺産に登録されてフィーバーに沸いた、2014年度の富岡製糸場、この年間来場者数が、2014年度、133万人でした。今、残念ながら、ただ富岡のほうもフィーバーが終わって、何分の一かになってしまっていますが、そのあたりと同じぐらいの来場者が来るんですよという部長の答弁なんです。

そして、それだけの人が来る、旭山動物園と同じぐらいの人が来る。一番ピークの富岡製糸場の頃の人が、あそこに、道の駅に来て、県内で一番広い418台数の駐車場が造られて、95万人が1,005円の買物をして、年間9.6億円の売上げを想定して、採算分岐点が設定されて、そこから全ての経費が予定されているという、こういうことなんです。本当に大丈夫でしょうかと多くの市民が感じていますが、それで本当に、市長、大丈夫でしょうか。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

この質問については、過去にも何回かお伺いしていますので、いまさらなんですけれども、改めて答弁をさせていただきます。

基本設計における需要予測については、基本計画時の想定利用者数に対して、営業時間の拡大分や交通量平均増加分、藤森建築による効果分を加算し、利用者数を試算しており、消費者物価指数を踏まえた県内道の駅の平均単価を乗じ、想定売上高を算出することに加え、商圈分析を用い、その妥当性の検証を行っております。

また収支計画についても、全国道の駅の運営状況に精通している船井総合研究所に業務委託し、多角的な収支シミュレーションを実施しており、近年整備された県内道の駅の実績からも、現実的な数値であると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市長からご答弁をいただきましたけれども、では、そのとおりやっぱり市民説明会などで、そのまま説明されてはどうでしょうかね。

今の話でも、僕は何回も聞いていますけれどもね、市民からすると、いろんな反応がきくとあると思いますよ。それでは納得できないとか、本当にそれでいいのかななんてあるかもしれません。実は私はそういう声をたくさん聞いているのでね。

やっぱりこの95万人という数字は、申し上げたとおり、前面道路の計画交通量と立ち寄り率と乗車率を掛け合わせて導き出された数字なので、私はやっぱり、あくまで敷地に入ってくる人数だと思っているんです。それは3年前の数字で77万人。それから、ザ・ボタニカルリゾート 林音ができたことによる交通量の増加とか、藤森先生のデザインの効果などの要素をもって、23%増の95万人と、今市は考えているわけなんですけれども、私は、実はそれほどプラスにならないんじゃないかなというふうに、心配というか懸念をしています。そのため、そうなる敷地に入ってくる人は、やっぱり約80万人ぐらいじゃないかなと。

この活性化センターの数字を逆算すると、67%がレジ通過者というのが一般的であるようです。すから、市の執行部もその数字を使っていますので、80万人のうち54万人ですよ。80万人が入ってきて、レジ通過は0.67掛けて、54万人がレジ通過、それに単価1,005円を、これは単価をそのまま生かして1,005円を掛けて、約5.4億円の売上額。それで採算が取れるような損益分岐点を念頭に、全ての計画を見直さなければ、年間1億円から2億円の赤字になるのではないかと大いに懸念しております。9.6億円じゃなくて、5.4億円ぐらいになっちゃうんじゃないかと私は懸念をしております。ですから、造るとすると、よっぽど今よりもコンパクトにしていかなければ、大変じゃないかなと思っていますよ。

次に、予定地の購入額です。この購入額に当たっては、これ、議会でこれまで説明はほとんどされていませんでした。予定地は、ほぼ水田、農地であるため、評価額はそれほど高い額ではないと想定されますが、どれくらいの金額で市は取得されたのでしょうか。また、この金額は果たして適正なのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

事業用地の取得については、令和7年度に完了しており、用地取得費として1億8,486万8,765円といった実績となっております。

なお、用地取得に関する手続きにつきましては、関係条例及び法令等に基づき執行しており、取得価格については、不動産鑑定評価を基に算出された単価を採用し、不動産評価委員会を経て、決定しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今の答弁では、不動産評価委員会を経て決定したということですが、これも今まであまり知らされていなかったから、市民からも、何であんなに高く買っちゃったんだという声も、結構お聞きするわけですよ。

予定地の面積は、合計で4万5,000平方メートルですよ。それを、先ほどの用地取得費、今の1億8,486万円で割り返すと、1平方メートル当たり4,108円になります。平米当たり4,108円、坪単価は平均して1万3,556円です。農地、坪単価は平均して1万3,556円です。いかがでしょうか。多分、お分かりの方はお分かりだとは思いますが、この契約については、事前に私たち議会に相談も、事後の報告もなかったために、今回あえてお聞きをしました。既に購入してしまったことではありますが、これについても触れてはおきたいと思ひまして、お聞きをしました。

では、建築事務所との契約内容について伺います。

今回は、有限会社藤森研究室と基本設計及び実施設計アドバイザー業務について、委託契約を締結していますが、これも、なぜ入札でなかったのか市民から多くの疑問が出ています。また、基本設計及び実施設計業務については、株式会社エイプラス・デザインと委託契

約を締結していますが、これは何社ぐらいが参加した公募型プロポーザルだったのか。この会社が、ほかの会社と比べて、何が優れていたのか。また、この2社に支払う契約金については、総工費の2.5%とお聞きをしております。これは、資材や人件費、物価などが高騰しているため、現在の43億円より当然まだ上がるのではないかと懸念されていますが、これはこれから上がっても、やはりその2.5%を支払う契約なのですか。改めて伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本設計及び実施設計アドバイザー業務につきましては、本市の道の駅が掲げるコンセプトの具現化や、他の施設にはない独自性の高いデザインを実現するための専門的かつ多角的な支援が求められることから、建設準備委員会及び第三セクター設立準備委員会における選定を経て、令和6年4月に、全員協議会へ報告後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、有限会社藤森研究室と委託契約を締結しております。

また、基本設計及び実施設計業務につきましては、3社の参加事業者の中から、設計実績や実施体制、建築・造成の技術提案やコスト対策などについて、総合的に審査を行った結果、株式会社エイプラス・デザインを選定し、委託契約を締結しております。

なお、昨今の資材高騰等の状況を踏まえ、藤森研究室に支払う委託料につきましては、引き続き協議調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） いろいろとご答弁いただきましたが、ちょっとね、お聞きしたのは、なぜ入札でなかったのかということもお聞きをしましたし、このエイプラス・デザインが、ほかと比べて何が優れていたのかということもお聞きをしているんですけどもね。総工費が今後上がっても、やっぱりその2.5%を支払うのですかとも聞いておりますが、ただ答弁は答弁でございますので、これで、まずオーケーをしたいというふうに思います。

次に、第三セクターについて伺います。

設立準備委員会には、那珂市、那珂市商工会、常陸農業協同組合、市内金融機関と木内酒造株式会社に組織されていることは伺っております。その方々で協議されているわけですが、実際、第三セクターである株式会社の出資者、出資比率はどうか、役員や代表者は誰になるかなど、具体的なことは決まりましたでしょうか。また、想定どおり営業利益が年間4,000万円出るといような運営をしていただくことを期待したいんですけども、仮にです、採算が取れず赤字経営になったときに、それぞれの責任の所在はどのようになりますか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

運営主体となる第三セクターにつきましては、現在設立に向け、組織構成や出資比率、役

員や駅長候補者の選定などについて、第三セクター設立準備委員会において協議を進めているところです。

道の駅の運営リスクについては、運営を担う第三セクターが主に負担するものの、当然ながら、市も応分のリスクを共有するものとなりますので、今後も、社会・経済環境の変化を見据えた経営戦略をはじめ、リスク管理に対する役割分担や法的責任、財政的負担の範囲などについて、引き続き第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） お聞きしたのは重ねてになりますけれども、そのままお答えはなかなかされていないと思います。

実はこれ、ずっと同じ答弁なんですよ、部長。三セクに関してはどうですかと聞いたら、これほぼ同じ答弁ですよ。普通、会社が業務を進めるに当たって、社長やマネジャーが決まっていらないなんてことは考えられないんですね。民間では到底考えられません。大きな事業したいんで融資を受けたいと銀行さんに相談に行っても、社長が誰だか分からないのですから、これは融資を受けられるわけがありませんね。責任者が不在ですから。

今は、残念ながらそういう状態ではないでしょうか。それが、今ちょっとだけだというんじゃない。実は計画ができてから、3年間ずっとそうなんですよ。これはなかなか考えづらいことだと思います。また、三セクを構成する予定の団体さんも、赤字のときのリスクマネジメント、これが決まっていらないのですから、仮に赤字になったときに、我々はどれぐらいの負担を強いられるかって決まっていらないんですよ、今。決まっているんですか。決まっていらないですね。決まっていらないのにそのメンバーに入っていくということに、これからなるんです。

次に、すばらしい経営・運営をしていくには、やはり現場に精通した駅長さんですね、駅長さんの存在が非常に大きいと考えます。今駅長さんについては、どのような方を選定されるのか。その見込みはついているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

駅長に適した人材といたしましては、直売所や飲食施設等の管理・運営や地域振興策の企画・実行、道の駅全般の販促・宣伝を行うマーケティング力や、施設全体の人員配置や人材育成を行うマネジメント力、そして、道の駅への思いや情熱、地域活性化への意欲を持ったモチベーション力などが求められており、小売業や流通業の実務経験者や民間企業等の部門長などのキャリアを持った人材を、駅長として採用している道の駅が多い状況であります。

引き続き、駅長候補の選定を含め、組織体制や人員計画などについて、第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 引き続き協議を行っていくということなので、ぜひ優秀な、優れた経験のある方を選んでいただきたいというふうに思います。

道の駅ができると、当然ながら、年間を通して農産物・加工品などが豊富に棚に並び、那珂市の地場産品を積極的にアピールできる大きなチャンスです。ここで、那珂市の農産物が、年間を通して品ぞろえできるかどうか。また今回、農産物のみならず、市内の菓子製造業や土産物店などにとっても大きなチャンスとなりますが、これも、トータル9.6億円を売り上げるアイテムとして、どれぐらい準備できているのでしょうか。非常に重要なポイントですね。

直売所としては、市内では、菅谷のとんがりはつとで年間約1億円、芳野の直売所で約五、六千万円という売上げ規模に比べて、道の駅の農産物直売で約5億円、観光物産販売で約2億円という予定ですが、これだけの売上げを上げるには、それ以上の品物を棚に並べられなければなりません。これが現状、そして、オープンまであと2年ちょっとですか。それまでに、この売上げを上げられる品ぞろえはどのようになっていますか。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

地場産品の取扱いにつきましては、現在、那珂市特産品ブランド化推進事業において、毎年ブラッシュアップを図りながら、ブランド認証品の選定を行っていると同時に、うまいもん会議を設置し、本市の代表的資源でありますカボチャやサツマイモを柱とした商品開発を進めているところでございます。

さらに、出荷者組合設立準備委員会におきましても、農産物の安定的な供給体制や販売戦略について検討を行っていると同時に、第三セクター設立準備委員会においても、道の駅の運営コンセプトとして掲げた「地のもの、地のとき、地のゆめ」を実現すべく、地元産へのこだわりを重視した飲食メニューやキラーコンテンツの開発について、外部からの新たな視点を加え、開業を見据えた準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく関係者の皆さんは、ご尽力されていると思っています。非常に頑張っているんじゃないかと思っていますよ。

ただ包括的に見て、那珂市の農業を全体見渡してみると、先ほどの質問でもありましたけれども、センサスで見ても、那珂市の農業の産出額、これはやっぱり県内でも相当下のほうですよ。それがどんどん伸びているかどうかということ、これはまず、トータルで考えていかなければならないと思いますし、あとは農業者、若い方にぜひついでにいただきたいと思います。これもやっぱり、なかなか農業者の数も減っているんじゃないかと。あと耕作放棄地の状況もどうなのか。そういうトータルの状況を見て、これは今年とか来年だけの話では

ありませんから、道の駅は、建てれば、20年、30年ずっと品物を提供し続け、また黒字を出し続けなければならない建物なんですから、それを供給できるまず能力がどうなのかというのは、しっかり今、始まる前に検討しなければならないと思うんですよね。

私は今、品ぞろえは大丈夫ですかと聞いたんですよ。それだけのものがそろえるんですかということを知っているんです。今やっていらっしゃることの内容を知っているんじゃないくて、大丈夫なのかということを知っているんですが、なかなか、そういう答弁でございますね。

たしか、以前この検討をしたときに、開業当初は、道の駅のね、全てを那珂市産のもので賄うのはさすが無理ですよと、最初は6割程度になるだろうと。それが、オープンして慣れてくれば、7割、8割になっていって、やっぱり地場産品をしっかりとそろえられるようにしたい、そういうふうなご答弁があったというふうに思っていますが、今、実際最初のオープン時点でも、本当に大丈夫でしょうか。大丈夫ですよと言ってほしいんですよ。言ってほしいんですが、そこらのところは、しっかりシビアに見ていかなきゃいけないと思うんです。

というのは、オープンはしたけれども、品ぞろえがなくて、でも、やっぱり毎日上げていかなきゃいけないから、市外のもものがどんどん、仕入れをして、売り上げが上がって活性化につながるの、これはこれでいいとは思いますが、それって、市外の農業者の方々の利益としていくわけなんですよ。やっぱり地元の農業者の方、地元の菓子業者の方、その方がしっかりもうかるような仕組みが、本当にどれだけ今できていますか。そういうふうな戦略ができていますか。そういったところをお聞きしたいなというふうに思って、こんな、品ぞろえというより物量の話をしました。

また、物量もさることながら、やはり大切なのは、目玉は何かということです。那珂市の道の駅では何を売るのか、いわゆるキラーコンテンツ、これを3年前の基本計画策定期間からずっとお聞きをしているわけです。ずっと回答は、第三セクター設立準備委員会で今検討中というものでした。それがようやく、今年2月の全員協議会で報告がなされて、いくつかのコンテンツが紹介されました。かまど炊きおにぎり、手作りサンドイッチ、手作り加工肉、ハム、クラフト麦茶、ソフトクリーム、ご当地バーガー、友好台湾カフェ、高温窯焼きピザ、手作りジェラート、生絞りモンブラン、地粉うどん、本格イタリアン。実施設計で示されたメニューはこれらのもので、写真で見ると、とてもおいしそうなのばかりなんです。

しかし、市は、これを対外的にまだ一切PRしていないですね。せっかく作ったのにもったいない。なぜもっとPRしないのでしょうか。そもそもこれらは那珂市道の駅のキラーコンテンツなのではないでしょうか。那珂市産のもので、那珂市の製造業者、那珂市の店舗だけで作って提供できるものなのではないでしょうか。

一方、もう一つ、うまいもん会議という組織があります。これはどのような方々で構成されているかというのはありますが、ここでどういう検討をしているか、また、ここで作られるコンテンツと、今申し上げた三セク検討委員会で発表されたコンテンツ、この違いは何な

んでしょうか。そして、それらを実際にどう商品化していくのか。道の駅ができる前に、市内でどうPRし、流通をさせていくのか伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、道の駅の目玉となるキラーコンテンツの開発につきましては、現在、第三セクター設立準備委員会において検討を進めているところです。

昨年度は試作段階まで進んでおり、今年度は、販売戦略の整理や生産者との連携体制構築など、販売・提供・流通を見据えたキラーコンテンツの商品化に向け、引き続き第三セクター設立準備委員会において協議を行ってまいります。

また、うまいもん会議TREVIにおけるうまいもんづくりプロジェクトにおいては、既存商品のブラッシュアップや道の駅を見据えた新規特産品の開発、求評会を通じたPR戦略などについて、市と市内事業者等が連携を図りながら、地域資源を生かした魅力的な商品化に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そういった試作品も、私も食べたことがあります。大変おいしい、ものとしてはおいしいですね。やっぱり那珂市産のものって、いいものが多いと思いますから、すごく期待したいというところなんですよ。

ただ、やっぱり答弁としては、3年前からずっとそうなんですよ。今やっていますということなんで、これ本当に、そろそろ形にする必要があると思うんですが、それを期待しているんですけども、ただそうしているうちに土地の買収も終わって、また、造成工事の議決などはどんどん進んでいく、決まっていくんですね。だから、どうしても箱物優先としか見えないところもあるんですよ。中身を聞くと、今検討中なんですもの。

市が算出したレジ通過者数というものも、常陸大宮とか常陸太田を事例にして、大丈夫だという答弁が前ありましたけれども、それは、2つの道の駅それぞれの営業努力があるんですよ。一概にはやっぱり語れないんじゃないかと思うんです。その2つには、那珂市にはない、それぞれの強みがやっぱりありますよ。常陸大宮には、かわプラザというだけあって、とにかくロケーションがすばらしい。また常陸太田には、常陸秋そばとか、ブドウとか梨とか、そういうフルーツというブランドコンテンツがありますね。

那珂市は、インター降りてすぐの田園地帯でありまして、残念ながら、風光明媚な景色ではありません。それならやっぱり中身で勝負です。中身で勝負で、ほかにはないキラーコンテンツを持たないと、厳しい競争には打ち勝っていくことはできないんじゃないかと思っています。そのために、那珂市がほかには誇るキラーコンテンツは何なんですかと、3年間問い続けてきているんですよ。それでも、まだなんですよね。本当に大丈夫でしょうか。

また、この夢のある楽しいキラーコンテンツづくりの話とは別に、一昨年以来、物価高騰、

人件費高騰、そして資材高騰が止まりません。むしろ資材などは入ってこないんですよ。資材が入ってこない、物が。プラスチックの原材料であるナフサが入ってこないだけで、いろんなものが不足している、そんな状況です。市民生活がより逼迫し、今後の先行きが見通せない。

そのような中、やはり道の駅計画は、巨大な予算が動く一大事業です。人口急減社会の中、納税者がこれから恐ろしいぐらい減っていくんですよ。恐ろしいぐらい減っていきます、人口減りますから。また、社会的インフラの更新コストがかさみ、新しい建設コストは、できるだけ必要最低限、市民生活にとって本当に必要なものだけに絞らざるを得ない現状ですね。公共施設マネジメント計画にもあります。年間の土木費の9割は、更新費用に充てなきゃいけないんですよ。1割しか新しいものを造れないそういう状況は、皆さんが一番ご存じじゃないですか。そしてまた、その傾向はますます大きくなる。

そういう今、箱物行政の是非を考えざるを得ません。無駄なものは造ってはいけない。これは当たり前のことです。しかし、市民生活になくてはならないものは、これは造らなければなりません。その中で、観光・商業施設である道の駅を造る是非というのは、それが那珂市民の財産になるがゆえ、多くの市民でもっともっと議論し、本当に造るかどうか、真摯な話し合いがあってしかるべきです。

しかし、それが今、果たしてそうなっているかどうか。残念ながら、今はまだ程遠い状況ではないかなと思っています。いろんなコストが高騰している今、この道の駅を進めなければならぬ必要性をどう考えるか。それについて執行部の考えを伺います。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格の上昇や物流における輸送ルートの変更により、建設資材の高騰や納期の遅延など、非常に不透明な社会情勢にあると認識しております。

引き続き、事業推進に際し、国際情勢や市場価格の推移を注視するとともに、コスト変動による影響を最小限に抑え、市財政への負担抑制や工期設定の柔軟化を図りながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 非常に不透明な情勢にあるというような話も認識しているというご答弁ですね。

これ当然ですよ。そして、それはほとんどの市民がそう感じているんです。それなのに、この道の駅の計画について、まずこの内容ですよ、道の駅の内容を、どれぐらいの皆さんがご存じかということなんですね。

私は、ここ3年間に限りまして、市内各地で、いろんな市民の皆さんと話をする会というのを開催をしてきました。ちょうど80回になります、この3年間。昨日ちょっと調べまし

た。80回、延べ1,200名を超える市民の方々と、直接、膝を突き合わせて、真剣に話を拝聴してきました。多くの方が、不満、不安、反対のご意見を私に聞かせてくださいました。

それでも、私もその話をお伺いしていても、この計画の内容をよくご存じだという方は、やっぱりごく限られた一部の方々でしたよ。つまり、総事業費がいくらなんだ、何人ぐらいが入ってくるということを想定していて、単価がいくらで、経費がどれぐらいかかって、こういうことを知っている方なんて、本当にごくごく限られた一部の方でしたね。

私は、実はこれが残念でならないんですよ。これだけの予算を投じて建設をして、場合によっては、例の旭山動物園と同じような人が来る。ピークのときの富岡製糸場と同じぐらいの人が来るような施設を、これから那珂市が一生懸命予算をかけて造ろうとしている。こういう一大事業について、そのオーナーである市民が、ほとんど知らされていないというのは、やっぱりすごく残念ですね。

やっぱりそういった意味では、市のオーナーは市民ですから、市民にもっともっと説明する必要があるんじゃないでしょうか。やっぱりしなければいけないと思いますよ。説明すれば、いろんな疑問が市民も湧いてくるかもしれない。でもそれは、それについて当然一つ一つしっかり、それが説明責任ですから、お答えをしていく、いろんな声を聞いていく。やっぱりそれは真摯に向き合って、理解をしていただくような努力をすべきじゃないでしょうか。

これまでも、そういう話をさせていただいてきました。まだそういう段階ではないというふうなお話もされておりますけれども、そういうことを言っている状況じゃ、今はもうないんじゃないでしょうか。市民説明会を市内何か所でも開催し、多くの市民の方に理解をしていただくような、そういう説明責任を果たしていただきたい。これはやっぱり市長にお伺いします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

道の駅については、各議員さんもそれぞれの説明会で報告をしていただいています。本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

道の駅事業につきましては、令和2年度より計画的に事業を推進しているところであり、令和7年1月には、パブリックコメントの実施に加え、市内2か所で市民説明会を開催し、多くの市民の方々にご参加をいただきました。これは議員さんもお存じのとおりです。

また、説明会以降も、電話やメール、窓口等にお寄せいただく個別の質問に対しても、カウントはしていませんが、その都度担当課が誠実に対応しているところでございます。

今後も事業の進捗状況について、ホームページや市報等を活用し、積極的に周知を図っていくとともに、市民参加型のワークショップや関連イベントなどを通じ、より一層の理解促進に努めてまいります。

なお、現時点におきましては、基本設計から施設配置等の大きな変更はないことから、追

加の説明会開催については、慎重に判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうですね、大きな変更点はないから慎重に考えるという、しないということはお聞きをしております。

けれども、もうそういう状況ではないと思いますよ、やっぱり。これ変更がある、なしではなくて、そもそも申し上げたとおり、市民はほとんどその計画を知らされていない。よく分かっていないんですよ。だから、それはやっぱりそのことそのものが、大きな行政の不作為なんではないかというふうに思います。そもそも説明が足りていない、不足している。だから改めて申し上げたいんですね。もともとそんなに説明していないから、変更がないから説明しないんじゃないくて、もともと説明まだ足りていないんで、してくださいね、そういうことなんでございまして、ぜひ。

また、3年前の計画からしたら、かなりいろんなものが変わっています。事業の概算費も、もう1.5～6倍に上がっているわけじゃないですか。営業利益だって、7,000万円を見込んでいたのが、4,000万円に縮減されているわけですね。いろんなものが変わっておりますから、これは変更という意味では、変更は結構ある。子育て支援センターも入っている。そういうことで変更がございしますから、変更がないのではなくて、変更はかなりある。しかし、そもそも説明が足りていないということであります。

多くの市民が、その計画の内容をしっかりと知らされるべきであるし、また、その疑問に一つ一つ、市は説明責任として、説明を最後まで尽くす。これをぜひお願いしたいと思うんですよ。それが、じゃ、実際に市民の方が何も不満はないですよということであれば、こういう住民投票を求めている署名なんかというのは、こんなに集まらなかったと思いますよ。そうじゃないですかね。やっぱりこれは、この事業の旗振り役である市長が先頭に立って、まさしく先頭に立って、この道の駅の事業の意義を、しっかり説明会で訴えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

道の駅事業につきましては、国道118号の4車線化、そして県植物園等のリニューアルを好機と捉え、道の駅の整備を契機としたまちづくりを進めることとして検討をはじめ、産業振興や地域活性化につながる拠点の創出に向け、令和2年度より計画的に事業を推進しているところであります。これは議員さんもお存じのとおりです。

繰り返しになりますが、今後も事業の進捗状況について、ホームページや市報等を活用し、積極的に周知を図っていきまるとともに、市民参加型のワークショップ、関連イベント等を通じて、より一層の理解促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 周知徹底という言葉はよく聞きますが、周知というのは、こういう事業ですよというのを広く知らしめることを周知というんですね。ただ、周知だけではなくて、知らされた市民は、あ、そういう計画なんだ、じゃ、これについてはどうなんだろう、こうなんだろうと、いろんな疑問が湧いてきたり、いやもっとこうすべきじゃないかと前向きな提案が出たり、そういうものがあると思うんですよ。そこをやっぴりお聞きをして、拾って、これについてはこうですね、ああですね、説明もする。場合によっては、いいものを取り入れる。こういったことを繰り返すことで、やっぱり理解の促進というのは進むと思うんです。今、市長が最後におっしゃった、より一層の理解促進、これ努めていただくには、周知だけでは無理なんですよ、一方通行だから。

これをまた聞いた上で、またいろんな検討を重ねていくということをやっぴいかなないと、これ本当に、おそらく那珂市最後の箱物です、この道の駅というのは。大きな予算が動きますから。だから、これは場合によっては、コンサルさんに専門家の意見を入れていただいて、そういった骨組みを作っていただくも大いに結構。しかし、できる施設是那珂市民のものですから、那珂市民の願いをしっかりとそこに、きっちり入れていかないと、やっぱりこれは那珂市民のものでないんじゃないかと思うんですよ。

うまくいけば、那珂市を大きくPRできて、対外的に、それが大きな起爆剤になる。しかし、今のところは内容がよく分からないから、場合によっては、よく分かった方でも、多くの方が不安を、不満を声にされている方、結構多いんですよ。こういう方々が感じているように、失敗をすれば、後世に大きな禍根と借金を残す事業になりかねないから申し上げているんですよ。

この那珂市の道の駅、この事業の責任者は、果たして誰なんでしょうか。この責任者は、当然ながら、この事業の成功・失敗の全責任を負います。それは、今生きている私たちの世代だけではないんですよ。私たちの子供や孫の代にまで、その生活をも脅かすかもしれないということそのものにも、今責任を負うんです。その責任は非常に重いですよ。その責任を負うのは一体どなただと、市長はお考えなんでしょうか。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 多角的な視点から様々なご意見をいただきました。ありがとうございます。答弁をさせていただきます。

道の駅事業につきましては、庁内での度重なる検討を経て、市として意思決定を行ってきたところでございます。これまでも、市民の皆様や議員の皆様に対し、適宜進捗状況をご説明してまいりました。また、市議会におかれましても、多角的な観点から慎重な議論を積み重ねていただき、議会制民主主義の原則に基づいた適切な審議を経て、本事業の推進についてご判断をいただいていた経緯がございます。

こうした観点からも、本事業の最終責任者は、市長である私でございますので、当然、今

後とも事業に関する情報を積極的に発信していくとともに、市議会に対しても、進捗状況の報告はもとより、予算案や工事請負契約等の議案審議を通じ、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 正午になりましたが、このまま議事を続けます。

遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ただいま市長から、本事業の最終責任者は私であるという明言をされました。

この発言は、市長でありますから、当然と言えば当然。ただ、やっぱり重いというふうに受け止めさせていただきます。そして議会に対しても、慎重にいろんな審議を経てきたと、いろんな議会にも、説明をしてきたというふうな話もございました。確かに、事細かにいろんなご報告をいただいたり、一緒に協議をしてきた経緯もございます。

ただ、私も議会の場で、説明会をして、しっかり市民にもっともっと話しかけてくださいと、説明責任を果たしてくださいと、僕も言い続けてきたことがあるんですよ。そういった意味では、引き続き丁寧な対応に努めていくという話もありましたが、議会に対しては、丁寧な対応をしてきてくださっていると感じますが、市民に対しては、直接丁寧な対応をしてきてくださったとは、なかなか感じられないところでも正直ございます。丁寧に、これからは、市内いくつも公共施設ありますから、ふれあいセンター単位で、市民説明会を開いてください。

昨年1月19日に開催した、一日2会場のみ説明会のようなものではなくて、僕もあのとき両方会場いましたが、あのときは、まだまだ質疑応答がしたくて、手たくさん挙がっていたんですが、1時間半で、ぴたっと時間で終わってしまった。そういったようなことが今後はないように、徹底して市民の声を聞くと、そしてその声に真摯に向き合い、市民の願いをいかに具現化させるか、場合によっては、やり直しを恐れず判断すると。今の私たちの世代にのみならず、これからの将来世代にも、しっかりよい那珂市を残したと言えるすばらしい決断と行動を期待をしまして、またその責任の重さを、十分により感じていただくことをお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終了いたします。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告8番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時59分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

傍聴人に申し上げます。本会議中は静粛をお願いいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（大和田和男君） 通告9番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 自主財源の拡充について。2. ふるさと納税の税収増を図る方策について。
笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 議席番号15番、笹島 猛。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、順番を変えましたので、ふるさと納税、税収増を図る方策についてを最初に行っていきたいと思います。

地方自治体は自主財源だけでは成り立ちません。国や県からの依存財源があって初めて健全な運営ができます。

今年は予算が厳しいから、福祉、教育も抑えてとそんな極端なことにならないと思いますが、どんなときでも生活上必要なサービスは継続しなければなりません。そのためには、ほかからの影響を受けにくい自主財源を生み出すことが必要です。

年々加速する少子高齢化問題、増大する高齢者医療、子育て支援、それに加えて毎年のように被るような災害、年度ごとに決まった額を交付税として期待する時代ではなくなったような気がします。

やり方によっては非常に大きな税収が見込めるふるさと納税ですが、本市ではどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、自主財源の確保に向け、本市の魅力発信や地域産業の振興につながる重要な制度であるため、中間支援事業者や返礼品提供事業者と連携しながら、地場産品基準を遵守した返礼品の充実や新規返礼品の開拓、ポータルサイトを活用した情報発信に取り組んでおります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、直近の3か年の寄附額と近隣市町村の寄附額をお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

過去３年間の寄附額の受入額については、本市で受けたふるさと納税以外の個人からの寄附金を含めて、令和４年度が５,７３０万３,０００円、令和５年度が４,３４３万７,０００円、令和６年度が５,８９８万５,０００円となっております。

近隣市町村では、水戸市が令和４年度が２億３,１２３万１,０００円、令和５年度が３億３,６７０万９,０００円、令和６年度が８億９,９５２万４,０００円。

日立市が、令和４年度が２０億１,３１８万５,０００円、令和５年度が２２億２,２９３万６,０００円、令和６年度が３２億３,４８８万２,０００円。

常陸太田市が、令和４年度が４,２７４万７,０００円、令和５年度が１億７６７万１,０００円、令和６年度が３億３,２５５万円。

ひたちなか市が、令和４年度が２億３,５３７万７,０００円、令和５年度が３億５,９８７万９,０００円、令和６年度が３億４,６１７万円。

常陸大宮市が、令和４年度が１億２,２９１万５,０００円、令和５年度が１億１,４４３万６,０００円、令和６年度が１億９,４２４万７,０００円。

城里町が、令和４年度が１,７６２万９,０００円、令和５年度が７,０５６万２,０００円、令和６年度が５,４３６万７,０００円。

東海村が、令和４年度が１億１,８６１万４,０００円、令和５年度が７,６５６万２,０００円、令和６年度が５,６４５万５,０００円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○１５番（笹島 猛君） ちなみに、ふるさと納税受入額が多い上位３自治体ですが、１番は宮崎県の都城市で受入額が１９３億８,４００万円、２番目は北海道の紋別市で１９２億１,３００万円、３番目は大阪市の泉佐野市で１７５億１,４００万円です。

そこで、本市の返礼品人気ランキングベスト５をお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和７年度の申し込みランキングは、１位はクラフトビール定番１２本セット、２位は干し芋紅はるか１キログラム、３位はクラフトビール６種１２本セット、４位はクラフトビールノンアルコールビール８本セット、５位はクラフトビール缶２種１２本セットとなっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○１５番（笹島 猛君） ふるさと納税については、この制度を生かして自治体独自の財源をしっかりと確保し、魅力ある施策に活用している市町村が増えてきています。

このふるさと納税については、私もかねてから大いに活用すべきと訴えてきたところですが、本市の実績といいますと、その制度をうまく活用しきれておらず、納税額は近年で４,０００万円から５,０００万円あたりで推移し、県内でも下位に低迷していますが、要因は何で

すか、伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税市場においては、海産物や銘柄牛などの高付加価値返礼品に加え、最近では物価高騰の影響から、ティッシュペーパーや食品包装ラップなどの生活必需品の人気の高まっております。

一方、本市においては、こうした全国的に人気の高い海産物、日用品などの返礼品がなく、寄附者ニーズとのミスマッチが寄附額低迷の大きな要因と考えております。また、茨城県を代表する特産品である干し芋を返礼品として取扱っているものの、一般市場でも大変人気商品であるため、返礼品としての量を確保することが難しく、十分な展開ができていない状況も一因となっていると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 部長の答弁聞くと、ちょっとネガティブな話なんだけれども、干し芋が人気商品なんだったら、後は量確保努力すれば寄附が増えると単純に思うんですけどもね。

後は市内でもやっぱり干し芋、業者、東海ひたちなが来て作っていますので、そのくらい買い占めるくらいやらないとだめです。そういう意気込み。

次ですけれども、国からの地方交付税があるからとんと言っって、赤字ありませんと言っています。これの根拠は。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和6年第3回定例会においても同様の質問に対し答弁させていただいておりますので、令和5年度の寄附額の実績を用い、国の制度に基づく理論上の数値で概略をご説明いたします。

寄附額の受入額は4,343万7,000円で、総務省基準で経費は50%以内となっていることから、市に入ってくる寄附額は2,171万8,000円になります。

一方、市民が他市町村へ行った寄附金額1億7,050万8,000円に対しまして、控除対象外経費、所得税等を差し引いた8,513万2,000円が住民税の控除額として市外へ流出します。この流出額が理論上、地方交付税制度による減収補填の対象となり、75%が措置され、6,384万9,000円が交付税措置されることから、制度上の流出額は差引き2,128万3,000円となります。

本市への寄附額2,171万8,000円から流出額2,128万3,000円の差が43万5,000円となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） マイナスなら大幅税金確保に至っていないということなんですけれども、何かこの事業をやっている意味を感じないんです。

次に、返礼品に要した経費について伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

寄附に伴う経費ですが、返礼品の調達に係る費用、送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、各ポータルサイトのシステム利用料や中間支援業者への委託料、受領証明書発行や送付に係る費用、職員人件費等で寄附額の50%以内にとすることと定められております。令和4年度が2,734万4,000円で47.7%、令和5年度が2,171万円で50%、令和6年度が2,590万9,000円で43.9%となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 具体的に目標達成するに当たり、本市の返礼品がそれぞれ自体どうなのか、他の市町村と比較して勝負できているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

返礼品は令和4年度末の271品目から現在527品目となっており、返礼品提供事業者のご協力の下、内容の見直しや新たな商品作りを行い、品ぞろえの充実を図っているところです。

一方、全国的にふるさと納税返礼品の人気商品と言われる品ぞろえは少ないかもしれませんが、ポータルサイト上での掲載方法や写真、紹介文の工夫、検索エンジン対策などに取り組むことにより、返礼品によっては人気ランキングに入るなど、一定の成果が見られております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 1,379億円これは総務省が公表したふるさと納税で、全国の自治体から仲介サイトの事業者を支払われた実質的な手数料です。昔は3から5%の手数料だったのですが、最近ではふるさと納税の仲介サイトに支払う手数料が給付額の1割を占め、高額になっています。総務省はこれを引下げるよう事業所側に要請する方針を明らかにしました。手数料が下がれば自治体に回るお金が増えて、長い目で見れば返礼品の質の向上なども期待できるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税の現状については、寄附者のニーズの多様化やポータルサイト間の競争激化に伴い、手数料や広告費の増加が課題となっております。このことから、令和8年度税制改正では、寄附金活用可能額の割合を50%から60%へ段階的に引き上げるとともに、用途を

公表することとなります。

市としまして、このような改正に対応しつつ、寄附金を有効に活用できるよう、ポータルサイト事業者に支払う手数料を見直すなどの対応が必要と考えます。

また、単に経費の削減だけにとどまらず、引き続き返礼品提供事業者の協力の下、返礼品の充実など返礼品の魅力向上につなげていくことも重要と考えます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 令和8年度のふるさと寄附事業に6,356万円の予算が計上され、そのうち利用ポータルサイト18サイトでポータルサイト利用料金は1,526万7,000円計上されましたが、18サイトは多過ぎて、できれば閲覧数が多いポータルサイトといった仲介サイトに絞るべきと思いますがどうでしょうか。伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ポータルサイトについては、いわゆる大手サイトに寄附が集中する傾向はあるものの、それぞれのサイトに利用者層や寄附者の傾向、また、サイトごとの戦略があり、閲覧されやすい返礼品の特徴などが異なっているため、多様な窓口を確保することは本市の認知度拡大や新たな寄附者確保につながると認識しております。

また、現在登録しているのは18サイトとなっており、パートナーサイトもあることから、手数料が発生するものは5サイトとなっておりますが、議員のご質問のとおり、ポータルサイトごとに手数料率が異なることから、寄附実績や費用対効果を検証し、パートナーサイトへの整理など改善できる経費は見直しを進めているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ふるさと納税の返礼品をめぐって総務省は返礼品は地場産品とし、返礼品は寄附額の3割以内とするなど基準を設けております。

本市はこの3割ルールにどう対処しているのか、また規制がある中で、現在本市は限られた地域資源の中でどう返礼品の発掘をしているのかお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品につきましては、総務省が定める地場産品基準に適合するとともに、返礼品調達費を寄附額の3割以下とするルールに基づき運用しております。

登録に当たっては、地場産品基準への適合性を慎重に確認した上で取扱いを行っております。

返礼品の発掘については、市内の事業者の口コミやSNS、職員からの情報提供を受けまして、返礼品の登録を推進しております。また、市のホームページや広報紙でも募集してお

ります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ありきたりの特産品ではなく、那珂市のふるさと寄附金でしか購入できないもの1品、2品の返礼品をそろえないと寄附金の拡大はしません。リピートも増えません。使える材料が限られていますから、このふるさと納税制度をもっと積極的に活用して財源を増やしていく考えがありますか、伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税制度は、自主財源としての確保に加え、本市の魅力発信や地域産業の振興につながる重要な制度であると認識しております。

本市についても、新たな財源確保の手段の一つとして、ふるさと納税を積極的に活用していくことは重要であると考えております。そのため、今後につきましても既存返礼品の磨き上げや新たな返礼品の開拓、宿泊券などの体験型返礼品の充実、効果的な情報発信などを進めるとともに、事業者との連携の強化を図りながら、寄附者に選ばれる魅力があるふるさと納税となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ふるさと納税の業務については、これまでの市民への行政サービスという自治体の財源面から、より商業的な発想が必要な分野であると考えております。

ふるさと納税の推進に当たっては、各市内事業者との信頼関係を基盤とし、柔軟な発想力や、さらには業務の積み重ねによる豊富な経験など、積極的な企画力、それを実行する行動力が求められると考えております。

しかし、そんなふうに言うのは簡単でも、実際にやるのは簡単ではないと思います。それを担当する担当者はよいものを見極める力と実行力が必要となります。やり手のバイヤーでないといけません。

私はふるさと納税の税収増を図るには、優秀なバイヤーの育成が必要と考えますが、部長の所見をお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の選定や新規開拓及び情報発信等のスキルやノウハウを持っているバイヤーの役割は重要であると考えております。

現在、それらを担っているのは中間支援事業者となります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 部長、中間支援事業者というのはいくらくらい手数料払っているんですか。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

中間支援事業者への委託料につきましては、寄附受付や返礼品掲載、事業者、寄附者対応、広告運用など、ふるさと納税業務全般に係る業務を委託しており、寄附額に対し7.41%の委託料を支払っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） その事業者に、総合的に7.41%支払っているということですが、もっと寄附額を増やすようにハツパかけられたらどうですか。回答はいいです。

次にいきます。

多くの市町村はふるさとを愛し、応援してくださる方々から寄せられた寄附金を各種事業の貴重な財源としております。また、市の特産品を返礼とすることで、地場産品を広くPRすることにより、地場産業の活性化にも一定の効果があると思います。しかしながら、一方で自治体間の競争が激化し、国の運用基準の逸脱や都市部の自治体における著しい住民税の減収などの課題も指摘されております。

今の本市の事業内容では、もっと財源を取っていくという気概が感じられません。今あるこの制度を効果的に活用できなければ、今、進んでいる道の駅のような大規模商業施設の成功に導くことは相当厳しいものと感じておりますが、このふるさと納税制度を積極的に活用し、魅力ある返礼品を充実させ、このふるさと納税事業を県内上位に食い込むくらいの努力をして、寄附の増加を期待したいのですが、市長の見解を伺います。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 事業の推進に財源は大変重要でありまして、そういう観点から議員さんには提言等をいただいております。

回答を申し上げます。

ふるさと納税で頂いた寄附につきましては、福祉や生涯学習、ふるさとづくりなどに活用させていただくなど、非常に大切な財源となっております。

先ほど寄附額の順位についても答弁がありましたが、これまでも国の制度改正などにも対応しつつ、議員各位からのご提案や協力事業者との連携により業務内容の改善に努めてまいりました。

大幅な寄附金の増加は簡単ではない状況でございますが、引き続き協力事業者との連携を図りつつ、県内でもふるさと納税において学ぶべき市町村も多いことから、本市においても取り入れられる部分について研究をしてまいります。

さらには道の駅の整備を好機と捉え、市の魅力を発信し、認知度を高めることで、市外の

方々からの関心を高めることで、さらなる寄附額の増加を目指してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 大幅な寄附金は難しいとか、事業者と連携図るとか、ふるさと納税のほかの市町村から学んでという、とても人ごとみたいに思うんですけども、自分で努力して必死に上位に食い込むということの気概が感じられないんですけども、私の勘違いかな、これは。どうなんですか、再度お伺いしますけれども。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） それでは、再度答弁をさせていただきます。

先ほど答弁しましたとおり、現在進めております道の駅整備では、地場産品の販路拡大や交流人口の増加など、地域経済への波及効果が期待できることから、道の駅を通じて生み出される新たな特産品や加工品をふるさと納税の返礼品といたします。

さらには、ザ・ボタニカルリゾート 林音と連携した体験型の新しい返礼品の展開をするなど、当市ならではの返礼品の充実に向け、主体的に気概を持って進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 再質問の答弁も同じような感じで、この道の駅を通じて生み出した新たな特産品や加工品をふるさと納税の返礼品にしますと言っていますが、本市の寄附額は、先ほど言っていましたけれども、令和5年で4,343万円、令和6年が5,898万円と他の市町村が1億円以上超えているんです。1億円以上の寄附額を受けているんですけども、なぜこの本市は寄附が低いのか。なぜこの事業が成功していないのかということ、これを検証しないまま、道の駅事業、総事業費43億2,000万円くらいをかけて、これを推し進めることはリスクが大き過ぎるのではないかなと感じました。ということで、この項は終わらせていただきます。

次に、今度は自主財源の拡充について伺ってまいります。

私は以前から言っておりますが、自主財源の拡充というのが非常に大事なかなと思っています。これからますます、いわゆる国の財政も厳しくなっています。市町村競争だと言っていますが、それぞれのところで努力していかないと、自らの市民の生活を守れなくなっているような気がします。今までどうしても補助金に頼っていたんですけども、そここのところがこれから自主性を持って進むには、自主財源というのは非常に大事なというふうに考えております。

そこで、本市の税収見込みの自主財源の推移はどうなっているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

一般会計の決算における自主財源の推移につきましては、令和4年度が98億7,748万

6,000円、令和5年度が98億72万8,000円、令和6年度が94億9,401万7,000円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 令和6年自主財源が減額になった理由は何ですか。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和6年度につきましては、前年度に比べ繰越金が減額となったほか、国の定額減税による個人市民税の減などにより、自主財源が減少しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 人口減少傾向になると、収入の主な財源である市民税の減少が考えられますが、ほかにも人口減少を招く税収の問題点がありますか、伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） 人口減少の影響は、少子高齢化により働く世代が減少することで住民税の納税義務者が減少し、安定的な税収の弱体化、働き手不足による企業活動の縮小による法人市民税の減少が考えられます。

また、人口減少により住宅需要が下がることによりまして、空き家等の増加により、固定資産税の伸び悩みや徴収不能のリスクの増大が懸念されます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 税収の減収で一番怖いことが、市民サービスの縮小や有料化であると考えられております。

では、この市民サービスを維持していくため、いかにして財源を確保していくかをお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まずは自主財源としての税収確保が重要であります。税収入の大幅な伸びは期待しにくいことから、若者の定住促進、地域産業の育成による若者の雇用の場の確保、企業立地支援による企業誘致、ふるさと納税額の増加などに引き続き取り組んでまいります。

また、国・県の補助金や交付金を積極的に活用し、事業を進めていくことも重要だと認識しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 自主財源の拡充の手段の一つとして超過課税があります。これは都

道府県の市町村が財政上の必要があると判断した場合に、標準より高い税率を設定する仕組みです。そこで本市では適用しているんですか。また、44市町村のうち、既に実施している市町村はどのくらいあるのか。また、超過課税とかで増収になった分は交付税の算定の中に入っているのか。3点まとめて伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

超過課税とは、地方税法の標準税率を上回る税率を設定するものです。

本市では法人市民税において超過課税を適用しており、法人税割については標準税率6%のところ、8.4%を適用しております。均等割については、標準税率の1.2倍としております。

なお、県内44市町村のうち、法人市民税で超過課税を実施しているのは30市町村となります。

また、普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額につきましては、地方公共団体の標準的な税収入の一定割合により算出されますので、地方税法に規定する標準税率を超えて行う超過課税の額は算入されません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） できれば6.0%ぐらいにしてほしいですけども、その話は次の機会にしておきます。

次に、固定資産の調査について伺ってまいります。

市内の土地の現状を見れば、田畑の荒廃が際立っているのが目につきます。

固定資産税における土地の評価は、地方税法第408条によれば、毎年1回実施調査を行わなければならないとし、同法409条では調査に基づいて登記簿上の地目と現状が一致しない場合があるが、土地の評価は登記簿上の種目に関わりなく、現況の地目によって行う現況主義であります。

市が納めるべき税額を計算し、納税者に通知する賦課税方式である固定資産税について、その調査はどのように行っているのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

固定資産税は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している方に対し、その年の税額を算定して通知する賦課税方式を取っております。

適正な課税を維持するため、固定資産の現況を正確に把握することが重要であることから、本市におきましても現況主義の原則にのっとり、適正な調査を実施しております。

具体的には、職員による現地調査を基本とし、効率的かつ公平な把握を行うため、航空写真の活用も進めております。航空写真によって建物の増築や土地の利用状況の変化といった

情報を広範囲かつ迅速に収集・分析し、変化が確認された箇所については、必要に応じて職員が現地に赴き、実地調査を行っております。これらの調査を通じて、日々変化する固定資産の状況を的確に把握し、適正な課税台帳の整備につなげております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 宅地に居住用の住宅が建っている場合、その土地に対して課税標準額の特例がされ、固定資産税額の最大6分の1に軽減されます。一方、住宅を取り壊した場合には、土地への特例が適用なくなります。本市の税額で算定されるため、例えば面積300平米の宅地を例にとると、土地にかかる税額は約3倍に増加するのと同じです。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、住宅用地の特例は、居住用建物が存在することを要件として適用されるものであります。具体的には、小規模住宅用地の特例と一般住宅用地の特例があり、小規模住宅用地につきましては、200平方メートル以下の部分について課税標準額を6分の1に軽減し、一般住宅用地につきましては、居住用建物の床面積の10倍までの部分について、課税標準額を3分の1に軽減するものであります。

ご質問にありましたとおり、建物を取り壊しますと、これらの特例が適用除外となるため、仮に300平方メートルの宅地においては、軽減されていた200平方メートル分は6倍に、残る100平方メートル分は3倍になりますが、現況主義の原則から建物を取り壊した場合は、現況は宅地ではなくなりますので、雑種地などのほかの地目で評価し、課税することとなります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 現況と違った課税がなされた場合、異議申し立て等が出されることが考えられますが、その場合の更正や支払い過ぎ分は地方税法により5年間の還付請求、民法第703号では、不当利益還付請求が生じなければ10年間の返還義務が生じることになりますが、どのように対応しているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

課税更正における還付の場合の対応としまして、地方税法の規定により現年度を含めて5年還付としております。現年度を含めて5年を超えるものにつきましては、那珂市固定資産税等返還金交付要綱の規定により、現年度を含めて10年、領収書等によって納付が確認できる場合については、さらに遡って還付や返還の対応をしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 建物状態がひどい場合には、損耗をさらに加味して減税するとか、実際の時価とか固定資産の評価があまりにも違ってくる場合は、もう一度見直すくらいの工夫はしているのでしょうか、伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

固定資産税の評価は、国が定める固定資産評価基準に基づいて算出をしており、実際の時価と評価が大きく乖離しているケースはあまりないと考えております。しかしながら、ご懸念のような著しい乖離が生じている場合には、まずは現状の評価が基準に照らして適正になされているか、内部で改めて精査を行うなどの対応をとっております。

具体的には、法に定められた3年ごとの評価替えや新增築時の評価決定を基本としつつも、実態と評価額に著しい不整合が生じている可能性がある場合には、適宜、現地確認と台帳との照合を行い、適正な評価を実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今、各地で固定資産税の課税ミスが発覚しております。全国自治体の94%が税額修正を行っております。そこで本市の課税誤りの状況とその後の対応について伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

本市の固定資産税における課税更正の状況につきましては、所有者誤り、地目認定誤り、家屋課税漏れ、家屋滅失漏れ、家屋床面積更正、償却資産修正申告など様々な理由がございます。また、課税更正により税金が追徴課税になる場合もあれば、還付となる場合がございます。

課税誤りが発生した場合は、速やかに税額を修正するとともに、納税者には丁寧な説明と誠実な対応を徹底しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） なぜ課税誤りが起こるのか、高い専門知識が求められる一方、経験が積めるほど長く同じ業務に関わりにくい、異動が2年から3年で回ってしまうなどで、習得する前にどんどん人が替わっていってしまうなどが要因なのか、伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

固定資産税業務においては、高い専門知識を習得すると同時に、様々な調査やそれに基づいた判断を実施し、登記済通知書に係る土地家屋の異動入力作業や確認作業などの多くの事

務を短期間で正確に処理することが求められております。

専門性の高い業務を短期間で引き継ぐ難しさはありますが、これらの事務を執行する上で課税誤りにつながらないようにノウハウを蓄積して共有し、誰でも同じように対応できるよう努めております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 固定資産税が変わるときは、リフォームをしたとき、二世帯住宅に建て替えたとき、店舗兼住宅を住宅にしたときなど、大規模な増築などの増額の可能性があるのですか伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

リフォーム、二世帯住宅への建て替え、店舗兼住宅を住宅にしたときなど、増築した場合においては、現地確認を実施した上で新たに評価を行います。その結果、新たな固定資産を取得したことになりますので、税額も増えることになります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 固定資産税は全ての部材を点数化して評価額を算出しますが、この評価額の点数化は簡単でないのか、また、追加納税になる可能性もあるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

固定資産税の評価額算出における点数化については、国が定める固定資産評価基準に基づき、屋根や壁などの部材ごとに詳細な評点数を積み上げる手法です。論理自体は明快ですが、部材の細分化や構造ごとの経年減点など考慮すべき項目が極めて多く、専門的な判断と知識が必要となります。

在来分の家屋については、3年ごとに評価替えを行い、経年によって生ずる損耗の状況や見直し時点における物価水準等を考慮して計算します。歳出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、引き上げることなく前年度の評価額に据え置くことになります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、最近の滞納者のお金の動きは、ポイント払いとか電子マネー、暗号資産などデジタルのお金の動きなどに対応しなければならず、全国の自治体でも使われ始めている滞納者の口座が検索できるシステムは、本市でも活用しているのでしょうか。

また、自治体職員が口座を見られることに市民は抵抗感があるのではないかと伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

本市では、金融機関へのオンラインでの預貯金調査を令和5年度より活用しております。市が滞納者の口座を確認することに対し、抵抗感があることは認識しておりますが、法令に基づき滞納整理を効果的に進めるため、預貯金調査を行っております。

期限内に納付されている多くの納税者との公平性や自主財源の確保の観点からも、調査に対するご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 市民の皆さんにはしっかり生活をしていただき、納税していただく、それとともに納税者を保護するそんな気概を持って税務課は仕事に臨んでいるのか伺います。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

税務担当職員については法令遵守はもちろんのこと市民の皆様の信頼の上に成り立つものであることを認識し業務に当たっております。

今後も市民の皆様の理解と信頼をさらに得られるよう適正かつ公平な課税を実施してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 日本の総人口は1億2,350万人ですが、所得税の総合課税適用者、つまり、所得税を払っている人は約5,300万人で人口の半分もいません。子供や高齢者もいますから当然かもしれませんが、思いのほか少ない印象です。昔は所得税が高く、近年は住民税が高くなっている気がします、これは地方自治の在り方の見直しとして実施したもので、お伺いします。

○議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（篠原広明君） お答えいたします。

所得税と住民税の変化については、平成19年の三位一体の改革の一環として実施された国の税源移譲によるものです。この制度は、地方自治体が自主財源を確保し、地域サービスの充実を図ることを目的としており、国税である所得税を減額する一方で、地方税である住民税を同額引き上げるとい、いわゆる税率の差し替えを行う仕組みとなっております。

したがって所得税と住民税を合わせた年間の合計負担額は原則として変わりません。国から地方へ税源を移すことで、地方分権の推進とより安定的な行政運営を目指したことになります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、市民の平均所得の推移と近隣自治体がどのような所得か伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和５年度茨城県市町村民経済計算より、市町村民雇用者報酬、財産所得、企業所得を市町村民の総人口で割り返し算出した近隣市町村の１人当たりの市町村民所得は、水戸市390万8,000円、日立市352万4,000円、常陸太田市282万8,000円、ひたちなか市360万9,000円、常陸大宮市295万3,000円、那珂市295万2,000円、城里町278万1,000円、東海村422万6,000円となっております。

企業所得の構成比率が高い市町村が高い数値となる傾向となります。

那珂市の推移としましては、令和３年度286万5,000円、令和４年度288万1,000円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○１５番（笹島 猛君） そうすると県内では、つくばとか、つくばみらいとか、守谷とか、神栖とか、五霞とか、ひたちなか市のほうがやっぱり所得が高いと認識してよろしいですね。

平均所得を上げるためには、働く場所の確保が最重要と考えておりますが、本市の企業誘致の取組についてお伺いします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市への企業誘致は、地域経済の活性化や持続的な発展のみならず、本市の自主財源の拡充にとっても重要なことと考えております。成果としましては、直近５年度間で市内11か所において建物の新築を伴う企業立地がございました。

引き続き固定資産税の減免措置や設備投資等に伴い、那珂市民を正規職員として新たに雇用した事業者に対する補助のほか、設備投資等を行った事業者に対する電気料の補助などの優遇措置を積極的にアピールし、企業誘致を推進してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○１５番（笹島 猛君） 茨城労働局によると、県内のハローワークごとの有効求人倍率はここ８年間でずっとつくば市も含まれるハローワーク土浦の管内が県内トップで、古河や常総も上位に並び、県南や県西の雇用環境がよいです。一方、県北の高萩や常陸大宮が下位の常連となっております。これは雇用の現場に南北格差が表れているんだと思われます。

若者が市内に定着・定住できるか、あるいはＵターンできる環境条件として働く場の問題は重要な課題であると考えます。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若者定着・定住を図るとともに、地場産業の振興と地元事業所の育成、企業誘致、新たな産業育成などによる産業振興と雇用の創出、拡充を求められます。これらの取組に対する市長の基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。ご答弁申し上げます。

議員のご質問のとおり、持続可能なまちづくりを進めるためには、まずはベッドタウンとしての那珂市の特性を発揮し、移住・定住や出身者のU I Jターンを推進することが大切だと考えております。その上で、人口減少による様々な影響が市民生活に及ぼさないようにするために、産業基盤の強化による雇用の創出、自主財源の確保への取組が重要と考えております。

加えて、私としては、商業、サービス業の強化による若者や、女性により魅力的に映る雇用の創出に加え、都心をはじめ市外の方に来訪いただき、市内での消費増加による地元事業者の所得向上等の効果も重要との考えから、現在、道の駅の整備を進めております。

今、答弁申しましたように、私の持続可能なまちづくりに対する基本的な考え方は、市民生活の向上と産業基盤強化による住みよさプラス活力があふれるまちでございます。今後も力強く進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 市長の力強いお言葉、市民生活邁進して寄り添ってまいりますということによろしいですね。

都心をはじめ、市内外から来ていただき、市内での消費量増加による地元事業者の所得向上も重要との考えから、現在進行中の道の駅を整備しているという答弁ですが、那珂市の道の駅事業というのは、当該事業は多分29億3,000万円くらいだったか、それが直近は43億2,000万円と1.5倍に跳ね上がりました。これからますます物価とか、資材とか、人件費が高騰が続き、最終事業費というのは、答弁は求めませんが、50とか60億円に跳ね上がってしまうのかなと予想いたします。

また、このレジ通過者ということを午前中も原田議員とか、遠藤議員が一般質問で質問しておりましたけれども、95万人年間で試算して、営業利益は年間4,000万円と想定しているということですが、例えば近隣の道の駅の大宮かわプラザ、令和4年の決算状況では、レジ通過者が55万8,710人で、営業利益が3,066万6,000円で、純利益が2,243万4,000円となり、2016年3月25日のオープン以来の最高利益だと言っております。近いですが、ここから。

かわプラザの魅力は、第1はやっぱり久慈川だと思うんです。あれだけ川が近く、河原が広く、水に親しめる立地、唯一無二で、だからにぎわっていると思うんですけれども。

この民間事業では、採算というのは最も重視しています。私も長い間会社経営しておりますが、事業の設置費等から全てシミュレーションをやって、それが採算に合って、本体にどう影響を与えるか、そういうことを考えて実行をしました。それでそのとき、投資金というのは全額回収した上に利益を出して一部は株主等に配当金と分配し、一部は剰余金として事

業規模を拡大するために積み立てるわけです。ですから採算性に可決がないと、その事業は参入しません。当たり前といえば当たり前です。

長くなってしまいますけれども、まだ時間ありますのですみません、ちょっと一言、言わせていただきたいんですけれども、そういうところを判断を誤ると破綻に出してしまうのではないかなという危機感を感じます。

行政の場合は、税金で補填してしまうので、経営がしばらく継続可能となるわけです。その間、負担するというのは市民にかかってくることなんです。それと行政責任というのが明確になっていないとか、人ごとになってしまうとか、失敗例もありますので気をつけていただきたいと思うんです。

もう一言、ちょっとお話しさせていただければ、まだ時間もありますので。

道の駅事業は、今後の市の財政を圧迫して、その結果、市民への福祉サービスが低下する可能性があると思うんです。総事業費のこれからの高騰を踏まえて、この道の駅は一度は立ち止まるべきだなというふうに思っています。

入りを量りて出づるを制する、話が長くなりますけれども、収入に合わせて支出を考えなさという意味ですが、身の丈に合った事業展開をすることが行政運営の鉄則です。

捕らぬ狸の皮算用にならぬように注意すべきだということを強く申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告9番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（大和田和男君） それでは、通告10番、小宅清史議員。

質問事項 1. 生活困窮家庭の子どもの現状と改善を。2. 今、教育現場で起こっていることを問う。3. 少子化対策！マッチング集会の再開を。4. 道路の愛称を考えよう。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

今回の定例会冒頭に、議員年数8年という表彰をいただきまして、誠にありがとうございます。いろいろ紆余曲折ありながらも、こうしてやってこれたのは、ご指導くださった先輩議員や同僚議員の皆様、それから市役所の職員、OBの皆様、そして支えてくださった市民の皆様、そして私の活動を理解して応援してくれている家族のおかげと感謝に堪えません。一般質問の冒頭ではございますが、この場をお借りして御礼を申し上げます。

これにおごることなく、水滴石穿の精神でこれからも精進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして、質問を行ってまいります。

生活困窮家庭の子供の現状と改善をというところから入っていききたいと思います。

近年の物価高騰は、子育て世帯の家計に大きな影響を与えております。

食料品や日用品、光熱費などの相次ぐ値上げにより、保護者が日々の生活に不安を抱える状況は、決して珍しいものではなくなりました。特に生活に困難を抱える家庭においては、その影響を最も受けやすい立場にあるのが子供たちです。十分な食事が取れない、学習機会や体験機会が制限される、進学を諦めざるを得ないなど、家庭経済状況が子供の成長や将来の可能性に影響を及ぼすことが懸念されます。

子供の貧困対策を進めるためには、まず、本市において、どのような世帯を生活困窮世帯として捉えているのか、その考え方を明確にし、現状を正確に把握することが重要であると考えます。

そこでまず、本市における生活困窮家庭の定義についてお伺いをいたします。那珂市の生活困窮世帯と位置づけられる基準を教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

生活困窮世帯を支援する際に判断する基準ですが、生活保護法に基づく要保護世帯や、学校教育法に基づく準要保護世帯など、適用される制度によりそれぞれ基準が設けられております。

一方で、生活困窮者自立支援法におきましては、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者と規定されております。

生活困窮に至る背景には、単に低収入だけでなく、多額の負債を抱えていたり、傷病等により就労が困難になっていたりなど、極めて多岐にわたります。そのため、一律に定義することは困難であり、複雑な事情を酌み取った上で、個別に判断することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 生活困窮の背景が多様であり、個別の事情を丁寧に把握する必要があることは理解できます。しかしながら、支援を必要とする子供たちの現状を把握するためには、まず、行政が把握している客観的なデータを確認することが重要であると考えます。特に、生活保護世帯や準要保護世帯には、経済的な理由により様々な支援を必要とする子供たちが含まれているものと考えられます。子供の貧困の実態や支援の必要性を検証するためにも、現状をお示しいただければと思います。生活保護世帯及び準要保護世帯の世帯数を教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

まず、要保護世帯ですが、令和8年5月1日現在で259世帯、うち児童生徒のいる世帯は2世帯となります。準要保護世帯につきましては、令和7年度末時点で192世帯となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 生活に困窮する家庭の子供たちの中には、自ら置かれた状況を十分に理解できない子供や、困っていても周囲に助けを求められない子供も少なくありません。子供の貧困は決して子供本人の責任によって生じるものではなく、社会全体で向き合い、その連鎖を断ち切っていかなければならない課題であります。そのためにはまず、支援を必要とする家庭の実態を正確に把握し、どのような子供たちがどのような環境で生活しているのかを知ることが重要であるというふうに考えます。

そこで、準要保護世帯の認定基準というのがあるそうなのですが、これは自治体によって基準が違うとお聞きします。那珂市の基準を教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

本市の就学援助制度の対象となる準要保護世帯は、まず、生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった世帯や、市県民税が非課税または減免を受けている世帯、児童扶養手当受給世帯などの各種支援制度を受けている世帯となります。加えて、低所得世帯や災害や疾病等により家計が急変した世帯など、生計同一である世帯員の合計所得が、市が定める基準以下であることで認定している世帯がございます。

なお、この基準額は、世帯構成、世帯員の年齢、家賃の有無などで異なりますが、おおよその年収の目安で申し上げますと、4人世帯の場合310万円となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 4人世帯で年収310万円程度が一つの目安であるということですので、数字だけを見ると生活できているようにも感じる方もいらっしゃるかもしれません。

物価高騰が続く中、実際には食費や教育費を切り詰めながら生活している家庭も少なくないものと推察いたします。また、子供たちは家庭の事情を周囲に打ち明けないことが多く、仮に十分な食事が取れていない状況にあったとしても、自ら困っていると声を上げることは容易ではありません。

そこで、伺いたいします。

夕飯が食べられないことを口にする子供は少ないかと思いますが、もしくはそれが当たり前と感じている子供もいるかもしれません。要保護世帯で実態を調査することはできますか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） 答えたいします。

要保護世帯に対しましては、担当ケースワーカーの定期訪問におきまして、こども課のこども家庭支援員が同行し、食事の状況や健康状態などを含め、世帯での困りごとについても聞き取りを行い、状況に応じて適切な助言や支援を実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） しかしながら支援を必要とする子供たちは、要保護世帯だけに限らず、制度の隙間におかれている家庭や、外からは見えにくい困難を抱える家庭にも存在するのではないのでしょうか。子供の貧困問題に取り組むためには、見えている困窮だけでなく、見えない困窮にも目を向ける必要があると考えます。

そこで、伺いします。

そのような子供の実態を調査することはできますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） 答えたいします。

子ども・子育て支援に関する様々な施策を推進する上で、子供の貧困は大変重要な課題の一つであると認識しております。

本市では、国が定める基本指針に基づき、子供施策を総合的に推進するための那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりますが、この計画の策定に当たりましては、子育て世帯の生活状況や子育て支援などに関する調査を実施し、子供や子育て世帯の多様なニーズや実態把握に努めております。

次期計画の策定につきましては、令和11年度の予定となっておりますが、その際、新たに子供の貧困に関する実態についても把握できるようなニーズ調査を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 今まではやはりこういう調査をやってこなかったということなんです。次期策定時には子供の貧困に関する実態を把握できる調査をしたいというようなご答弁をい

いただきましたので、本当はもっと前倒しでやっていただきたいんですが、次回そういうのをやっていただくということで、ぜひ実態の調査のほうに励んでいただきたいと思います。

私は、この問題を解決するためには、まずは実態を知り、その上で必要な支援を届けるということが重要だと考えています。そして子供の貧困対策は調査だけで終わるものではありません。実際の支援につなげていかなければなりません。現在、本市がどのような支援を行っているのか確認するためにお伺いします。

そのような子供たちを対象にした施策は何か実施していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市における生活困窮世帯の子供たちへの施策の1つといたしまして、学習支援事業を実施しております。

本事業は主に要保護世帯や準要保護世帯の子供たちを対象とし、学習の機会を提供するとともに、パンなどの軽食の配付を行っております。この取組により、学習意欲の向上や学び直しの促進に加え、安心して過ごせる居場所の確保、さらには社会性及びコミュニケーション能力の育成を目指しております。

あわせて保護者への個別面談を通して、子供の養育に必要な情報の提供及び教育、進路選択に関する相談支援を実施し、生活習慣並びに育成環境の改善に関する助言なども実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 一方で、行政だけで全ての課題に対応することは限界があるということとは十分分かっております。子供の貧困は、教育、福祉、地域コミュニティなど様々な分野に関わる課題であり、その解決には地域全体の力が必要になってきます。

子供たちが安心して食事を取り、学び、将来への希望を持てる環境をつくるためには、行政と地域、企業、各種団体が、それぞれの強みを生かしながら連携していることが重要であると考えます。

そこで、この問題に対して、官民一体となって取り組もうと考えた場合、どのような手段でカバーできるとお考えでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

現在、本市における官民一体の取組としまして、個人や団体、企業を問わず食品などの寄附を募り、生活困窮者などに提供するフードパントリー事業や子供食堂を運営する団体への活動支援を行っております。地域や団体、企業によるインフォーマルな支援活動は、公的な福祉制度ではカバーしきれない支援を届けるだけでなく、地域コミュニティの活性化や継続的な支援体制の構築に極めて重要な役割を果たしております。

引き続き官民がそれぞれの立場で連携した活動ができるよう、顔の見える関係を維持しながら、市ができる支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 本市においても、学習支援事業やフードパントリー事業、そして子供食堂への支援など、様々な取組が行われてきていることは私も存じております。そしてまた、貧困に対する実態調査も今後していただけるということでございました。

しかしながら、子供の貧困は数字だけで見えてこないという部分も問題であります。私もフードパントリー事業ですとか、子供食堂事業に多少なり関わったことはございますが、よもや夕飯が食べられていない子供がいるというのは、僕はドラマだけの世界だろうと感じている部分がありました。最近リアルにそれを知ることがありまして、これは大変目に見えない重要な問題だと考えまして、最近ちょっと真剣に考えるようになってまいりました。

十分な食事が取れていない、学用品を我慢している、進学を諦めようとしている、そういった状況にあっても、子供たちが自らで声を上げることはあまりありません。そのことを当たり前だと子供は思ってしまうて育っている子供もいるかもしれません。子供は家庭を選ぶことはできません。どのような環境に生まれたとしても、夢を持ち、学び、健やかに成長する機会は等しく保証されるべきであります。子供の貧困は決して本人の責任ではなく、社会全体で向き合い、支えていくべき問題であります。行政による支援はもちろんのこと、私たち一人一人が手を取り合って、困っている子供を見逃さないまちをつくっていくことが重要であると考えます。

子供たちは那珂市の未来そのものであります。その未来が家庭環境によって閉ざされることのないよう、引き続き本市の積極的な取組をお願い申し上げます。

本日の質問が、支援を必要とする子供たちの実態把握と、より充実した支援体制の構築につながることを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

近年、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化の進行、教職員の働き方改革、そして新型コロナウイルス感染症の流行などによる学校行事や部活動の在り方は大きな転換期を迎えております。

変化そのものを否定するつもりはありません。しかし、学校は単に知識を学ぶ場ではなく、運動会や持久走大会、合唱コンクール、部活動などを通じて仲間と協力し競い合い、達成感や悔しさを経験する場でもあります。そのような機会は、子供たちの心身の成長や自己肯定感の醸成に大きな役割を果たしてきました。

一方で、保護者や地域の皆様からは学校の行事が減ったのではないかと、子供たちが活躍する場がどんどん少なくなっているのではないかと、部活動はこの先どうなっていくのかといったような声が聞かれてまいります。

そこで今回は、今、学校で起こっていることを問うというテーマで質問いたします。

まず、小学校の年中行事についてお伺いいたします。

小学校の年中行事の決定過程、こちらはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

小学校の行事につきましては、PTAや地域の方々の意見をいただきながら、各学校で設置している行事検討委員会において、実施の有無や内容、課題の解決策を検討し、最終的には各学校長が決定を行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 各学校において、PTAや地域の意見も取り入れながら決定されているということは理解いたしました。その中で市民の方から多く寄せられる声を一つ一つ聞いていきたいと思うんですが、持久走競走大会についてであります。私自身も持久走大会なくなったというような話を耳にしたことがあります。

そこで、お伺いします。

小学校で持久走大会が行われなくなっているようです。行われない理由は何でしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

市立小学校9校全ての学校において、現在も持久走大会は実施されております。

なお、その実施方法については、単に順番を競うだけでなく、走る距離や目標タイムを自分で設定し、練習の成果がより発揮しやすくなるよう実施方法を変更するなど、持久走大会の教育的意義が達成できるよう、様々な工夫をしながら実施しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 市内全校でまだ実施されているということですが、順位を競わないという点が、持久走大会がなくなったと言われる理由なのかなと思います。

順位を競う形から自分の目標に挑戦する形式への変化、もちろんどちらも教育的意味はあるのかと思いますけれども、やはり順位が出ないというのは張り合いが出ないというところがあるのかなと感じざるを得ません。

それから、次に、中学校の合唱コンクールについてお伺いします。

こちらも行われなくなってしまったそうなんですが、こちらの理由は何でしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

各中学校においては、合唱コンクールは現在も行われております。市内の教職員で組織する那珂市教育研究会が主催をしておりました小中学校音楽会につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響や練習時間など児童生徒の負担が大きいことなどを鑑みまして、令

和3年度をもって終了をしております。

その代わりに、各学校において音楽集会などの行事を実施しているところもございます。
以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 校内合唱は継続されているものの、市全体で開催されていた音楽会は終了しているということですね。

感染症対策や児童生徒の負担軽減など、様々な理由があることを理解いたします。

しかしながら保護者の立場からすると、子供たちの努力成果を発表する場がどんどん減っているような気がするというような感じも受ける方も少なくないと思います。

その流れの中で、運動会についてもお伺いいたします。

先日も来賓として呼ばれまして、小学校、中学校運動会、拝見してまいりました。大変天気にも恵まれ、すばらしい運動会を開催されていたんですけれども、こちらもコロナ以降、時短開催となっております。

私の息子、娘の頃は、テントを持ち込んで、朝から午後、夕方ちょっと手前ぐらいまでというところだったんですけれども、今は午前中で終わるという時短開催になっておりますけれども、こちらのほうは元に戻すということはないのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

以前は昼食を挟み午後まで開催していた運動会でございますが、新型コロナウイルス感染症対策によりまして時間を短縮して実施することとし、午前中のみの開催とすることとした経緯は伺っており、今年度の運動会についても市内全ての小学校において同様に実施されたところでございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、運動会も含む学校行事については、各学校においてPTAや地域の方々の意見を参考としながら実施の有無や内容を決定しておりますので、次年度以降、運動会をどのように実施していくかについても、各学校において判断されるものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 実際、夕方までやったあの頃がよかった、楽しかったですけれども、今とどちらがいいのかというのは両方経験した人がいないとなかなか判断しづらいかと思うのですが、そういったこともPTAでヒアリングしながら決めていただければと思います。

一方で、子供たちや保護者にとっても思い出づくりという意味とか達成感という意味で、やはり運動会もやっぱり順位があると勝っても負けても楽しかった思い出はあるなというように思ったりもしますが、続きまして、市の陸上競技会、こちらも開催されなくなっている

と伺いました。こちらは再開の予定はあるのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

那珂市教育研究会が主催しておりました小学校陸上記録会につきましては、少子化による児童数の減少により、学校規模によって参加者への負担が増加しているなどの理由から、令和5年度をもって終了をしております。再開の予定については伺っておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 少子化や働き方改革など課題があることも十分理解しております。

しかし、やはり挑戦する意義、子供たちの体力の維持、そういったことに影響が出てくるのではないかなという懸念はどうしても否めません。子供たちの体力低下や生きがいの喪失につながっているのではないかなというような意見もありますが、こちらはいかがでしょう。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

これまでご質問いただいた行事につきましては、中止や規模縮小となっておりますが、各学校においては、中止となった行事の代わりに別な行事を実施したり、やり方を変えて継続したりするなど創意工夫を重ね、子供たちの体力の低下や生きがいの喪失につながらないよう対応しているところでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

そして、学校生活の変化はそういう行事イベントだけではありません。現在、全国的に課題となっております中学校の部活動の地域移行でございます。

少子化や教員不足が進む中で、子供たちの活動環境をどのように維持していくのかが問われております。

そこで、お伺いいたします。

中学校の部活動地域移行についてお伺いします。

そもそも地域移行していく理由、そしてその本気度を教えていただきたいと思います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

部活動の地域移行につきましては、現在は国のほうで地域展開という名称に変更しておりますが、これを推進していく理由としましては、大きく2つございます。

まず、少子化に伴う持続可能な活動環境の確保でございます。少子化により生徒数が減少し、単独の学校でチーム編成ができない、または希望の部活がないなどの状況が発生しております。これに対し、地域全体で複数の学校の生徒を受け入れることで、将来にわたって継

継続的な活動の場を確保していくものでございます。

もう一つは、教員の負担軽減と働き方改革でございます。休日の部活動の指導が、教員の大きな負担となっており、指導を地域や民間へ委託することで教員の長時間労働是正や業務削減を図るものでございます。

部活動の地域展開は、国を挙げての取組となっておりまして、昨年12月には国は新たなガイドラインを策定し、令和8年度から6年間を改革実行期間と位置づけしまして、今後の方針が示されたところでございます。

本市においても、移行準備が整った種目から段階的に地域展開を進めており、今後も取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 少子化への対応と教員の働き方改革が大きな理由ということは理解いたしました。

しかし、市民の皆様からは話は聞くけれども、実際にあまり進んでいないように見えるというような声も聞かれます。

そこで、お聞きしたいのですが、現在まであまり進んでこなかった、その理由は为什么呢。そのための問題解決を何か行いましたでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

本市における部活動の地域展開の取組でございますが、令和6年度にはモデル事業として野球部において取組を実施いたしました。令和7年度は、剣道部についても月2回の地域活動への展開を実施いたしました。今年度はソフトテニスの地域展開に向け、関係者と協議を開始したところでございます。

部活動の地域展開を進めるためには、地域における活動団体などの受け皿が不可欠でございます。しかしながら、活動団体の運営状況や対象年齢層、指導者の有無など各団体の実情が異なるため、地域展開を進める上で課題が多く、これが現状の進捗に影響しているものと考えております。

引き続き受け皿となる団体の拡大を図るとともに、関係団体との連携を一層強化しながら、地域展開のさらなる推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 受け皿となる団体の確保が大きな課題であるということですが、やはりなかなか確かに難しい面も多くあるかなというのは感じるところであります。地域展開の背景には、教員の働き方改革という側面もこれ大きく関わってきているのだというのも分かります。

令和6年につくられた那珂市部活動地域移行推進計画ありますね。この中では小中学校の先生にアンケートを取っておりますけれども、地域展開をした場合、当時は地域移行と言っていましたけれども、続けて指導したいかという質問に対して、「はい」と答えた先生は8%なんです。意外にそれほどやりたくないんだなというのがそのとき感じました。

それから地域展開してほしいというアンケートもその中入っています。一番の理由は部活動の指導者が不足している。これは確かにそうです。先生がどんな競技でもできるわけではありませんから。次に多いのは、先生のプライベートな時間が確保できる。16.6%いらっしゃいます。それから先生自身の経済的負担が軽減できる。これは先生が答えているんですが、5.2%。あと詳細はそちら見ていただければ分かると思うんですけれども、やはり先生方にとって部活動というのは結構負担になっているんだなというのが読み取れるわけです。

地域展開、少子化という面はもちろんあるんですけれども、教員の働き方改革に起因するところが大きいのかなと思うんですけれども、教育委員会のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

部活動の地域展開につきましては、少子化への対応に加え、教職員の負担軽減及び働き方改革の観点も大きな理由の一つとなっております。

部活動は休日を含めた長時間勤務の要因となっているほか、競技や活動の指導経験がない教員にとっては、精神的、身体的に大きな負担となっている現状がございます。

教職員が子供たち一人一人と向き合う時間を確保し、授業準備や生徒指導の充実を図るなど教育の質の向上につなげていくためには、部活動の在り方を見直すことが必要であると考えております。したがって教員の働き方改革を理由の一つとして地域展開を進めることは、教育環境の充実という観点からも重要な取組であると認識しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そういう形で、先生も必ずしも得意なスポーツを部活動として教えているわけではない。だから教えられない場合もある。さらに地域展開も進んでいないということで、入りたい部活動がない、チームが組めないという状況が発生しています。

中学校に入学と同時にスポーツ難民になってしまう生徒が出てしまう。この今の現状をどう考えていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

いわゆるスポーツ難民と言われる単独の中学校ではチーム編成ができない状況や、入学した学校に希望する部活動がないといった生徒が存在していることについては、本市としても認識しております。こうした状況は、生徒の活動機会の確保という観点から重要な課題であると受け止めており、できる限り生じさせないよう取組を進めていきたいと考えております。

具体的には、他校との合同チームの編成や、拠点校方式の活動により団体競技への参加機会を確保することと、さらには外部指導者を配置することによって、専門的な指導体制を整えるなどが考えられます。また、部活動の地域展開による効果も期待されているところではあります。

学校の枠を超えた地域での活動が広がることで、自校に希望する部活動がない場合でも、地域のクラブ等で活動できる環境づくりが可能となります。加えて、複数校の生徒が一体となって活動することで、部員数の確保にもつながるものと考えております。

今後も生徒が安心して希望するスポーツ、文化活動に取り組める環境整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 地域移行には、非常に期待しているご父兄、そして生徒の方もいらっしゃると思います。教育委員会としてもこの課題を認識して取り組んでいらっしゃるということですが、しかしながら地域展開が進んだ場合、新たな問題も生じてきます。それは経済的な問題でございます。

地域クラブとなった場合には、参加費は月謝というようなものが発生することもあります。そうなる希望があっても参加できないというような家庭が出てくる可能性もあります。

そこで、お伺いします。

地域展開した場合、新たなお金が必要になった場合、行かせてあげたくても経済的に厳しい家庭もあるかもしれません。金銭的な問題はどのように解決していきますか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

部活動の地域展開に関する重要な問題として、月謝などの経済的負担がスポーツ活動や地域クラブへの参加に影響を及ぼすことは、市としても懸念しているところでございます。そのため、地域展開において受け皿となっただけの地域クラブに対しては、月謝や運営費ができる限り低廉に抑えられるよう、関係団体と協力しながらその努力をお願いしていく所存でございます。

また、地域クラブに対しては、一定の要件を満たす場合、国や県からの補助事業が制度化されました。このような支援制度も積極的に活用し、保護者の経済的負担軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ぜひ、家庭の経済状況によって子供たちの可能性が左右されることのないようお願いしたいと思います。

最後に、教育長にお伺いいたします。

持久走、音楽会、運動会、陸上競技会、そして部活動それぞれに理由はあるものの、子供たちの努力の成果を発揮し、挑戦し、輝く場面は確実に変化してきています。小学校でも運動会、運動の見せ場がない、中学校でも運動に接する機会がない、これでは子供たちの可能性を潰してしまう可能性もあります。教育長のお考えをお教えてください。

○議長（大和田和男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 議員ご指摘のとおり、コロナ禍を契機といたしまして持久走大会や運動会などの学校行事が見直され、子供たちが運動の成果を発揮する機会が少なくなっている、減少をしている、これは教育委員会としても認識しているところでございます。

しかしながら、これらの行事は単に順位を競うだけが目的ではなく、全ての子供たちが運動の楽しさを味わい、自己の成長を実感できる機会とすること、こういうことを目指しているもの、このように考えております。

また、部活動の地域展開でございますけれども、これは単なる教員の働き方改革だけではなく、今、部長答弁の中にもありましたように、少子化が進む中で子供たちがより多様なスポーツや文化活動に触れる機会を確保するための取組でもございます。これらの取組は、子供たちの可能性を狭めようとしているものではなく、時代の変化に対応しながら、より多様な形で子供たちの可能性を引き出すことを目指して、今、取り組んでいるところでございます。

今後も子供たちのことを第一に考え、そして那珂市の子供たちがよりよい教育、その充実を目指して教育委員会としても力いっぱい頑張ってまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） すばらしい。本当に感動しました。ありがとうございます。

ぜひ、子供たちのために教育委員会、大人が一丸となって、いろいろ変えていていただきたいなと思います。

学校行事や部活動の見直しには、それぞれ合理的な理由があるんだということも理解できます。少子化への対応、教員の働き方改革、感染症対策など、学校現場を取り巻く環境も大きく変化してきたという事実もあります。

しかし、私が本日最も申し上げたかったことは、変えていくことが目的になってはならないということでもあります。

学校行事も部活動も、その先にいるのは子供たちであります。運動会で全力を出し切る経験、持久走で自分の限界に挑戦する経験、仲間と歌声を合わせる経験。部活動で汗を流し、仲間と喜びを分かち合う経験、それはテストの点数では測れない大切な学びであり、人生の財産となります。

効率化や合理化を進める中であっても、子供たちが挑戦する機会、輝く機会、成長する機会だけは決して失ってはならないと考えております。ですが、今、教育長のお話を聞きまし

て、那珂市は大丈夫だなと強く感じたわけであります。

那珂市の未来を担う子供たちのために、ぜひ現場の声に耳を傾けながら、子供たちにとって何が最善なのかを第一に考えた教育行政を進めていただくことをお願い申し上げまして、私のこの質問を終わらせていただきます。

ここから変わります、今日は子供、子供と言っておりますけれども、我が国はかつて経験したことのない少子化の時代を迎えております。

一昨日の新聞にも一面にも掲載されておりましたけれども、出生率が19年連続の減少となり、ピーク時の45%になってしまった。那珂市においても出生数の減少は続いておりまして、人口減少への対応は待ったなしの状況であります。

午前中も原田議員が一般質問の中で人口減少への警鐘を鳴らしておりましたけれども、本当にこれから、このまま指をくわえて減っていくのを見ているだけというわけにはいかないという状況になってきております。

ここで参考資料をご覧ください。

これは、那珂市の人口からの人口動態調査の表から数字を抜粋しまして、グラフ化したものでございます。

この青い数字と棒グラフ、これが那珂市の出生数となっております。平成17年合併したときから令和4年まででありまして、ピーク時には460人近くいたのかな。それが令和4年には280人を切るというような形になっております。

今の中学1年生、2年生、3年生が生まれたのが大体この23年から25年ですので、この辺の数字が、今、中学生でいる子供たち、生徒たちの出生になっているかと思えます。それを令和2年、3年、4年と比べてください。つまり、10年後、この令和2年、3年、4年の子供たちが中学生になったとき、今の中学生の生徒数よりもさらに大きく減ってしまうというような状況が、これは間違いなくやってくるわけであります。

一方で、赤い折れ線グラフ、こちらが子供を産んだときの母親の推定出産平均年齢というふうになっております。推定といいますのは、結局その年に産んだ人のお母さんの年齢を平均化していますので、このくらいだろうというところで取っております。

見ていただくと、少子化、右肩下がりの出生数に対しまして、右肩上がりになっていっているのが高齢出産化です。やはり結婚していただいて、子供を産んでいただいてというところの機会を創出していくということが非常に大事なのではないかとというのが、次の質問などでございますけれども、そこで、今回の質問は「少子化対策！マッチング集会の再開を」というところであります。

結婚を希望する若者が出会う機会をどのように創出していくか。

かつて那珂市では、商工会青年部を中心としまして、まちコンが開催されました。そして、多くの若者に出会いの機会を提供してきました。私自身、この事業は単なる婚活イベントではなく、若者同士の交流や地域とのつながりを生み出す大変意義のある事業だったと考えて

おります。しかし、現在、市単独での開催は行われなくなっております。

そこで、まず経緯について伺いいたします。

コロナ禍以前行われていましたまちコンがありましたが、終了してしまった理由を教えてください。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市では、平成28年度から那珂市商工会青年部に委託し、結婚支援事業として婚活パーティー「まちコン」を開催しており、参加者の皆様からも大変好評いただいていたところでございます。

しかしながら、令和2年度、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催を中止することといたしました。

その後、令和4年度からは県央地域9市町村で構成される、いばらき県央地域連携中枢都市圏におきまして、婚活支援事業を年3回、構成市町村持ち回りにより共同開催することとなり、本市におきましては、令和6年度に市内で婚活パーティーを開催したところです。

このように、現在は広域連携による婚活支援事業に移行しておりますので、市単独で実施してきましたまちコンにつきましては、終了したという経緯がございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 様々な事情は理解いたしますが、私はまちコンが担ってきた役割、市がやってきたまちコンは、単に男女の出会いを提供するだけのことではなかったと考えております。

近年は、インターネット上のマッチングサービスなどが普及し、出会いの手段は多様化しています。しかしで、市が関わって商工会の青年部がイベントをやったということは、それとは違った価値があったと思います。

そこで、伺いたいのですが、ネット上のマッチングなどではなくて、市が実施するまちコンは、どういった意味があったとお考えでしょうか。そしてその重要性、やってきたことに対してどのように総括していますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市が商工会青年部に委託して実施してきましたまちコンにつきましては、単に男女の出会いの場を提供するというだけでなく、地域全体で若い世代の出会いや結婚を応援する機運を醸成する取組として意義があったものと総括しています。

インターネット上のマッチングサービスは、個人が効率的に相手を探す手段として若者を中心に広がっておりますが、市が実施する事業には、行政が関与することによる安心感や信頼性があります。

参加者にとりまして、地域の中で安心して交流できる場であることは大きな意味があったと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 行政が関与することの安心感とか信頼性、地域全体での結婚を応援する機運、これは非常に大事なことだったと思います。

まちコンは、そして運営していた商工会青年部もまちの活気を盛り上げようと頑張っておりました。この企画運営を通して郷土愛が醸成されていったと私は考えていますけれども、そういったことへの総括は行っていたいただいているのでしょうか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

まちコンは単なる出会いの機会や場を提供するだけにとどまらず、地域の飲食店や関係団体などと連携することで、本市の魅力を知っていただく機会の創出になっていたと感じております。また、本市への愛着心や将来的な定住意識の醸成にもつながる可能性を持つ取組であったと認識しております。

結婚を希望する方を地域全体で応援するという姿勢を示すことで、少子化対策や定住促進の一環として社会的なイメージを発信する役割も果たしてきたものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そうですね。そして今、少子化がさらに進行する中で、こうした取組の重要性は以前にも増して高まってきていると考えております。

そこで、最後にお伺いいたします。

次世代を考えますと、これは復活して継続していくべきなことだと思いますけれども、予算化しませんか。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

婚活パーティーは少子化対策や次世代への支援という観点からも重要な取組の一つであると認識しております。

一方で、婚活パーティーを開催するには、企画運営のノウハウや人員確保など、実施体制の整備が不可欠であります。

まずは、本市が包括連携協定を締結しています企業や団体の中には、イベントの企画・運営などに専門的な知識や経験を持っている事業者もございますので、こうした事業者の協力を得て実施することができれば、より効果的に実現できる可能性があり、また、市独自で実施するよりも企画・運営に係る費用、人件費などが抑制できると考えます。

このため、まずは包括連携協定を締結している事業者等と意見交換を行い、実施の可能性

や手法について探ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のまちコンにつきましては、国補助金を確保、予算化した上で復活させたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 復活していただくということで、予算化していただくということによってよろしいですね。よろしくお願いいたします。

市としても、まちコンが果たしてきた役割や意義について高く評価していただいているということもよく分かりましたので、ぜひ復活させていただきたいと思います。

結婚したいと思う若者が出会える環境を整えること、地域全体の若者を応援する機運をつくること、そして、その若い世代が地域への愛着を持ち、この那珂市で暮らしたい、那珂市で家庭を築きたいと思ってもらえる環境をつくること、これらも全て少子化対策の重要な要素だと考えます。

ぜひ直ちに予算化していただいて、復活をしていただければと思います。

次の質問に移ってまいります。

皆様はご自宅の前の道路や毎日利用している道路の正式名称はご存じでしょうか。

おそらく多くの方は、例えば「ばんどろ 太郎の交差点からクスリのアオキに抜ける道」といったような説明をされているのではないかと思います。菅谷市毛線という市民はほとんどいません。言われて分かる人も市役所にしかいません。

道路は私たちの生活を支える重要なインフラですが、その一方で地域の歴史や文化、特色を発信する役割も持っております。

全国各地では、市民に親しまれる道路愛称を設定することで、地域の愛着を深めたり、観光資源として活用したりする取組が行われております。

今回は、道路の愛称をつけようというテーマを質問にいたします。

まず、本市における現状についてお伺いいたします。

市道の名前は現在どのような名称になっていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道には、市が道路の維持管理を円滑に行うため、番号を付番しておりますが、市民に親しみを持ってもらうため、番号と併せて愛称をつけている道路もございます。

幹線道路では、なかL u c k y F M公園に隣接したオークリッジ通り、上菅谷駅から国道349バイパスまでの区間を宮の池公園通り、生活道路では中菅谷駅の踏切から商工会までのあいさつ通りなど、愛称のある道路がございます。

また、令和7年10月には、道の駅予定地外周道路を台南通りとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 市内にもオークリッジ通りや宮の池公園通りなどの愛称が存在しているということですが、その中でも特に注目されているのが、昨年命名された台南通りですか。

そこで、伺います。

道の駅予定地の外周道路が台南通りとつけられたそうですが、どうしてその場所になったのか理由を教えてください。

○議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（秋山光広君） お答えします。

令和6年5月に友好交流協定を締結した台南市の黄市長が、台南市の市街地に新設する道路を那珂街と命名したことを受け、本市においても市内に新設する道路を台南通りと命名することで、本市と台南市の友好関係の促進につながる場所として、にぎわいが見込め、本市と台南市の関係を市内外にアピールできる道路から選定いたしました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 台南市との友好交流を広く発信する場所として選定されたということですが、友好都市との関係を市内外に発信するという意味では、大変意義のある命名であると思います。しかも、これからオープンするであろう道の駅の外周道路にそこはなっているというのは、非常に発信力のある場所かなと感じます。

一方で、私は道路の愛称にはもっと大きな可能性があるとも考えております。道路に相性をつけることで、市民が地域の歴史や文化を再認識し、地域への愛着を深めることにもつながってくるのではないかと思います。

例えば福島県須賀川市では、出身者である円谷英二氏にちなんだウルトラマン通りというのがあるそうです。おもしろいところでは、東京都府中市にあります計画通り。分かりますか、計画通り。伝わらないですか。面白いかなと思ったんですけれども。そして最近では県内でも様々な自治体が独自の道路愛称を活用しております。

そこで、伺います。

守谷市や阿見町等で行っております道路に愛称をつける施策ですが、本市でも行っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご提案のとおり、県内でも市民に親しみやすく覚えやすい愛称をつけている自治体もございます。

今後、地域の魅力向上や認知促進を図る取組など、各自治体の事例を参考に調査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 前向きな答弁ありがとうございます。

仮に、今後、愛称を増やしていくということであれば、その決め方も重要になってきます。市民の皆様から広く募集する方法もあれば、歴史や文化的背景を踏まえて行政が提案する方法もあるかなと思います。

私が住む地域では、太田街道といえば県道31号のことを指しますが、ほかの地域に住んでいる人たちは、国道349バイパスのことをそう言うので、たまに話が噛み合わないときもあります。

そこで、お伺いしたいんですけれども、やはり道路というのは公共のもので、名前をつけるとなった場合は、手段としては公募化、随意での名づけと両方あります。こちら両方を行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道の愛称につきましては、市民の方に親しまれ、道路への愛着を深めていただく観点から、公募や地域の歴史、文化、周辺環境など踏まえた随意的な命名などの手法があると認識しております。

今後は、公募や随意名づけなどの手法について整理してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） せっかく愛称をつけても、そこは市民に知らなければ全く意味がありません。そして市民に、そこをそう呼んでもらわないといけないわけであります。

例えば、うちの近くにも正直通りという通りがあります。正直通りだけに、正直あまり浸透していない。これ面白いですか。これをもっと周知してもらうような方法を何か考えていただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員がおっしゃっている正直通りは、中菅谷駅の踏切から旧国道349号までの路線でございます。周知方法につきましては、案内看板や広報、ホームページなど活用することが考えられます。

道路の愛称につきましては、市民の方に広く認知していただき、実際に使っていただくことが重要であると認識しております。

今後、親しまれる愛称となるよう、継続的な周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 私も愛称はつけることが目的ではなく、市民が使い、親しみを持つことが重要だと考えております。

せっかく道路愛称について議論しておりますので、ぜひ1つ具体的な提案をさせていただきたいと思います。これは随意です。

上菅谷駅前通りでは、これまで15年以上にわたりカミスガが開催され、多くの人々が集い、地域のにぎわいを生み出してきました。那珂市を代表する市民イベントの1つと言っても過言ではありません。こうした地域の歴史と実績を踏まえれば、この道路の愛称は、年5回、通算15年以上続けてきたカミスガドーロー択だと思えますけれどもいいですか。

○議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） 上菅谷駅前において開催されているカミスガは、地元の方々に定着しております。議員ご提案のカミスガドーロという名称につきましても、案の1つであることは理解しております。

しかしながら、当該道路は国道349号バイパスまで供用開始したときに、宮の池公園通りと愛称をつけた経緯もございます。

議員ご提案の愛称につきましては、今後、市民などからの要望があったときには、地元自治会、地域住民など含め、愛称変更について協議してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

ということは、これカミスガドーロで進めていくというような理解でよろしいですか。よろしく願いいたします。

その地域の歴史や文化、人々の思い出、そして未来への期待を映し出す地域遺産でもあります道路、市道番号だけでは伝わらない地域の魅力も愛称という形で表現することによって、市民の皆様が親しみを持っていただくことができます。

また、道路愛称は、観光振興や地域ブランドの向上にもつながります。例えば、台南通りのように国際交流を発信するもの、将来的なカミスガドーロのように地域の誇りを表現するものもあってよいのではないのでしょうか。

上菅谷駅前の通りを日頃から掃除したり、草むしりをしている市民のヨシバさんという方からメッセージをいただきました。ぜひ本名で言ってくれと言われましたので。

道路の愛称を決めるなら、上菅谷駅前を那珂市の玄関口と意識して、ロータリー及び歩道、そこから延びる市道の雑草の刈り取りと管理には力を入れてほしい。予算は分かるけれども、知事が視察に来るときはちゃんときれいにしたじゃないか。ふだんから意識して感動する駅前にしようよというようなコメント、実名で言ってくれておりましたので言いました。原文のままです。

私は道路愛称づくりは単なる名称変更だけではなく、自分たちのまちを再発見し、愛着を

深めるまちづくりそのものだと考えております。

ぜひ今後、公募や地域提案も含め、市民参加型の道路愛称制度を検討いただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告10番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（大和田和男君） 通告11番、小池正夫議員。

質問事項 1. 人口減少社会の対応について。 2. アグリビジネス戦略について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） 議席番号8番、小池正夫でございます。

本日最後の質問ですので、もう少しお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、最初の質問は、人口減少社会の対応についてでございます。

午前中、原田議員も質問しましたが、確認のため質問させていただきます。

令和7年第3回定例会では、ふるさと納税企業版、ふるさと納税の現状等の観点から総合戦略についてお聞きしました。

人口減少社会においても、地域を活性化する案を講じていく方針により、道の駅で地元農産物や特産物の販売、観光情報の発信、リニューアルオープンした県植物園、ザ・ボタニカルリゾート 林音を活用した体験型観光プログラムの展開など、地域住民の交流の場、観光客の誘致の場として、交流人口、関係人口の拡大を図る取組を進めること、そして、このような地域内の経済循環を促す仕組みをつくっていくことにより、本市内の活性化につなげていくとの答弁をいただきました。

人口減少社会においても、市外から訪問された方や、ふるさと納税により、市内が活性化し、市民生活に維持向上できるよう、引き続き応援してまいります。

さて、今回は総合計画策定を踏まえて、今後の方針について伺ってまいりたいと思います。

人口減少社会とは、出生率の低下や死亡率の上昇、多死社会によって国や地域の総人口が持続的に減少し続ける社会の状態を指します。

日本では2008年をピークに、人口減少局面に突入しており、これは単なる人数の減少にとどまらず、社会構造そのものの大きな転換を意味しております。

人口減少の原因は、合計特殊出生率が人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）約2.07を下回り続けていることと、いわゆる団塊の世代が、後期高齢者となり、年間の死亡者数が出生者数を大きく上回る自然減が加速していることが主な原因となっております。

人口減少は、私たちの生活にあらゆる側面に変化をもたらします。生産年齢人口15歳から64歳が減ることで、産業の担い手が不足します。これにより、国内総生産GDPの押し下げ要因となります。

現役世代が減り、高齢者が増える、肩車型社会へと移行するために、年金、医療、介護といった社会保障費の維持が困難になります。

地方を中心に税収の減少によって、公共サービス（水道、道路、公共機関）の維持が難しくなり、いわゆる消滅可能性都市の議論が生じております。

消費者が減ることで、国内市場が縮小し、特に小売業やサービス業において、ビジネスモデルの見直しを迫られます。

日本の人口推移は非常に急激なカーブを描いています。2008年が1億2,808万人で人口のピークとなり、2023年が1億2,400万人、以降減少スピードが加速していくと予想されており、2060年には約8,700万人で、2008年の約3分の2に減少すると予測されております。

この人口減少の課題に対し、国や自治体では主に2つのアプローチで対策を進めています。緩和策、少子化対策として子育て支援、働き方改革、結婚支援などを通じて人口減少のスピードをできるだけ緩やかにする試みと、適応策で社会構造の改革として、人口が減っても豊かさを維持できるようDXによる生産性向上、AIロボットの活用、コンパクトシティ化、多文化共生などを進める方向性です。

人口減少社会は避けて通れない現実ですが、これは同時に量から質への転換を促す機会でもあります。効率的な行政運営や、より持続的な地域づくりが求められています。

それでは、質問に入ります。

本市の人口動態の推移を伺います。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県の毎年度4月1日時点の常住人口調査では、本市常住人口は、令和元年度は5万3,436人、令和8年度は5万1,387人となっており、8年間で2,049人の減少となっております。

特に注目すべきところは、転入者と転出者の差による社会動態の増減ですが、令和元年度

は25人の減、令和2年度は64人の増、令和3年度は66人の増、令和4年度は205人の増、令和5年は4人の減、令和6年度は110人の増、令和7年度は97人の増、令和8年度は100人の減となり、社会動態は8年間で413人増加しました。

一方、出生者と死亡者の差による自然動態は、令和元年度から令和8年度で3,174人の減となっております。

人口動態の傾向として、これまでの自然減、社会増の傾向は変わりませんが、昨年は社会減の状況となりました。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 5月末に発表となった国勢調査の人口動態の速報値について伺います。

令和8年度から次期総合計画の作成が始まり、市の最上位計画であり、本市の方向性を決めるいわゆる羅針盤である総合計画について伺います。

次期総合計画、人口減への対応をどのように反映させるか伺いたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市では、平成30年3月に第2次那珂市総合計画、令和5年3月には、後期基本計画を策定し、市政運営を進めており、令和9年度で現計画の計画期間が終了することから、今年度と来年度の2年間で令和10年度を初年度とする次期総合計画を策定することとしております。

今後のまちづくりにおける大きな課題である人口減少社会への対応を踏まえ、人口減少が進み、市民の生活や地域経済、行政運営の影響が懸念される中でも、市民一人一人が安心して暮らせる持続可能で住みやすく、活力あふれるまちづくりを基本理念としております。

今年度は7月から開催予定の市民参加型のワークショップやアンケートにより、市民意見を集約しつつ、いわゆる市の羅針盤となる基本構想を策定し、来年度に基本計画を策定する予定としております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 第3次総合計画の策定に当たり、第2次からの変更点や策定の方針はどのようになっているのか伺いたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

大きな変更点としましては、人口減少が進行する中において限られた行政資源を最も効果的に活用するため、長期の将来像を示す総合計画と、具体的な人口減少対策を定める総合戦略を一体的に策定します。

策定方針につきましては、総合戦略との一体作成に加え、先ほど答弁いたしました市民参

加の計画づくり、基本計画の策定では、各課で策定している各部門の法定計画を含む個別計画の多くが、有識者の参画により策定、進行管理されている現状を踏まえ、個別計画との連携を念頭に策定を進め、計画の実効性を高めるとともに、策定の効率化を図ることとしております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 総合計画の具体的な内容の検討はこれからかと思いますが、人口動態の現状や市民アンケートの結果などを踏まえて、重点的な施策はどのようなものになるかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、現在は市民アンケートや人口動態統計といった基礎資料を取りまとめている段階で、今後、市民ワークショップ、総合開発審議会での意見等も踏まえ策定しますので、現時点では具体的に何か決まっているといった段階ではございません。

現時点では、令和7年度に策定した那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の人口ビジョンの分析などから、やはり住宅都市としての利便性を維持しつつ、高付加価値なサービス業や市内への企業誘致を進め、市内での消費を増やす施策が必要と考えており、第2次那珂市総合計画のまちづくりの目標、住みよさプラス活力あふれるまちを踏襲するとともに、人口減少、少子高齢化を踏まえた医療、福祉、教育、交通などの生活基盤の維持・強化、子育て、教育、住宅環境などの生活基盤の魅力向上、防災力、地域インフラ、コミュニティの持続性可能性の確保、デジタル化・スマートシティ化による行政効率化と生活利便性向上、農林水産業、観光資源、地場産業の振興による地域経済の活力確保、空き家、公共施設の有効活用による地域活力の確保といった視点が重要になると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 地方創生に関する総合戦略との一体化とのことですが、前回の答弁では、地方創生2.0の方向性を示す基本構想が発表され、人口、生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模は減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことで、冒頭に述べたように道の駅などの事業を進めて、地域の活性化を図っていくということでした。

その後、政権も変わり、現在の地方創生の取組はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国は、2014年に地方創生を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、日本の急

速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めてきました。

地方創生2.0基本構想の閣議決定以降の動向ですが、デジタル田園都市国家構想総合戦略を変更し、地方創生に関する総合戦略、これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略が令和7年12月に閣議決定されました。これまで本総合戦略で整理された施策を基に、「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」の政策目標が示され、特に強い経済の実現に力点を置いた戦略となり、これまでの人口減少に対応する戦略から転換した印象でございます。

この強い経済の政策目標を受け、国では地域未来戦略を本年の夏を目途に取りまとめる予定となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、新たに盛り込まれた地域未来戦略の概要についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

5月18日に開催された国の地域未来戦略会議の報告書によりますと、地域未来戦略で取り組む内容は、大きくは国が日本成長戦略会議で掲げた戦略分野を中心として、知事と連携して策定する戦略産業クラスター計画と地方が策定する地域産業成長プランとなります。

国が策定する戦略産業クラスターは、熊本のTSMCや北海道のラピダスを支える半導体産業のクラスターのように、都道府県を横断する分野に関する取組を国が主導する形で、広域的な産業基盤の整備・育成を行うものです。

関東地方では、成田空港、航空産業への投資計画などが予定されている模様です。

主に都道府県や政令指定都市が策定する地域産業クラスターは、複数自治体の連携により重点産業分野や成長企業を特定し、国からのプッシュ型の支援を最大限活用しながら地域産業の進化・拡大を目指すものです。

都道府県または市町村が策定する地場産業成長プランは、農林水産、観光、伝統産業など地域資源の付加価値を高め、域外への新たな販路拡大などを推進することで、地域経済を底上げするものです。

茨城県ではどのような分野を支援していくか、これから検討を進めていく段階となるようですので、情報収集に努めるとともに今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 地域未来戦略における市の具体的な役割をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現時点で具体的な情報はないものの、先ほどの３類型のうち、主に都道府県等が策定する地域産業クラスター及び地場産業成長プランの計画に関わるものと想定しております。

地域未来戦略における市の具体的な役割は、地域に最も近い行政主体として、地域産業の付加価値向上や販路拡大など市町村独自の産業基盤を生かした計画の作成や、都道府県や地方経済産業局と連携し、地域特有の産業集積（クラスター）をつくり上げることとなります。

市としては、まずは本市が関わりと想定されるそれぞれの計画の要件を精査し、国や県の動向も踏まえ、市として計画を策定するかどうか検討してまいります。また、これらの計画策定に併せ、地域未来交付金の活用も可能となることから、道の駅整備事業や関連する事業など、地域経済の拡大に寄与する取組を中心に、地域の活性化と持続可能なまちづくりにつながる取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○８番（小池正夫君） 新しい作戦について期待をしたいと思います。

これでこの項の質問を終わりにいたします。

続きまして、アグリビジネス戦略についてお伺いいたします。

本市では、農業を稼げる産業へと転換し、持続可能な地域経済を築くための指針として、那珂市アグリビジネス戦略を策定し推進しています。

現在は、令和３年度から令和７年度までを期間とした第１期の成果を受け、さらに発展させた第２期那珂市アグリビジネス戦略を令和８年３月に作成したところだと思います。

第１期の基本目標としては、収益力の向上としてブランド化の推進、６次産業化と加工支援、スマート農業の導入、担い手育成と農業関係の人口の創出、そして新規就農者への包括支援、農業体験の充実、地産地消、地産外商の拡大として、いい那珂マルシェ、首都圏への販路開拓など様々な施策を展開してきました。

令和８年３月に作成された第２期那珂市アグリビジネス戦略について質問をいたします。

第２期となる那珂市アグリビジネス戦略は、どのように変わったのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

令和８年３月に策定しました第２期那珂市アグリビジネス戦略は、本市の第３期となる地方創生の総合戦略である那珂市デジタル田園都市構想総合戦略における、農業で稼ぐいい那珂プロジェクトを具体化するためのものです。

第１期の戦略では、農業の収益力向上と担い手の育成の２つの柱を基本目標として掲げていましたが、第２期戦略は、新たに持続可能な農業の推進を柱に加え、この３つを基本目標として推進していくものでございます。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 第1期戦略では、農業の収益力向上と、担い手育成を中心に組み込まれてきたのですが、近年は農業を取り巻く環境も大きく変化しております。特に資材価格の高騰や担い手不足、気候変動への対応など持続可能な農業経営の重要性がこれまで以上に高まっていると感じます。

そのような中で、第2期戦略において、新たな柱が加わったことは大変重要な視点であると考えます。十分に農家に還元できるような施策の推進をお願い申し上げます。

新たに追加となった基本目標、持続可能な農業の推進とは、具体的にどういうことなのか伺いをいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

国は、持続可能な社会の実現に向けて、食料生産から消費までの全ての過程における環境負荷を低減し、循環型の食料システムを構築するための包括的な戦略として、令和3年5月に、みどりの食料システム戦略を策定し、環境に配慮した持続可能な食料システムの構築を目指しております。

これらの状況も踏まえまして、新たに基本目標の1つに追加した持続可能な農業の推進では、有機農業をはじめとした、みどりの食料システム戦略の推進、減農薬・減化学肥料による環境保全・資源循環型農業の意識の醸成など、環境にやさしい農業を推進していくものとなっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 近年は、農業分野においても、環境への配慮や持続可能性が強く求められる時代となっております。また、消費者の間でも、安全安心な農産物や環境に配慮した農業への関心が高まっていると感じております。

そのような中で、第2期戦略に新たに加えられた持続可能な農業の推進が、具体的にどのような取組を目指すものなのか、市民や農業者の皆様にも分かりやすく示していくことが重要だと考えられます。

それでは、質問いたします。

まず、有機農業への取組についてお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

基本目標の1つである持続可能な農業の推進では、みどりの食料システム戦略の推進を施策としており、主な取組といたしましては、有機農業実施計画に基づく有機農業の生産、流通、消費を一体的に推進するため、有機農業のセミナーや栽培技術講習など関係機関と連携し、有機農業に取り組む生産者の意識啓発及び支援を行います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 環境に配慮した農業への関心が、今、非常に高まっています。有機農業は、持続可能な農業を進める上で、重要な取組の1つだと考えております。

一方で、有機農業は、移行農業として栽培技術や販路確保など課題も多く、生産者への支援が重要になると思います。そのため本市として、どのような方向性で有機農業を推進するのか、農家に寄り添った取組の内容を考えていただくことが重要だと考えます。

市の現在の取組状況はいかがなものなのか、お伺いをいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

環境にやさしい農業の実現に向け、市内生産者及び関係機関等が連携し協議する場として、那珂市有機農業推進協議会を今年の2月に設立したところです。

今年度においては当該協議会を推進母体とし、施策の展開を図るとともに国の交付金を活用し、有機稲作の栽培技術研修会の開催や、スマート農法である雑草抑制機械、通称アイガモロボを導入し、実証試験を進めております。

また、令和7年度からJA常陸や生産者の協力の下、試験的な有機米の栽培に取り組んでおり、試験栽培されたお米につきましては、普及啓発の一環として学校給食への提供を行っており、今年度も行う予定となっております。

露地野菜などについても、JA常陸と連携し、栽培研修会など、引き続き取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 有機農業を推進していくためには、生産者だけではなくて、関係機関や地域全体が連携しながら取り組んでいくことも重要であると考えます。

また、有機農業は栽培技術の確立や販路の確保、さらには消費者理解の促進など段階的な取組が必要になるとも考えます。

そのような中で、本市が現在どのような体制や具体的な取組を進めていくのか、よい検討をいただきながら推進を図っていただければと思います。

質問に移ります。

本市の取組の展開はいかななものになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

今年2月に設立しました那珂市有機農業推進協議会において、有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大の推進をまとめた有機農業実施計画を作成し、有機農業を推進していくと宣言するオーガニックビレッジ宣言を目指していく予定です。

なお、オーガニックビレッジ宣言は、令和7年末現在154市区町村が宣言しており、県内においては常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市の4市が宣言している状況となっております。宣言をすることによって環境に優しい農業に取り組んでいるまちとしてのイメージアップにもつながり、国の財政支援も受けやすくなるなど波及効果も期待されると思います。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 有機農業は、単なる農業施策にとどまらず、環境保全から地域ブランドの向上、さらには地域活性化にもつながる可能性を持つ取組であります。また、全国的にもオーガニックビレッジ宣言を行う自治体が増えており、地域の特色を生かしたまちづくりの一環として注目されております。そのような中で、本市として今後どのような方向性を持って有機農業を推進していくのが今後重要となります。

それでは、お伺いいたします。

普及にはどのような課題があるのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（大内正輝君） お答えいたします。

有機栽培は、慣行栽培に比べ、病虫害、雑草対策の難しさ、収量、品質の不安定さなどの課題が挙げられます。また、有機JAS認証の取得においても様々な基準を満たす必要があることから、事務手続やコスト面など生産者への負担が大きいことに加え、現状、個人販売が中心となるため、有機栽培の価格に見合う需要先や販路の確保も大きな課題となります。

こうした課題もあることから、引き続き市内生産者や関係機関等と連携し、有機農業の推進に向けた支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 有機農業は、環境に優しい農業として期待される一方で、実際に取り組む生産者にとっては、様々な課題もあると認識しております。特に栽培技術や収量の安定化、販路の確保などは継続的に取り組んでいく上で、大きな要素になるものと考えます。

また、有機農業を地域に広げていくためには、生産者だけではなく行政や関係機関が連携

しながら支援をしていることが重要です。

第2期那珂市アグリビジネス戦略では、新たに持続可能な農業の推進が柱として加えられ、有機農業をはじめとした環境に優しい農業への取組を進めていく方向性が示されました。

また、那珂市有機農業推進協議会の設立や有機米の試験栽培、学校給食への活用など具体的な取組が着実に進められていることを理解しました。

一方で、有機農業には、栽培技術や収量の安定化、販路確保などの様々な課題もあることから、生産者が継続して取り組める環境整備が重要であります。

今後、オーガニックビレッジ宣言を目指す中で、環境に配慮した農業を推進するまちとして、本市の魅力向上や地域活性化につながることを期待しております。引き続き生産者や関係機関と連携しながら持続可能な農業の推進に取り組んでいていただきたいことを切望し、私の質問を終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告11番、小池正夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、来週6月8日月曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時48分

令和8年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月8日）

令和8年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和8年6月8日（月曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 2号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）

報告第 3号 令和7年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 令和7年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 令和7年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について

議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）

議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）

議案第39号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ積載車購入）

議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）

議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 榊 原 一 和 君

3番 原 田 悠 嗣 君

5番 鈴 木 明 子 君

7番 寺 門 勲 君

9番 小 宅 清 史 君

2番 桑 澤 直 亨 君

4番 大和田 和 男 君

6番 渡 邊 勝 巳 君

8番 小 池 正 夫 君

10番 富 山 豪 君

11番 花 島 進 君

13番 木 野 広 宣 君

15番 笹 島 猛 君

17番 遠 藤 実 君

12番 寺 門 厚 君

14番 萩 谷 俊 行 君

16番 君 嶋 寿 男 君

18番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 先 崎 光 君 副 市 長 玉 川 明 君

教 育 長 大 縄 久 雄 君 企 画 部 長 加 藤 裕 一 君

総 務 部 長 篠 原 広 明 君 市民生活部長 秋 山 光 広 君

保健福祉部長 萩野谷 智 通 君 産 業 部 長 大 内 正 輝 君

建 設 部 長 高 塚 佳 一 君 上下水道部長 金 野 公 則 君

教 育 部 長 会 沢 実 君 消 防 長 寺 門 薫 君

会 計 管 理 者 秋 山 雄一郎 君 農 業 委 員 会 長 川 崎 慶 樹 君
選挙管理委員会
書 記 長

（総務課長）
石 井 宇 史 君

議会事務局職員

事 務 局 長 横 山 明 子 君 次 長 補 佐 岡 本 奈織美 君
（ 総 括 ）

書 記 渡 邊 莊 一 君 書 記 田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参
照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（大和田和男君） 日程第1、先週金曜日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。
拍手等についても、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（大和田和男君） 通告12番、桑澤直亨議員。

質問事項 1. こども誰でも通園制度を踏まえた子育て支援の再整理について。

桑澤直亨議員、登壇願います。

桑澤議員。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨です。

今定例会の一般質問の最終日は、議席番号2番と1番の1期生が続けて登壇する形となりました。個性豊かな1期生ではありますが、引き続き互いに切磋琢磨しながら確固たる信念を基に、歩みを進めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして、こども誰でも通園制度を踏まえた子育て支援の再整理について質問いたします。

令和8年4月から那珂市においても、こども誰でも通園制度が開始されました。この制度は、生後6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、保護者の就労要件にかかわらず月一定時間まで保育所等を利用できる制度です。国の制度は、従来の一時的預かり事業とは目的が異なり、一時的預かりが主に保護者の事情や負担軽減に対応する制度であるのに対し、こども誰でも通園制度は家庭だけでは得られない経験を通じて、子供の育ちを支えることを主な目的とする制度で整理されております。

一方で、市民目線で見した場合、どちらも未就園児を一時的に預けることができる制度と受け止められやすく、制度の違いや使い分けは必ずしも分かりやすいものではないと感じます。また、本市には一時的預かり事業、地域子育て支援センター、子育てコンシェルジュ、こども家庭センター、ファミリーサポートセンターなど、未就園児家庭を支える複数の支援メニューがあります。大切なのは、保護者が制度名を理解して自ら選び分けるのではなく、困ったときに分かりやすく、使いやすく、必要な支援につながることが重要だと考えます。

今回の質問は、こども誰でも通園制度そのものを市独自に変えることを求めるものではありません。この制度を、本市の既存の一時的預かりや相談支援、子育て支援メニュー全体の中で、どのように位置づけ、市民にとって分かりやすい支援につなげていくか、その考え方を確認するものです。

それでは、まず、こども誰でも通園制度の位置づけについてであります。この制度は単に子供を一時的に預かる制度ではなく、子供が家庭以外場で同年代の子供や保育者と関わり、成長や発達に必要な経験を得る機会として制度化されたものと理解しております。

一方で、子育て支援全体の中で見ると、既に一時的預かり、子育て支援センター、子育て相談、こども家庭センターなど、多様な支援があります。その中で新たに始まった本制度をどのように位置づけるのかは、今後の制度運用において重要かと思います。令和8年4月から開始された本制度を、本市の子育て支援全体の中でどのように位置づけているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度は、子供の育ちと良質な成育環境の整

備、働き方やライフスタイルを問わない支援、子育て家庭の孤立防止と負担軽減などを目的とした事業で、令和8年度より国の指針に基づき全ての自治体で実施が義務化されております。

本制度は、保護者の就労状況にかかわらず、保育所などに通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供が、月一定時間まで時間単位で柔軟に利用できることになっており、子育て支援全体の中でも核となる重要な位置づけにあると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

本制度が、子供の育ちや良質な成育環境の整備、子育て家庭の孤立防止や負担軽減などを目的とし、子育て支援全体の中でも核となる重要な位置づけにあるとの認識が示されました。

私も、この制度の趣旨そのものは重要だと考えております。特に、未就園児家庭は保育所や幼稚園などに通っている家庭に比べ、行政や保育現場との接点が少なくなりがちです。そうした家庭とつながるきっかけとしても本制度には一定の意義があると思います。ただし、制度が実際に市民にとって使いやすく、必要な家庭に届くものになるかどうかは、既存の支援制度との関係をどれだけ分かりやすく整理できるかにかかっています。

その点から、次に、一時預かり事業との役割分担について伺います。

本市には、こども誰でも通園制度が始まる以前から一時預かり事業があります。一時預かりは、保護者の就労、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ、リフレッシュなど家庭での保育が一時的に困難な場合や、保護者の負担軽減が必要な場合に利用できる制度として定着してきたものです。

一方で、こども誰でも通園制度は、子供の育ちや社会体験を主な目的とする制度とされています。しかし、市民の立場から見れば、どちらも保育施設等に一時的に子供を預けることができる制度、そうであって、目的や利用場面の違いが分かりにくい場合もあるかと思います。

そこで、伺います。

既存の一時預かり事業とこども誰でも通園制度の目的や利用場面の違いを、市としてどのように整理されているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

まず、保育施設で実施している一時預かり事業ですが、保護者の就労や傷病、冠婚葬祭、また、心理的・身体的負担軽減などを理由に、家庭での保育が困難な場合に利用できる制度です。子供の対象は、生後6か月から小学校就学前までの未就園児となります。

一方で、こども誰でも通園制度は、子供の育ちや発達のサポートなどを目的とした事業で、保護者の就労要件を問わず、子供1人当たり月10時間を上限に利用することができます。

どちらの事業につきましても、未就園児を保育施設などに預けられる制度となりますが、最も大きな違いは、一時預かり事業は保護者の理由で利用できるのに対し、こども誰でも通園制度は子供の育ちや社会体験を主な理由としているところになります。本市といたしましては、このような違いで2つの事業を整理しているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

一時預かりは、保護者側の理由によって利用できる制度であり、こども誰でも通園制度は、子供の育ちや発達をサポート、社会体験を主な目的とする制度であるとの整理でした。

この整理は、制度上は理解できます。ただ、保護者からすれば、少し子供を預けたい、子供に集団の経験をさせたい、自分も少し休みたい、相談できる相手がほしい、そういった思いは実際には重なり合っています。制度上の目的が違うからといって、市民が自然に使い分けられるとは限りません。特に、初めて子育てをしている家庭や、近くに頼れる人が少ない家庭ほど、自分に合う制度を選ぶこと自体が難しい場合があります。市として、制度の違いを整理するだけでなく、その違いを保護者にどう伝え、どちらを利用すればよいか迷う家庭に、どう案内するかが大切になります。

そこで、両制度の使い分けと手続の流れについて伺ってはいかがでしょうか、こども誰でも通園制度と一時預かり事業は、いずれも未就園児家庭が子供を預ける選択肢となり得る制度です。また、どちらの制度も初回利用時には一定の確認や手続が必要であると理解しております。そのため、単純にどちらの制度の手続が簡単かということではなく、保護者が目的や状況に応じて、どちらの制度が適しているのかを分かりやすく理解できることが重要だと考えます。

それでは、両制度の使い分けと手続の流れを、保護者に分かりやすく案内できているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

保護者への案内、周知につきましては、子育てコンシェルジュが、ひだまりで実施される健診時や子育て支援センターなどで実施する出張相談の際に、制度や手続の方法などの違いについて説明をしております。また、市ホームページやSNS、広報なか、ポスター掲示などを活用して事業の周知を図っております。

利用を希望される方が、利用したい事業に分かりやすく案内できるよう努めておりますが、事業利用に関しまして多くのお問合せをいただいていることも事実です。お問合せいただきました内容につきましては、ホームページに掲載している内容を随時見直し、利用者がより分かりやすくなるよう努めているところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

子育てコンシェルジュが健診時や子育て支援センターでの出張相談の際に説明していること、また、市ホームページやSNS、広報なか、ポスター掲示などを活用して周知していることが示されました。さらに、利用者から多くの問合せがあることも事実であり、問合せ内容を踏まえてホームページの掲載内容を随時見直しているとのことがありました。

この問合せが多いという点は、大変重要だと思います。制度への関心がある一方で制度の違いや手続に分かりにくい部分があるということでもあるかと思います。問合せを個別対応で終わらず、どの部分が分かりにくいのか、どの制度との違いが伝わりにくいのか、どの段階で迷うのかを蓄積し、情報発信の改善につなげていただきたいと思います。

例えば、一時預かりとこども誰でも通園制度の違いが分からない、どちらを使えばよいか分からない、申請先が市なのか施設なのか分からないといった問合せが多いのであれば、それはそのまま改善のヒントになっていくかと思います。今後も問合せを市民の困り事の表れとして丁寧に把握していただき、分かりやすい案内につなげていただきたいと思います。

続いて、制度を利用すること自体ではなく、家庭に合った支援につなげることについて伺ってまいります。こども誰でも通園制度は国の制度として始まった新たな制度ですが、私は、この制度を利用してもらうこと自体が目的ではないと考えています。大切なのは、家庭の状況や困り事に応じて必要な支援につながることです。

ある家庭にはこども誰でも通園制度が合っているかもしれません。別の家庭には一時預かりのほうが使いやすいかもしれません。また、預かりではなく子育て支援センターでの交流や子育てコンシェルジュへの相談、こども家庭センターでの継続的な支援が必要な場合もあるかと思います。

保護者の困り事は1つの制度だけで解決できるものではありません。制度単体で案内するのではなく、家庭の状況を聞き取り、必要に応じて複数の支援を組み合わせる視点が重要です。制度を利用してもらうこと自体ではなく、家庭の状況に応じて必要な支援につなげることが重要かと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市では、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない包括的な相談支援が行えるよう保健師、助産師、子育てコンシェルジュ、子ども家庭支援員を配置しており、様々な専門職が家庭の多様な相談内容に合わせ、継続的に適切なサービスにつなげられるようサポートしております。

また、地域子育て支援センターつぼみにおきましては、地域の親子と交流しながら、保育士などに日常的な悩みを気軽に相談できる体制を整えており、少しでも育児負担の解消が図られるよう努めているところです。

このように、様々な子育て支援サービスを行うこと、また、様々なサービスを組み合わせることで、家庭の状況に応じた適切な支援につながるものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

私が特に大切だと考えるのは、支援メニューが存在していることだけではなく、それらが家庭の状況に応じて実際につながっているかどうかです。行政側から見ると、制度や事業はそれぞれに整理されておりますが、市民側から見ると制度の名称や所管、利用条件を理解すること自体が難しい場合があります。

支援を必要とする家庭が、最初から正しい制度名を言える必要はありません。少し疲れている、子供を預けたい、誰かに相談したい、子供の発達が気になる、保育園や幼稚園のことを知りたいといった言葉を入りに、必要な支援につながるものが大切です。今後も制度を利用する家庭だけでなく、制度にたどり着いていない家庭を含めて、必要な支援につなげる視点を大切にしていきたいと思います。

続いて、相談窓口によるナビゲート機能について伺ってまいります。

本市には、こども家庭センターや子育てコンシェルジュなど、子育て家庭の相談を受け入れる入り口機能があります。このような入り口機能があることは大変重要です。一方で、これからさらに求められるのは、制度ごとの説明にとどまらず家庭の困り事を聞き取り、目的別、状況別に最適な支援へつなぐ制度横断型のナビゲート機能だと考えます。

そこで、複数の子育て支援メニューについて、市として目的や利用場面、対象者をどのように整理されているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市では、令和7年3月に第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画を策定し、第4章に次世代育成支援の取組事業として、3つの基本目標と10の基本施策、22の具体的施策を掲げた次世代育成支援対策行動計画を定めました。

これにより、子ども・子育て施策の全体の方向性を示しながら、施策や事業ごとに概要、目的などを掲載し、保護者が本当に必要としている支援につながるよう整理しております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画において、子ども・子育て施策の全体の方向性を示し、施策や事業ごとに概要や目的を掲載しているとのことご答弁でした。

計画上、施策体系が整理されていることは重要です。ただ、計画は行政内部の整理としては大変重要である一方、市民が日常的に支援を探す際に見るものとは限りません。市民にと

って必要なのは、実際に困ったときに自分はどこに相談すればいいのか、どの支援が使えるか、それが分かる導線です。行政内部の整理と市民向けの見せ方をつなげることが必要だと考えます。

そこで、相談を受けた際に、家庭の状況に応じてどのように適切な支援メニューへ案内されているのか、お伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

相談を受けた際は、まず、保護者の話を丁寧に伺い、お子さんの年齢や発達の状況、家庭環境、保護者の就労状況、利用しているサービス、周囲の支援者の有無などを確認した上で必要と思われる支援を案内しております。また、複合的な課題を抱える家庭につきましては、関係部署や関係機関と連携し、継続的な相談支援を行うことが重要となります。

引き続き、相談を受けた窓口で必要な支援に確実につなげられるよう、職員間の情報共有や関係機関との連携を強化し、子育て家庭に寄り添った支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

相談を受けた際には、保護者の話を丁寧に聞き、子供の年齢や発達の状況、家庭環境、保護者の就労状況、利用しているサービス、周囲の支援者の有無などを確認した上で、必要と思われる支援を案内しているとのことでした。また、複合的な課題を抱える家庭については、関係部署や関係機関と連携し、継続的な相談支援を行うことが重要であるとのことでした。

子育て家庭の課題は、単独の制度で完結するとは限りません。保育の相談、発達の不安、保護者の孤立、経済的な不安、ひとり親支援、保健医療との関わりなど複数の課題が重なることもあります。そのときに、最初に相談を受けた窓口が、必要な部署や支援につなぐことが大切です。市民が制度を探すのではなく、市が困り事を受け止め必要な支援につなぐ機能を、今後、さらに分かりやすくし、利用しやすくしていくことが重要かと思います。

そこで、制度横断型の案内機能についてになるわけですが、制度ごとの説明にとどまらず、家庭の困り事を聞き取り、目的別、状況別に最適な支援へつなぐ制度横断型の案内機能を、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

子育て支援には、保育、母子保健、経済的支援、発達支援、ひとり親支援など、多くの制度がありますが、市民にとりましては、どの制度が利用できるのか分かりにくい面があります。そのため、相談を受けた際には、お子さんの年齢や家庭の状況、保護者の就労状況、困り事の内容などを丁寧に確認し、真に必要な支援を組み合わせ案内することが重要です。

引き続き、市民が迷わずに相談ができ、必要な支援に確実につながるよう体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

子育て支援には多くの制度があり、市民にとってはどの制度が利用できるのか分かりにくい面があるとの認識が示されました。そして、困り事の内容などを丁寧に確認し、真に必要なとなる支援の組合せをして案内することが重要であるとのことご答弁でした。

この認識は、今後の改善に向けた出発点として非常に大切です。ここからは、ご提案として申し上げます。

こども家庭センターや子育てコンシェルジュの案内機能について、制度名で整理するだけでなく、困り事別の相談導線をより明確にしていきたいと思います。

例えば、先ほども触れましたが、子供を少し預けたい、親子で出かけられる場所を知りたい、育児に疲れている、発達が気になる、保育園や幼稚園について相談したい、経済的な支援を知りたいといった入り口から、どの支援につながるのかを分かりやすく示すことができれば、市民にとって使いやすくなると思います。

続いて、こども誰でも通園制度が利用されない理由の把握について伺ってまいります。

こども誰でも通園制度は始まったばかりであり、現時点で利用者数だけを見て評価することは難しいと思います。しかしながら、利用が少ない場合に、それを単純にニーズがないと、そういった判断をしてしまうのが危険であるかと思っています。

利用されない理由には、制度を知らない、一時預かりとの違いが分からない、申請や予約の流れが分かりにくい、近くに実施施設が少ない、一時預かりのほうの利用目的に合っている、そもそもどこに相談すればよいかわからないなど様々な可能性があります。こうした理由を把握しなければ、制度の利用が少ない原因が、ニーズがないからなのか制度の設計や周知、実施体制に課題があるからなのか判断できません。

そこで、こども誰でも通園制度の利用が少ない場合、利用者数だけでなく利用されない理由を把握する考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

こども誰でも通園制度を開始して1か月ということもありますが、現時点におきましては、一時預かり事業に比べ、実施している施設が少ない状況にあります。引き続き、多くの利用者が利用できるよう実施施設の確保に努めてまいります。

また、国が実施したこども誰でも通園制度の検討会におきましても、関係者へのアンケート等を通じた調査を実施することにより、制度を利用した子供の状況等への影響などについて検証を進めていく必要があります、その結果に基づき適切な制度見直しを講じた上で、改めて

その効果を確認していくと示されております。

本市といたしましても、国に合わせて、利用されない理由の把握も必要であります、まずは事業実施の効果を確認していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

こども誰でも通園制度は開始して1か月ほどであって、一時預かり事業に比べて実施施設が少ない状況にあること、今後は実施施設の確保に努めていくとのご答弁でした。また、国の検討会においても、アンケート等を通じた調査により制度の検証を進める必要があると示されているとのことでした。

市として制度そのものを変える権限には限界があることは理解しております。こども誰でも通園制度は国の制度であって、月10時間という利用枠や認定の仕組みなどは、市単独で自由に変えられるものではありません。また、現場の実情として、一時預かりとのすみ分けが分かりにくい、保護者に説明しづらい、制度の目的は理解できるが運用は難しいという課題もあるのではないかと感じております。

だからこそ、市としてできることは、現場で生じている課題を丁寧に把握することだと思います。利用されない理由を把握することは、この制度を普及させるためだけではありません。一時預かりで足りているのか、支援センターや相談支援で受け止められているのか、それとも必要な家庭に制度が届いていないのか、そういったことを把握することは未就園児家庭への支援全体を考える上で重要です。

今後、国において制度の検証や見直しが行われる際には、那珂市としても一時預かりとのすみ分け、申請手続、実施施設の確保、保護者にとっての分かりやすさなど、現場で感じている課題を整理し、必要に応じて国や県にお伝えいただければと思います。

続いて、他制度で代替されている実態の把握について伺ってまいります。

未就園児家庭の支援ニーズは、こども誰でも通園制度の利用者数だけでは測れません。例えば、こども誰でも通園制度を利用していなくても、一時預かりを利用している家庭や、子育て支援センターで相談や交流につながっているご家庭、子育てコンシェルジュへの相談によって別の支援につながっているご家庭もあるかと思います。

つまり、こども誰でも通園制度だけを見て利用者が少ないと評価するのではなく、未就園児家庭の支援ニーズが、どの制度でどのように受け止められているのかを見る必要があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

未就園児家庭の支援ニーズは、こども誰でも通園制度だけで測れるものではありません。一時預かり、子育て支援センター、子育てコンシェルジュ相談など、他制度で代替、対応されている実態も含めて把握する必要があるかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました但、本市では全ての家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるよう必要な支援の提供に努めており、様々な子育て支援サービスを行うことで、家庭の状況に応じた適切な支援につながるものと考えております。

制度ごとの利用実績値の把握は行っておりますが、現時点において未就園児家庭の支援ニーズの把握には至っておりません。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

制度ごとの利用実績は把握しているが、現時点では未就園児家庭の支援ニーズの把握には至っていないとのご答弁でした。この点においては、今回の質問の中でも非常に重要なポイントだと思っております。

制度ごとの利用実績を把握することはもちろん必要です。しかし、制度ごとの数字だけでは家庭の困り事の全体像は見えません。こども誰でも通園制度の利用が少ない場合でも、実際には一時預かりや支援センターでニーズが受け止められている可能性がありますし、逆に、どの制度にもつながっていない家庭がある可能性があります。

大切なのは、制度ごとの実績に加え、相談内容や問合せ内容、利用に至らなかった理由、他制度につないだケースなどを少しずつ蓄積していくことです。全てを一度に把握することは難しいと思いますが、まずは、子育てコンシェルジュやこども家庭センターに寄せられる相談内容、問い合わせ内容を大まかに分類することから始められることではないかと思います。

例えば、預かりに関する相談、保育施設に関する相談、発達に関する相談、保護者の不安や孤立に関する相談、経済的支援に関する相談などに分類し、そこからどの支援につながっていったのかを見ていくことで、未就園児家庭の支援ニーズが少しずつ見えてくるのかと思います。

今後の取組として、制度ごとの利用実績に加え、相談や問合せ内容を分析し、未就園児家庭の支援ニーズの把握につなげていただきたいと思います。

続いて、市民目線での情報発信について伺ってまいります。

先ほどから申し上げているとおり、子育て支援制度は充実すればするほど制度の数が増え、情報量も多くなります。これは、よいことでもあります但、市民にとってはどの制度が自分に関係するのか、どこを見ればよいのか、どこに相談すればよいのか、よく分かりにくくなる面もあります。

現在、本市ではホームページや子育てガイドブック、広報なか、SNSなどを通じて情報発信を行っております。これらは大切な取組であるかと思ひます。今後はさらに一歩進めて、

制度名から探す情報発信ではなく、困り事や目的から支援にたどり着ける情報発信が必要ではないかと考えます。

保護者が最初に思うのは、通園制度を使いたい、一時預かり事業を使いたいと、そういった制度名ではない場合が多いと思います。むしろ、子供を預けたい、子供の相談をしたい、リフレッシュしたい、発達が気になる、そういった困り事や目的が先にあるはずです。

ここで、参考資料をご覧ください。

近隣自治体の事例として、水戸市の子育てナビ、みとっこ1丁目では、子育て情報を目的で探す、年齢で探すといった導線で整理されております。例えば、子供を預ける、相談したい、手当・助成、ゼロ歳から3歳などといった、利用者が自分の状況から必要な情報にたどり着きやすい構成になっております。

もちろん、那珂市で同じ形をそのまま導入すべきということではありません。大切なのは、既存のホームページや子育てガイドブックの中でも制度名だけでなく、目的や年齢、困り事から支援を探せる導線を整えていただくことだと考えます。

そこで、ホームページや子育てガイドブック等を含め、情報発信の方法を見直す考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（萩野谷智通君） お答えいたします。

本市では、ホームページや子育てガイドブックを軸とした情報発信を行っておりますが、令和7年11月からは新たにInstagramを活用した情報発信を開始いたしました。引き続き、市民の皆様にとりまして、より見やすく、利用しやすいものとなるようホームページの利便性向上や、子育てガイドブックのさらなる見直しを図るなど、必要な情報をより効果的にお届けできるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ホームページや子育てガイドブックを軸に情報発信を行っていること、令和7年11月からはInstagramを活用した情報発信も開始したこと、今後もホームページの利便性向上や子育てガイドブックの見直しを図るとのご答弁でした。大変前向きなご答弁だと思っております。

情報発信の見直しに当たっては、単にページを増やす、情報を追加するというのではなく、市民が探しやすい構成にすることが大切です。子育て支援情報は、制度ごとに整理することも必要ですが、それだけでは市民にとって分かりにくい場合があります。今後、ホームページや子育てガイドブックを見直す際には、本日お示した水戸市の事例のような目的別、年齢別、困り事別の導線をご検討いただければと思います。

また、ホームページだけでなく子育てガイドブック、SNS、健診時の案内、子育て支援

センターでの案内など、複数の媒体で同じ考え方に基づいて整理されていくことも重要です。情報発信は、見たい人が見に行くものだけでなく、必要な人に届くものとして考える必要があるかと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

こども誰でも通園制度は新たな制度として始まりました。しかし、子育て家庭にとって本当に大切なのは、制度名ではなく困ったときに分かりやすく、使いやすく、必要な支援につながることです。子育て支援は、妊娠期から出産、乳幼児期、就学後まで切れ目なく続くものであり、家庭によっては必要な支援は異なります。制度が多いことは支援が充実しているといった面もありますが、市民にとって分かりにくければ、必要な支援にたどり着くことはできません。

今回の質問全体を通して申し上げたいのは、こども誰でも通園制度を単独でどうするかということではありません。この制度の開始を契機に、那珂市全体、子育て支援全体を市民目線で分かりやすく再整理していただく必要があるのではないかということです。制度名からではなく、困り事から支援につながる、相談を待つだけではなく健診や保育施設、子育て支援センターなど、子供や家庭の接点を持つ場面で困り事を早期に発見する、そして必要な支援に確実につなげる、こうした仕組みをさらに充実させることが那珂市の子育て支援に求められると考えております。

今後、市としてこども誰でも通園制度を含めた子育て支援全体を、市民目線で分かりやすく再整理し、必要な家庭に必要な支援が届く仕組みをどのように充実させていくのか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございました。

子ども・子育て支援制度、特に誰でも通園制度がスタートして2か月、こういう時期を捉えて現状を調査した上での質問、ご提案というふうに受け止めました。

先ほど、未就園児家庭の支援ニーズをどうつかむんだと、いろんなご提案をいただいたと思っております。ここについては、担当部長が回答させていただきました。私のほうからは総括的なお答えを申し上げます。

子育て支援につきましては、妊娠期から出産、乳幼児期、就学時まで切れ目なく包括的に支援することが重要であります。一方で、子育て支援制度は多岐にわたっており、市民の皆様にとっては、どの支援が自分に関係するのか、どこに相談すればよいのか分かりにくいものであるという認識もいたしております。

そのため、本市といたしましては、市民の困り事に沿って子育て支援全体を分かりやすく整理をし、必要な支援にたどり着きやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。また、必要な支援を届けるためには、相談を待つだけではなく、乳幼児健診や保育施設など、子供や家庭と接点を持つ場面において困り事を早期に把握し、適切な支援につなげることが

重要と考えております。

こども誰でも通園制度につきましても、子供の育ちを支えるとともに、保護者の不安や孤立を防ぐ支援の一つとして活用していく必要があると考えております。今後も、相談窓口の分かりやすさ、情報発信、関係機関との連携を強化し、必要な家庭に必要な支援が届くよう、子育て支援の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

市長から、子育て支援制度は多岐にわたり、市民にとってはどの支援が自分に関係するのか、どこに相談すればよいのか分かりにくいところもあると認識しているとのことご答弁をいただきました。大変前向きなご答弁をいただきまして、今回の質問の趣旨をしっかりと受け止めていただいたものと感じております。

こども誰でも通園制度は、国の制度として始まったばかりであり、現場では一時預かりとのすみ分けや、保護者への説明、実施施設の確保など課題もあるかと思います。しかし、制度が始まった以上、那珂市としては、この制度を単独で見るのではなく、既存の子育て支援全体の中でどう位置づけ、市民にとって使いやすい形にしていくのが重要です。

特に、未就園児家庭は、行政との接点が限られがちです。その家庭とのつながり、困り事を早期に把握し、必要な支援へつなげることは子供たちの育ちを支える上でも、保護者の孤立や不安を防ぐ上でも大変重要だと考えます。

今後は、制度ごとの実績だけではなく、相談内容や問合せ内容、利用に至らなかった理由、他制度で受け止められている実態なども少しずつ把握していただきながら、子育て支援全体をより分かりやすく、使いやすいものにしていただきたいと思います。

本市には、こども家庭センター、子育てコンシェルジュ、地域子育て支援センターなど、既に大切な入り口機能があります。これらをさらに連携させ、制度横断型のナビゲート機能として強化していくことで、那珂市の子育て支援は、さらに分かりやすく実効性のあるものになると考えております。

今回のこども誰でも通園制度の開始を単なる新制度の開始にとどめるのではなく、未就園児家庭への支援全体を見直し、市民目線で再整理する契機としていただくことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告12番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 榊 原 一 和 君

○議長（大和田和男君） 通告13番、榊原一和議員。

質問事項 1. 剛毅果敢～水戸ホーリーホック本拠地移転という転機を地域力向上へつなぐ那珂市の戦略～。

榊原一和議員、登壇願います。

榊原議員。

〔1 番 榊原一和君 登壇〕

○1 番（榊原一和君） 議席番号 1 番、榊原一和です。

暦の上では夏を迎え、田園の早苗が風にそよぎ、雨に濡れた緑が一層深みを増す季節となりました。市内を歩けば、梅雨の気配とともに地域の営みが静かに、しかし確かに次の季節へと歩みを進めていることを感じます。こうした自然の移ろいと同様に、今、那珂市もまた大きな転換点を迎えています。

令和 8 年現在、那珂市には 3 つの追い風が同時に吹き始めたと感じています。

1 つ目、昨年、茨城県植物園が自然と調和した滞在型観光の新たな拠点としてリニューアル開業したザ・ボタニカルリゾート 林音。豊かな自然資源を生かし、これまでにはない那珂市らしい滞在価値を創出する存在として期待が高まっています。

2 つ目は、約 3 年後の開業を目指す本市の道の駅計画。地域製品の発信、観光の結節点、防災、子育て拠点などの複合型機能、多面的な可能性を秘め、市の玄関口としての役割が問われる重要なプロジェクトと考えます。

そして、3 つ目、昨年 J リーグ・水戸ホーリーホックは、クラブ創設 31 年目という節目の年に、ついに悲願の J 1 昇格を成し遂げました。その昇格に伴い、本拠地が我がまち、那珂市向山、おなじみ笠松運動公園水戸信用金庫スタジアムへ移転するという、地域史に刻まれる大きな転機を迎えています。これは単なるスポーツの話題にとどまらず、那珂市にとって新たな人流と活力を生み出す歴史的な出来事です。

これら 3 つの動きは、単なる偶然の重なりではありません。那珂市に第 3 の風をもたらし、地域活性化の新たな糸口となり得る大きな潮流であり、まさに市の未来を形づくる重要な契機です。特に、プロサッカークラブの本拠地移転は、年間を通じて安定した人流を生み、交通、商業、観光、まちのブランド力、市民の誇りにまで波及する極めて大きなポテンシャルを持っています。

梅雨の雨が大地を潤し、やがて豊かな実りへとつながるべく、これらの追い風を市の成長と確実に結びつけるためには、今こそ市として明確な戦略と果断な意思決定が求められています。

今回は、「水戸ホーリーホック本拠地移転という転機を、地域力向上へつなぐ那珂市の戦略」をテーマに、市の現状認識と今後の方向性について伺い、那珂市がこの好機を確かな未来へとつなぐため、議長通告に従い一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

水戸ホーリーホックが創設31年目にして悲願のJ1昇格を果たし、本拠地を那珂市向山の水戸信用金庫スタジアムへ移すという歴史的転機を迎える中、本市がクラブといかに連携し、その力を地域の活力へと結びつけていくかは、極めて重要な政策課題と考えます。単なるスポーツ振興にとどまらず、教育、地域経済、交流人口の拡大、シビックプライドの醸成など、多方面にわたる波及効果が期待されるからです。その基盤となる枠組みの一つが、広域的な連携の下、クラブを支援し、次代を担う子供たちの夢を育むことを目的として設置されている水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会です。

しかしながら、この協議会の構成、役割、そして本市がその中でどのような位置づけにあるのかについては、市民に十分共有されているとは言い難い状況にあります。

今後、本市がホームタウンとして主体性を持って関わり、地域力向上の好機を確実に捉えていくためには、まず、この協議会の実態を正確に把握することが不可欠です。

そこで、初めに、水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会とは、いかなる組織であるのかについて伺います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会は、茨城県やホームタウン市町村、産業経済団体などと連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的、広域的に支援し、次代を担う子供たちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を創造することを目的としている組織です。

なお、ホームタウンの市町村としては、令和8年4月に石岡市、筑西市、桜川市が新たに加入し、現在18市町村となっております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ご答弁により、水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会が、県及び18市町村並びに産業経済団体等との連携の下、クラブの広域的支援と次代を担う子供たちの育成、さらには地域に根差したスポーツ文化の創造を目的として組織されているとのことでした。

また、今年4月には新たに3市が加入し、協議会の構成が一層拡充されたことは、広域的

な支援体制が着実に強化されていることを示すものであります。組織の目的及び構成が明らかとなった一方で、当該協議会がその目的を具体化するために、どのような事業を展開し、地域社会に対していかなる効果をもたらしているのかについては、引き続き確認すべき重要な事項です。

本市がホームタウンの一員として主体的に関与し、今後の地域力向上に資する取組を進めていくためには、協議会の活動内容を正確に把握することが必要であると考えます。水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会は、具体的にどのような活動を行っているのか伺います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会は、大きくは3つの事業を行っております。

1つ目としまして、ホームゲーム集客支援事業です。那珂市の日など市町村の日を設け、試合ごとに対象となる市町村の在住者などを優待し、事前PR活動や試合当日において担当する市町村がイベントを開催しております。

2つ目としまして、広報活動事業です。各市町村で横断幕の設置やのぼり旗の掲示など、様々な広報活動を展開し、認知度向上と地域の一体感醸成に努めております。

3つ目としまして、その他支援事業です。水戸ホーリーホックの選手が各市町村のPR大使を務め、店舗などへ直接訪問し、SNSを使って魅力を発信するなど、広報活動を行っております。また、サッカー教室の開催支援やJ2優勝及びJ1昇格報告会の支援も行っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ホームタウン推進協議会は、ホームゲーム集客支援事業、広報活動事業、その他支援事業の3本柱を中心に、クラブと地域を結びつける多用な取組を展開していること、これらの事業は、単なるスポーツ振興にとどまらず、自治体の魅力発信や市民参加の促進、さらには地域経済の活性化にも寄与する重要な役割を担うものであると考える。全国のJリーグクラブにおいても、自治体と連携した集客施策が大きな成果を上げております。

吹田市とガンバ大阪。

自治体とクラブが一体となった市民無料招待デーを実施し、通常の約1.5倍という圧倒的な来場者増を実現しました。さらに、市内商店街と連携したスタンプラリーや試合後の回遊促進策により、スタジアム外の経済効果を生み出す街全体のイベント化に成功しています。これは、自治体が主体的に関わることで、単なる観戦イベントが地域経済への起爆剤へと変わる好例であるといえます。

松本市と松本山雅FC。

市内全体がクラブカラーである緑に染まる緑化運動を展開し、学校、企業、商店街が一体

となって応援ムードを醸成しました。その結果、年間平均入場者数はＪ２トップクラスを維持し、クラブと市民の一体感が地域の誇りとして定着しています。この事例は、市民参加型の応援文化が、クラブ集客力と地域ブランドを同時に高めていることを示しています。

鳥栖市とサガン鳥栖。

市内小中学生を対象としたキッズドリームシートを継続的に実施し、家族連れの来場者を大幅に増加させました。子供たちが選手と触れ合い、クラブとともに育つ文化が形成され、地域の子供たちがクラブの未来を支えるという好循環が生まれています。これは、子供施策とスポーツ振興を連動させる自治体の姿勢が、長期的なファン基盤の形成につながることを示す象徴的な事例です。

鹿児島市と鹿児島ユナイテッドＦＣ。

市町村の日を積極的に展開し、各自治体の特産品販売や観光ＰＲを行うことで、スタジアムが地域のショーケースとして機能しています。自治体の出店がスタジアムの魅力を高め、来場者の満足度向上にも寄与し、地域の産業振興とクラブ集客が相乗効果を生むモデルとなっています。

こうした全国的な成功例に共通するのは、自治体が主体的に関わり、市民が自分ごととして参加できる仕組みをつくること、そういう環境を整えている点であります。その意味で、本市においてもホームタウンの一員としてどのような形で市民参加を促し、地域の魅力発信につなげていくかは極めて重要な視点であると考えております。

特に、那珂市の日、市民がクラブとつながり地域の魅力を広く発信する絶好の機会であり、その具体的な取組内容を把握することは、今後の施策展開を検討する上で重要と考える。

那珂市の日では、どのような活動をされたのか伺いたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

令和７年度に行った事業では、事前活動として那珂市の日の特典チラシを配布し、さらにＰＲ大使によるサイン会を開催いたしました。試合当日は、Ｊ１昇格がかかった一戦でもあり、来場者は９,８９７人と令和６年度の那珂市の日２倍以上となる来場者が詰めかけ、熱い声援を送ってまいりました。

また、特設ブースでは、ＬＩＮＥ抽選会を行い、ＰＲ大使からの景品や那珂市特産品ブランド認証品をプレゼントしたほか、市内事業者による飲食物の販売なども同時に行い、市内外からの来場者に那珂市の魅力を広げる活動を行ったところです。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○１番（榊原一和君） 水戸ホーリーホックが掲げるブランドプロミス「新しい原風景をこの街に」を掲げ、「夢と感動、一体感を共有しながら、地域に根差し、地域と歩み、地域に貢献し、地域とともに発展する」というビジョンの実現に向けて、ホームタウンの皆様と共に

歴史を継承し、未来の誰かの心に刻まれる新しい原風景をつくり上げていきたいとクラブはうたっています。

その中で、ホームタウンPR大使制度。単なる広報活動にとどまらず、地方創生と地域活性化を同時に推進する極めて重要なプロジェクトであると提言している。全国から集まったプロサッカー選手が地域の課題に向き合い、ホームタウンの魅力を全国へ発信することで、各市町村の価値向上を図るという理念は、まさに自治体とクラブが真のパートナーとして歩む姿そのものでしょう。

特に、PR大使の選手が地域の店舗や施設を訪問し、SNSを通じて魅力を発信する取組は、現代の情報発信環境において非常に効果的であり、他地域のサポーターや観光客の誘客にもつながる可能性を秘めています。こうした活動を最大限に生かすためには、自治体側の積極的な関与が不可欠であり、市役所担当部署との連携体制を強化し、選手の訪問先や発信内容を戦略的に設計していくことが求められます。

那珂市においても、飲食店、宿泊施設、観光資源、特産物など、PR大使が発信することで大きな波及効果が期待できる素材は数多く存在しています。さらに、他チームのサポーターが遠征時に市内を訪れる導線をつくることできれば、地域経済への直接的な効果も見込めます。

こうした観点から、PR大使制度を単なるイベント的な交流にとどめるのではなく、那珂市の地域ブランド戦略の一環として位置づけ、計画的かつ継続的に活用していくことが重要であると考えます。

以上のように、ホームタウンPR大使制度は、那珂市にとっても地域ブランド力の向上、交流人口の拡大、そして地域経済の活性化につながる大きな可能性を存分に秘めています。だからこそ、本市としても関係部局が連携し、戦略的に活用していく体制を構築することが今後の重要な課題であると言えます。

今年度から水戸ホーリーホックホームスタジアムが水戸信用金庫スタジアムへ移転し、最寄りのインターチェンジを含み、那珂市がホームタウンの玄関口として新たな役割を担うことになった今、本市がどのようなホーム戦略を描き、地域連携をどのように進めていくかは、極めて重要な視点です。

そこで、伺います。

水戸ホーリーホックが、本市向山の笠松運動公園水戸信用金庫スタジアムをホームスタジアムとしたことを受け、那珂市としてホーム戦略や地域連携についてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

水戸ホーリーホックのホームスタジアムが移転することは、那珂市にとってプロスポーツをより身近に感じることができる大きな機会であると受け止めております。本市といたしま

しては、これまで同様、ホームタウンの一つとして水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会と連携し、引き続きチームを盛り上げてまいります。

また、子供たちがプロの試合や選手に触れる機会が増えることは、夢や憧れを育むとともに、スポーツ振興にもつながるものと期待をしております。さらに、ホームゲームを通じて市外からの来場者が増えることで、交流人口の拡大や市の知名度向上にもつながるものと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ホームスタジアムの移転を那珂市にとって大きな機会として捉え、ホームタウン推進協議会との連携を継続しながら、スポーツ振興や交流人口の拡大、市の知名度向上につなげていきたいという市の基本的な姿勢が示されました。特に、子供たちがプロスポーツに触れる機会が増えることへの期待や、ホームゲームによる地域への波及効果については、重要な視点であると認識しています。

しかしながら、スタジアムが本市内に立地するという環境変化は、従来の取組を継続するだけでは十分と言えるでしょうか。これまでの枠組みを維持するだけでは、せっかくのホームスタジアム移転という歴史的なチャンスを十分に生かし切れない可能性があります。むしろ今こそ、那珂市が主体的に関与し、クラブと共に地域の未来を創り上げていくための攻めの姿勢が求められていると考えます。

例えば、スタジアム周辺の回遊性向上、飲食、宿泊、観光との連携、子ども施策や学校教育との接続、さらには市内事業者との協働による地域ブランド発信など、ホームスタジアムを核とした地域活性化の可能性は多岐にわたります。全国の成功事例を見ても、自治体が積極的に関与し、クラブと一体となって戦略を構築した地域ほど、経済効果や市民参加の広がりが顕著に表れております。

だからこそ、那珂市としても、これまで以上に踏み込んだ連携や、新たな戦略の構築が不可欠であり、ホームタウンとしての存在感を高め、地域活性化につなげていくためには、クラブの協働の在り方をより具体的にかつ実効性のある形で進めていく必要があると強く感じています。

水戸ホーリーホックとも連携強化を行うと思いますが、具体的な協議などはしていますでしょうか。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

現時点では、具体的な協議をする段階には至っておりませんが、水戸ホーリーホックからは市内での広報やプロモーション、スタジアム周辺の駐車場確保の協力依頼がありましたので、今後、協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 現時点では、具体的な協議には至っていないものの、水戸ホーリーホック側から市内での広報、プロモーション、そしてスタジアム周辺の駐車場確保に関する協力依頼があったとの説明がありました。

クラブ側から既に具体的な要望が示されている以上、本市としても早期に協議の場を設け、課題整理と役割分担を進めていく必要があると思っています。特に、試合開催時の交通対策は、那珂市が主体的に向き合わなければならない最重要課題の一つです。

水戸信用金庫スタジアムは収容人数約2万2,000人、7割稼働でも約1万5,000人規模の来場が想定されます。一方、笠松運動公園の駐車場は2,781台であり、1台当たり2.5人換算しても約7,000人分にしか対応できません。クラブ側は来場者1万2,500人、駐車場5,000台の確保を目標としており、これはクラブ単独では到底対応できる規模ではありません。

近隣市町村との広域的な連携なしには成立しない計画であり、特に最寄りインターチェンジである那珂インターチェンジへの交通集中は、本市の道路網に直接的な負荷を与えることが確実です。したがって、駐車場の分散化、シャトルバスの導入、周辺道路の交通誘導、広域的なパーク＆ライドの検討など、早期に協議を開始しなければ、開幕後に混乱が生じる可能性は極めて高いと考えます。

以上を踏まえたホームスタジアムを抱える自治体として、より積極的かつ戦略的な姿勢が求められていると強く感じております。

駐車場の確保についての協力依頼があったとの答弁から、市としてはどのように協力をしていくのか伺いたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

本市といたしましては、市内の駐車場候補地の選定や確保に協力してまいります。水戸ホーリーホック側でシャトルバスの運行が可能であれば、候補地の一つとして市役所の職員駐車場も考えられますので、今後、調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ご答弁では、市として市内の駐車場候補地の選定や確保に協力していくとの方針が示され、クラブ側からもスタジアム周辺の駐車場確保について、具体的な依頼があったことが明らかになりました。市役所職員駐車場を候補地として検討するというお話もあり、一定の前向きな姿勢は確認できたものと感じています。

しかし、試合開催時の交通需要は、単に駐車場を確保するだけでは到底対応できない規模であることを、改めて強調せざるを得ません。改めて、水戸信用金庫スタジアムは収容人数約2万2,000人、7割稼働でも約1万5,000人。対戦相手、勝敗の流れに左右されることは当然ながら、万人規模の来場が想定されることは明確。

同様、笠松運動公園の駐車場は約2,700台であり、2.5人換算でも約7,000人分にしか対応できません。クラブ側が掲げる来場者1万2,500人、駐車場5,000台の目標を考えれば、クラブ単独対応は極めて困難であり、広域的なパーク＆ライドの導入は不可欠であります。

さらに、最寄りインターチェンジは那珂インターチェンジであり、試合開催時には交通が一気に集中することが予想されます。那珂インターチェンジから水戸信用金庫スタジアム周辺の渋滞対策、アクセス道路の交通誘導、そして市内外の駐車場を結ぶシャトルバス運行など、周辺自治体が主体的に調整しなければならない課題は多岐にわたります。

だからこそ、私は本市として、那珂インターチェンジ周辺及び水戸信用金庫スタジアム周辺までのアクセス道路の交通対策を含めた広域的なパーク＆ライドの誘致、市内外の駐車場候補の積極的な確保、近隣市町村との連携枠組みの早期構築を強く進めていただきたいと考えております。これらは、ホームスタジアムを抱える自治体としての責務であり、地域の混乱を未然に防ぐためにも、早期の協議と戦略的な判断が求められるところであります。

以上のように、スタジアム周辺の駐車場不足や那珂インターチェンジへの交通集中を踏まえれば、マイカー来場を前提とした対策だけでは、試合開催時の混乱を根本的に解消することは困難でしょう。むしろ、来場者の相当数を公共交通へ誘導しなければ、地域の交通混乱を避けることはできません。

特に、水戸信用金庫スタジアムの場合、ＪＲ常磐線、ＪＲ水郡線という２本の鉄道アクセスが近接していること、さらに東海駅、佐和駅、那珂市内駅から二次交通を組み合わせることで、十分に公共交通利用を促せるポテンシャルがあることを考えれば、公共交通を軸とした来場導線の構築は不可欠と考えています。

全国のＪリーグクラブでも、渋滞対策や環境負荷軽減の観点から、公共交通利用を積極的に促す取組が進んでおり、シャトルバスの運行や鉄道会社との連携による増便、臨時列車の運行などが成果を上げています。那珂市においても、同様の取組を早期に検討し、クラブ、県、鉄道事業者、近隣自治体との連携した広域的な交通戦略を構築することが求められます。

したがって、マイカー対策と並行して、公共交通の利用促進策をどのように講じていくのかは、ホームスタジアムを抱える本市にとって極めて重要な課題ではないでしょうか。公共交通の利用促進や渋滞緩和策については、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

水戸ホーリーホック側からは、ＪＲ常磐線の東海駅からのシャトルバスの運行を検討していると伺っております。また、渋滞緩和に向けて茨城県警や各警察署とも協議を行っているかと伺っております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○１番（榊原一和君） クラブ側がＪＲ常磐線の東海駅からシャトルバス運行を検討している

とのことであり、渋滞緩和に向けて警察との協議も進められていると伺いました。こうした取組は一定の効果が期待できるものと考えております。

しかしながら、私はここで一つ強く申し上げたいのです。那珂市として本当に目指すべき姿は、単に東海駅からのアクセスを補完する側に甘んじることではありません。那珂市が自ら地域の公共交通導線の中心を担う存在へと踏み出すことこそ、未来に向けた本質的な挑戦であると考えています。

なぜなら、本市には私自身も深い思い入れを抱くＪＲ水郡線という他市にはない貴重な鉄道資源があるからです。そして、上菅谷駅是那珂市内でスタジアムに最も近い鉄道駅の一つであり、本来であれば那珂市の玄関口として来場者を迎え入れるポテンシャルを十分に備えています。にもかかわらず、現状では水郡線を活用した来場導線がほとんど検討されていない。これは、地域交通政策としても、まちのブランド戦略としても、極めて大きな機会損失であると言わざるを得ません。

水郡線を軸に据えたアクセス戦略をどう構築できるか、ここに、那珂市がただの通過点で終わるのか、それともホームタウンの中心として存在感を示すのか、その分岐点があると私は強く感じています。

夜の上菅谷駅から、ふと耳に届いた市民の方の小さなつぶやきが心に残りました。「夜の上菅谷駅。さすがに利用される方は少なくなりますが、私はほろ酔い加減で列車を待つこの雰囲気が好きです。みんなで利用して、水郡線の活性化を願う一人として、飲んだら水郡線。これからも続けます」その言葉から、上菅谷駅でほろ酔いのまま瓜連方面へと帰っていく男性の姿が、まるで短い映画のワンシーンのように浮かび上がってきます。

静かな夜気、遠くで響くレールの音、そして水郡線を愛する人だけが知っているあの独特の帰り道の安心感。私自身も同じように水郡線を大切に思う一人として、その気持ちがひしひしと伝わってきて、思わずうなずいてしまいました。こうした一人一人の思いが、きっと水郡線の未来を支えていくのだと感じています。

ご承知のとおり、ＪＲ水郡線は近年、利用者数が長期的に減少傾向にあり、沿線自治体にとってその利用促進は待ったなしの課題となっております。こうした状況を受け、沿線自治体で構成する水郡線利用促進会議では、観光キャンペーンやスタンプラリー、沿線イベントとの連携など、様々な取組を積み重ねてきた経緯があります。

しかし、率直に申し上げて、これらの施策だけでは利用者数の大幅増加には結びついていない。これまでと同じ延長線上の取組では、人口減少が進む中で鉄道利用を押し上げるには限界がある。これは、沿線自治体全てが共有している現実であります。だからこそ、私は声を強く申し上げたい。Ｊリーグ観戦という新たな移動需要を、水郡線の利用促進と結びつけることこそ、那珂市にとっての最大のチャンスであると。

スタジアムが本市に立地する今、私たちは新しい人の流れを自らの手でつくり出すことができます。そして、その流れを水郡線という本市固有の鉄道資源に乗せることができれば、

これは単なるアクセス改善にとどまらず、鉄道利用促進と地域活性化を同時に実現する極めて効果的な施策となります。

水郡線を観戦アクセスの主導線として位置づけること、それは、那珂市がホームタウンの玄関口としての存在感を示すことにつながり、さらに沿線自治体全体の鉄道利用促進にも寄与する、まさに地域の未来を切り開く一手であると確信しています。この枠組みを活用し、観戦チケットとの連動割引、市内飲食店とのコラボ企画、乗車提示で割引・特典、水郡線乗車者限定の特典付与、上菅谷駅からのシャトルバス運行など、水郡線を利用するメリットを大々的に打ち出すことは十分可能であると考えます。

また、先ほど答弁にもありました市役所職員駐車場を活用したパーク＆ライドと並行して実施することで、水郡線の利用促進はもとより、那珂市内の飲食、商業への回遊、駐車場不足の緩和、那珂市がホームタウン玄関口として存在感を高めるといった多面的な効果が期待できるものと考えております。

したがって、本市として、ＪＲ常磐線だけでなく我がＪＲ水郡線上菅谷駅を軸とした公共交通導線の構築を積極的に検討すべきでと、強く申し上げるものです。

以上、申し上げたとおり、公共交通の導線づくり、とりわけＪＲ水郡線上菅谷駅を軸としたアクセス戦略は、本市にとって交通対策のみならず、地域経済の活性化にも直結する重要な視点であると触れさせていただきました。この来場者導線づくりという視点は、交通対策のみならず、Ｊ１昇格に伴う来場者増を市内の飲食店や商業施設、観光施設の利用につなげていくための極めて重要な基盤にもなります。

スタジアムが本市に立地し、これまで以上に多くの観戦客が本市を訪れることが見込まれる今、那珂市としては単に受け身で来場者を迎えるのではなく、市内事業者と連携した地域としての受け皿づくりを戦略的に進めていく必要があります。

飲食店、物販、観光施設など、市内の多様な事業者がＪリーグ観戦と結びつくことで、来場者の市内滞在時間を延ばし、地域経済への波及効果を最大化することが可能です。水郡線導線化やパーク＆ライドといった交通施策と、市内事業者との連携施策は、本来一体として考えるべきものであり、これらを総合的に進めていくことが、本市のホームタウンとしての価値を高める鍵になると考えております。

そして、何より重要なのは那珂市商工会との連携強化でしょう。商工会は市内事業者とのネットワークを有しており、飲食店、小売店、サービス業を横断した企画づくりや、営業時間調整の呼びかけ、クーポン事業の運営など、行政だけでは難しい部分を担うことができます。商工会と市が一体となって観戦客を迎えるまちづくりを進めることで、地域全体の受け皿を強化し、Ｊ１昇格による経済効果を最大限に生かすことが可能になります。

このように、交通導線と商業連携を一体として考え、これらを総合的に進めていくことが、本市のホームタウンとしての価値をより高める鍵になると考えています。

Ｊ１昇格により来場者が増加することが見込まれる中、市内の飲食店などとの連携につい

て、本市としてはどのように考えているかご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

市内の飲食店との連携につきましては、これまで水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会で行われる市町村の日のイベントへ参加いただくことにより、飲食店のPRも兼ねて本市のおいしいものを提供してきたところでございます。

今後は、以前使用していたケーズデンキスタジアムよりPRを行う場所が広くなると伺っていることから、水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会との連携を一層強化し、様々な取組を進めていきたいと考えております。

また、開業を予定しております道の駅につきましても、来場者の市内周遊や消費の促進につながる拠点として、飲食や販売、観光情報の発信などにおいて大きな役割を果たすものと考えておりますので、こうした施設も活用しながら地域経済の活性化につながる取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

市内飲食店との連携強化や道の駅を活用した周遊促進など、地域経済の活性化に向けた取組を進めていくことは、ホームゲーム開催に伴う交流人口の拡大を確実に市内の消費へと結びつける上で、極めて重要で夢のある施策と考えます。

さらに、私自身が3つの風と位置づけているザ・ボタニカルリゾート 林音の開業、道の駅計画、そしてスタジアム移転という3つの大きな動きが同時期に重なり、これらを面的につなぐことで、市内回遊性を高める道の駅計画の実用性が一層高まっている状況にあります。

道の駅が観光、飲食、物販、情報発信の拠点として機能することで、ザ・ボタニカルリゾート 林音やスタジアム来場者を市内各地へ誘導するハブとなり、地域全体の経済循環を生み出す基盤として大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

そのほか、本市には自然保護と住民の憩いの場づくりを目的に整備され、蛍鑑賞で知られる豊かな自然環境の清水洞の上公園。さらに、発掘調査により土塁や構造物跡、数多くの出土品が確認され、約700年の歴史ロマンを秘めた額田城跡などなど、まだまだ十分に発信しきれない魅力が市内各地に点在しています。

箸休めに、一つだけ小さな旅にお付き合いください。

今からお話しするのは、遠い昔の確かにあった風景です。静かに耳を澄ませば、時を越えてその情景が浮かび上がってまいります。これからお届けするのは、昔々、その土地にそっと息づいていた風景です。深呼吸をひとつ。心の中で、静かな絵本のページが開いていくような気持ちでお聞きください。議場の皆様、どうかそっと目を閉じてください。

時はおよそ700年前。佐竹宗家5代、秀義の次男、義直が額田の地に城を構えた頃、この

一帯は北に佐竹宗家、東に石神、南には江戸へと続く群雄割拠の時代を迎えていた。中世の風が吹き抜ける額田城は、まさに渦中に立つ要の城であった。

梅雨の合間、日が差し込む心地よい暑さの中、新緑はみずみずしく輝き、南側一面に広がる有ヶ賀池の湖面は、きらきらと光りを跳ね返す。水辺では、鴨の親子がそっと羽を休め、静かな水音だけが時の流れを告げていた。

その向こう、小高い山の上では、農民が畑を耕す姿が見える。鋤を振るうたび、土の匂いがふわりと立ち上り、遠い昔から変わらぬ営みがそこに息づいていた。戦の気配と、日々の暮らし。歴史の緊張と、自然の優しさ。その全てが折り重なり、700年の物語を静かに語り続けている。

静かに目をお開きください。

そう、その向こうに見えていた小高い山、いわゆる向こうの山。あれこそが、今、私たちの知る向山。そして、現在、水戸信用金庫スタジアムが建つ那珂市向山なのでございます。こうした地域資源、ザ・ボタニカルリゾート 林音、道の駅、スタジアムという新たな拠点を有機的に結びつけることで、那珂市全体の観光導線を形成し、交流人口の拡大と地域経済の底上げにつなげていくことは、決して不可能ではないと信じています。

このような流れをさらに広げていくために、試合日だけではなく、年間を通じて市内で行われる各種イベントやフェスティバルとも連動し、クラブとの協働によって相乗効果を生み出していく視点が欠かせない。市内フェスティバルなど、市で行うイベントと連携が期待できるが、水戸ホーリーホック側とはどのように進めるか考えかお聞かせください。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

昨年度の10月に開催された、いい那珂フェスティバル、メインイベントでは、水戸ホーリーホック側にもブースの出展をしていただき、プロスポーツ団体のアピールやイベントの盛り上げに協力をしていただきました。

今年度におきましても、水戸ホーリーホック側に各種イベントへの参加依頼を行い、出展していただくことにより一層連携を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 水戸ホーリーホックとの連携は、単なるイベント参加にとどまらず、市民の皆様がクラブと触れ合う機会を広げ、地域全体の一体感を高める大きな力になるものと考えます。市内フェスティバルを始めとした各種事業においても、クラブの魅力やプロスポーツの持つ発信力を生かすことで、イベントそのものの価値向上にもつながるものと期待しています。

今後も、積極的に連携の場を創出し、双方にとって実りある協働となるような取組をお願いいたします。こうした継続的な連携が、子供たちの夢や地域のにぎわい、そして那珂市全

体の活力へとつながっていくものだと確信し、市内の学校やスポーツ少年団との継続的な取組を通じて、子供たちがクラブと触れ合う機会は着実に広がっています。

こうした日常の連携が積み重なるからこそ、次に申し上げる市全体のイベントとの協働へと、より大きな広がりを生み出していくものと考えています。那珂市内の学校、地域団体、スポーツ少年団との連携について、どのように進めていくかご答弁願います。

○議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（会沢 実君） お答えします。

水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会活動において、今まで行ってまいりました市内の学校とスポーツ少年団などを対象にいたしましたサッカー教室については、今後も行っていく予定となっております。

また、市町村のPR大使につきましても、選抜が継続されることとなっており、PR大使との交流を通して、子供たちにサッカーの魅力をより一層広めてまいります。

以上です。

○議長（大和田和男君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） こうした学校や地域団体との取組を土台として、今年度以降は、さらに市全体で水戸ホーリーホックとの連携を広げていく絶好の機会になると考えております。

子供たちの学びや成長にとどまらず、地域のにぎわいづくりや市民の皆様が参加できる場へと連携を発展させることで、クラブとのつながりは一層深まり、町全体に新しい風が力強く吹き込まれるものと思います。こうした広がりを生み出す鍵として、今後の展開に大いに期待しているところであります。

今回、8月からのシーズン日程すら未確定という状況の中、この議論を行うことが適切であったのか、その点については、執行部の皆様も大いに頭を悩ませたことと思います。しかしながら、私が3つの風と位置づけたザ・ボタニカルリゾート 林音の開業、道の駅計画、そしてスタジアム移転、これらが同時期に動き出している今こそ、那珂市に確かな風が吹き込んでいることを実感されたのではないのでしょうか。

そして、今回、市にとっても大きな節目となる道の駅計画については、住民投票の直接請求という市民の皆様から明確な意思が突きつけられている状況でもあります。この現実を、私たちは決して目をそらすことなく、真正面から受け止めなければなりません。

私は、今こそ本市が次世代に向けて挑戦する道を選び取らなければならない時期に来ていると、確信を持っています。人口減少、自治体間競争、地域経済の縮小、これらは立ち止まっていれば自然に解決するような生易しい課題ではありません。むしろ、那珂市だけが安全策にとどまり続けることこそ、将来に対する最大のリスクでもあります。

だからこそ、私たちは恐れずに一步を踏み出さなければならない。地域の未来を、自らの手で切り開く覚悟を持たなければならない。挑戦する姿勢こそが、次の世代に手渡すべき価値であり、今この時代を託された私たちに課された責任である。私は、その思いを胸に今回

の議論とさせていただきます。

最後に、一つの名言を紹介し、締めくくりとさせていただきます。

彼は、11人兄弟の9番目として生まれ、幼くして父を亡くし、戦後の混乱の中で実家も倒産するという厳しい環境に身を置きました。小学校では体格こそ大きかったものの、運動神経は鈍く、からかわれることも多かった。中学校に進学しても生活は苦しく、13歳で家族と共にブラジルへ移住。サンパウロ近郊の農場で過酷な労働に従事しながら少年時代を過ごしました。

しかし、その後、砲丸・円盤投げでブラジル選手権少年の部を連覇し、その才能が遠征中のある人物の目に留まり、未来を切り開いていきました。その彼が残した、あまりにも有名な言葉です。

人は歩みを止めたとき、そして挑戦を諦めたときに年老いていくのだと思います。「この道を行けばどうなるものか。危ぶむなかれ、危ぶめば道はなし。踏み出せばその一足が道となり、その一足が道となる。迷わず行けよ、行けばわかるさ」

那珂市が進むべき道も、この言葉のとおりではないでしょうか。「迷わず行けよ、行けばわかるさ」

ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） 以上で、通告13番、榊原一和議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（大和田和男君） 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から報告第5号及び議案第32号から議案第41号までの、以上14件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（大和田和男君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第2号から報告第5号までの以上4件につきましては、報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第32号から議案第41号までの以上10件につきましては、文書管理システムに登録しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう

望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 47 分

令和8年第2回定例会

那珂市議会会議録

第5号（6月19日）

令和8年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和8年6月19日（金曜日）

- 日程第 1 議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）
議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）
議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
議案第39号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ積載車購入）
議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）
議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 報告第 6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	大和田 和 男 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	富 山 豪 君
11 番	花 島 進 君	12 番	寺 門 厚 君
13 番	木 野 広 宣 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	加 藤 裕 一 君
総 務 部 長	篠 原 広 明 君	市民生活部長	秋 山 光 広 君
保健福祉部長	萩野谷 智 通 君	産 業 部 長	大 内 正 輝 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	会 沢 実 君	消 防 長	寺 門 薫 君
会 計 管 理 者	秋 山 雄一郎 君	農 業 委 員 会 長	川 崎 慶 樹 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	石 井 宇 史 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	横 山 明 子 君	次 長 補 佐 (総 括)	岡 本 奈織美 君
書 記	渡 邊 莊 一 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（大和田和男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎議案第32号～議案第41号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（大和田和男君） 日程第1、議案第32号から議案第41号までの以上10件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小宅清史委員長、登壇願います。

小宅委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小宅清史君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小宅清史君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外6件です。

次に、結果でございます。

議案第32号、議案第33号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第36号から議案第39号及び議案第41号は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

となりました。

理由でございます。

議案第32号及び議案第33号は、地方税等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第36号は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和8年3月31日から令和10年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正をするものであります。

議案第37号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第38号は、消防団第4分団第1部配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第39号は、消防団第8分団第3部配備の小型動力ポンプ積載車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第41号は、菅谷市毛線街路整備事業に係る道路改良工事について、排水構造物の埋戻し材の変更が生じたことから、建設工事請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。

○議長（大和田和男君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。
寺門 勲委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告申し上げます。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第37号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第37号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大和田和男君） 続きまして、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。
富山 豪委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第34号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第35号、議案第37号及び議案第40号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第34号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

内容は、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額の新設及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基礎額の見直し等について改正するものです。

議案第35号は、令和7年度税制改正に伴う介護保険施行令の一部の改正により、令和8年度介護保険料において増額の影響を受ける被保険者に対し、増額分を減額するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第37号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第40号は、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度に整備した小・中学校の学習用タブレット端末について配備から5年が経過し、更新時期を迎えることから、端末の入替えを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（大和田和男君） 以上で各常任委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括して採決いた

します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第34号までの以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて、議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）、議案第39号 物品売買契約の締結について（小型動力ポンプ積載車購入）、議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）、議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について。以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第41号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大和田和男君） 日程第2、報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 報告第6号をお開き願います。

報告第6号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和8年4月29日午前8時53分頃、菅谷地内市道において市の職員が運転する救急車が左折したところ、相手方住宅敷地内の物置雨どいに接触し、損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を決定し、和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大和田和男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

なお、報告第6号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（大和田和男君） 日程第3、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（大和田和男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田和男君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和8年第2回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。重ねて感謝申し上げます。

本定例会を通じて、議員の皆様から賜りましたご意見やご提案につきましては、執行部といたしましても、真摯に受け止め、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き、効果的、効率的な市政運営に取り組んでまいります。

さて、来週22日からでございますが、本市の国際親善姉妹都市であるアメリカのオークリッジ市訪問団をお迎えし、中学生交換交流事業が実施されます。オークリッジ市訪問団の中学生10人につきましては、ホームステイをしながらホストファミリーとの交流を深めるとともに、小・中学校での交流事業、茶道、書道、さらには倭文織などの日本文化体験をしていただくことになります。

8日間という限られた期間とはなりますが、両市の子供たちが日米の文化や自然の違いを学ぶことで、国際感覚を養う貴重な経験になることを願っております。

今後もオークリッジ市との交流を推進しながら、両市の絆を深めてまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続きお力添えを賜りたくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大和田和男君） これにて令和8年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 大和田 和 男

那珂市議会副議長 小 池 正 夫

那珂市議会議員 寺 門 厚

那珂市議会議員 木 野 広 宣